

未来へつなぐ調布の環境 ～令和元年度 環境年次報告書～

調布市環境基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）・環境データの報告



調 布 市

この「未来へつなぐ調布の環境」～令和元年度 環境年次報告書～（以下、「本報告書」という。）は、平成28年3月に策定した調布市環境基本計画で定めた環境指標等に対する進捗状況及び調布市をとりまく環境等に係るデータを毎年報告するものです。今回は令和元年度の実績を掲載しています。本冊子が、環境に対する取組を市民の皆様と共に進めていくため、調布市の環境をより分かりやすくお伝えし、情報を共有するための一助となれば幸いです。

目 次

第1章 調布市環境基本計画の概要.....	1
1.1 計画の概要.....	1
1.2 計画期間.....	1
1.3 基本理念・目指す環境の将来像.....	1
1.4 重点プロジェクト.....	1
1.5 具体的な施策と目標体系.....	5
第2章 地域の概況.....	8
2.1 調布市の位置.....	8
2.2 調布市の地形.....	8
2.3 人口・世帯数.....	8
2.4 産業.....	9
2.5 土地利用.....	9
2.6 交通体系.....	10
2.7 上下水道.....	10
第3章 調布市環境基本計画に基づく進捗報告.....	11
3.1 「豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」の進捗状況.....	22
3.2 「人と環境が調和する快適で美しいまち」の進捗状況.....	35
3.3 「安心して暮らせる生活環境が確保されるまち」の進捗状況.....	45
3.4 「低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」の進捗状況.....	58
3.5 「みんなの力でより良い環境を目指すまち」の進捗状況.....	74
第4章 調布市の環境状況.....	
4-1 大気.....	84
4-2 水.....	126
4-3 騒音.....	160
4-4 振動.....	165
4-5 放射線.....	168
4-6 調布市環境モニターの植生調査結果.....	171
4-7 用語集.....	173

第1章 調布市環境基本計画の概要

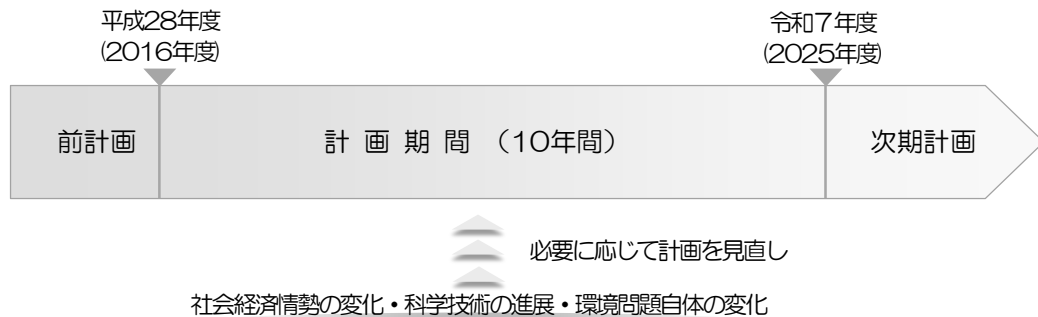
1.1 計画の概要

調布市では、「調布市環境基本条例」第9条に基づき、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなる「調布市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

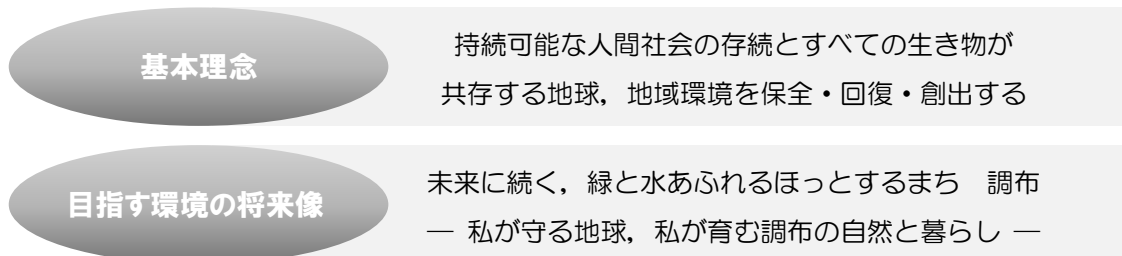
本計画は、市が目指す環境の将来像を明らかにし、環境に関する目標及び施策の方向性を示し、その実現に向けて、具体的な取組を総合的かつ横断的に推進を図ることで、実効性をあげる役割を担います。

1.2 計画期間

本計画の計画期間は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間です。



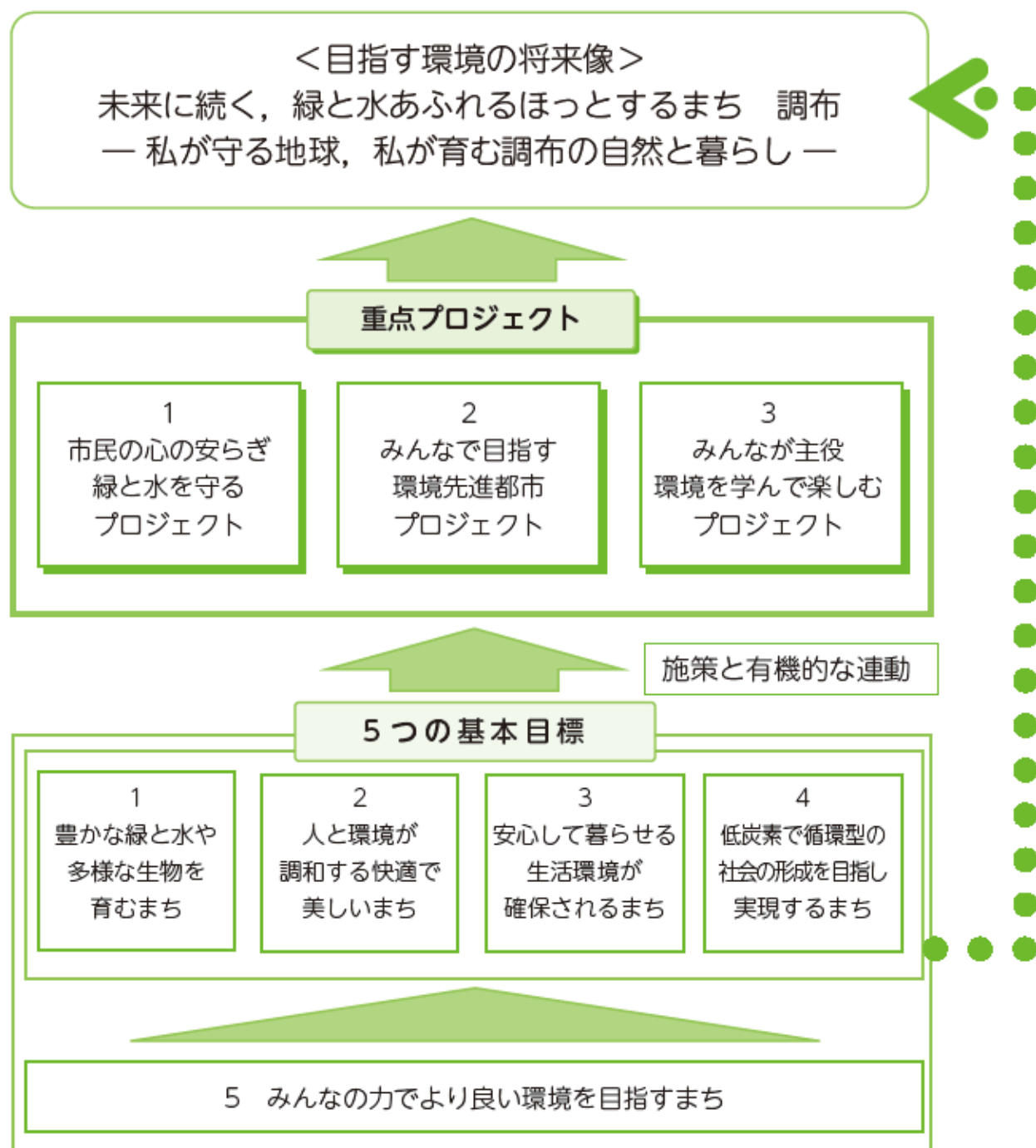
1.3 基本理念・目指す環境の将来像



1.4 重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

本計画では、目指す環境の将来像「未来に続く，緑と水あふれるほっとするまち 調布ー私が守る地球，私が育む調布の自然と暮らしー」の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための22の施策を位置づけています。計画期間内に特に重点的に取り組む主要な事業等について、重点プロジェクトとして位置付け、前期5年間を目途に計画的かつ効率的に施策の成果向上につなげるよう実行していきます。なお、新規事業については、調布市基本計画を始めとした関連計画との整合性や市の財政状況などを踏まえ、実施を目指します。



目指す環境の将来像の実現に向けた取組のイメージ

重点プロジェクトと施策との関係

重点プロジェクト 施 策		1 市民の心の安らぎ 守るプロジェクト 緑と水を	2 みんなで目指す 都市プロジェクト 環境先進	3 みんなが主役 楽しむプロジェクト 環境を学んで
基本目標1	1-① 緑の保全	○		
	1-② 水辺環境の保全・再生	○		
	1-③ 里山 環境の維持・保全	○		
	1-④ 生物の生息空間の保全	○		
	1-⑤ 多様な自然環境の活用			
基本目標2	2-① 景観形成の推進			
	2-② 歴史・文化環境の保全・継承			
	2-③ まちのうるおいの創出			
	2-④ 都市美化の推進			
基本目標3	3-① 大気汚染の防止			
	3-② 水質汚濁の防止			
	3-③ 騒音・振動の発生抑制			
	3-④ 化学物質等の対策の推進			
基本目標4	4-① 省エネルギーの推進		○	
	4-② 再生可能エネルギー等の活用推進		○	
	4-③ 環境に配慮したまちづくり		○	
	4-④ 地球温暖化への適応		○	
	4-⑤ 3 R 推進によるごみの減量		○	
	4-⑥ ごみの適正処理			
基本目標5	5-① 環境情報の集約・活用・発信			○
	5-② 活動を継続する担い手の育成と 啓発活動の推進			○
	5-③ 市民・事業者・市等の連携強化			○

プロジェクトの構成

本計画の実現のためには、基本目標のもとで示された方針ごとに掲げられた施策・事業により、まちづくりを着実に進めつつ、施策間での横断的な連携により相乗的な効果をあげて行く必要があります。このため本計画では、特に重点的に取り組むべき横断事業について第3章の施策・事業から抽出し、重点プロジェクトとして位置づけ、事業の推進を図ります。

重点プロジェクト1 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト

- 崖線樹林地等の公有化・保全管理
- 協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討
- 市民団体を交えた崖線樹林地の保全管理計画の策定
- 雨水浸透設備・雨水貯留設備の設置及び雨水利用の推進
- 計画区域内の生産緑地等の維持のための制度の検討
- 生態系の維持・回復
- 自然環境データベース化に向けた仕組みづくりの検討

重点プロジェクト2 みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト

- 家庭における省エネ型機器の普及啓発
- 省エネ・節電の啓発
- 低燃費車等の利用啓発
- 住宅における太陽光発電システム等の導入に対する普及啓発
- 低炭素まちづくりに向けた地域エネルギー利用効率化の検討
- 事業所・家庭へのエネルギー管理システム（BEMS, HEMS）の設置支援等の検討
- 豪雨対策の検討
- ごみの発生抑制に向けた市報・市ホームページ・広報誌等による意識啓発・情報提供

重点プロジェクト3 みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト

- 自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討
- 新たな環境情報発信方法の検討
- 幅広い市民を対象とした環境イベントの開催
- 雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施
- 環境リーダー等育成のための仕組みづくりの検討
- 小中学生等への環境活動機会の提供
- 環境活動ボランティア支援の仕組みづくりの検討
- 市民団体等が主体となって環境活動を実施する仕組みづくりの検討

1.5 具体的な施策と目標体系

目指す環境の将来像の実現に向けた今後10年間の取組の方向として、5つの基本目標を定め、それぞれの基本目標に施策の方針を定め、22の施策を体系化するとともに、施策ごとに具体的な取組や環境指標・目標値等を展開しています（計画の体系は次ページのとおり）。

表 1.5.1 調布市環境基本計画の具体的な施策と目標体系

将来像	基本目標	施策の方針		施策	
未来に続く 緑と水あふれるほっとするまち調布 「目指す環境の将来像」 私を守る地球 私が育む調布の自然と暮らし	1. 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1-(1)	緑と水の保全・再生	1-①	緑の保全
				1-②	水辺環境の保全・再生
				1-③	里山環境の維持・保全
		1-(2)	生物多様性の保全・活用	1-④	生物の生息空間の保全
				1-⑤	多様な自然環境の活用
	2. 人と環境が調和する快適で美しいまち	2-(1)	美しい街並みの形成	2-①	景観形成の推進
				2-②	歴史・文化環境の保全・継承
		2-(2)	快適な空間の確保	2-③	まちのうらおいの創出
				2-④	都市美化の推進
	3. 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち	3-(1)	公害のない環境の維持	3-①	大気汚染の防止
				3-②	水質汚濁の防止
				3-③	騒音・振動の発生抑制
				3-④	化学物質等の対策の推進
	4. 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち	4-(1)	低炭素まちづくりの推進	4-①	省エネルギーの推進
				4-②	再生可能エネルギー等の活用推進
				4-③	環境に配慮したまちづくり
				4-④	地球温暖化への適応
		4-(2)	循環型まちづくりの推進	4-⑤	3R推進によるごみの減量
				4-⑥	ごみの適正処理
	5. みんなの力でより良い環境を目指すまち	5-(1)	環境情報の整備・共有	5-①	環境情報の集約・活用・発信
		5-(2)	環境活動を担う人材の育成	5-②	活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進
		5-(3)	連携・協働の基盤づくり	5-③	市民・事業者・市等の連携強化

重点P	重点課題	環境指標	基準値 (H26年度)	目標値 (H37年度)
1		みどり率	36.0% ※H22	36.0% ※H32
1	★	公共が保全する緑の面積	146.63 ha	149.85 ha
1		市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所	8箇所
1	★	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力	66,828m ³ /h	115,600m ³ /h
1		雑木林ボランティア講座の延べ受講者数	72人	800人
1		市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数 (再掲)	5箇所	8箇所
1		自然環境調査の実施回数	7回	63回 (延べ回数)
1		特定外来生物 (植物) 駆除活動における対象面積	875m ² / 回	17,500m ² (延べ面積)
		自然観察会の実施回数	7回	70回 (延べ回数)
		自然体験学習の参加者人数	877人	9,000人 (延べ人数)
		公共が保全する緑の面積 (再掲)	146.63ha	149.85ha
		無電柱化道路延長	0m	1,380m (延べ距離数)
		調布には優れた景観があると思う市民の割合	84.3%	85.0% ※H30
		花いっぱい運動の実施箇所数	34箇所	51箇所
		市民一人当たりの公園面積	5.77m ²	5.66m ²
		美化推進重点地区数	7地区	11地区
		美化活動に参加した市民の数	9,513人	10,000人
		二酸化窒素 (NO ₂) の環境基準の年間未達成日数	1日	0日
		浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準の年間未達成状況	0日, 0時間	0日, 0時間
		微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準の年間未達成状況 (1日平均を確認) 【参考指標】	0日	0日
		雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値 (平均放流水質)	40mg / L以下	40mg / L以下
		道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数	1地点	0地点
		騒音相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況	85%	100%
		空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数 (【 】内は除染基準を超えた回数)	120回【0回】	120回【0回】
2		市役所から排出されるCO ₂ の削減	14,859t-CO ₂	13,343t-CO ₂
2		街路灯のLED化	0m	1,380m (延べ距離数)
2		市域から排出されるCO ₂ 排出量【参考指標】	829kt-CO ₂ ※H24	705kt-CO ₂ ※H35
2	★	補助要綱に基づく補助金交付対象となった太陽光発電システムの公称最大出力	367.88kW	2,520kW (延べ出力) ※H34
2		補助要綱に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池の助成件数	105件	700件 (延べ件数) ※H34
2		公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力	993.8kW	1,043.5kW
2		みどり率 (再掲)	36.0% ※H22	36.0% ※H32
2		市域から排出されるCO ₂ 排出量【参考指標】 (再掲)	829kt-CO ₂ ※H24	705kt-CO ₂ ※H35
2	★	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力 (再掲)	66,828m ³ / h	115,600m ³ / h
2		地球温暖化に係る情報提供数	25回	28回
2	★	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	389.7g / 人日	380g / 人日 ※H34
		最終処分量 (埋立量)	0	0 ※H34
		総資源化率	44.7%	47% ※H34
3		市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数	104回	115回
3	★	多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し、解説員として登録するボランティア人数	19人	40人
3		調布こどもエコクラブ加入者数	55人	500人 (延べ人数)
3	★	雑木林ボランティア講座の延べ受講者数 (再掲)	72人	800人
3		環境連携事業数	58回	580回 (延べ事業数)

※原則、基準値は平成26年度の実績値、目標値は令和7年度の値としているが、「※」の箇所は調布市基本計画及びその他の個別計画等により定められた指標等を活用しており、その計画等に記載されている年度を基準値または目標値としている。

第2章 地域の概況

2.1 調布市の位置

調布市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心へ約20kmの距離にあります。市域は、東西約7km、南北約5.7kmと東西方向にやや長く、総面積は21.58km²です。



図 2.1.1 東京都内における調布市の位置

2.2 調布市の地形

多摩川に向かって、武蔵野段丘、立川段丘、多摩川沖積低地が形成されています。武蔵野段丘と多摩川沖積低地の高低差は約30mあり、「はけ」と呼ばれる国分寺崖線、布田崖線及び仙川崖線の斜面が見られるのが特徴です。

南部を流れる多摩川を始め、崖線下の湧水を主な水源とする野川、仙川、入間川が市内を流れています。

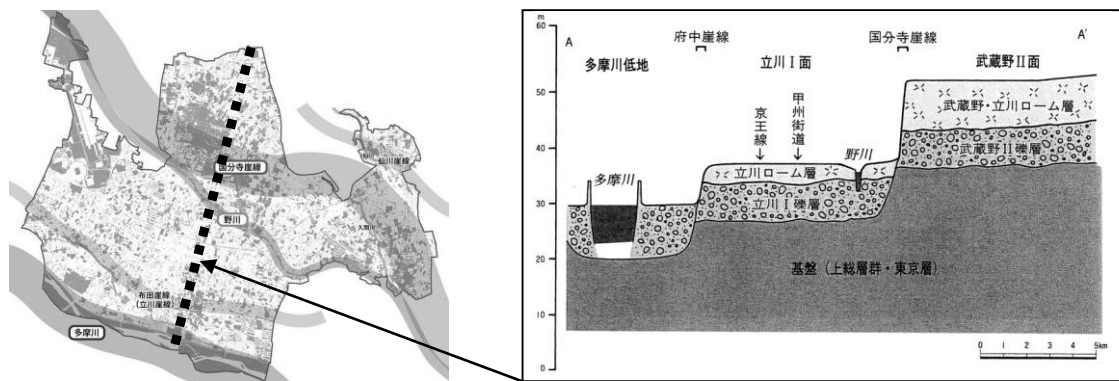


図 2.2.1 調布市の位置と地勢

(資料:「調布市景観基本計画」平成 24 年 4 月(左図),「図説調布の歴史」平成 12 年 3 月(右図))

2.3 人口・世帯数

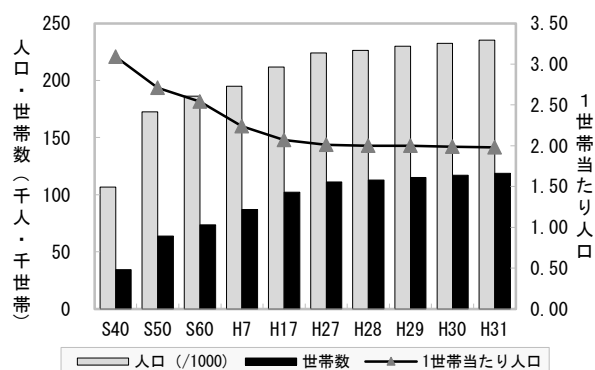


図 2.3.1 人口・世帯数の推移
(各年 1 月 1 日現在, 資料: 調布市の世帯と人口)

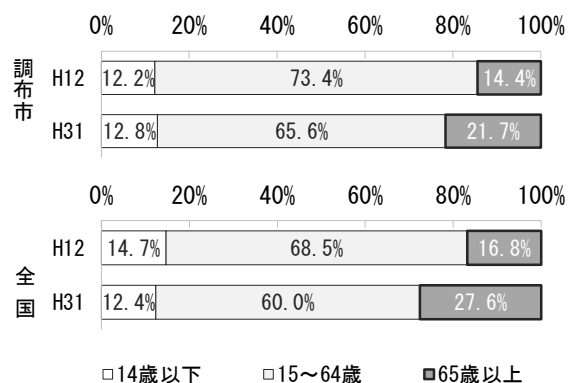


図 2.3.2 年齢別人口比の比較(調布市・全国)
(各年 1 月 1 日現在, 資料: 調布市の世帯と人口, 総務省統計局)

2.4 産業

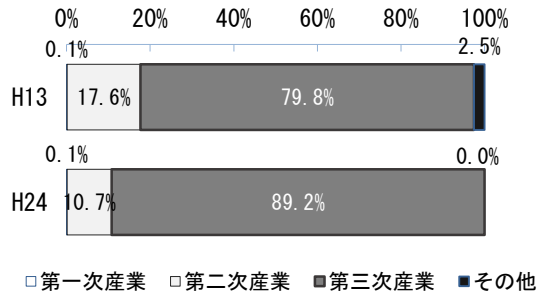


図 2.4.2 産業従業者の内訳
(資料：調布市統計書平成 14 年版，平成 26 年版)

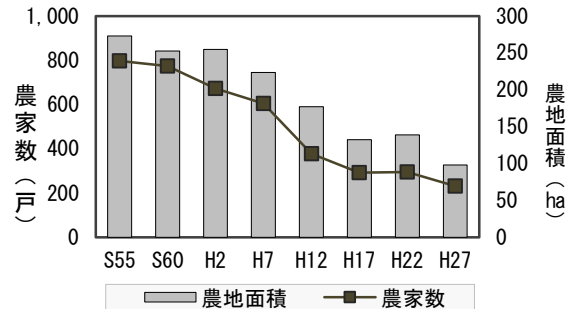


図 2.4.1 農地面積・農家数の推移
(資料：調布市統計書平成 18 年版，平成 27 年版)

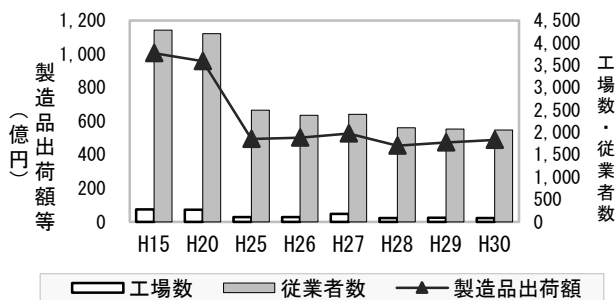


図 2.4.3 工場数・従業者数・製造品出荷額の推移
(資料：調布市統計書平成 27 年版，平成 30 年工業統計調査報告(東京都))

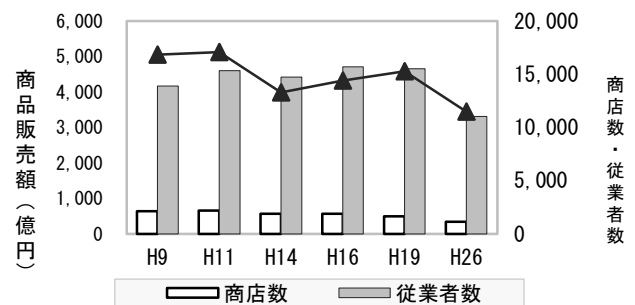


図 2.4.4 商店数・従業者数・商品販売額の推移
(資料：調布市統計書平成 27 年版，平成 26 年商業統計確報(経済産業省))
※商業統計調査は平成27年以降実施されていません。

2.5 土地利用

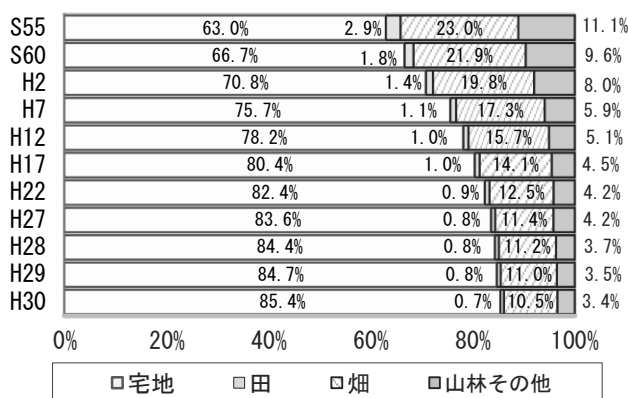


図 2.5.1 地目別土地利用の内訳の推移
(資料：調布市統計書平成 30 年版)

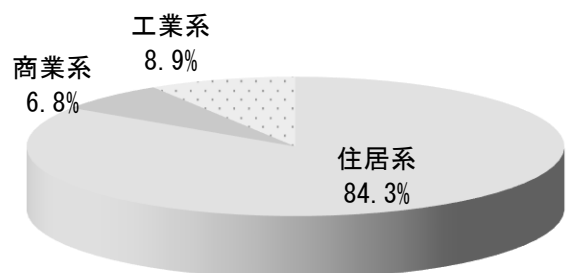


図 2.5.2 用途地域の内訳
(平成 31 年 3 月末現在，
資料：調布市統計書平成 30 年版)

2.6 交通体系

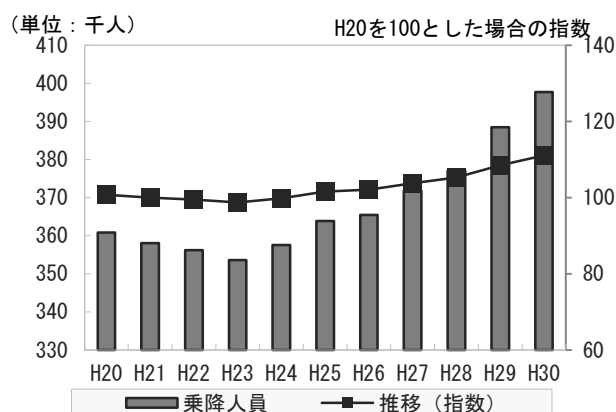


図 2.6.1 鉄道乗降人員の推移
(資料：調布市統計書平成 21 年版，平成 27 年版，
京王線ホームページ)

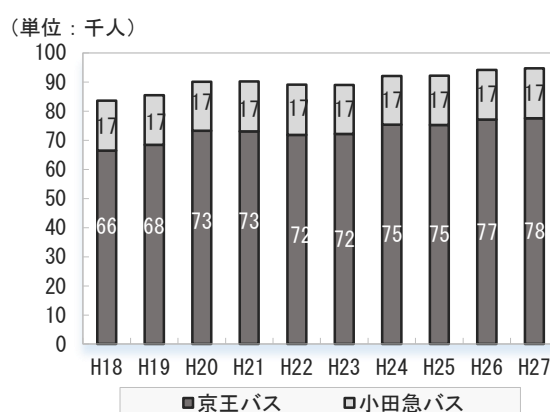


図 2.6.2 路線バス輸送人員の推移
(資料：調布市統計書平成 18 年版～平成 27 年版)

2.7 上下水道

年度	給水人口	配水量	一日平均配水量
H23	224,339	25,238,400	68,957
H24	225,057	25,104,600	68,780
H25	226,178	25,047,100	68,622
H26	226,435	24,733,000	67,762
H27	229,644	24,950,000	68,169

図 2.7.2 水道配水量の推移 (単位： m^3)
(資料：調布市統計書平成 27 年版)

年度	処理区域面積(ha)	処理区域人口(人)	水洗化人口(人)	管渠延長(km)
H24	1,955	223,220	223,144	553
H25	1,955	223,947	223,871	553
H26	1,955	224,703	224,627	553
H27	1,955	227,208	227,140	553
H28	1,955	230,865	230,799	553
H29	1,955	233,408	233,343	553
H30	1,955	235,805	235,740	553

図 2.7.1 下水道の普及状況
(資料：調布市統計書平成 30 年版)

第3章 調布市環境基本計画に基づく進捗報告

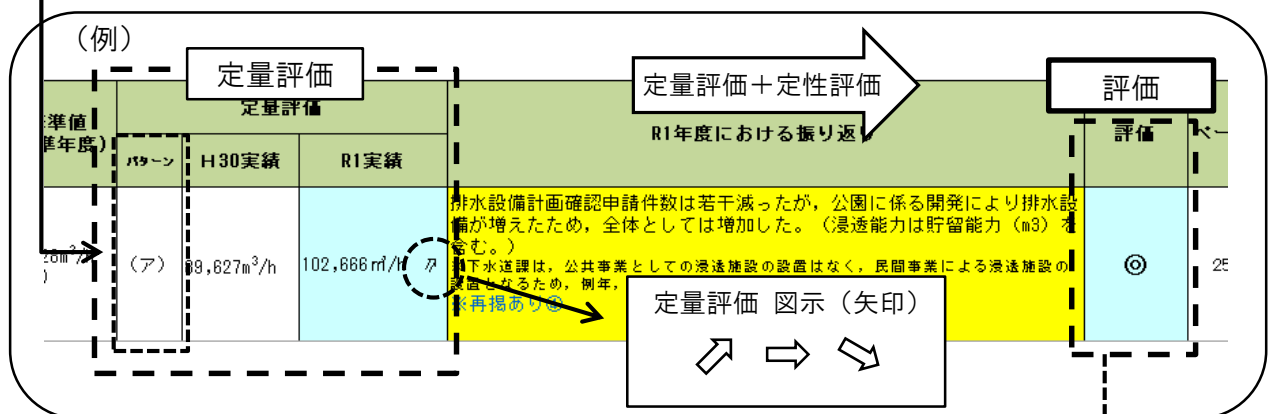
＜評価の考え方＞

当該年度に達成すべき目標値に達しているかどうか（定量評価）に加え、当該年度における行動プロセス（定性評価）を加味したものを「評価」としました。

（定量評価のパターン）

定量評価については、基準値と目標値の関係から、次の3パターンに分類されます。

- （ア） 基準値（平成26年度までの実績値）から累計し、最終目標値を目指すもの
※該当する場所の数や面積など
- （イ） 平成28年度から累計し、最終目標値を目指すもの（基準値は平成26年度の参考実績）
※イベント参加人数など
- （ウ） 該当年度における実績値が、目標値に達しているかどうかのみを判断するもの
※観測値が環境基準に達しているかなど



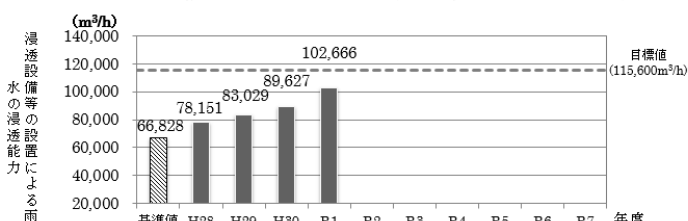
（例）環境指標の達成状況（p22～

【環境指標の達成状況】

表 3.1.5 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力							重点プロジェクト指標1						
目標値 (R7)	115,600m ³ /h							下水道課、道路管理課、環境政策課、緑と公園課、街づくり事業課						
基準値 (H26)	66,828m ³ /h													
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7				
評価	78,151	83,029	89,627	102,666	-	-	-	-	-	-	◎	△	○	○

図 3.1.4 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）浸透設備等の設置による雨水の浸透能力



評価

- ◎ 計画どおり（計画以上）に目標を達成した。
・ 予定した取組成果が得られた。
- おおむね計画どおりに目標を達成した。
・ 一定の取組成果が得られた。
- △ 目標達成までには至らなかった。
・ 予定した取組成果が得られなかった。

表 3.1 調布市環境基本計画の令和元年度の環境指標進捗状況

基本 目標	方 針	施 策	施策（取組）の内容	重点P 指標	環境指標	課 名	目標値 (目標年度)
1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1・ (1) 緑と水の保全・再生	1-① 緑の保全	■調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進 ■湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全	-	みどり率	緑と公園課	36.0% (R2)
				★	公共が保全する緑の面積（指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。）	緑と公園課	149.85 ha (R7)
				-	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	緑と公園課	8箇所 (R7)
		1-② 水辺環境の保全・再生	■雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養 ■健全な水循環の形成に向けた啓発 ■開発事業等における地下水・湧水保全への配慮 ■市民等との協働による水辺環境の維持管理	★	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力	下水道課 道路管理課 環境政策課 緑と公園課 街づくり事業課	115,600m ³ /h (R7)
	1・ (2) 生物多様性の保全・活用	1-③ 里山環境の維持・保全	■農地の保全に向けた仕組みづくり ■里山環境の総合的な維持・保全と活用	-	雑木林ボランティア講座の延べ受講者数	環境政策課	800人 [延べ人数] (R7)
				-	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数（再掲）	緑と公園課	8箇所 (R7)
		1-④ 生物の生息空間の保全	■生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進 ■生態系ネットワークの形成 ■在来種の保護及び特定外来生物（植物）の駆除 ■生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討	-	自然環境調査の実施回数	環境政策課	63回 [延べ回数] (R7)
				-	特定外来生物（植物）駆除活動における対象面積	環境政策課	17,500m ² [延べ面積] (R7)

凡例 重点プロジェクトの施策 ★重点プロジェクト対象指標

基準値 (基準年度)	定量評価			R1年度における振り返り	評価	ページ
	パターン	H30実績	R1実績			
36.0% (H22)	(ウ)	35.5% (H27)	34.1% ↓	調査は概ね5年に1度実施している。令和元年度の緑被調査ではみどり率は34.1%であった。土地所有者の事情により生産緑地等の減少が進み、みどり率は低下しているものの、崖線や緑地・緑道・公園の公有地化が進み、公園・緑地等の面積は増加している。引き続きみどり率を維持するため、緑の施策を推進していく。 ※再掲あり①	○	22
146.63ha (H26)	(ア)	149.16ha	149.27ha ↗	保全地区の指定解除により約500㎡の緑が減少したが、深大寺元町特別緑地保全地区（深大寺元町3丁目）における約692㎡の取得や開発に伴う提供公園等により、約1,645㎡の公園緑地の面積が増加するなど、公共が保全する緑の面積は前年度より増加した。引き続き、緑の面積を増やすため、緑の施策を推進する。 ※再掲あり②	○	23
5箇所 (H26)	(ア)	5箇所	5箇所 ↓	入間町1丁目緑地、深大寺自然広場、若葉町3丁目第3緑地、若葉町3丁目第1緑地・第2緑地、上石原2丁目布田崖線緑地の5箇所の緑地等の管理を行う市民ボランティア団体と協働し、当該緑地等の保全活動を実施した。また、入間町2丁目緑地の保全管理計画について具体的手法の学習会の実施など、市民団体との協働による保全活動をさらに進める取組を行った。深大寺自然広場については、自然環境の現地調査やワークショップ等により地域住民の意見を伺い、保全管理計画を策定した。継続して現在の緑地等の管理を、市民ボランティア団体と協働して行っていくとともに、実施箇所の増加についても検討・調整していく。 なお、令和2年度に向けて、入間町2丁目緑地において新たに1団体の立ち上げ準備を進めることができた。 ※再掲あり③	○	23
66,828m³/h (H26)	(ア)	89,627m³/h	102,666m³/h ↗	排水設備計画確認申請件数は若干減ったが、公園に係る開発により浸透設備が増えたため、全体としては増加した。（浸透能力は貯留能力（m³）を含む。） ※下水道課では、公共事業としての浸透施設の設置を行っておらず、民間事業による浸透施設の設置申請件数及び面積を実績としている。 ※再掲あり④	◎	25
72人 (H26単年度)	(イ)	163人 (37人)	244人 (81人) ↓	雑木林管理に係る人材育成のため、ちょうふ環境市民会議が企画・運営する雑木林ボランティア講座を6回開催し、延べ81人の参加があり、単年度の状況としては、前年度と比べ大幅に増加した。 令和元年度は同地域から友人同士などの参加が多く、環境への関心の局所的な高まりが、人数増の一因と考えられる。また、本受講者16人のうち、環境活動ボランティア人材として登録された12人に対し、翌年度末まで、環境活動イベントへの案内送付など、環境活動ボランティア活動への参加支援を継続することとした。今後も、雑木林ボランティアの受講者数の増に努める。 ※再掲あり⑤	○	27
5箇所 (H26)	(ア)	5箇所	5箇所 ↓	※再掲③	○	28
7回 (H26単年度)	(イ)	19回 (7回)	23回 (4回) ↓	多摩川、野川及び仙川、並びに佐須の用水において、底生生物、付着藻類の調査を実施し、野川及び仙川において、魚類調査を実施した（1回）。調査は継続的に実施していく。 湧水調査は概ね3年に1回調査を行っており、直近では平成30年度に実施している。 調布市環境モニター活動において、植物調査を実施した（3回）。今後も定点観察を取り入れた植物調査を継続するなど、調査内容の充実を図る。 なお、新型コロナウイルスの影響に伴い一部企画（鳥類観察等）を中止した。	△	30
875m² (H26)	(イ)	5,250m² (1,750m²)	7,000m² (1,750m²) ⇒	（一社）生物多様性保全協会との共催にて、多摩川河川敷の定点（875m²）において、6月と9月の2回、総参加者69人で特定外来生物（植物）の駆除活動を実施した。引き続き生物多様性保全のため、特定外来生物（植物）の駆除活動を実施していく。	◎	31

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	重点P指標	環境指標	課名	目標値 （目標年度）
1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1・ （2） 生物多様性の保全・活用	1-⑤ 多様な自然環境の活用	■緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進 ■自然環境の活用	-	自然観察会の実施回数	環境政策課	70回 [延べ回数] (R7)
				-	自然体験学習の参加者人数	環境政策課	9,000人 [延べ人数] (R7)
2 人と環境が調和する快適で美しいまち	2・ （1） 美しい街並みの形成	2-① 景観形成の推進	■自然の眺望を活かした都市景観づくり ■調和のとれた街並みの形成 ■洗練された街並みの保全・創出	-	公共が保全する緑の面積（指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。）（再掲）	緑と公園課	149.85ha (R7)
				-	無電柱化道路延長	街づくり事業課	1,380m [延べ距離数] (R7)
		2-② 歴史・文化環境の保全・継承	■歴史・文化環境の保全・継承 ■歴史・文化を活かした景観づくりの推進	-	調布には優れた景観があると思う市民の割合	都市計画課	85.0% (H30)
	2・ （2） 快適な空間の確保	2-③ まちのうるおいの創出	■緑が豊かな環境づくり ■公園・緑地等の適正配置と維持	-	花いっぱい運動の実施箇所数	緑と公園課	51箇所 (R7)
				-	市民一人当たりの公園面積	緑と公園課	5.66m ² (R7)
		2-④ 都市美化の推進	■公衆マナーの順守を目指した意識啓発 ■市民参加による美化活動の推進 ■美化対策の推進	-	美化推進重点地区数	環境政策課	11地区 (R7)
				-	美化活動に参加した市民の数	環境政策課	10,000人 (R7)

基準値 (基準年度)	定量評価			R1年度における振り返り	評価	ページ
	パターン	H30実績	R1実績			
7回 (H26単年度)	(イ)	20回 (6回)	23回 (3回) ↓	調布市環境モニター活動において、植物調査等を3回実施した。植生調査の参加者からは、『これまでただ「雑草」としか見ていなかった河川敷が、違ったものに見えてきました。』という感想をいただいた。今後も、参加者の興味を喚起するような企画を実施するとともに、引き続き自然観察会等を実施し環境保全意識の向上を図り、調布の自然環境を学ぶ行動につなげていく。 なお、例年実施していた「そぞろ歩き」等の企画は、新型コロナウイルスの影響に伴い中止した。	○	33
877人 (H26単年度)	(イ)	3,170人 (1,700人)	5,032人 (1,862人) ↑	調布水辺の楽校(計4回, 658人)、調布こどもエコクラブ(計5回, 152人)、雑木林ボランティア講座(計6回, 81人)、神代農場公開講座(計5回, 72人)、多摩川自然情報館月別イベント(計8回, 138人)、深大寺・佐須地域の公有化土地の暫定利用における環境学習(延べ参加人数761人)の参加があった。アンケート等でいただいた声を体験学習の内容に反映しつつ、今後も会員数増のために、市ホームページなど広報活動に努めていく。 なお、新型コロナウイルスの影響に伴い一部企画を中止した。	○	34
146.63ha (H26)	(ア)	149.16ha	149.27ha ↑	※再掲②	○	35
0m (H26)	(ア)	1,177m (0m)	1,177m (0m) ↓	電線共同溝の設置により、電線類を地中に埋設し、無電柱化による美しい街並みの形成を推進していく。令和元年度は、調布3・4・28号線(延長約200m)の電線共同溝整備工事を実施した。	○	36
84.3% (H26単年度)	(ウ)	82.5%	85.1% ↑	令和元年度は「調布には優れた景観があると思う市民の割合」が前年度より2.6ポイント上昇し85.1%となった。これは、中心市街地(調布・布田・国領駅周辺)の整備が進み周辺の商業施設・住環境が充実してきたうえ、令和元年9月から始まったラグビーワールドカップ2019の開催に伴い、多くの国内外観光客が調布市に訪れ、過去最高の集客を集めた実績を踏まえ、多くの市民が調布市の街並み景観を誇らしく感じられるようになってきた事が一因であると思われる。今後も調布市景観計画の運用を実施し、良好な景観形成に取り組んでいく。	◎	38
34箇所 (H26単年度)	(ア)	52箇所	46箇所 ↓	花いっぱい運動は、花や緑のまちづくりを推進するため、花や緑を育てる市民団体に、その運動のための経費を補助する事業である。令和元年度は、前期41件、後期41件の合計82件の申請を46団体から受け、46箇所において花いっぱい運動を実施した。都合により活動を中止する団体もあるため、団体数を増やしていくための取組に努める。	△	40
5.77m ² (H26)	(ウ)	5.48m ²	5.45m ² ↓	令和元年度は1,700人を超える大幅な人口増の影響があり、1人当たりの公園面積は減少したものの、公園全体の面積は増加している。公園面積の維持を図りつつ、機能再編整備等による公園の質の向上も図る。	○	41
7地区 (H26)	(ア)	8地区	8地区 ↓	現在、美化推進重点地区を8地区指定している。令和元年度は、各地区での市民等による美化活動の支援を行い、都市美化の推進を図った。また、平成31年3月に制定し令和元年7月1日から施行した調布市受動喫煙防止条例に基づき、令和元年7月から市内9駅周辺を「路上等喫煙禁止区域」に指定し、区域内の路上を全面禁煙とした。同年9月からは巡回員による区域内パトロールを行い指導・周知に努めた。また、ラグビーワールドカップ日本大会2019を契機に駅前クリーン作戦を行うことで、都市美化に対する意識喚起を図るなど、美化推進重点地区指定に向けた取組を行った。	○	42
9,513人 (H26単年度)	(ウ)	7,370人	4,428人 ↓	春の多摩川クリーン作戦1,038人、調布駅前クリーン作戦79人、飛田給駅前クリーン作戦53人、喫煙マナーアップキャンペーン159人、マナーアップ清掃(仙川駅・京王多摩川駅)248人、地域清掃2,851人で、合計4,428人の参加にとどまった。引き続き多くの市民に参加いただいております。市民協働の取組を実施することができている。今後については、様々な媒体を活用し本事業の周知を図るとともに、市民が参加しやすい事業の在り方を調査研究するなど、参加人数の増加に努める。 なお、台風19号の影響により秋の多摩川クリーン作戦・野川クリーン作戦は中止。また、調布駅前クリーン作戦は、ラグビーワールドカップ2019開催に合わせ10月に2回目を実施予定のところ、荒天のため中止。	○	43

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	重点P指標	環境指標	課名	目標値 （目標年度）
3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち	3・（1） 公害のない環境の維持	3-① 大気汚染の防止	■事業活動に伴う大気汚染の防止 ■自動車排出ガスによる大気汚染の防止 ■微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応 ■悪臭・臭気等の発生防止	-	二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準の年間未達成日数 （環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること）	環境政策課	0日 （R7）
				-	浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準の年間未達成状況 （環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること）	環境政策課	0日 0時間 （R7）
				-	微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準の年間未達成状況【参考】 （環境基準：1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。この環境指標では、1日平均を確認）	環境政策課	0日 （R7）
		3-② 水質汚濁の防止	■工場排水の水質汚濁負荷の低減 ■家庭における生活排水対策の推進	-	雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質）	下水道課	40mg/L以下 （R7）
		3-③ 騒音・振動の発生抑制	■事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制 ■道路交通騒音・振動の発生抑制 ■生活騒音の発生抑制	-	道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数	環境政策課	0地点 （R7）
				-	騒音苦情が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況	環境政策課	100% （R7）
		3-④ 化学物質等の対策の推進	■有害化学物質による汚染の防止 ■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進 ■地下水保全に向けた調査・規制 ■放射線等に関する情報の蓄積・提供	-	空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数	環境政策課	120回【0回】 【】内は除染基準を超えた回数 （R7）

基準値 (基準年度)	定量評価			R1年度における振り返り	評価	ページ
	パターン	H30実績	R1実績			
1日 (H26単年度)	(ウ)	0日	0日	⇒ 令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上、下石原交差点前）及び仮設測定局（市内3地点※1）において、二酸化窒素が環境基準※2を超えた日はなかった。 二酸化窒素は、年平均濃度でみると都内全域において、ゆるやかな減少傾向である。今後も東京都環境局と連携し、大気環境の向上に努めていく。	○	46
0日 0時間 (H26単年度)	(ウ)	0日 0時間	0日 0時間	⇒ 令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上、下石原交差点前）及び仮設測定局（市内3地点※1）において、浮遊粒子状物質が環境基準※2を超えた日はなかった。浮遊粒子状物質は、都内全域において、年平均濃度でみると数年横ばい減少傾向である。今後も東京都環境局と連携し、大気環境の向上に努めていく。	○	47
0日 (H26単年度)	(ウ)	0日	0日	⇒ 令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上、下石原交差点前）及び仮設測定局（市内3地点）において、微小粒子状物質（PM _{2.5} ）が環境基準を超えた日はなかった。 都内大気中のPM _{2.5} 濃度は、ボイラー、廃棄物焼却炉などの固定発生源対策などの効果で、平成13年度からの10年間で約55%減少した。今後も東京都環境局と連携し、大気環境の常時監視を継続していく。また、野焼きなどの現場指導・啓発にも努めていく。	○	48
40mg/L以下 (H26単年度)	(ウ)	18.5mg/L	9.2mg/L	⇒ 令和2年2月29日0時～3時の降雨時に、吐口からの放流水質（BOD）を計測し、平均放流水質を算定したところ、9.2mg/Lとなり、基準値（40mg/L）以下であった。引き続き住宅等の新築・建替の際に、排水設備への雨水貯留浸透施設の設置を推進し、下水道への雨水流入の抑制を図ることで、雨天時に下水道から河川等公共用水域へ放流される汚濁負荷量の削減に努めていく。	◎	50
1地点 (H26単年度)	(ウ)	1地点	0地点	⇒ 低騒音舗装の敷設などの対策により、要請限度超過が改善されつつある。平成30年度は国道20号の夜間測定結果が71dBと、要請限度値（70dB）を超過したが、令和元年度は国道20号の夜間測定結果が70dBとなり、要請限度値以内だった。 今後も、継続して道路交通騒音調査を実施し、調査結果を国及び都へ報告をすることで、対応策を求めていく。	○	52
85% (H26単年度)	(ウ)	85%	85%	⇒ 騒音苦情全体としては、横ばいまたはゆるやかな減少傾向にあるが、工場や指定作業場から発生する騒音についての苦情は絶えない（環境確保条例に基づく事務処理状況報告による）。また、工場・指定作業場の設置件数が廃止件数を上回っているため、今後も事業者による近隣への配慮等について、継続して啓発に努めていく。	○	53
120回【0回】 【】内は除染基準を超えた回数 (H26単年度)	(ウ)	120回【0回】	120回【0回】	⇒ 市内定点10箇所（保育園、小学校、児童館、公園）について、毎月1回、空間放射線量を測定し、除染基準（0.23μSv/h）を超える数値は確認されなかった。測定結果は、毎月市報及び市ホームページにおいて周知を図った。引き続き空間放射線量の把握に努めていく。	○	55

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	重点P指標	環境指標	課名	目標値（目標年度）
4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち	4・（１） 低炭素まちづくりの推進	4-① 省エネルギーの推進	■住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進 ■公共施設や事務所等における省エネルギーの推進 ■低燃費車等の利用及びエコドライブ普及の啓発	-	市役所から排出されるCO ₂ の削減（市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象）	環境政策課	13,343t-CO ₂ （R7）
				-	街路灯のLED化（街路灯をLED化した道路整備距離数）	街づくり事業課	1,380m [延べ距離数] （R7）
				-	市域から排出される温室効果ガス排出量【参考指標】（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。）	環境政策課	705kt-CO ₂ eq（R5）※2
		4-② 再生可能エネルギー等の活用推進	■再生可能エネルギー利用設備等の導入推進 ■再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究	★	補助要綱に基づく補助金交付対象となった太陽光発電システムの公称最大出力（補助要綱：調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付要綱（平成25年要綱第29号））	住宅課	2,520kW [延べ出力] （R4）
				-	補助要綱に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池の助成件数（補助要綱：調布市地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金交付要綱（平成23年要綱第85号））	住宅課	700件 [延べ件数] （R4）
				-	公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力	環境政策課	1,043.5kW（R7）
		4-③ 環境に配慮したまちづくり	■緑を活かした地球温暖化への対応 ■交通体系の低炭素化 ■エネルギーの有効利用の推進	-	みどり率（再掲）	緑と公園課	36.0%（R2）
				-	市域から排出される温室効果ガス排出量【参考指標】（再掲）（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。）	環境政策課	705kt-CO ₂ eq（R5）※2
		4-④ 地球温暖化への適応	■地球温暖化に関する情報の提供 ■ライフスタイルによる適応 ■気候変動に伴う異常気象への適応	-	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力（再掲）	下水道課 道路管理課 環境政策課 緑と公園課 街づくり事業課	115,600m ³ /h（R7）
				-	地球温暖化に係る情報提供数	環境政策課	28回（R7）

基準値 (基準年度)	定量評価			R1年度における振り返り	評価	ページ
	パターン	H30実績	R1実績			
14,859t-CO ₂ (H26単年度)	(ア)	14,555t-CO ₂	14,528t-CO ₂ ㇿ	平成26年度と比較し、CO ₂ 排出量が2.2%減少している。減少要因としては、電気のCO ₂ 係数の減少がある。エネルギー使用量の増加要因として公共施設数の増加、小・中学校のクラス数の増加や熱中症対策に伴う空調設備新設などがあげられる。引き続き、市役所から排出されるCO ₂ の削減に努める。	○	58
0m (H26)	(ア)	337m (0m)	337m (0m) ㇿ	令和元年度に新設したLED照明については、都市計画道路においての実績はなし。 参考実績：市道東110号線 1箇所、市道南155-4号線ほか道路改良工事 8箇所、市道南199号線 6箇所	△	59
829kt-CO ₂ eq (H24)※2	(ア)	732kt-CO ₂ eq (H28)	758kt-CO ₂ eq (H29) ㇿ	平成24年度と比較し、市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成29年度は71kt-CO ₂ eq (8.6%) の削減、エネルギー消費量についても、平成29年度は666TJ (8.0%) の削減となっている。 「多摩地域の温室効果ガス排出量」報告書(2020年3月)において、平成29年度に多摩地域全体で『世帯当たりエネルギー消費量が東日本大震災以降初めて顕著な増加』となっており、『主な原因は、厳冬による暖房需要の増加である』としている。調布市においては、民生家庭部門の世帯数及び民生業務部門の延床面積が増加していることも一因となっている。 引き続き、国や都と連携し、削減の周知啓発を実施していく。 ※再掲あり⑥	△	59
367.88kW (H26)	(イ)	562.53kW (162.16kW)	820.24kW (257.71kW) ㇿ	令和元年度は、太陽光発電設備取付け等補助件数が65件、太陽光発電システムの公称最大出力の合計は257.71kWとなり、平成30年度(33件、公称最大出力の合計162.16kW)より増加した。補助制度について、市ホームページへの掲載に加えて、国や都のホームページの自治体の住宅リフォーム等に関する制度一覧等への掲載など、周知を図っていく。	○	61
105件 (H26)	(イ)	516件 (209件)	668件 (152件) ㇿ	前年度より申請件数が57件減少したが、引き続きニーズがあるものと見込んでいる。既存住宅への設置も一定数あるが、新築住宅に予め設置されているケースが増加しており、住宅販売業者が補助制度を案内し、申請につながっていると考えられる。引き続き、市ホームページへの掲載等により、補助制度の周知を図っていく。	○	62
993.8kW (H26)	(ア)	1,029.2kW	1,029.2kW ㇿ	令和元年度末現在、調布市が設置した太陽光発電システムは10箇所(公称最大出力104.6kW)、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電システムは34箇所(公称最大出力924.6kW)である。引き続き、現在の太陽光発電システムを維持していくとともに、公共施設の新築時等には、再生可能エネルギーの採用を検討し、設置に努める。	○	62
36.0% (H22)	(ウ)	35.5% (H27)	34.1% ㇿ	※再掲①	○	64
829kt-CO ₂ eq (H24)※2	(ア)	732kt-CO ₂ eq (H28)	758kt-CO ₂ eq (H29) ㇿ	※再掲⑥	△	65
66,828m ³ /h (H26)	(ア)	89,627m ³ /h	102,666m ³ /h ㇿ	※再掲④	◎	67
25回 (H26単年度)	(ウ)	29回	31回 ㇿ	令和元年度は、東京都事業、太陽光や風力などの自然を活用した電気をお得に利用できるキャンペーンや省エネ性能の高い機器への買い替えにポイントを付与、国の補助事業等について記事を掲載した。引き続き、国や都と連携し、削減対策を実施していく。	◎	68

基本 目標	方 針	施 策	施策（取組）の内容	重点P 指標	環境指標	課 名	目標値 (目標年度)
4 低炭素で循環型の社会の形成を 目指し実現するまち	4、 (2) 循環型まちづくりの推進	4-⑤ 3R推進による ごみの減量	■ごみの発生抑制に向けた啓発 ■市民・事業者の自主的な取組の支援	★	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	ごみ対策課	360g/人日 (R4)※1
		4-⑥ ごみの適正処理	■ごみの安定処理の確保 ■不法投棄対策の充実	-	最終処分量（埋立量）	ごみ対策課	0 (R4)※1
				-	総資源化率	ごみ対策課	43% (R4)※1
5 みんなの力でより良い環境を目指すまち	環境情報の整備・共有	5-① 環境情報の集約・活用・発信	■環境情報の集約・活用 ■環境情報の提供 ■環境情報発信の検討	-	市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数	環境政策課	115回 (R7)
	5、 (2) 担う人材の育成 環境活動を	5-② 活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進	■学校での環境教育の推進 ■地域での環境学習の支援 ■環境についての伝承や活動をリードする人材の育成 ■市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施 ■小中学生などに適した啓発活動の実施	★	多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し、解説員として登録するボランティア人数	環境政策課	40人 (R7)
				-	調布こどもエコクラブ加入者数	環境政策課	500人 [延べ人数] (R7)
				★	雑木林ボランティア講座の延べ受講者数（再掲）	環境政策課	800人 [延べ人数] (R7)
	協働の基盤づくり	5-③ 市民・事業者・市等の連携強化	■環境保全活動の拠点となる場の提供 ■活動支援のための制度・仕組みづくり ■環境保全活動の環（わ）の拡大	-	環境連携事業数	環境政策課	580回 [延べ事業数] (R7)

基準値 (基準年度)	定量評価			R1年度における振り返り	評価	ページ
	パターン	H30実績	R1実績			
374.2g/人日 (H29)※1	(ウ)	370.8g/人日	378.0g/人日 ㇿ	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(原単位)は378.0gとなり、基準年度と比較すると3.8gの増加となった。消費税増税の駆け込み需要や新型コロナウイルスにより自宅で過ごすことが増えたことが要因だと推察される。市で排出されるごみのうち、一番多くを占める家庭系可燃ごみは、前年度より6.5g/人日増加した。令和元年度の組成分析調査では食品ロスが6.4%あることがわかった。今後、広報等により食品ロスの削減を行うことが不可欠である。粗大ごみについても、前年度より2.2g/人日増加している。クリーンセンター移転に伴う持ち込みによる粗大ごみを従量制としたことや持込日の追加、また、消費税増税による家具の買い替えなどが考えられる。	△	70
0 (H29)※1	(ウ)	0	0 ⇒	焼却残さ=4,260t、焼却灰のエコセメント化量=4,260tとなった。適正に処理が行われているため、今後も現状を維持するよう事業を推進していく。	○	72
43.5% (H29)※1	(ウ)	43.2%	42.4% ㇿ	令和元年度：総資源化量=26,021t、総ごみ量=61,393t 平成30年度：総資源化量=25,976t、総ごみ量=60,145t 平成29年度：総資源化量=26,171t、総ごみ量=60,159t ※総資源化率=総資源化量÷総ごみ量 総資源化率が減少した要因としては、古紙の収集量の減少や総ごみ量の増加が考えられる。今後、市民・事業者への広報啓発を強化するなど、資源化を推進していく。	△	72
104回 (H26単年度)	(ウ)	126回	126回 ⇒	中学生の環境への関心を高めるため、中学生を対象とした広報誌「みらいへつなごう～ちょうふのかんきょう～」を発行し、市内公立中学校全8校の生徒全員に配布し、若い世代への環境情報の提供に努めた。また、クール・ネット東京の温暖化対策施策の紹介等を行った。引き続き市報やホームページのほか、ツイッター、フェイスブックといった新たな広報媒体も活用した環境情報の提供による啓発を行っていく。 なお、新型コロナウイルス及び荒天の影響に伴い企画の一部が中止されているため、情報提供回数が減少している。	◎	74
19人 (H26)	(ア)	27人	30人 ㇿ	平成30年度までのボランティア解説員登録数は27人、令和元年度向け(平成30年度実施)ボランティア解説員養成講座受講(修了)人数は3人で、令和元年度末現在ボランティア解説員は30人となった。 引き続き、事業の周知等により、当該講座の受講者・修了人数(登録人数)の増加に努める。	◎	76
55人 (H26単年度)	(イ)	96人 (24人)	138人 (42人) ㇿ	令和元年度は、会員募集について市報やホームページでの周知、公共施設等での案内のほか、ちょうふ環境にゆ～すに記事を大きく掲載したこと、加入者数は前年度より増加となった。都立農業高校と連携し、神代農場を活用するプログラム等を実施し、魅力的で充実した内容になった。今後も、会員の増加に向けてより効果的な周知・案内や企画内容の充実に努めていく。	○	77
72人 (H26単年度)	(イ)	163人 (37人)	244人 (81人) ㇿ	※再掲⑤	○	78
58回 (H26単年度)	(イ)	192回 (64回)	255回 (63回) ㇿ	調布市環境フェア1回、調布市環境モニター3回、水辺の楽校4回、調布こどもエコクラブ5回、雑木林ボランティア講座6回、多摩川自然情報館夏まつり1回、多摩川自然情報館秋まつり1回、環境活動交流会1回、都立農業高校(自然環境教室)5回、多摩川クリーン作戦(春)1回、調布駅前クリーン作戦1回、喫煙マナーアップキャンペーン9回、京王多摩川駅周辺喫煙マナーアップ清掃9回、仙川駅周辺喫煙マナーアップ清掃10回、特定外来生物(植物)駆除活動2回、2019環境講座「さよなら「使い捨て生活」4回開催。引き続き、市民団体や学校、市民、事業者等との環境連携事業を行うことで、環境保全活動の環(わ)を広げていく。 なお、新型コロナウイルス及び荒天の影響に伴い企画の一部が中止されている。	◎	81

※1 調布市基本計画及びその他の個別計画等により定められた指標等を本計画に活用したものについては、活用した計画が改定等された時点で、本環境指標についても見直しを行っている。

※2 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表している数値を使用しており、2年遅れで数値が確定することから、基準年度と目標年度は他の環境指標と異なる。

3.1 「豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」の進捗状況

1.(1) 緑と水の保全・再生

1.①緑の保全

【施策（取組）の内容】

■ 調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進

国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度の積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討し、維持管理に取り組みます。

■ 湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全

水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。

【環境指標の達成状況】

表 3.1.1 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	みどり率									
目標値 (R2)	36.0%					担当課	緑と公園課			
基準値 (H22)	36.0%									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (%)	－	－	－	34.1	－	－	－	－	－	－
評価	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	本調査は概ね5年に1度実施している。令和元年度の緑被調査ではみどり率は34.1%であった。土地所有者の事情により生産緑地等の減少が進み、みどり率は低下しているものの、崖線や緑地・緑道・公園の公有地化が進み、公園・緑地等の面積は増加している。引き続きみどり率を維持するため、緑の施策を推進していく。									

図 3.1.1 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）みどり率

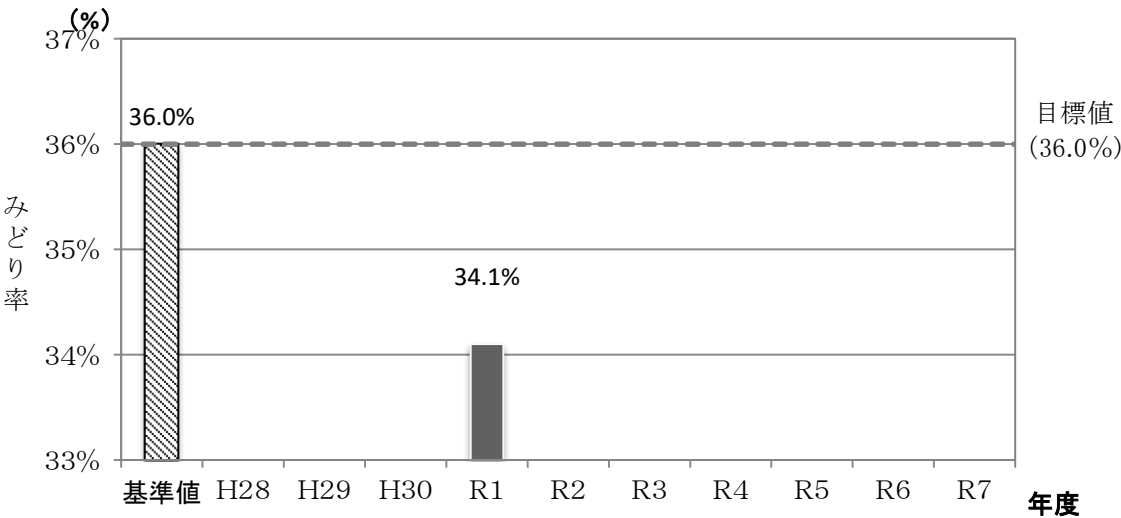


表 3.1.2 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	公共が保全する緑の面積						重点プロジェクト指標 1			
目標値 (R7)	149.85 ha					担当課	緑と公園課			
基準値 (H26)	146.63 ha									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (ha)	148.91	149.50	149.16	149.27	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	保全地区の指定解除により約 500 ㎡の緑が減少したが、深大寺元町特別緑地保全地区（深大寺元町3丁目）における約 692 ㎡の取得や開発に伴う提供公園等により、約 1,645 ㎡の公園緑地の面積が増加するなど、公共が保全する緑の面積は前年度より増加した。引き続き、緑の面積を増やすため、緑の施策を推進する。									

※指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

図 3.1.2 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）公共が保全する緑の面積

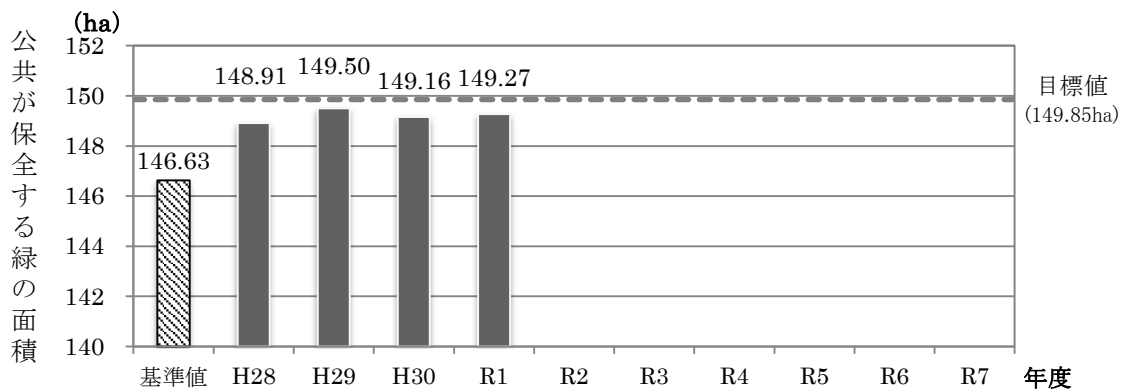
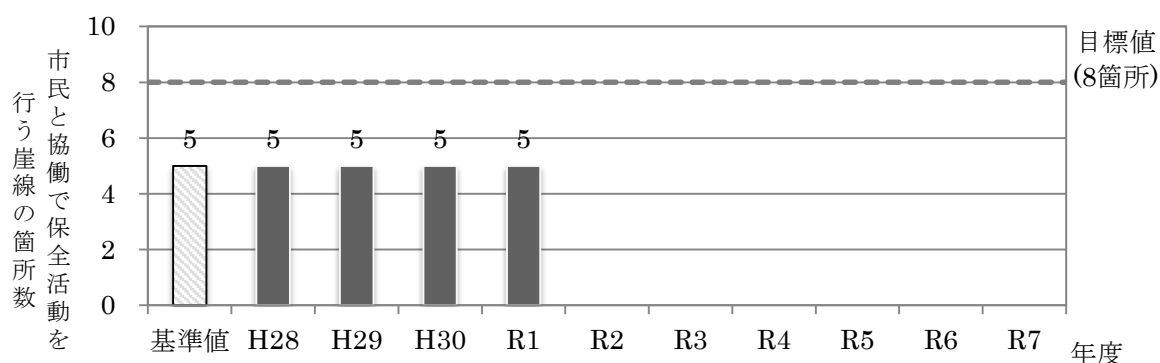


表 3.1.3 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数									
目標値 (R7)	8 箇所					担当課	緑と公園課			
基準値 (H26)	5 箇所									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(箇所)	5	5	5	5	－	－	－	－	－	－
評価	○	△	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	入間町 1 丁目緑地、深大寺自然広場、若葉町 3 丁目第 3 緑地、若葉町 3 丁目第 1 緑地・第 2 緑地、上石原 2 丁目布田崖線緑地の 5 箇所の緑地等の管理を行う市民ボランティア団体と協働し、当該緑地等の保全活動を実施した。また、入間町 2 丁目緑地の保全管理計画について具体的手法の学習会の実施など、市民団体との協働による保全活動をさらに進める取組を行った。深大寺自然広場については、自然環境の現地調査やワークショップ等により地域住民の意見を伺い、保全管理計画を策定した。継続して現在の緑地等の管理を、市民ボランティア団体と協働して行っていくとともに、実施箇所の増加についても検討・調整していく。 なお、令和 2 年度に向けて、入間町 2 丁目緑地において新たに 1 団体の立ち上げ準備を進めることができた。									

図 3.1.3 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数



【主な事業の取組状況】

表 3.1.4 主な事業の取組状況（緑と水の保全・再生）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象	担当課	R1年度の実施状況
調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進	崖線樹林地等の公有化・ 保全管理	1	緑と公園課	深大寺自然広場の植物、動物等の調査を実施し保全管理計画を策定
	社寺林、屋敷林等の保全の ための支援	-		保存樹木指定している3箇所16本に対して、せん定補助金を交付
	特別緑地保全地区・市民 緑地の指定	-		令和元年度は該当案件なし
	樹林・緑地の維持管理活動 団体の設立支援・育成	-		緑地等管理を行う市民ボランティア団体（5団体）に対して、物品の購入、講師を招いての安全講習会（1回）を開催
	調布市ふるさとのみどりと 環境を守り育てる基金への 協力呼びかけと効果的活用 等の検討	-	緑と公園課 環境政策課	緑と花の祭典、環境フェアなどで募金の呼びかけを実施
	協働による緑の保全のための 仕組みづくりの検討	1	緑と公園課	雑木林連絡会での情報交換（3回）を実施
	雑木林の管理に向けた講座 の実施	-	環境政策課	雑木林ボランティア講座開催（6回）
	雑木林連絡会の運営支援	-	緑と公園課	雑木林連絡会での情報交換（3回）を実施
	市民団体を交えた崖線樹林地 の保全管理計画の策定	1		市民参加により深大寺自然広場保全管理計画を策定
	市民参加による崖線や緑地 の整備・管理	-		市民ボランティア団体（5団体）が、ほぼ毎月それぞれの緑地で保全活動を実施
	条例や開発事業指導要綱に 基づく緑化の推進	-		開発事業指導要綱に基づき、43件の緑化の推進指導を実施
湧水・河川等の 水辺環境との 一体的な保全	深大寺・佐須地域における 緑と水辺環境の一体的な保 全	-	環境政策課 緑と公園課	・ 雑木林ボランティア講座開催（6回） ・ 調布市土地開発公社により先行取得した土地において、農を通じた環境学習や小学校児童への環境教育を実施（延べ参加人数761人） ・ 水路清掃作業を含む市民自主事業の「田んぼの学校」を後援 ・ カニ山の会による深大寺自然広場のカニ山の雑木林の保全管理の実施（12回）
	多摩川・野川クリーン作戦 の実施	-	環境政策課	・ 春の多摩川クリーン作戦実施（4月14日 参加人数1,038人） ※秋の多摩川クリーン作戦、野川クリーン作戦は、台風19号の影響により、中止

1.②水辺環境の保全・再生

【施策（取組）の内容】

■ 雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養

公共施設においては、雨水浸透ます・浸透トレンチ等の設置や道路等への透水性舗装の採用等により、河川水源となる地下水の涵養を積極的に進めます。また、民間施設においても雨水浸透施設の設置状況を把握し、更なる導入を支援します。

■ 健全な水循環の形成に向けた啓発

水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

■ 開発事業等における地下水・湧水保全への配慮

道路建設（東京外かく環状道路等）などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質変化の可能性については、国や都による事前評価に対して意見の提出を行い、大規模工事により水量の変化や水質悪化が生じないように配慮します。

■ 市民等との協働による水辺環境の維持管理

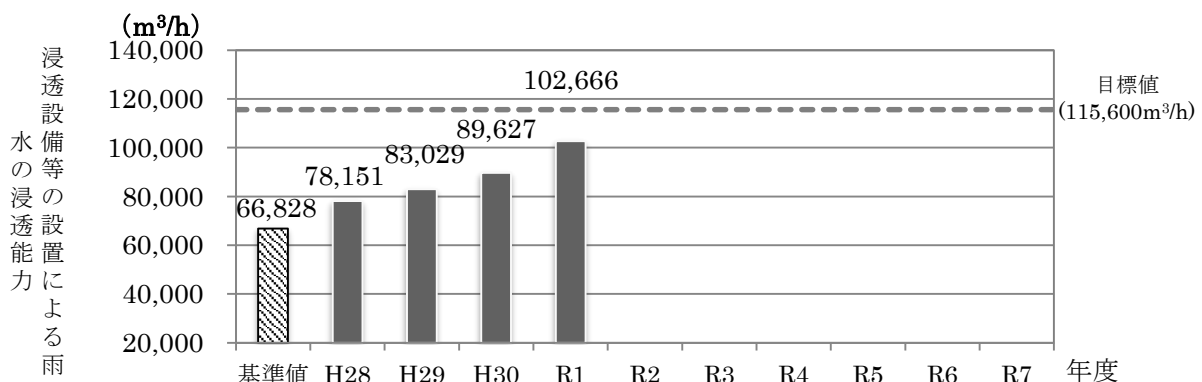
自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

【環境指標の達成状況】

表 3.1.5 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力						重点プロジェクト指標 1			
目標値 (R7)	115, 600m³/h					担当課	下水道課, 道路管理課, 環境政策課, 緑と公園課 街づくり事業課			
基準値 (H26)										
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (m³/h)	78, 151	83, 029	89, 627	102, 666	-	-	-	-	-	-
評価	◎	△	◎	◎	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	排水設備計画確認申請件数は若干減ったが、公園に係る開発により浸透設備が増えたため、全体としては増加した。（浸透能力は貯留能力（m3）を含む。） ※下水道課では、公共事業としての浸透施設の設置を行っておらず、民間事業による浸透施設の設置申請件数及び面積を実績としている。									

図 3.1.4 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）浸透設備等の設置による雨水の浸透能力



【主な事業の取組状況】

表 3.1.6 主な事業の取組状況（緑と水の保全・再生）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
雨水浸透の推進による湧水 保全及び河川水源の涵養	雨水浸透設備・雨水貯留設備の設置及び雨水利用の推進	1	下水道課 環境政策課 営繕課 各施設の所管課	・排水設備計画確認申請時に、申請者に浸透設備の設置を依頼し、設備の設置が行われた。(浸透ます 3,251個, 浸透トレンチ2,239m他)(下水道課) ・既存住宅への雨水浸透ますの設置助成(6基)(環境政策課) ・公共施設(5施設)に、浸透U字溝, 浸透トレンチ, 浸透ます, 透水性アスファルト, 浸透貯留槽を設置(営繕課)
	公道への透水性舗装の導入推進	-	道路管理課 街づくり事業課	歩道に透水性舗装を設置 ・主要市道32号線道路改良工事(1,366㎡)(道路管理課) ・主要市道12号線道路改良工事(1,075㎡)(道路管理課) - 令元区画道路9号道路改良工事(320㎡)(街づくり事業課) - 市道南155-4号線ほか道路改良工事(944㎡)(街づくり事業課) - 南199号線暫定整備(511㎡)(街づくり事業課)
	湧水調査の実施	-	環境政策課	概ね3年に1回調査を実施(直近では平成30年度に調査を実施)
健全な水循環の 形成に向けた啓発	節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発	-	下水道課	市ホームページで啓発を実施
	雨水浸透の重要性に関する普及啓発	-	環境政策課	市ホームページや市報で、雨水浸透の重要性の啓発や雨水浸透ます設置のお願いを広報
開発事業等における 地下水・湧水保全 への配慮	大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る国や都による事前評価に対する意見の提出	-	環境政策課	令和元年度は該当案件なし
市民等との協働による水辺環境の 維持管理	多摩川・野川クリーン作戦の実施(再掲)	-	環境政策課	・春の多摩川クリーン作戦実施(4月14日 参加人数1,038人) ※秋の多摩川クリーン作戦, 野川クリーン作戦は, 台風19号の影響により, 中止

1.③里山環境の維持・保全

【施策（取組）の内容】

■ 農地の保全に向けた仕組みづくり

農家の経営安定化や後継者の育成に資する各種支援制度を検討します。また、体験農園などの充実を図り、市民が農業や市街化区域内に残された都市農地の保全に理解を深める機会を創出していきます。

■ 里山環境の総合的な維持・保全と活用

雑木林ボランティア講座などの環境学習を通じて調布の環境における里山の重要性を理解し、環境保全活動の促進によって里山環境の保全を図るとともに、里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として活用を図ります。

【環境指標の達成状況】

表 3.1.7 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	雑木林ボランティア講座の延べ受講者数									
目標値 (R7)	800人					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	72人									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	51	75	37	81	－	－	－	－	－	－
延べ人数	51	126	163	244	－	－	－	－	－	－
評価	△	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	雑木林管理に係る人材育成のため、ちょうふ環境市民会議が企画・運営する雑木林ボランティア講座を6回開催し、延べ81人の参加があった。 令和元年度は同地域から友人同士などの参加が多く、環境への関心の局所的な高まりが、人数増の一因と考えられる。また、本受講者16人のうち、環境活動ボランティア人材として登録された12人に対し、翌年度末まで、環境活動イベントへの案内送付など、環境活動ボランティア活動への参加支援を継続することとした。今後も、雑木林ボランティアの受講者数の増に努める。									

図 3.1.5 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）雑木林ボランティア講座の延べ受講者数

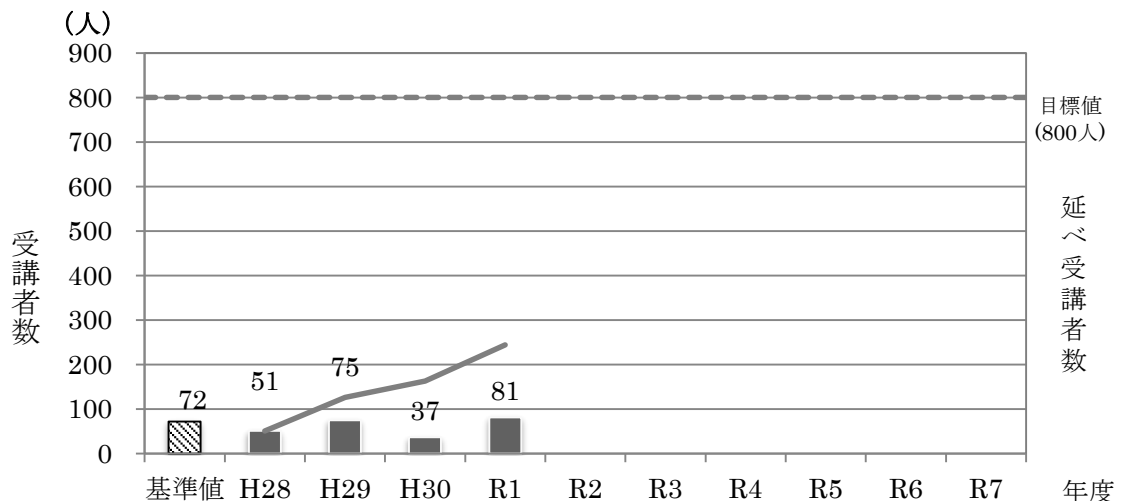
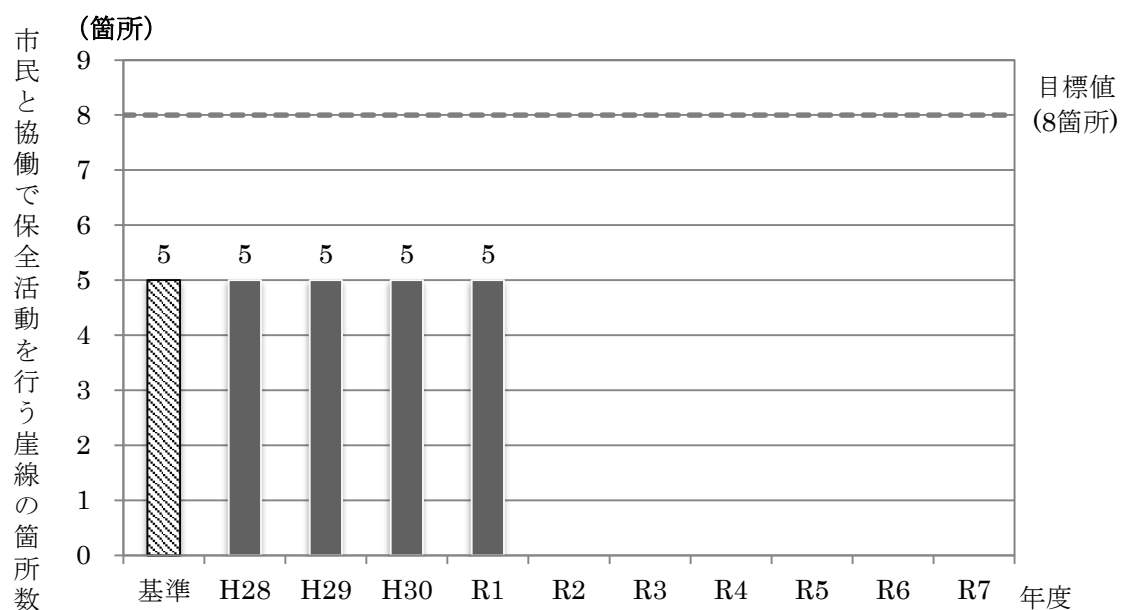


表 3.1.8 目標値及び環境指標の推移（緑と水の保全・再生）

環境指標	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数（再掲）									
目標値 (R7)	8 箇所					担当課	緑と公園課			
基準値 (H26)	5 箇所									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(箇所)	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-
評価	○	△	○	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	入間町 1 丁目緑地、深大寺自然広場、若葉町 3 丁目第 3 緑地、若葉町 3 丁目第 1 緑地・第 2 緑地、上石原 2 丁目布田崖線緑地の 5 箇所の緑地等の管理を行う市民ボランティア団体と協働し、当該緑地等の保全活動を実施した。また、入間町 2 丁目緑地の保全管理計画について具体的手法の学習会の実施など、市民団体との協働による保全活動をさらに進める取組を行った。深大寺自然広場については、自然環境の現地調査やワークショップ等により地域住民の意見を伺い、保全管理計画を策定した。継続して現在の緑地等の管理を、市民ボランティア団体と協働して行っていくとともに、実施箇所の増加についても検討・調整していく。 なお、令和 2 年度に向けて、入間町 2 丁目緑地において新たに 1 団体の立ち上げ準備を進めることができた。									

図 3.1.6 環境指標の推移（緑と水の保全・再生）市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数



【主な事業の取組状況】

表 3.1.9 主な事業の取組状況（緑と水の保全・再生）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
農地の保全に向けた仕組みづくり	農業継続のための各種支援・関係機関へのはたらきかけ	-	農政課	・市内産野菜直売事業を実施した団体に対し助成 ・観光農園を実施する農家に対し、経費の一部を助成 ・農業経営の向上に寄与することを目的に、認定農業者又は農業経営に意欲ある農業者が行う事業に対し助成
	農業体験の場の拡充	-		市民農園、学童農園、ふれあい体験農園を継続実施
	新たな生産緑地の指定	-	農政課 都市計画課	令和元年度追加指定（9箇所2,260㎡）
	体験農園の開設と市民参加の推進	-	農政課	・市民農園の設置（12農園） ・学童農園の設置（3箇所2校） ・市民ふれあい体験農園の実施（年間4回作業） ・農業体験ファームの管理運営に対し助成 ・農業体験ファームの施設整備に対し助成
	子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育等の継続的な実施	-	指導室 学務課 農政課	・調布小学校2年生による農業体験（1学期：野菜の種まき 2学期：観察 3学期：収穫） ・年間を通じ、小・中学校28校で地場野菜を活用した給食の提供を実施 ・数校で地元農家に畑見学や農業体験、学校に招いて農業や野菜についての講話を依頼（不定期） ・調布市農業まつりに参加し、学校給食と地場野菜についてPR
	計画区域内の生産緑地等の維持のための制度の検討	1	緑と公園課 環境政策課 農政課	調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に定める計画区域について、平成30年4月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律を踏まえ、今後の事業展開について検討
里山環境の総合的な維持・保全と活用	里山を活かした体験学習プログラムの実施	-		雑木林ボランティア講座（6回）において、里山を題材とした講義及び里山での実技等の学習を実施
	深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全（再掲）	-	環境政策課 緑と公園課	・雑木林ボランティア講座開催（6回） ・調布市土地開発公社により先行取得した土地において、農を通じた環境学習や小学校児童への環境教育を実施（延べ参加人数761人） ・水路清掃作業を含む市民自主事業の「田んぼの学校」を後援 ・カニ山の会による深大寺自然広場のカニ山の雑木林の保管理の実施（12回）
	里山に関する環境学習の推進	-		・雑木林ボランティア講座（6回）において、里山を題材とした講義及び里山での実技等の学習を実施 ・調布市土地開発公社により先行取得した土地において、農を通じた環境学習や小学校児童への環境教育を実施（延べ参加人数761人）

1.(2) 生物多様性の保全・活用

1.④生物の生息空間の保全

【施策（取組）の内容】

■ 生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進

調布市域の生物多様性の保全に向けて、様々な視点から総合的に取り組むため、「(仮)生物多様性ちょうふ戦略」の策定を検討します。

■ 生態系ネットワークの形成

市民や地域の専門家の参加を得て、近隣自治体とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

■ 在来種の保護及び特定外来生物（植物）の駆除

生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、それぞれの主体との協働を通じて、公園・学校・公共施設等の緑化や、河川等の公共用地における特定外来生物（植物）の駆除に取り組みます。

■ 生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討

生物の生息空間として重要な緑や水辺の自然環境について、調査結果のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討を行います。

【環境指標の達成状況】

表 3.1.10 目標値及び環境指標の推移（生物の生息空間の保全）

環境指標	自然環境調査の実施回数									
目標値 (R7)	63回（延べ回数）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	7 回※									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	6	6	7	4	－	－	－	－	－	－
延べ回数	6	12	19	23	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	◎	△	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	多摩川、野川及び仙川、並びに佐須の用水において、底生生物、付着藻類の調査を実施し、野川及び仙川において、魚類調査を実施した（1 回）。調査は継続的に実施していく。 湧水調査は概ね 3 年に 1 回調査を行っており、直近では平成 30 年度に実施している。 調布市環境モニター活動において、植物調査を実施した（3 回）。 今後も定点観察を取り入れた植物調査を継続するなど、調査内容の充実を図る。 なお、新型コロナウイルスの影響に伴い一部企画（鳥類観察等）を中止した。									

※：3年に1回の湧水調査を含む。

図 3.1.7 環境指標の推移（生物の生息空間の保全）自然環境調査の実施回数

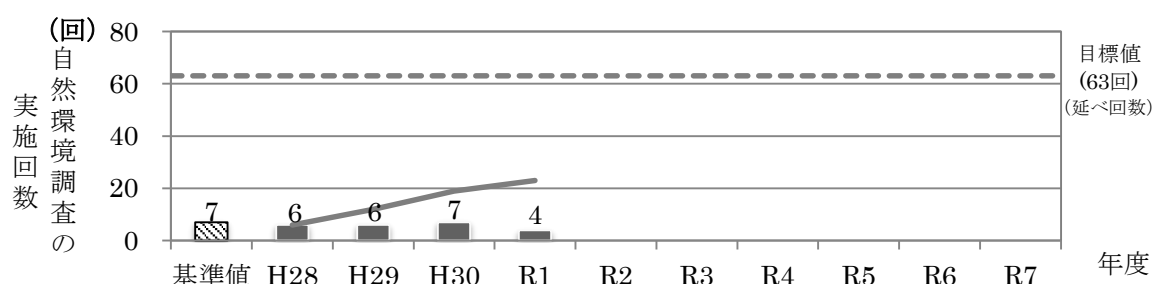
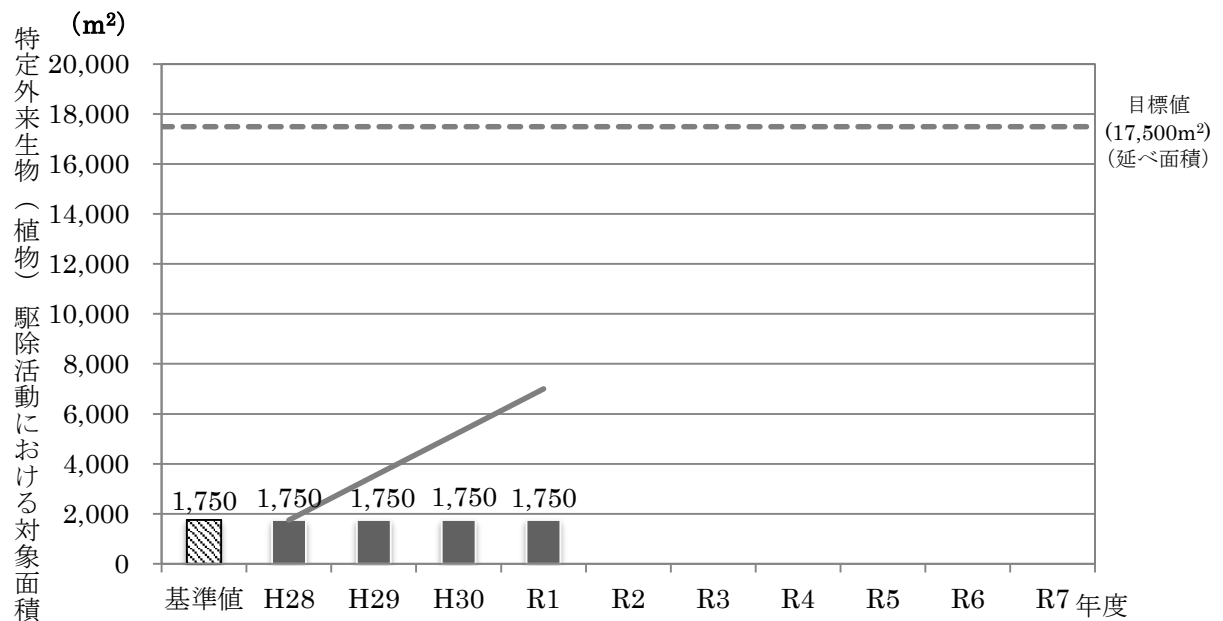


表 3.1.11 目標値及び環境指標の推移（生物の生息空間の保全）

環境指標	特定外来生物（植物）駆除活動における対象面積									
目標値 (R7)	17,500㎡（延べ面積）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	875㎡/回									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
単位 (㎡)	1,750	1,750	1,750	1,750	－	－	－	－	－	－
延べ面積	1,750	3,500	5,250	7,000	－	－	－	－	－	－
評価	○	◎	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	(一社)生物多様性保全協会との共催にて、多摩川河川敷の定点(875㎡)において、6月と9月の2回、総参加者69人で特定外来生物(植物)の駆除活動を実施した。引き続き生物多様性保全のため、特定外来生物(植物)の駆除活動を実施していく。									

図 3.1.8 環境指標の推移（生物の生息空間の保全）特定外来生物（植物）駆除活動における対象面積



【主な事業の取組状況】

表 3.1.12 主な事業の取組状況（生物の生息空間の保全）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進	「(仮)生物多様性ちょうふ戦略」の策定の検討	-	環境政策課	水生生物講演会（東京都主催）に参加
生態系ネットワークの形成	公園や道路等での生態系ネットワークの整備推進	-	緑と公園課	各公園、崖線樹林地において、適切な草刈りや樹木の剪定を適宜行うことで、生態系ネットワークの整備促進を促す。
	生物多様性の保全を踏まえた既存水路(深大寺・佐須地域)の環境整備の検討	-	環境政策課	・ 雑木林ボランティア講座開催（6回） ・ 水路清掃作業を含む市民自主事業の「田んぼの学校」を後援
	公園等における生物の生息に適した空間の確保	-	緑と公園課	崖線緑地において下草刈り等を行い、生物の生息に適した空間を確保
特定外来生物（植物）の駆除	在来種を活用した緑化の検討	-	緑と公園課	公園への植栽にあたっては在来種の活用を推進
	河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施	-	環境政策課	多摩川河川敷（定点875㎡の範囲）の特定外来生物（植物）駆除を2回（合計 810.0kg駆除）実施
	生態系の維持・回復	1	環境政策課 緑と公園課	・ 多摩川河川敷（定点875㎡の範囲）の特定外来生物（植物）駆除を2回（合計 810.0kg駆除）実施（環境政策課） ・ 崖線緑地において市民ボランティア団体との協働による保全管理活動の中で、樹林地の生態系の維持・回復のための活動を実施（緑と公園課）
生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討	市民・専門家等との協働による自然環境調査の仕組みづくりの検討	-	環境政策課	平成28年度から、調布市環境モニター活動で、定点の植物観察を開始
	自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討	1		・ 市民や市民団体の自然環境情報とするため、平成28年度から毎年度、調布市環境モニター活動で、定点の植物観察を開始しデータを管理。 ・ 平成30年度に、自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討を委託により実施。検討の結果、自然環境情報の公開に当たっては、レッドリスト等掲載種、オープンデータの時流等を勘案し、国の動向を踏まえ、庁内関係部署と連携した検討が必要であり、またこれを踏まえた公開にあたってはシステム構築費用と、毎年度の収集データのメンテナンスが必要となる。引き続き、国や東京都、先進自治体の情報収集を行い、検討を行っていく。

1.⑤多様な自然環境の活用

【施策（取組）の内容】

■ 緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進

市民団体や事業者が主体となった取組を促進し、緑や水辺を、豊かな生態系にふれあえる自然体験型の環境学習の場として活用します。

■ 自然環境の活用

多摩川・野川等の河川を始めとする市内の身近な水辺環境や深大寺・佐須地域等の自然資源^注）を環境学習等に活用します。

注）自然資源とは、崖線・里山・公園などの緑、水及びそこに生育する生き物のことを指します。

【環境指標の達成状況】

表 3.1.13 目標値及び環境指標の推移（生物の生息空間の保全）

環境指標	自然観察会の実施回数									
目標値 (R7)	70回（延べ回数）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	7 回									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	7	7	6	3	－	－	－	－	－	－
延べ回数	7	14	20	23	－	－	－	－	－	－
評価	○	◎	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	調布市環境モニター活動において、植物調査等を3回実施した。植生調査の参加者からは、『これまでただ「雑草」としか見ていなかった河川敷が、違ったものに見えてきました。』という感想をいただいた。今後も、参加者の興味を喚起するような企画を実施するとともに、引き続き自然観察会等を実施し環境保全意識の向上を図り、調布の自然環境を学ぶ行動につなげていく。 なお、例年実施していた「そぞろ歩き」等の企画は、新型コロナウイルスの影響に伴い中止した。									

図 3.1.9 環境指標の推移（生物の生息空間の保全）自然観察会の実施回数

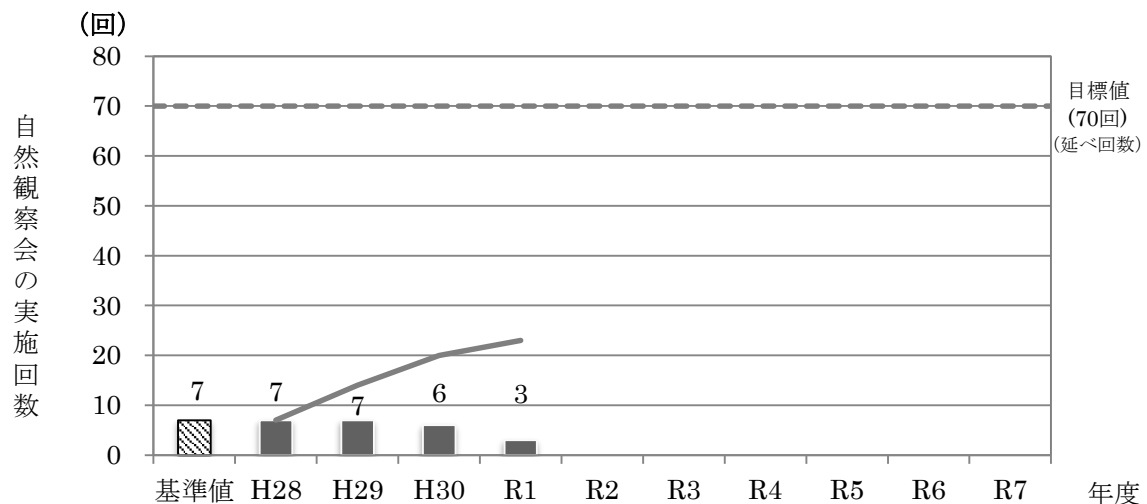
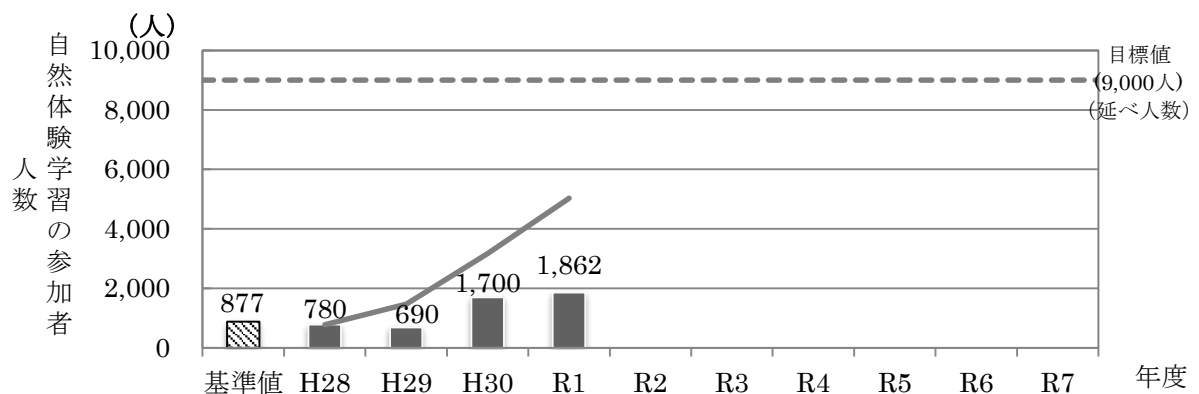


表 3.1.14 目標値及び環境指標の推移（生物の生息空間の保全）

環境指標	自然体験学習の参加者人数									
目標値 (R7)	9,000人（延べ人数）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	877人									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	780	690	1,700	1,862	－	－	－	－	－	－
延べ人数	780	1,470	3,170	5,032	－	－	－	－	－	－
評価	△	△	◎	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	調布水辺の楽校（計4回、658人）、調布こどもエコクラブ（計5回、152人）、雑木林ボランティア講座（計6回、81人）、神代農場公開講座（計5回、72人）、多摩川自然情報館月別イベント（計8回、138人）、深大寺・佐須地域の公有化土地の暫定利用における環境学習（延べ参加人数761人）の参加があった。アンケート等いただいた声を体験学習の内容に反映しつつ、今後も会員数増のために、市ホームページなど広報活動に努めていく。 なお、新型コロナウイルスの影響に伴い一部企画を中止した。									

図 3.1.10 環境指標の推移（生物の生息空間の保全）自然体験学習の参加者人数



【主な事業の取組状況】

表 3.1.15 主な事業の取組状況（生物の生息空間の保全）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
緑や水辺環境 に進い学習にお け	湧水・樹林地等における自然観察会の実施		環境政策課	・調布市環境モニター活動の実施（3回）、 ※新型コロナウイルスの影響に伴い企画の一部を中止 ・雑木林ボランティア講座開催（6回）
	調布水辺の楽校の実施			調布水辺の楽校の開催（4回）
	調布こどもエコクラブの実施			調布こどもエコクラブの開催（5回） ※新型コロナウイルスの影響に伴い企画の一部を中止
自然環境の 活用	自然環境マップの作成・配布		環境政策課	調布市・崖線樹林地ガイドマップもりのちず～入間町・若葉町編～を環境学習等で配布、調布市・崖線樹林地ガイドマップもりのちず～カニ山編～、野川マップ作成
	佐須の用水路等の水路清掃作業に対する支援		道路管理課 環境政策課	・佐須の用水路等の水路清掃を実施（1回 13.3㎡）（道路管理課） ・水路清掃作業を含む市民自主事業「田んぼの学校」を後援（環境政策課）

3.2 「人と環境が調和する快適で美しいまち」の進捗状況

2.(1) 美しい街並みの形成

2.①景観形成の推進

【施策（取組）の内容】

■ 自然の眺望を活かした都市景観づくり

街並みの背景にある崖線の緑、河川敷等の水辺空間が持つイメージを活かした都市景観づくりに取り組みます。自然景観の保全に当たっては、緑や水辺環境の保全とともに、都市計画法や景観法制度等との連携・活用を図りながら取り組みます。

■ 調和のとれた街並みの形成

公共施設等のデザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに、主要な道路の沿道等においては、地区計画制度等の都市計画手法を活用して建物の高さや壁面位置などを誘導し、統一感のある街並みの形成に努めます。

■ 洗練された街並みの保全・創出

街並み景観を保全し、更に洗練されたものとして行くため、景観法の届出制度を活用した誘導方策を検討するほか、緑化等による景観形成に取り組みます。

【環境指標の達成状況】

表 3.2.1 目標値及び環境指標の推移（美しい街並みの形成）

環境指標	公共が保全する緑の面積※（再掲）									
目標値 (R7)	149.85ha					担当課	緑と公園課			
基準値 (H26)	146.63ha									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (ha)	148.91	149.50	149.16	149.27	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	保全地区の指定解除により約 500 ㎡の緑が減少したが、深大寺元町特別緑地保全地区（深大寺元町3丁目）における約 692 ㎡の取得や開発に伴う提供公園等により、約 1,645 ㎡の公園緑地の面積が増加するなど、公共が保全する緑の面積は前年度より増加した。引き続き、緑の面積を増やすため、緑の施策を推進する。									

※指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公営園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

図 3.2.1 環境指標の推移（美しい街並みの形成）公共が保全する緑の面積

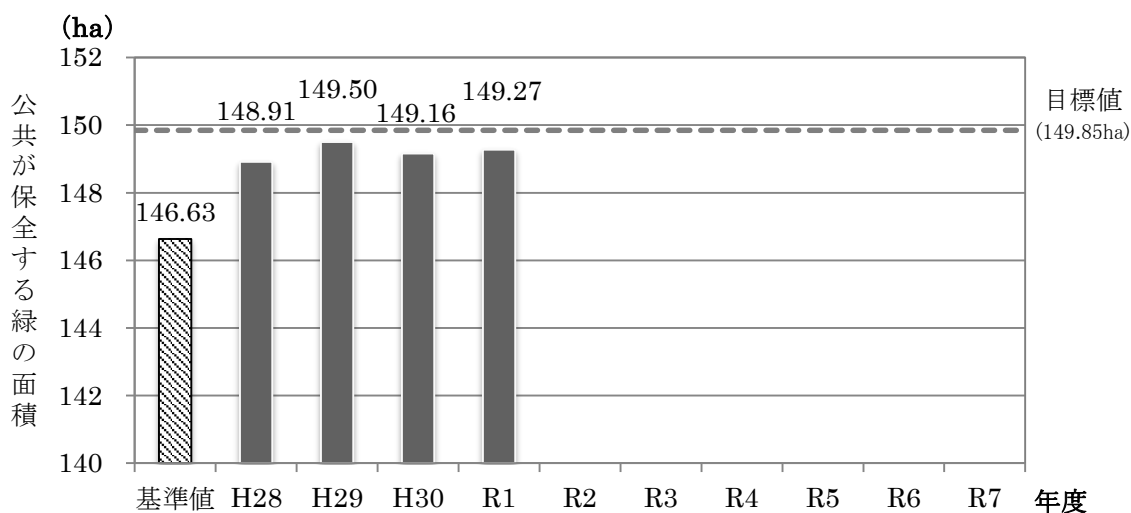
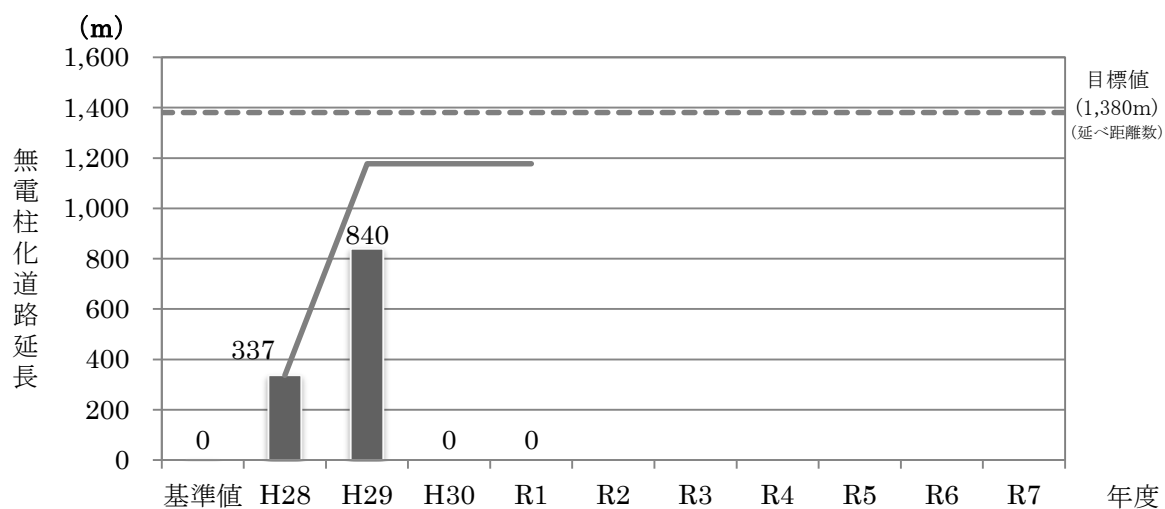


表 3.2.2 目標値及び環境指標の推移（美しい街並みの形成）

環境指標	無電柱化道路延長									
目標値 (R7)	1,380m（延べ距離数）					担当課	街づくり事業課			
基準値 (H26)	0m									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(m)	337	840	0	0	－	－	－	－	－	－
延べ距離数	337	1,177	1,177	1,177	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	電線共同溝の設置により、電線類を地中に埋設し、無電柱化による美しい街並みの形成を推進していく。令和元年度は、調布3・4・28号線（延長約200m）の電線共同溝整備工事を実施した。									

図 3.2.2 環境指標の推移（美しい街並みの形成）無電柱化道路延長



【主な事業の取組状況】

表 3.2.3 主な事業の取組状況（美しい街並みの形成）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
自然の眺望を活かした 都市景観づくり	「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく良好な開発事業への誘導	-	都市計画課 緑と公園課	・「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく協定締結件数48件、街づくり協力金10件（計77,700,000円）、緑化の推進43件 ・都市計画法第32条の規定による同意書交付件数17件。調布市開発事業に関する連絡協議会を12回開催
	良好な自然景観保全に向けた土地利用適正化の推進	-	都市計画課	景観法に基づく届出（景観形成重点地区）6件
	地域における景観意識の醸成・担い手育成	-		国分寺崖線・駅の景観をテーマに調布市景観まちづくり市民検討会を5回開催，調査，検討を実施
調和のとれた街並みの 形成	景観条例に基づく公共施設のデザイン向上等景観整備の推進	-	営繕課	調布市景観計画区域内（調布市全域）における外壁等の色彩変更1件，新築0件，増築0件の通知書の提出
	市民参加による地区計画策定等，良好な街並み形成に向けた活動の支援	-	都市計画課	・地区整備計画区域内の建築行為等に関する届出24件
	「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく街づくり協議会の設立の推進	-		街づくり準備会・協議会への助成金交付1件（1協議会）
洗練された街並みの 保全・創出	景観法及び調布市景観条例に基づく景観誘導	-	都市計画課	・景観法に基づく届出及び通知 26件 ・調布市景観条例に基づく事前協議 11件
	東京都屋外広告物条例に基づく広告物の規制・指導・除却	-	環境政策課	毎月市職員による違反屋外広告物の除却と，地区協議会の助力による除却を実施
	街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	-	街づくり事業課 道路管理課	64路線，28,886㎡の街路樹及び低木等の剪定を実施
	無電柱化の推進	-		無電柱化推進計画策定及び基礎調査実施
	花いっぱい運動による彩りづくり	-	緑と公園課	46団体による，前期・後期合計82件の交付申請あり

2.②歴史・文化環境の保全・継承

【施策（取組）の内容】

■ 歴史・文化環境の保全・継承

市民が愛着を感じる自然や歴史・文化を未来に伝える史跡・文化財等とともに、それらにまつわる郷土の歴史・文化についてもあわせてPRに努め、地域資源として保全を図り、次世代へ継承していきます。

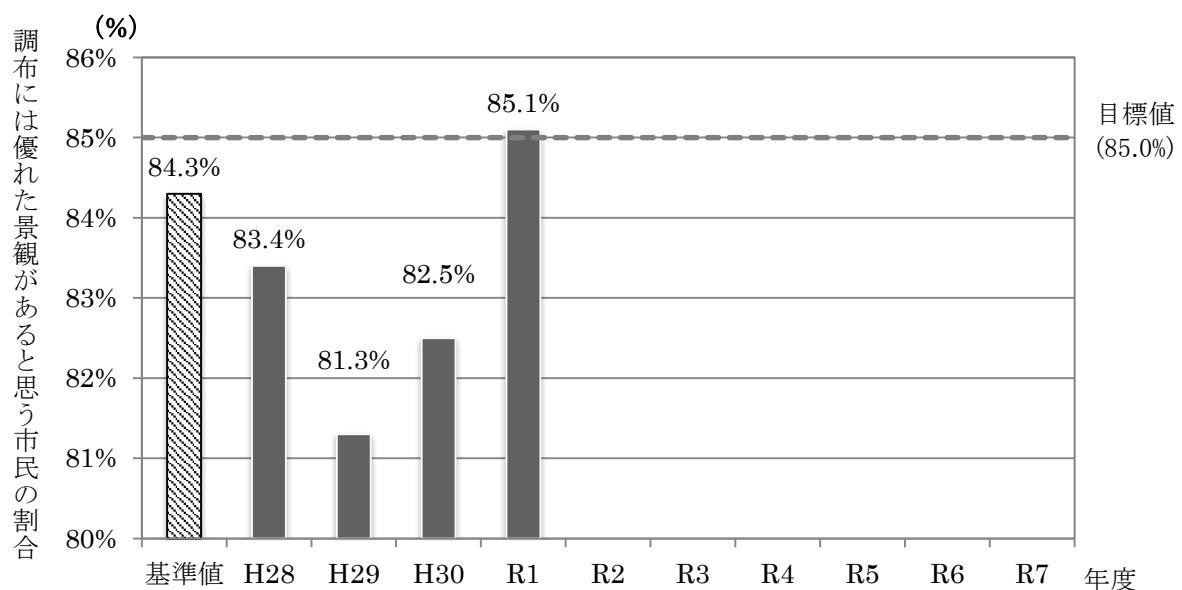
■ 歴史・文化を活かした景観づくりの推進

地域の歴史・文化遺産の特性及び自然環境に配慮して景観の保全に努め、それらを核に地域と連携を図りながら周辺の景観づくりを進めていきます。

表 3.2.4 目標値及び環境指標の推移（美しい街並みの形成）

環境指標	調布には優れた景観があると思う市民の割合									
目標値 (H30)	85.0%					担当課	都市計画課			
基準値 (H26)	84.3%									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (%)	83.4	81.3	82.5	85.1	－	－	－	－	－	－
評価	△	△	○	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は「調布には優れた景観があると思う市民の割合」が前年度より 2.6 ポイント上昇し 85.1%となった。これは、中心市街地（調布・布田・国領駅周辺）の整備が進み周辺の商業施設・住環境が充実してきたうえ、令和元年 9 月から始まったラグビーワールドカップ 2019 の開催に伴い、多くの国内外観光客が調布市に訪れ、過去最高の集客を集めた実績を踏まえ、多くの市民が調布市の街並み景観を誇らしく感じられるようになってきた事が一因であると思われる。今後も調布市景観計画の運用を実施し、良好な景観形成に取り組んでいく。									

図 3.2.3 環境指標の推移（美しい街並みの形成）調布には優れた景観があると思う市民の割合



【主な事業の取組状況】

表 3.2.5 主な事業の取組状況（美しい街並みの形成）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
歴史・文化環境の保全・継承	指定文化財の適切な保全・管理	-	郷土博物館	・ 指定史跡について、複数回の除草を実施 ・ 有形文化財の指定（1件）
	国指定史跡下布田遺跡 ・ 深大寺城跡の保全・整備・PR	-		・ 文化財ウォーク「扇谷上杉氏ゆかりの地とその周辺をめぐる」開催 （参加人数28人）（11月9日） ・ 縄文の杜プロジェクト「千色工房」開催 （参加人数31人）（5月19日、10月20日、11月30日） ・ 国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会開催（2回） ・ 下布田遺跡確認調査実施（11月20日～12月26日） ・ 下布田遺跡発掘調査視察実施（2回） ・ 史跡内の除草を複数回実施
	歴史・文化遺産に係る普及啓発事業の企画開催	-		・ 歴史・文化遺産に係る普及啓発事業を企画開催 ・ 郷土博物館 （開館日数303日、利用者数12,716人） ・ 深大寺水車館 （開館日数307日、利用者数56,231人）
歴史・文化を活かした 景観づくりの推進	深大寺地区街なみ環境整備事業の実施	-	都市計画課	「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画」（H24.11）に基づき今後の遊歩道・散策路の整備に向けた検討を実施
	景観法の制度を活用した景観まちづくりの推進	-		調布市景観形成ガイドライン（緑の景観づくり国分寺崖線編）の作成
	実篤公園の保全・整備	-	緑と公園課	実篤公園の保全・整備のため、年間を通じて、剪定・清掃を実施
	深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進	-	緑と公園課 環境政策課 都市計画課	・ 調布市土地開発公社により先行取得した土地において、農を通じた環境学習や小学校児童への環境教育を実施（延べ参加人数761人） ・ 深大寺・佐須地域の、カニ山周辺の緑地や農地を公有化するための検討を実施 ・ 景観法に基づく景観計画区域内（調布市景観計画の「農」の景観形成推進地区）における行為の届出及び通知（2件）

2.(2) 快適な空間の確保

2.③まちのうるおいの創出

【施策（取組）の内容】

■ 緑が豊かな環境づくり

連続した緑の空間を創出する緑豊かな環境づくりに取り組みます。

■ 公園・緑地等の適正配置と維持

将来の人口減少や少子高齢化の進展に備え、地域のニーズや特色を踏まえ、他の緑地等とのネットワーク化も考慮した公園・緑地等を適正に配置するとともに、適切な維持管理から、市民にとって利用しやすい快適な憩いの場の提供に努めます。

【環境指標の達成状況】

表 3.2.6 目標値及び環境指標の推移（快適な空間の確保）

環境指標	花いっぱい運動の実施箇所数									
目標値 (R7)	51箇所					担当課	緑と公園課			
基準値 (H26)	34箇所									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(箇所)	45	47	52	46	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	◎	△	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	花いっぱい運動は、花や緑のまちづくりを推進するため、花や緑を育てる市民団体に、その運動のための経費を補助する事業である。令和元年度は、前期 41 件、後期 41 件の合計 82 件の申請を 46 団体から受け、46 箇所において花いっぱい運動を実施した。都合により活動を中止する団体もあるため、団体数を増やしていくための取組に努める。									

図 3.2.4 環境指標の推移（快適な空間の確保）花いっぱい運動の実施箇所数

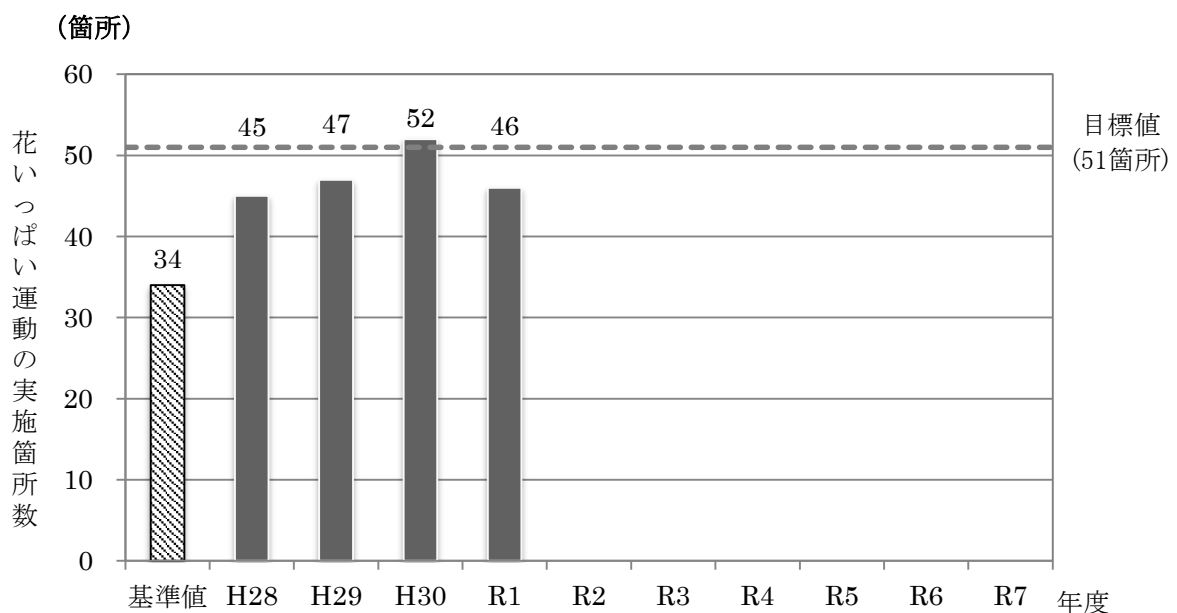
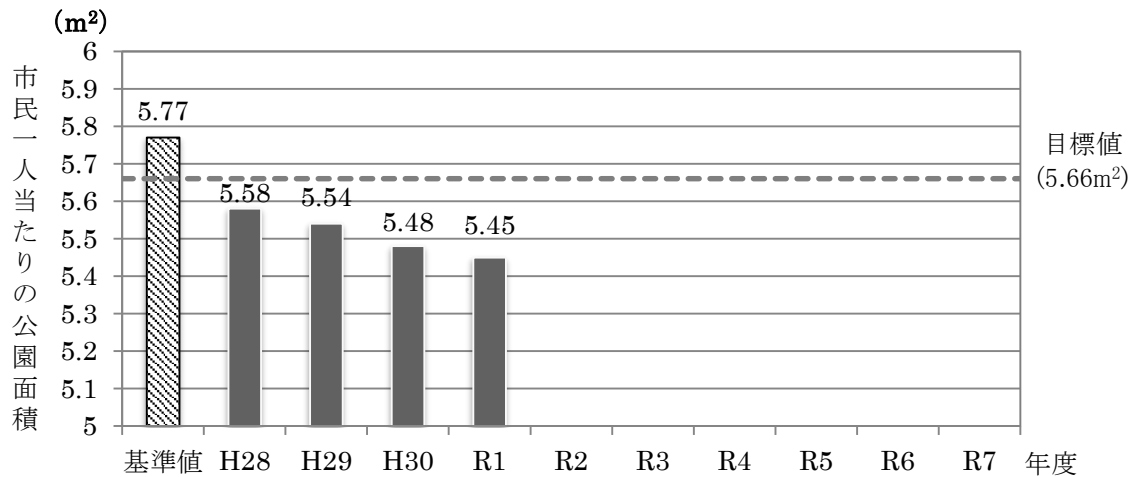


表 3.2.7 目標値及び環境指標の推移（快適な空間の確保）

環境指標	市民一人当たりの公園面積										
目標値 (R7)	5.66㎡					担当課	緑と公園課				
基準値 (H26)	5.77㎡										
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
実績 (㎡)	5.58	5.54	5.48	5.45	－	－	－	－	－	－	
評価	△	○	○	○	－	－	－	－	－	－	
R1 振り返り	令和元年度は1,700人を超える大幅な人口増の影響があり、1人当たりの公園面積は減少したものの、公園全体の面積は増加している。公園面積の維持を図りつつ、機能再編整備等による公園の質の向上も図る。										

図 3.2.5 環境指標の推移（快適な空間の確保）市民一人当たりの公園面積



【主な事業の取組状況】

表 3.2.8 主な事業の取組状況（快適な空間の確保）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
緑が豊かな環境づくり	生垣設置の奨励・助成	-	緑と公園課	6件37mの生垣設置に対し助成金を交付
	花いっぱい運動などの市民参加の緑化活動の推進	-		46団体による、前期・後期合計82件の交付申請あり
	緑化重点地区における緑化の推進	-		緑化重点地区の中の鉄道跡地について、鉄道敷地整備計画（平成28年3月策定）に基づき、庁内調整を実施
	校庭の芝生化	-	教育総務課	小学校12校8,277㎡の芝生の維持管理を実施。
公園・緑地の適正配置と維持	公園・緑地、オープンスペースの適正配置と整備	-	緑と公園課	鉄道敷地公園（相模原線）の整備
	公園・緑地における緑の維持管理	-		年間管理委託等により、公園・緑地の剪定・清掃等を行い、維持管理を実施

2.④都市美化の推進

【施策（取組）の内容】

■ 公衆マナーの順守を目指した意識啓発

ごみのポイ捨てや歩行喫煙など、公衆に対する迷惑行為を防止し、美化意識の向上につなげるため、市民の意識啓発に取り組みます。

■ 市民参加による美化活動の推進

快適な都市環境を確保するため、身近な生活空間の定期的な清掃活動等を推進します。

■ 美化対策の推進

放置自転車や飼い主のいない猫等の地域問題に対して、適切な対策を推進します。

【環境指標の達成状況】

表 3.2.9 目標値及び環境指標の推移（快適な空間の確保）

環境指標	美化推進重点地区数									
目標値 (R7)	11地区					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	7地区									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(地区)	8	8	8	8	-	-	-	-	-	-
評価	◎	○	○	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	現在、美化推進重点地区を8地区指定している。令和元年度は、各地区での市民等による美化活動の支援を行い、都市美化の推進を図った。また、平成31年3月に制定し令和元年7月1日から施行した調布市受動喫煙防止条例に基づき、令和元年7月から市内9駅周辺を「路上等喫煙禁止区域」に指定し、区域内の路上を全面禁煙とした。同年9月からは巡回員による区域内パトロールを行い指導・周知に努めた。また、ラグビーワールドカップ日本大会2019を契機に駅前クリーン作戦を行うことで、都市美化に対する意識喚起を図るなど、美化推進重点地区指定に向けた取組を行った。									

図 3.2.6 環境指標の推移（快適な空間の確保）美化推進重点地区数

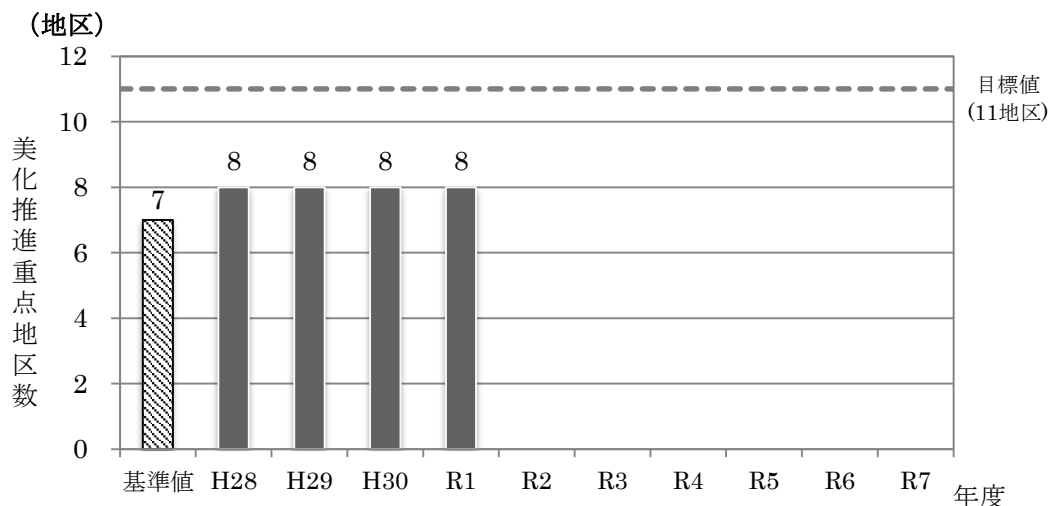
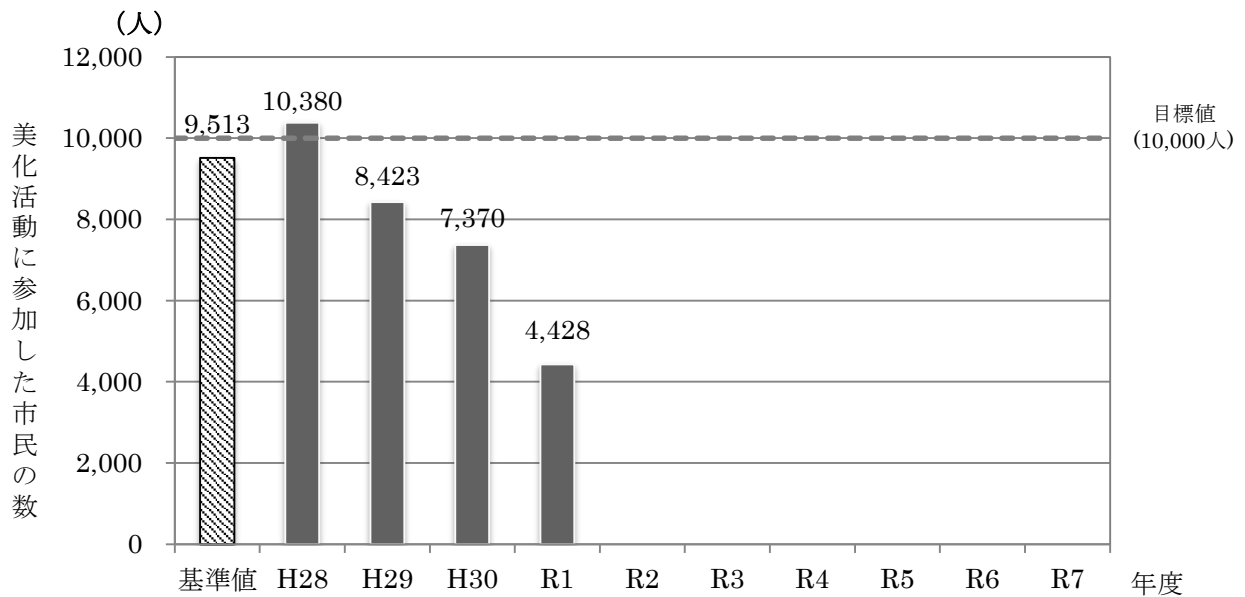


表 3.2.10 目標値及び環境指標の推移（快適な空間の確保）

環境指標	美化活動に参加した市民の数									
目標値 (R7)	10,000人					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	9,513人									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	10,380	8,423	7,370	4,428	-	-	-	-	-	-
評価	◎	△	○	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	春の多摩川クリーン作戦 1,038 人、調布駅前クリーン作戦 79 人、飛田給駅前クリーン作戦 53 人、喫煙マナーアップキャンペーン 159 人、マナーアップ清掃(仙川駅・京王多摩川駅)248 人、地域清掃 2,851 人で、合計 4,428 人の参加にとどまった。引き続き多くの市民に参加いただいております。市民協働の取組を実施することができています。今後については、様々な媒体を活用し本事業の周知を図るとともに、市民が参加しやすい事業の在り方を調査研究するなど、参加人数の増加に努める。 なお、台風 19 号の影響により秋の多摩川クリーン作戦・野川クリーン作戦は中止。また、調布駅前クリーン作戦は、ラグビーワールドカップ 2019 開催に合わせ 10 月に 2 回目を実施予定のところ、荒天のため中止。									

図 3.2.7 環境指標の推移（快適な空間の確保）美化活動に参加した市民の数



【主な事業の取組状況】

表 3.2.11 主な事業の取組状況（快適な空間の確保）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
遵守を 意識啓発 公衆マナーの 目指した	ごみのポイ捨て防止や 喫煙マナー向上のための啓 発	-	環境政策課	市報や市ホームページでの啓発のほか、啓 発ポスターやプレートの掲示・配布を実施
	犬の登録・狂犬病予防接種 の推進・散歩マナーの啓発	-		市報や市ホームページにおいて、犬の登 録、狂犬病予防接種の推進、散歩マナーの 啓発を実施
市民参加による 美化活動の推進	喫煙マナーアップ清掃及び 路上等喫煙禁止区域パトロ ールの実施	-	環境政策課	・喫煙マナーアップキャンペーン：5日間 市内9駅で市民・事業者とともに喫煙マ ナー向上啓発の実施 ・市内9駅の路上等喫煙禁止区域内におい て、都市美化の観点から路上喫煙禁止に ついての周知、指導を行った。 ・喫煙マナーアップ清掃：京王多摩川駅、 仙川駅周辺で市民・事業者とともに駅周 辺の清掃活動を実施
	美化推進重点地区の指定と 活動の推進	-		・令和元年度末で美化推進重点地区を8地 区指定
	多摩川、野川、調布駅前 でのクリーン作戦の実施	-		・春の多摩川クリーン作戦実施 (4月14日 参加人数1,038人) ・調布駅前クリーン作戦 (9月17日参加人数79人) ※ラグビーワールドカップ2019開催に合 わせ10月に2回目を実施予定のところ、 荒天のため中止 ※秋の多摩川クリーン作戦、野川クリー ン作戦は、台風19号の影響により中止
	市民参加による道路清掃 (ふれあいのみちづくり 事業)の推進	-	道路管理課	参加団体17団体(220人)
美化対策の 推進	放置自転車の対策	-	交通対策課	・自転車5066台、原動機付自転車48台の 放置自転車等を撤去 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーンと して、令和元年9月2日から同年10月31 日まで、調布駅・国領駅・つつじヶ丘 駅・仙川駅前で、協力団体7団体、参加 者数65人により、放置自転車をなくすた めの啓発活動を実施
	自転車駐車場の整備の 推進	-		自転車駐車場を新設整備 ・つつじヶ丘駅周辺2箇所、調布駅、西調 布駅へ各1箇所の有料駐車場開設
	飼い主のいない猫等の 対策の推進	-	環境政策課	飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、 猫の不妊・去勢手術に要する費用の補助金 を交付(雄67匹、雌79匹)

3.3 「安心して暮らせる生活環境が確保されるまち」の進捗状況

3.(1) 公害のない環境の維持

3.①大気汚染の防止

【施策（取組）の内容】

■ 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物，硫黄酸化物，ばいじん等のばい煙やアスベスト等の有害物質の排出，建設工事等から発生する粉じんについて，法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

■ 自動車排出ガスによる大気汚染の防止

自動車排出ガスによる大気汚染の防止に向けて，公共交通機関の利用促進や低公害車の普及に向けた取組などを進めていきます。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応

国や都との連携を図りながら，大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度について継続して監視を行い，市民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。

■ 悪臭・臭気等の発生防止

工場・事業場等における悪臭防止対策・臭気対策の指導に加え，一般家庭からの悪臭や臭気の防止のための啓発・指導も実施していきます。

【環境指標の達成状況】

表 3.3.1 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準の年間未達成日数									
目標値 （R7）	0 日					担当課	環境政策課			
基準値 （H26）	1 日									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績（日）	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
評価	◎	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上、下石原交差点前）及び仮設測定局（市内3地点※ ¹ ）において、二酸化窒素が環境基準※ ² を超えた日はなかった。 二酸化窒素は、年平均濃度でみると都内全域において、ゆるやかな減少傾向である。 今後も東京都環境局と連携し、大気環境の向上に努めていく。									

※1：冬季に1週間の連続した測定を実施した。

※2：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

図 3.3.1 環境指標の推移（公害のない環境の維持）
二酸化窒素(NO₂)の環境基準の年間未達成日数

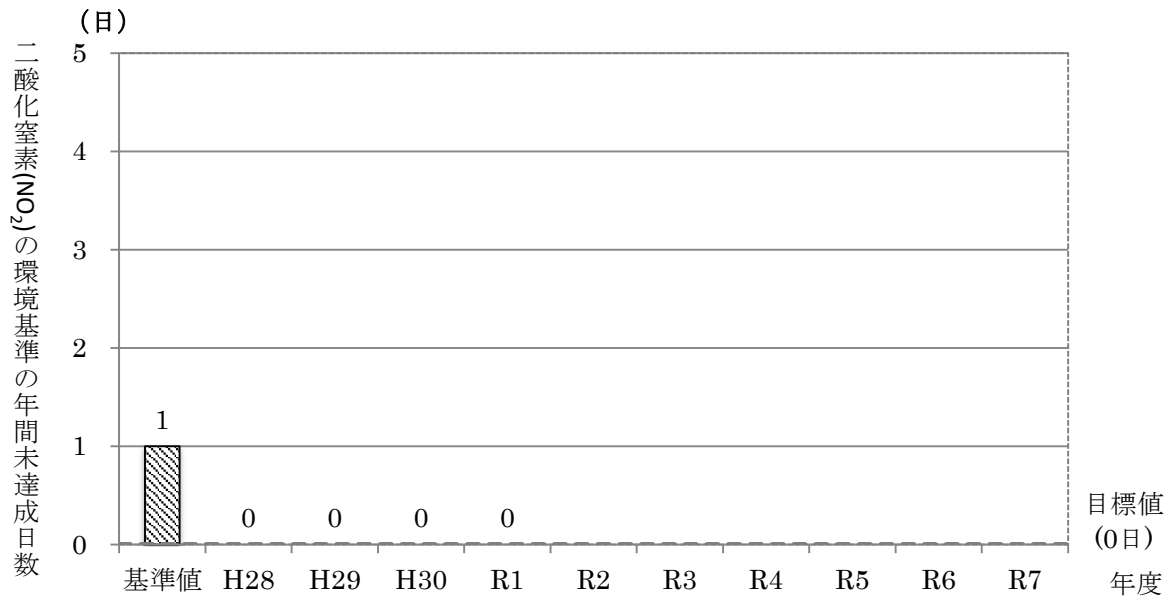


表 3.3.2 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	浮遊粒子状物質（S P M）の環境基準の年間未達成状況									
目標値 （R7）	0 日， 0 時間					担当課	環境政策課			
基準値 （H26）	0 日， 0 時間									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績（日）	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
単位（時間）	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上，下石原交差点前）及び仮設測定局（市内3地点※ ¹ ）において、浮遊粒子状物質が環境基準※ ² を超えた日はなかった。 浮遊粒子状物質は、都内全域において、年平均濃度で見るとここ数年横ばいか減少傾向である。今後も東京都環境局と連携し、大気環境の向上に努めていく。									

※ 1：冬季に1週間の連続した測定を実施した。

※ 2：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

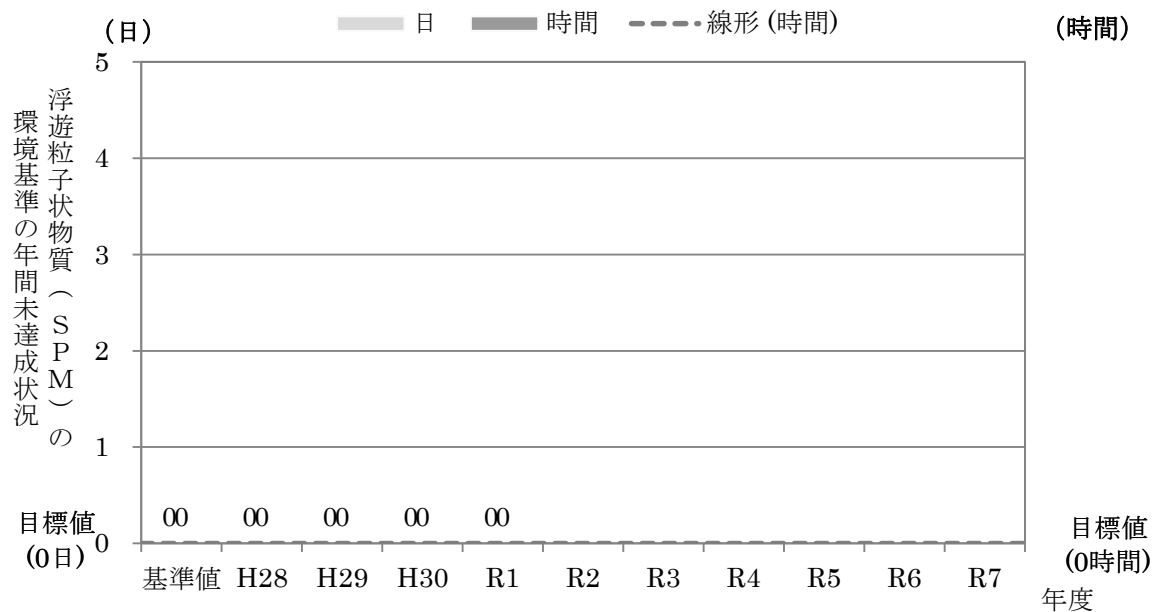
図 3.3.2 環境指標の推移（公害のない環境の維持）
浮遊粒子状物質（S P M）の環境基準の年間未達成状況

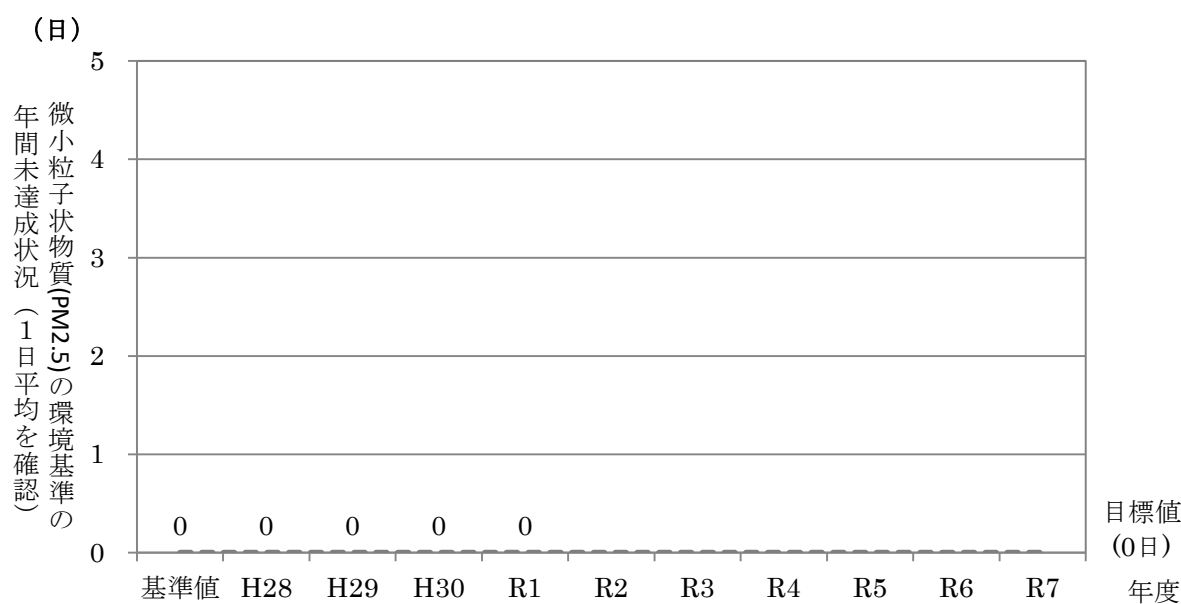
表 3.3.3 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準の年間未達成状況（1日平均を確認） 【参考指標】									
目標値 （R7）	0 日					担当課	環境政策課			
基準値 （H26）	0 日									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績（日）	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、常時監視測定局（市役所屋上、下石原交差点前）及び仮設測定局（市内 3 地点※ ¹ ）において、微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準※ ² を超えた日はなかった。 都内大気中の PM2.5 濃度は、ボイラー、廃棄物焼却炉などの固定発生源対策などの効果で、平成 13 年度からの 10 年間で約 55％減少した。今後も東京都環境局と連携し、大気環境の常時監視を継続していく。また、野焼きなどの現場指導・啓発にも努めていく。									

※1：冬季に1週間の連続した測定を実施した。

※2：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

図 3.3.3 環境指標の推移（公害のない環境の維持）
微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の年間未達成状況



【主な事業の取組状況】

表 3.3.4 主な事業の取組状況（公害のない環境の維持）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
事業活動に伴う大気汚染の防止	工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進	-	環境政策課	・ 東京都主催の夏季VOC対策セミナー等の周知を実施 ・ 苦情発生時の現場指導を実施
	大気測定の実施	-		・ 庁舎屋上測定局での常時監視（通年） ・ 下石原交差点前測定局（国立大学法人電気通信大学西9号館南側）での常時監視（通年） ・ 市内3箇所での仮設測定局による監視（各地点連続7日間の測定）
	関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施	-	営繕課	解体工事実施 1件
	建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導	-	環境政策課	・ 苦情発生時に現場指導を実施 ・ アスベストの届出現場において現場指導を実施 ・ 建築リサイクル法の届出現場において年3回実施
自動車排出ガスによる大気汚染の防止	道路沿道における緩衝用植樹帯の設置	-	道路管理課 街づくり事業課	実施なし
	公共交通機関の利用促進	-	交通対策課	公共交通の利便性向上に向け、バス事業者と協議実施
	自転車利用、徒歩による移動の奨励	-		・ シェアサイクルの実証実験を開始 ・ 自転車活用推進計画の改定に向けた検討
	公用車への低公害車導入推進	-	環境政策課	庁用車を導入する場合は、低公害かつ低燃費な車を入れるよう推進（環境マネジメントシステムの運用管理手引）
	事業者・家庭への低公害車の啓発	-		市ホームページのコンテンツ「自動車の温暖化対策」において、低燃費・低公害車の導入を呼びかけ
環境汚染への対応 （PM _{2.5} ）による微小粒子状物質	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）濃度の監視	-	環境政策課	市内3箇所での仮設測定局による監視（各地点連続7日間の測定）
	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）濃度に関する情報提供	-		環境年次報告書、事務報告書及び市ホームページにて測定結果を公表
等 悪臭・臭気 の発生防	工場・事業場への悪臭発生防止に向けた対策の推進	-	環境政策課	苦情発生時において現場での指導を実施
	一般家庭への悪臭発生防止に向けた啓発の推進	-		市ホームページにおいて、野焼き禁止の記事を掲載し、周知

3.②水質汚濁の防止

【施策（取組）の内容】

■ 工場排水の水質汚濁負荷の低減

工場・事業場等からの工場排水について、法律や条例に基づき、有害物質の規制、水質汚濁負荷低減に向けた対策指導を引き続き進めていきます。また水質の測定結果について公表していきます。

■ 家庭における生活排水対策の推進

生活排水による汚濁負荷の低減に向けて、家庭への情報提供、啓発を進めます。また、下水道設備の老朽化対策を推進します。

【環境指標の達成状況】

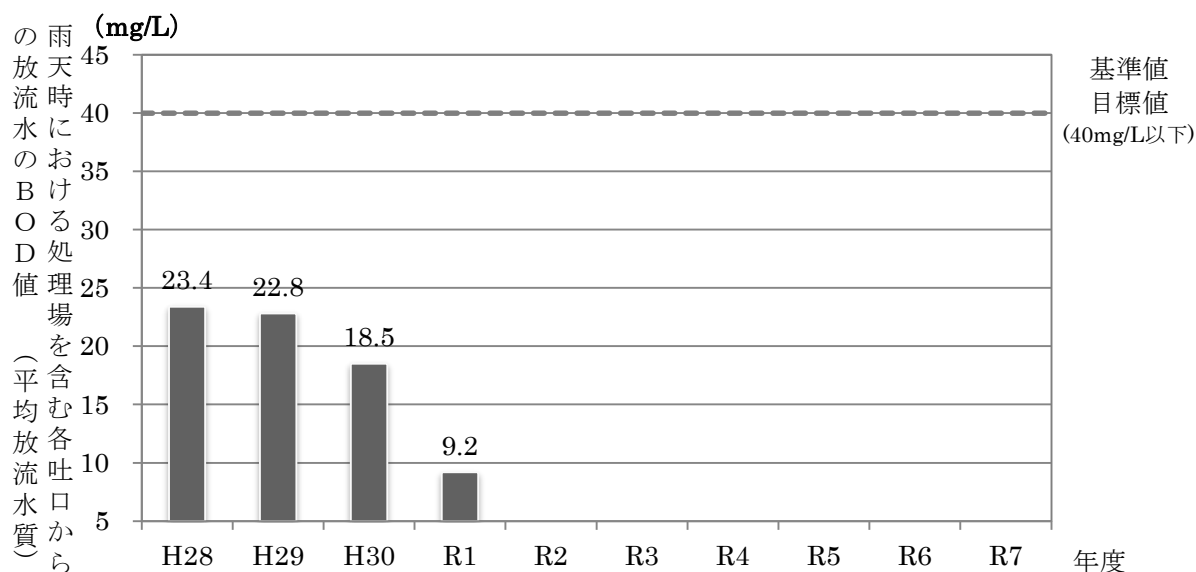
表 3.3.5 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質）									
目標値 (R7)	40mg/L以下※					担当課	下水道課			
基準値 (H26)	40mg/L以下※									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (mg/L)	23.4	22.8	18.5	9.2	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和2年2月29日0時～3時の降雨時に、吐口からの放流水質（BOD）を計測し、平均放流水質を算定したところ、9.2mg/Lとなり、基準値（40mg/L）以下であった。引き続き住宅等の新築・建替の際に、排水設備への雨水貯留浸透施設の設置を推進し、下水道への雨水流入の抑制を図ることで、雨天時に下水道から河川等公共用水域へ放流される汚濁負荷量の削減に努めていく。									

※基準値、目標値は、下水道法施行令による基準値

図 3.3.4 環境指標の推移（公害のない環境の維持）

雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質）



【主な事業の取組状況】

表 3.3.6 主な事業の取組状況（公害のない環境の維持）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
工場排水の 水質汚濁負荷 の低減	工場・事業場等への 水質汚濁防止に向けた 対策の推進	-	下水道課	特定事業場等からの排水の水質調査を実施 (年4回, 延べ96事業場)
	河川等の公共用水域に おける水質監視の継続	-	環境政策課	多摩川, 野川, 仙川, 入間川等の河川にお いて水質監視を実施 ・ 流量調査の調査箇所 10箇所 ・ 河川の水質調査延べ回数 10箇所 26回 ・ 水生生物調査 7箇所 1回
家庭における生活 排水対策の推進	生活排水対策に関する 家庭向け広報・ パンフレット等の発行	-	下水道課	市ホームページに, 生活排水対策に関する 家庭向け広報記事を掲載し, 窓口にてチラ シを配架
	生活排水対策に関連した イベントの開催	-		環境フェアに出展し, 下水道のしくみの紹 介や生活排水対策の啓発を実施
	下水道管の老朽化対策の 推進	-		下水道管の長寿命化対策の設計, 工事を実 施 ・ 管路対策工事36スパン ・ マンホール蓋交換322箇所
	下水の高度処理化に 向けた東京都への はたらきかけ	-		東京都と緊密に情報共有を図った。

3.③騒音・振動の発生抑制

【施策（取組）の内容】

■ 事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制

工場・事業場や建設工事等を発生源とする騒音・振動については，法律や条例に基づき，防止対策に関する指導を引き続き進めます。

■ 道路交通騒音・振動の発生抑制

自動車による騒音・振動については，主要道路における舗装の改善，沿道の緑化や建築物の誘導によって緩和を図るほか，ドライバーの意識啓発に取り組み，騒音・振動の発生抑制への配慮を促進します。また騒音・振動の測定結果について公表していきます。

■ 生活騒音の発生抑制

近隣地域への配慮を目的として，一般家庭を対象とした生活騒音の防止に向けた啓発等を行います。

【環境指標の達成状況】

表 3.3.7 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数									
目標値 (R7)	0 地点					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	1 地点									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(地点)	1	1	1	0	-	-	-	-	-	-
評価	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	低騒音舗装の敷設などの対策により、要請限度超過が改善されつつある。平成 30 年度は国道 20 号の夜間測定結果が 71dB と、要請限度値（70dB）を超過したが、令和元年度は国道 20 号の夜間測定結果が 70dB となり、要請限度値以内だった。今後も、継続して道路交通騒音調査を実施し、調査結果を国及び都へ報告をすることで、対応策を求めている。									

図 3.3.5 環境指標の推移(公害のない環境の維持)道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数

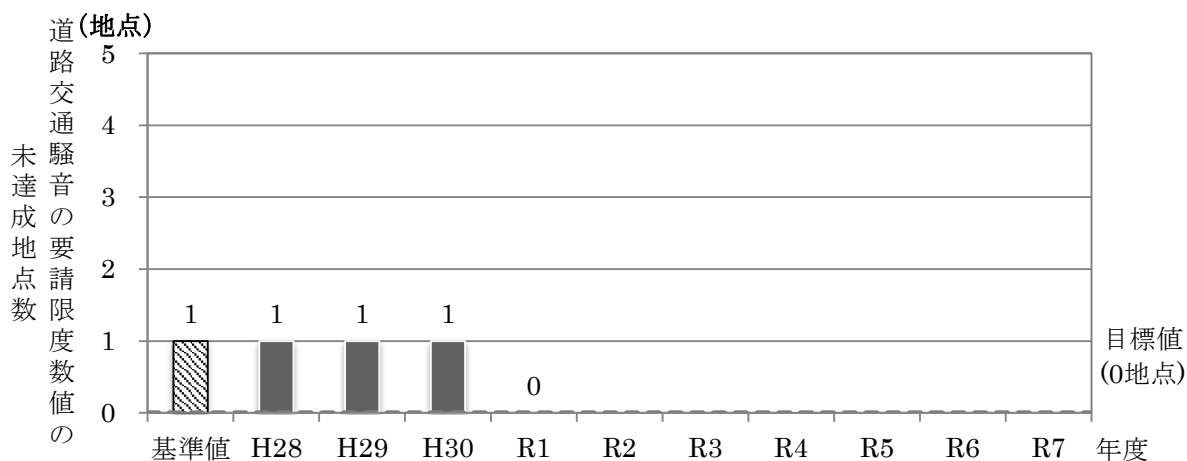
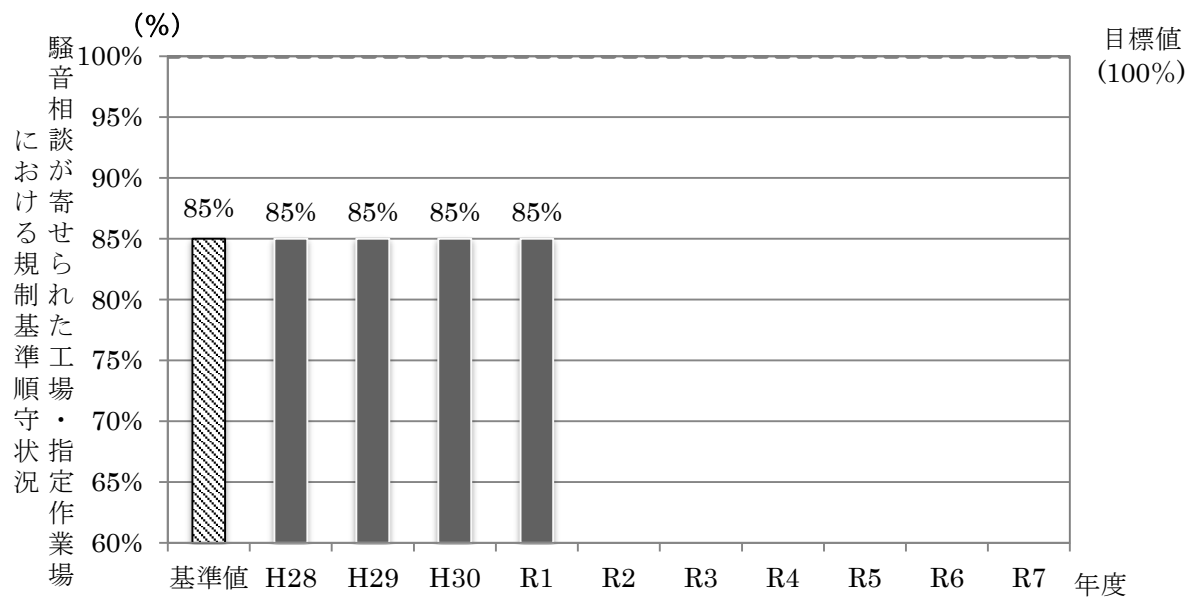


表 3.3.8 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	騒音相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況									
目標値 (R7)	100%					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	85%									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (%)	85	85	85	85	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	騒音苦情全体としては、横ばいまたはゆるやかな減少傾向にあるが、工場や指定作業場から発生する騒音についての苦情は絶えない(環境確保条例に基づく事務処理状況報告による)。また、工場・指定作業場の設置件数が廃止件数を上回っているため、今後も事業者による近隣への配慮等について、継続して啓発に努めていく。									

図 3.3.6 環境指標の推移（公害のない環境の維持）
騒音相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況

【主な事業の取組状況】

表 3.3.9 主な事業の取組状況（公害のない環境の維持）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
事業活動に伴う 騒音・振動の 発生抑制	工場・事業場等への騒音・ 振動発生抑制に向けた 対策の推進	-	環境政策課	苦情発生時における現場での指導及び届出提 出時における窓口での指導を実施
道路交通騒音・ 振動の発生抑制	道路交通騒音・振動の監視	-	環境政策課	・面的評価支援システムによる自動車騒音測 定の実施（7地点） ・自動車騒音測定の要請限度調査の実施（5 地点） ・自動車振動測定の要請限度調査の実施（3 地点）
	低騒音舗装の整備推進	-	道路管理課	・主要市道12号線道路改良工事 （2,336㎡）
	道路沿道における緩衝用 植樹帯の設置	-	道路管理課 街づくり事業課	実施なし
生活騒音の 発生抑制	生活騒音・振動の低減に 向けた啓発の推進	-	環境政策課	・市ホームページでの生活騒音・振動の低減 のための啓発を実施 ・苦情発生時の現場指導の実施

3.④化学物質等の対策の推進

【施策（取組）の内容】

■ 有害化学物質による汚染の防止

化学物質を取り扱う事業者に対して、法令に基づく化学物質の適正な管理を促すとともに、汚染防止対策の指導を行い、有害物質の漏えい等による大気・土壌・地下水・河川水等の環境汚染を未然に防止していきます。

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質やその環境リスクについて情報を収集し、適切な形で市民に提供して行くとともに、化学物質の影響に対する市民の意識啓発を図ります。

■ 地下水保全に向けた調査・規制

有害物質の漏えい等に備えて、地下水の水質調査を継続して行い、公表していきます。また東京都環境確保条例に基づく井戸の届出や地下水の揚水量報告を求め、地下水の揚水規制を継続していきます。

■ 放射線等に関する情報の蓄積・提供

国や都と連携して、空間放射線量の測定監視や、学校や保育園給食における放射性物質に関するサンプリング調査を行い、データの蓄積を図るとともに、放射線等の健康影響に関する正しい知識などの情報とあわせて市民に提供していきます。

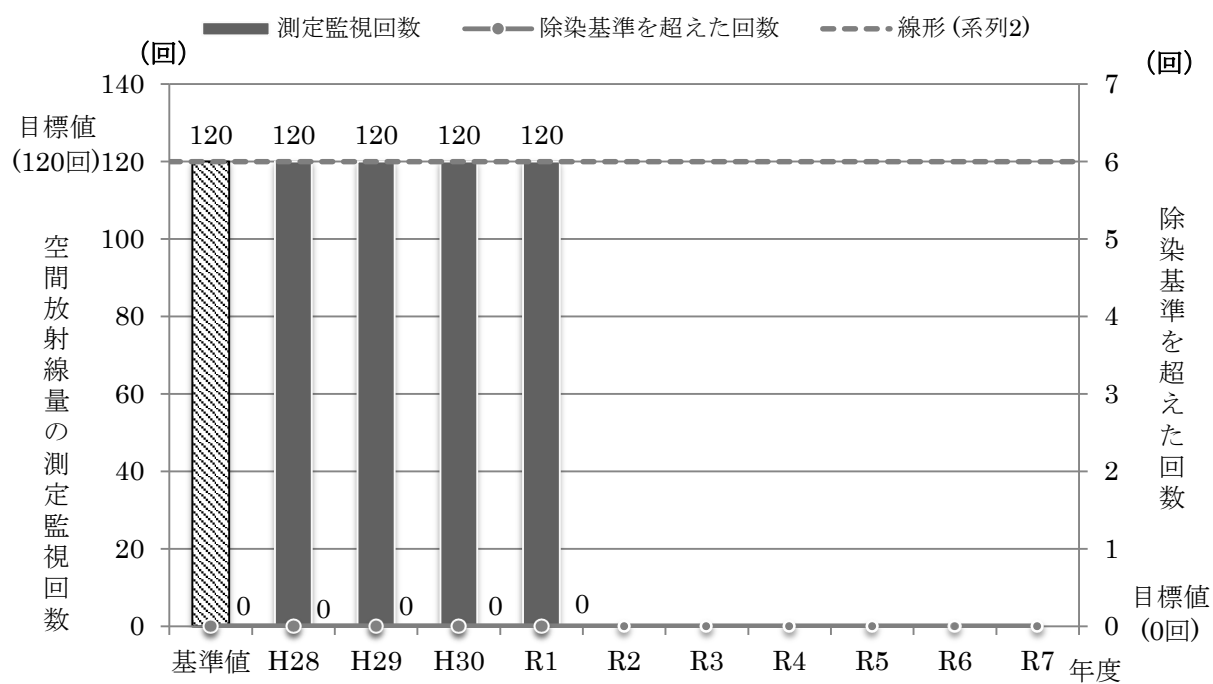
【環境指標の達成状況】

表 3.3.10 目標値及び環境指標の推移（公害のない環境の維持）

環境指標	空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数									
目標値 (R7)	120回【0回】※					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	120回【0回】※									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	120 【0】	120 【0】	120 【0】	120 【0】	－	－	－	－	－	－
評価	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	市内定点 10 箇所（保育園，小学校，児童館，公園）について，毎月 1 回，空間放射線量を測定し，除染基準（0.23μSv/h）を超える数値は確認されなかった。測定結果は，毎月市報及び市ホームページにおいて周知を図った。引き続き空間放射線量の把握に努めていく。									

※：【 】内は除染基準を超えた回数。

図 3.3.7 環境指標の推移（公害のない環境の維持）
空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数



【主な事業の取組状況】

表 3.3.11 主な事業の取組状況（公害のない環境の維持）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
有害化学物質による汚染の防止	化学物質の適正な管理に向けた事業所等への指導	-	環境政策課	年1回の適正管理化学物質の使用量等報告書の届出により指導
	有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施	-		工場・指定作業場廃止時における土壌汚染状況調査に関するヒアリング等の実態調査を実施
	工場・事業場における土壌汚染防止対策の推進	-		工場・指定作業場廃止時における届出による土壌汚染状況調査の指導
	公共施設におけるシックハウス対策の推進	-		化学物質に関する知識の習得のため、市職員向けの有識者による講演会（1回）を実施
化学物質に関するケースシミュレーションの推進	化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供	-	環境政策課	市ホームページで、化学物質による環境リスクの低減に向けた周知を実施
地下水保全に向けた調査・規制	地下水水質監視の実施	-	環境政策課	・ 地下水汚染浄化装置設置場所周辺における年2回（7月・2月）のモニタリング調査の実施 ・ 市内個人所有井戸にて地下水調査の実施（14箇所）
	地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導	-		・ 環境確保条例に基づく揚水施設については、年1回「地下水揚水量報告書」の提出義務有り ・ 井戸を設置する際に、立会い等現場指導を実施
放射線等に関する情報の蓄積・提供	公共施設における空間放射線量の測定監視	-	環境政策課	定点10地点において毎月空間放射線量を測定・監視
	学校等の給食における放射性物質の測定監視	-	学務課 保育課	・ 年4回（4月・7月・11月・1月）の学校給食の放射性物質の測定実施（野菜・果物・魚類・牛乳、きのこ） ・ 年4回（4月・7月・11月・1月）の保育園給食の放射性物質の測定実施（野菜・果物・魚類、きのこ）
	公園等における放射性物質に関する調査	-	緑と公園課	毎月2箇所の公遊園を対象とし、放射性物質の測定を実施
	放射線等に関する情報提供	-	環境政策課 緑と公園課 学務課 保育課	環境政策課が結果をとりまとめたうえ市ホームページと市報に測定結果を掲載

3.4 「低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」の進捗状況

4.(1) 低炭素まちづくりの推進

4.①省エネルギーの推進

【施策（取組）の内容】

■ 住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進

省エネ家電や高効率給湯器、住宅の断熱性向上などによる住居の省エネ化、節電行動の普及を推進します。

■ 公共施設や事務所等における省エネルギーの推進

公共施設への率先した省エネルギー対策を始め、業務ビルや店舗等における省エネルギーの推進に向けた啓発に取り組みます。

■ 低燃費車等の利用及びエコドライブ普及の啓発

低燃費車等の普及に向けた呼びかけやエコドライブ普及についての啓発を推進します。

【環境指標の達成状況】

表 3.4.1 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	市役所から排出されるCO ₂ の削減※									
目標値 (R7)	13,343t-CO ₂					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	14,859t-CO ₂									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (t-CO ₂)	14,856	15,667	14,555	14,528	－	－	－	－	－	－
評価	◎	△	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	平成 26 年度と比較し、CO ₂ 排出量が 2.2%減少している。減少要因としては、電気のCO ₂ 係数の減少がある。エネルギー使用量の増加要因として公共施設数の増加、小・中学校のクラス数の増加や熱中症対策に伴う空調設備新設などがあげられる。引き続き、市役所から排出される CO ₂ の削減に努める。									

※市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象。

図 3.4.1 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）市役所から排出されるCO₂の削減(t-CO₂)

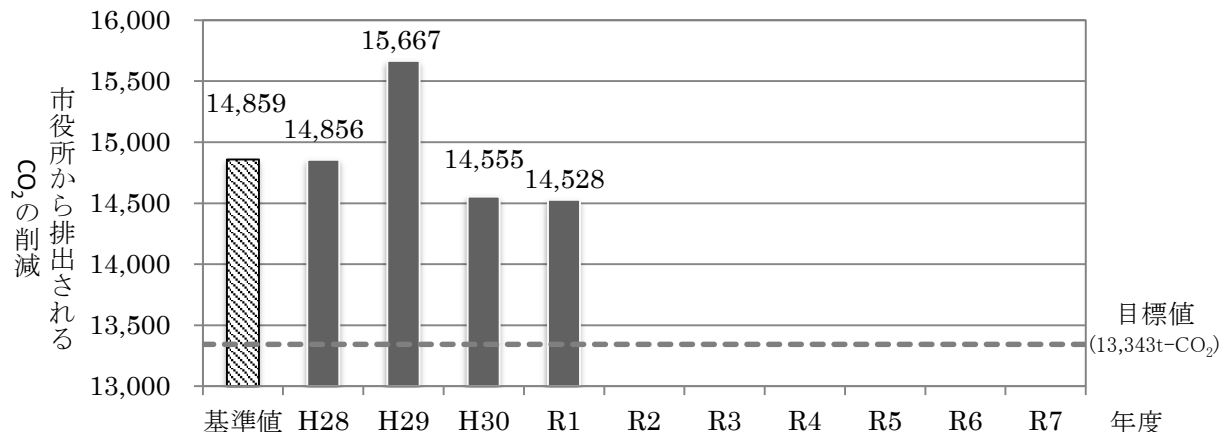


表 3.4.2 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	街路灯のLED化									
目標値 (R7)	1,380m※（延べ距離数）					担当課	街づくり事業課 道路管理課			
基準値 (H26)										
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(m)	337	0	0	0	－	－	－	－	－	－
延べ距離数	337	337	337	337	－	－	－	－	－	－
評価	◎	○	○	△	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度に新設したLED照明については、都市計画道路においての実績はなし。 参考実績：市道東110号線 1箇所、市道南155-4号線ほか道路改良工事 8箇所、 市道南199号線 6箇所									

※街路灯をLED化した道路整備距離数

図 3.4.2 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）街路灯のLED化

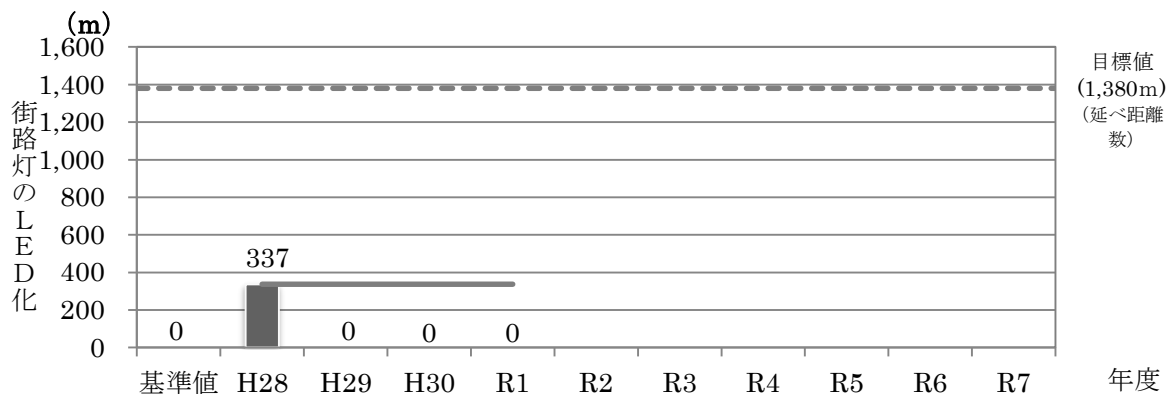
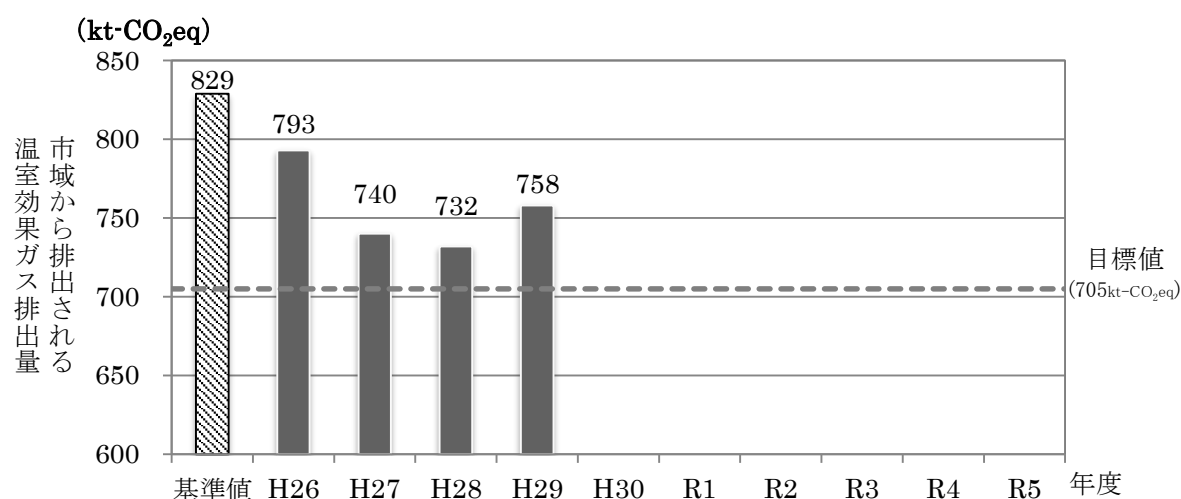


表 3.4.3 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	市域から排出される温室効果ガス排出量※【参考指標】									
目標値 (R5)	705kt-CO ₂ eq					担当課	環境政策課			
基準値 (H24)	829kt-CO ₂ eq									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実績 (kt-CO ₂ eq)	793	740	732	758	-	-	-	-	-	-
評価	◎	◎	○	△	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	平成 24 年度と比較し、市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成 29 年度は 71kt-CO ₂ eq (8.6%) の削減、エネルギー消費量についても、平成 29 年度は 666TJ (8.0%) の削減となっている。 「多摩地域の温室効果ガス排出量」報告書(2020 年 3 月)において、平成 29 年度に多摩地域全体で『世帯当たりエネルギー消費量が東日本大震災以降初めて顕著な増加』となっており、『主な原因は、厳冬による暖房需要の増加である』としている。調布市においては、民生家庭部門の世帯数及び民生業務部門の延床面積が増加していることも一因となっている。 引き続き、国や都と連携し、削減の周知啓発を実施していく。									

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表されている、「調布市における温室効果ガス排出量の推移」を参照。数値は2年遅れの公表となる。

図 3.4.3 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）市域から排出される温室効果ガス排出量



【主な事業の取組状況】

表 3.4.4 主な事業の取組状況（低炭素まちづくりの推進）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
住居の省エネ化及び行動の普及推進	家庭における省エネ型機器の普及啓発	2	住宅課	地球温暖化対策住宅用機器（家庭用燃料電池）購入費補助金を152件分交付し、省エネ型機器の普及を推進
	市民意識の更なる向上を目指した省エネルギーについての啓発	-	環境政策課	・壁面緑化のため、ゴーヤの苗配布を実施 ・エコ・クッキング講座の開催（3回） ・市ホームページ及び市報にて省エネ等の啓発を実施
公共施設や事務所等における省エネルギーの推進	公共施設における省エネ型機器の導入	-	環境政策課	省エネ型機器の導入を実施 ・平成27・28年度に、総合福祉センターの空調機器の改修を実施 ・平成27年度に、文化会館たづくりLED誘導灯を導入、氷蓄熱1次冷水ポンプのインバータ化を導入、アトリウムの樹木をフェイク化し冷暖房費を削減 ほか
	公共施設における環境マネジメントシステム（EMS）による省エネの推進	-		継続して、ISO14001環境マネジメントシステムによる市役所の環境配慮を推進
	省エネ・節電の啓発	2	道路管理課 街づくり事業課	市ホームページ、市報、twitterにて、省エネ等の啓発を実施
	街路灯のLED化	-		LEDの街路灯を設置 ・60箇所（道路管理課） ・15箇所（街づくり事業課）
エコドライブ等の普及及び低燃費車等の利用及びエコドライブ普及の啓発	公用車への低燃費・低公害車の導入推進	-	環境政策課	庁用車を導入する場合は、低公害かつ低燃費な車を入れるよう推進
	低燃費車等の利用啓発	2		市ホームページにおいて、低燃費・低公害車の導入を啓発
	エコドライブ普及の啓発	-		市ホームページにおいて、エコドライブの啓発を実施

4.②再生可能エネルギー等の活用推進

【施策（取組）の内容】

■ 再生可能エネルギー利用設備等の導入推進

太陽光発電システムや太陽熱温水器等の再生可能エネルギーを利用した設備について、公共施設における率先導入及び家庭等への導入に向けた普及啓発を図ります。

■ 再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究

エネルギー利用の高効率化の推進や、多様なエネルギーの利用可能性について調査・研究に取り組みます。

【環境指標の達成状況】

表 3.4.5 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	補助要綱※に基づく補助金交付対象となった 太陽光発電システムの公称最大出力						重点プロジェクト指標 2			
目標値 (R4)	2,520kW（延べ出力）					担当課	住宅課			
基準値 (H26)	367.88kW									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (kW)	280.36	120.01	162.16	257.71	－	－	－	－	－	－
延べ出力 (kW)	280.36	400.37	562.53	820.24	－	－	－	－	－	－
評価	△	△	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、太陽光発電設備取付け等補助件数が 65 件、太陽光発電システムの公称最大出力の合計は 257.71kW となり、平成 30 年度（33 件、公称最大出力の合計 162.16kW）より増加した。補助制度について、市ホームページへの掲載に加えて、国や都のホームページの自治体の住宅リフォーム等に関する制度一覧等への掲載など、周知を図っていく。									

*調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付要綱（平成25年要綱第29号）

図 3.4.4 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

補助要綱に基づく補助金交付対象となった太陽光発電システムの公称最大出力

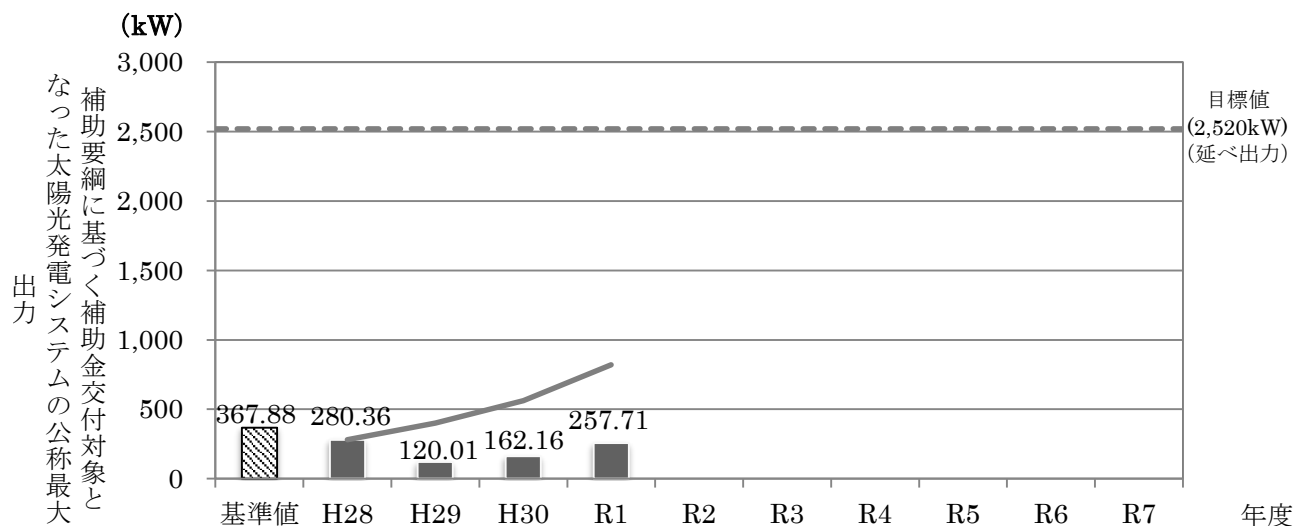


表 3.4.6 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	補助要綱※に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池の助成件数									
目標値 (R4)	700件（延べ件数）					担当課	住宅課			
基準値 (H26)	105件									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(件)	173	134	209	152	－	－	－	－	－	－
延べ件数	173	307	516	668	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	◎	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	前年度より申請件数が 57 件減少したが、引き続きニーズがあるものと見込んでいる。既存住宅への設置も一定数あるが、新築住宅に予め設置されているケースが増加しており、住宅販売業者が補助制度を案内し、申請につながっていると考えられる。引き続き、市ホームページへの掲載等により、補助制度の周知を図っていく。									

※調布市地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金交付要綱（平成23年要綱第85号）

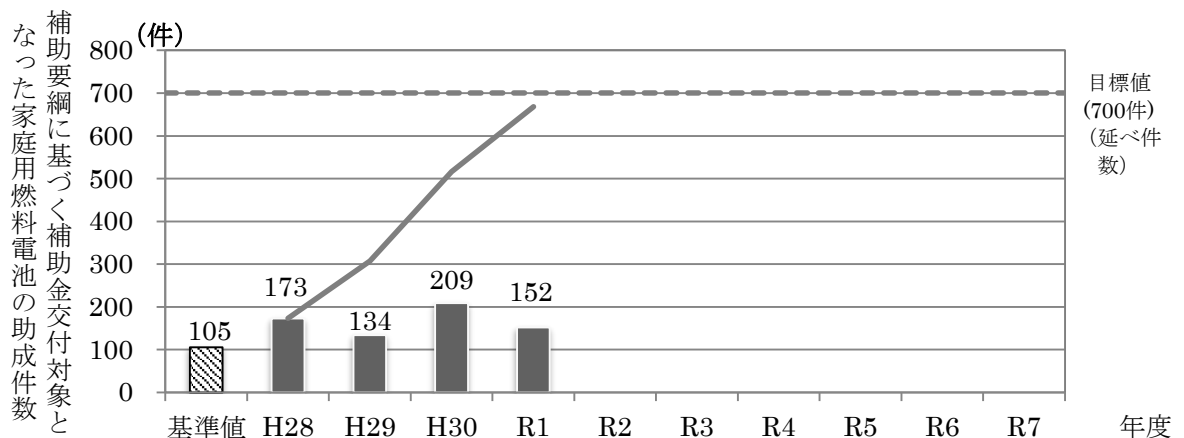
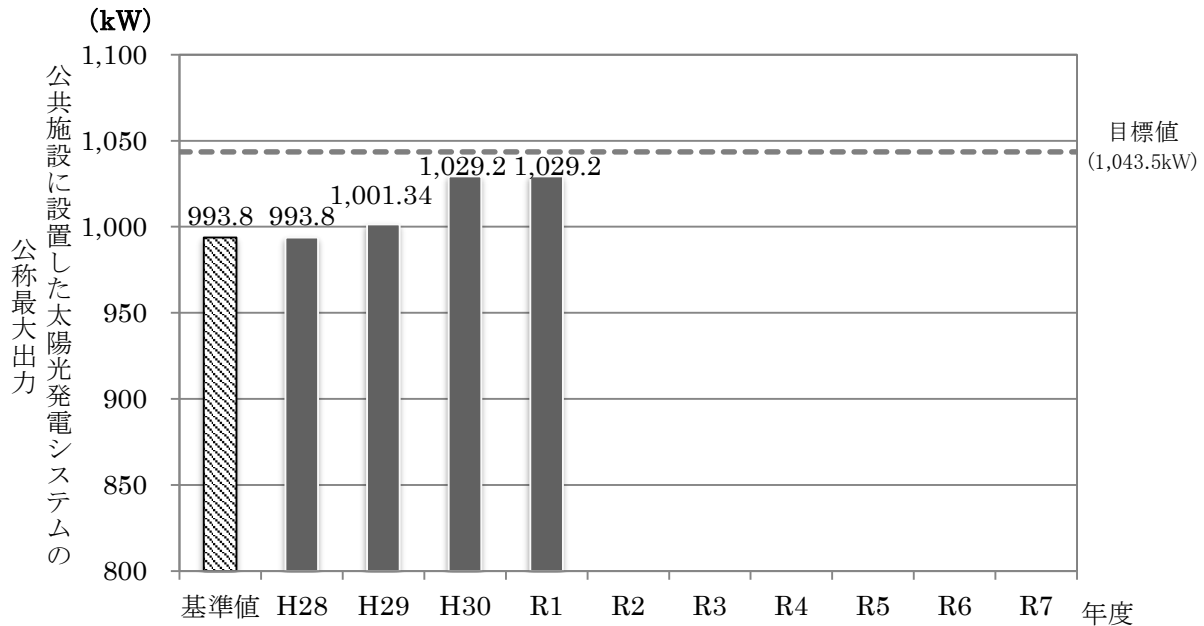
図 3.4.5 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）
補助要綱に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池の助成件数

表 3.4.7 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力									
目標値 (R7)	1,043.5kW					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	993.8kW									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(kW)	993.8	1,001.3	1,029.2	1,029.2	-	-	-	-	-	-
評価	○	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	令和元年度末現在、調布市が設置した太陽光発電システムは 10 箇所（公称最大出力 104.6kW）、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電システムは 34 箇所（公称最大出力 924.6kW）である。引き続き、現在の太陽光発電システムを維持していくとともに、公共施設の新築時等には、再生可能エネルギーの採用を検討し、設置に努める。									

図 3.4.6 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）
公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力



【主な事業の取組状況】

表 3.4.8 主な事業の取組状況（低炭素まちづくりの推進）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
再生可能エネルギー利用設備等の導入推進	公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の推進	-	環境政策課	平成25年度に、屋根貸し先の事業者（調布まちなか発電株）が34施設に太陽光発電設備を設置し、平成26年4月から順次発電を開始（合計出力924.61kW）
	住宅における太陽光発電システム等の導入に対する普及啓発	2	住宅課	太陽光発電設備取付け等補助金を65件分(平成30年度から32件増加)交付し、再生可能エネルギーの普及を推進
	公共施設における太陽光発電システムの導入	-	各施設の所管課	太陽光発電設備（自家消費型）は令和元年度末現在10施設（合計出力104.6kW）に設置
再生可能エネルギー等への活用に向けた調査・研究	新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究	-	-	継続して情報収集を実施していく。
	公共施設におけるグリーン電力の購入検討	-	環境政策課	低炭素電力や再生可能エネルギー由来の電力調達に関して、先進事例等の調査・研究を実施
	環境配慮型住宅等の研究	-	住宅課 環境政策課	「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」など、他自治体の先行事例を研究し、今後の導入等も含めて検討を実施

4.③環境に配慮したまちづくり

【施策（取組）の内容】

■ 緑を活かした地球温暖化への対応

公共施設のみならず，住宅や事業所における緑化を推進することにより，地球温暖化への対応を図ります。

■ 交通体系の低炭素化

鉄道・路線バス・ミニバス等の連携を強化し，公共交通の利便性を高めることにより，マイカー利用の抑制を図る一方で，自転車や歩行者が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。

■ エネルギーの有効利用の推進

低炭素まちづくりに向けた地域エネルギー利用効率化の検討や環境マネジメントシステム(E M S)等の活用支援，事業所におけるエネルギー需要管理とネットワーク化等による有効利用を検討します。

【環境指標の達成状況】

表 3.4.9 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	みどり率（再掲）									
目標値 （R2）	36.0%					担当課	緑と公園課			
基準値 （H22）	36.0%									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績（％）	-	-	-	34.1	-	-	-	-	-	-
評価	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	本調査は概ね5年に1度実施している。令和元年度の緑被調査ではみどり率は34.1%であった。土地所有者の事情により生産緑地等の減少が進み、みどり率は低下しているものの、崖線や緑地・緑道・公園の公有地化が進み、公園・緑地等の面積は増加している。引き続きみどり率を維持するため、緑の施策を推進していく。									

図 3.4.7 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）みどり率

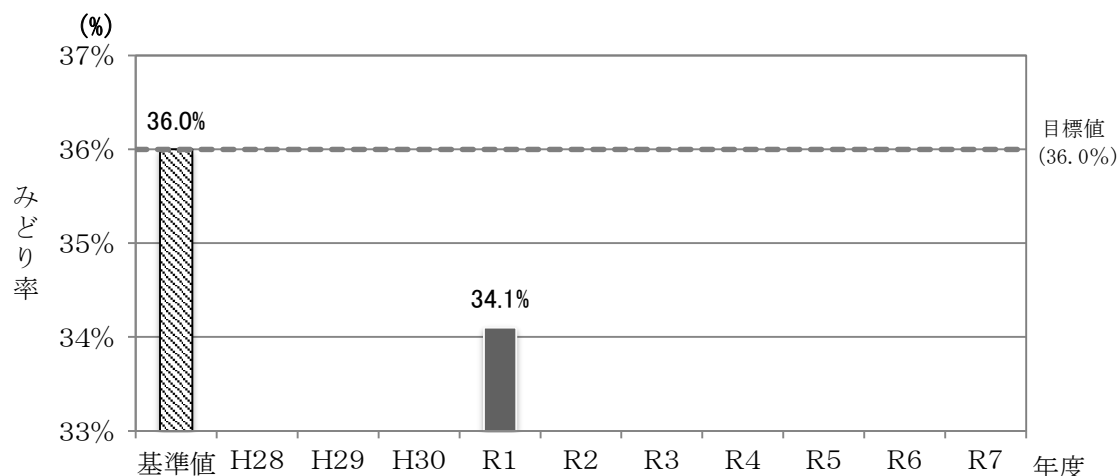
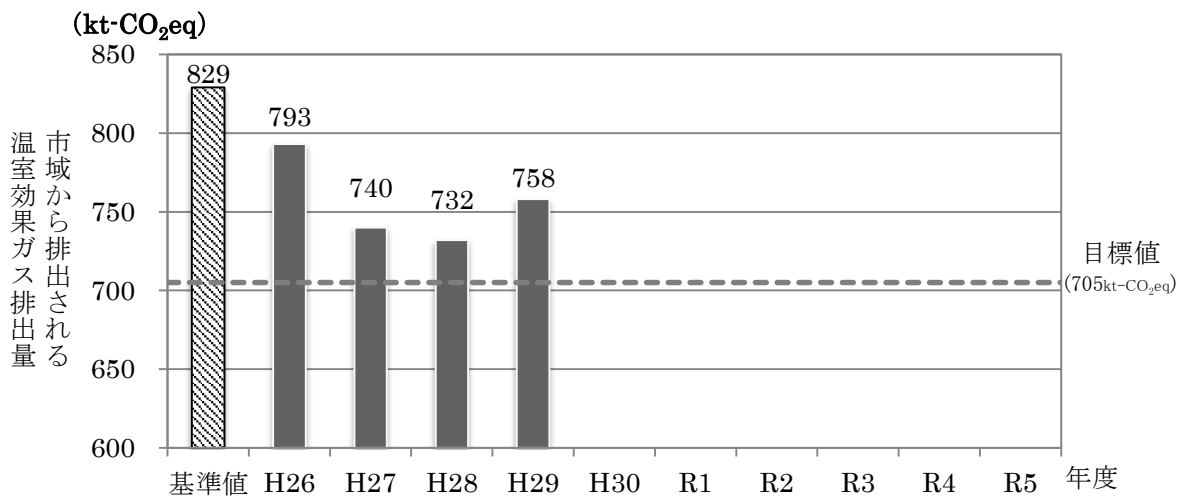


表 3.4.10 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	市域から排出される温室効果ガス排出量【参考指標】（再掲）									
目標値 (R5)	705kt-CO ₂ eq					担当課	環境政策課			
基準値 (H24)	829kt-CO ₂ eq									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実績 (kt-CO ₂ eq)	793	740	732	758	-	-	-	-	-	-
評価	◎	◎	○	△	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	平成 24 年度と比較し、市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成 29 年度は 71kt-CO₂eq（8.6％）の削減、エネルギー消費量についても、平成 29 年度は 666TJ（8.0％）の削減となっている。 「多摩地域の温室効果ガス排出量」報告書（2020 年 3 月）において、平成 29 年度に多摩地域全体で『世帯当たりエネルギー消費量が東日本大震災以降初めて顕著な増加』となっており、『主な原因は、厳冬による暖房需要の増加である』としている。調布市においては、民生家庭部門の世帯数及び民生業務部門の延床面積が増加していることも一因となっている。 引き続き、国や都と連携し、削減の周知啓発を実施していく。									

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表されている「調布市における温室効果ガス排出量の推移」を参照。数値は2年遅れの公表となる。

図 3.4.8 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）市域から排出される温室効果ガス排出量



【主な事業の取組状況】

表 3.4.11 主な事業の取組状況（低炭素まちづくりの推進）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
緑を活かした 地球温暖化 への対応	公共施設の壁面緑化の推進	-	環境政策課	13施設において壁面緑化を実施
	民間施設の敷地内や屋上・壁面緑化の推進	-	緑と公園課	開発事業指導要綱に基づき、43件の指導を実施
	市民参加による環境に配慮したまちづくりに向けた地区計画等の検討の支援	-	都市計画課	各地区の特性に応じた検討の支援を継続
交通体系の低炭素化	公共交通の運行体系の最適化などに向けた検討	-	交通対策課	公共交通の運行体系の最適化に向け、バス事業者と協議実施
	自転車走行空間の計画・整備	-	道路管理課 交通対策課	・主要市道12号線道路改良工事（393m）（道路管理課） ・令和4年度までの第1期優先整備工事について関係機関と協議調整（交通対策課）
	「人と環境にやさしい道路」の整備	-	道路管理課	バリアフリー化、歩道の透水性舗装等のため、主要市道32号線及び主要市道12号線道路改良工事を実施
	公共交通の利便性の向上	-	交通対策課	公共交通の利便性向上に向け、バス事業者と協議実施
	コミュニティサイクル等の促進事業の実証実験の実施	-	産業振興課	観光事業として、コミュニティサイクルの実証実験を実施（平成29年10月7日から同年11月12日までの土日祝日の14日間。うち5日間は台風、雨天等のため中止。自転車総利用台数39台） 実証実験は、平成29年度にて終了
	コミュニティサイクル等の導入検討	-	交通対策課	市民及び他地域からの来訪者の自転車利用の利便性向上、また、放置自転車対策に資する有用性や課題を検証するため、平成31年4月1日に実証実験として開始
エネルギーの有効利用の推進	環境マネジメントシステム（EMS）等の活用支援	-	環境政策課	・市ホームページにおいて、市役所の環境マネジメントシステムの実績を公表し、環境マネジメントシステムの効果を掲載 ・市ホームページにおいて、エコアクション21の紹介を行い、環境マネジメントシステムの活用支援を実施
	低炭素まちづくりに向けた地域エネルギー利用効率化の検討	2	都市計画課 環境政策課	調布駅周辺のまちづくりの機会をとらえて、効率的なエネルギー利用の検討やエネルギー環境の向上について、産学官連携での取組として検討中。引き続き、情報収集等を実施
	事業所・家庭へのエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）の設置支援等の検討	2	住宅課 環境政策課	国や東京都等による低炭素まちづくりに関する情報収集等に努めた。引き続き、情報収集等を実施

4.④地球温暖化への適応

【施策（取組）の内容】

■ 地球温暖化に関する情報の提供

専門機関や国の研究成果など、地球温暖化に関する最新の知見について、情報を収集し、市民にわかりやすい形で提供していきます。

■ ライフスタイルによる適応

クールビズ・ウォームビズを始めとして、地球温暖化への適応を進めます。

■ 気候変動に伴う異常気象への適応

近年増加する傾向にある猛暑や、局地的な短時間豪雨などの異常気象等に備えた対策等を推進します。

【環境指標の達成状況】

表 3.4.12 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力（再掲）									
目標値 (R7)	115, 600m³/h					担当課	下水道課，道路管理課 環境政策課，緑と公園課 街づくり事業課			
基準値 (H26)	66, 828m³/h									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (m³/h)	78, 151	83, 029	89, 627	102, 666	－	－	－	－	－	－
評価	◎	△	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	排水設備計画確認申請件数は若干減ったが，公園に係る開発により浸透設備が増えたため，全体としては増加した。（浸透能力は貯留能力（m³）を含む。） ※下水道課では，公共事業としての浸透施設の設置を行っておらず，民間事業による浸透施設の設置申請件数及び面積を実績としている。									

図 3.4.9 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）浸透設備等の設置による雨水の浸透能力

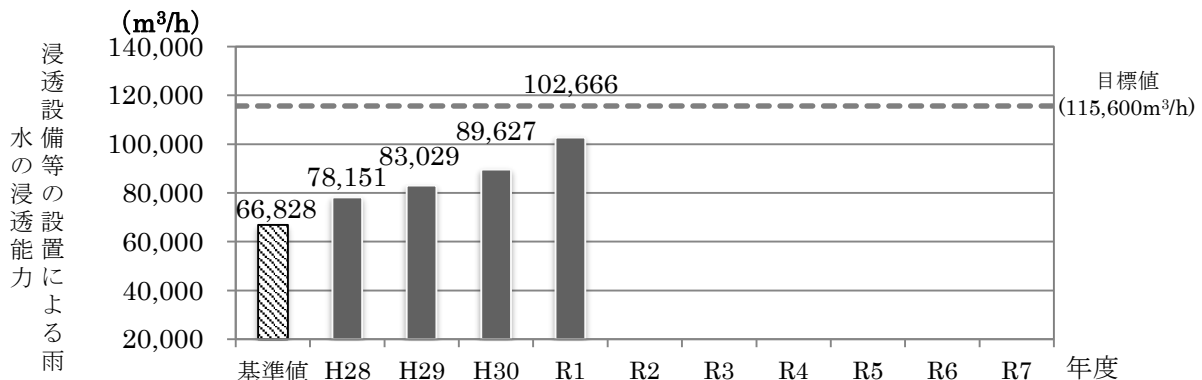
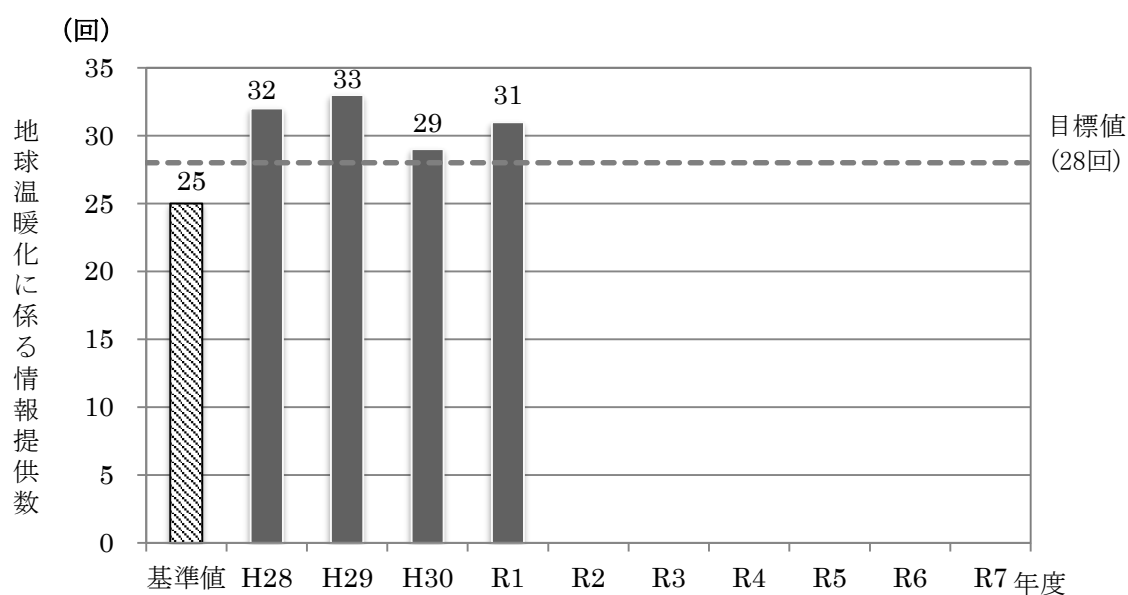


表 3.4.13 目標値及び環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）

環境指標	地球温暖化に係る情報提供数									
目標値 (R7)	28回					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	25回									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	32	33	29	31	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、東京都事業、太陽光や風力などの自然を活用した電気をお得に利用できるキャンペーンや省エネ性能の高い機器への買い替えにポイントを付与、国の補助事業等について記事を掲載した。引き続き、国や都と連携し、削減対策を実施していく。									

図 3.4.10 環境指標の推移（低炭素まちづくりの推進）地球温暖化に係る情報提供数



【主な事業の取組状況】

表 3.4.14 主な事業の取組状況（低炭素まちづくりの推進）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
地球温暖化に関する情報の提供	地球温暖化情報の収集及び適切な情報提供の推進	-	環境政策課	市ホームページ，市報，ツイッター等にて，地球温暖化対策に係る様々な情報を提供
ライフスタイルによる適応	クールビズ・ウォームビズ等の奨励	-	環境政策課	・市ホームページ及び市報にて「夏季の省エネ対策」「冬季の省エネ対策」の記事を掲載 ・市役所におけるクールビズ・ウォームビズの推進
気候変動に伴う異常気象への適応	緊急避難場所の確保と防災マップ等による市民への周知	-	総合防災安全課	特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園・障害福祉サービス事業所シンフォニーの一部を二次避難所（福祉避難所）として確保 京王電鉄株式会社・京王レクリエーション株式会社，創価学会東京事務局の一部を一時滞在施設として確保
	公道への透水性舗装の導入推進（再掲）	-	道路管理課 街づくり事業課	歩道に透水性舗装を設置 ・主要市道32号線道路改良工事（1,366㎡）（道路管理課） ・主要市道12号線道路改良工事（1,075㎡）（道路管理課） 令元区画道路9号道路改良工事（320㎡）（街づくり事業課） 市道南155-4号線ほか道路改良工事（944㎡）（街づくり事業課） 南199号線暫定整備（511㎡）（街づくり事業課）
	豪雨対策の検討	2	下水道課	入間川上流域（東つつじヶ丘）において浸水対策システムの運用及び三鷹市と共同で浸水被害軽減のための貯留施設の検討を実施

4.(2) 循環型まちづくりの推進

4.⑤ 3 R推進によるごみの減量

【施策（取組）の内容】

■ ごみの発生抑制に向けた啓発

市民の意識啓発に取り組み、ごみを出さない、ごみになるものは受け取らないといったごみ減量につながる意識啓発に努めます。

■ 市民・事業者の自主的な取組の支援

家庭系ごみの更なる減量に向けて、家庭系ごみの多くを占める生ごみの減量を推進するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の容器包装削減や店頭回収などの取組を支援します。

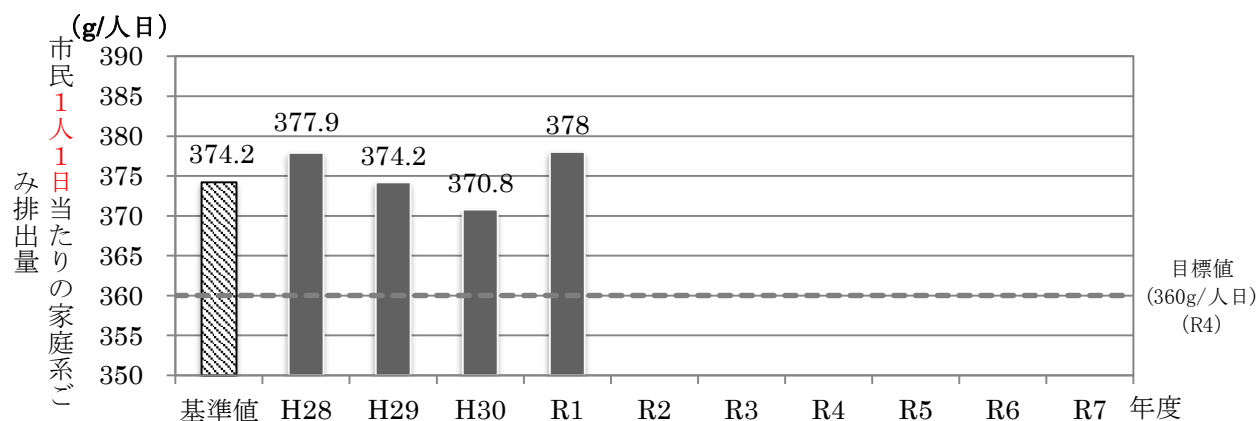
【環境指標の達成状況】

表 3.4.15 目標値及び環境指標の推移（循環型まちづくりの推進）

環境指標	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量					重点プロジェクト指標 2				
目標値 (R4)	360 g /人日※				担当課	ごみ対策課				
基準値 (H29)	374.2 g /人日									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(g/人日)	377.9	374.2	370.8	378.0	-	-	-	-	-	-
評価	◎	◎	◎	△	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（原単位）は378.0gとなり、基準年度と比較すると3.8gの増加となった。消費税増税の駆け込み需要や新型コロナウイルスにより自宅で過ごすことが増えたことが要因だと推察される。市で排出されるごみのうち、一番多くを占める家庭系可燃ごみは、前年度より6.5g/人日増加した。令和元年度の組成分析調査では食品ロスが6.4%あることがわかった。今後、広報等により食品ロスの削減を行うことが不可欠である。粗大ごみについても、前年度より2.2g/人日増加している。クリーンセンター移転に伴う持ち込みによる粗大ごみを従量制としたことや持込日の追加、また、消費税増税による家具の買い替えなどが考えられる。									

※目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」による。

図 3.4.11 環境指標の推移（循環型まちづくりの推進）市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



【主な事業の取組状況】

表 3.4.16 主な事業の取組状況（循環型まちづくりの推進）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
ごみの発生抑制に向けた啓発	ごみの発生抑制に向けた市報・市ホームページ・広報誌等による意識啓発・情報提供	2	ごみ対策課	ごみの適正排出やリサイクル推進を促すため、広報を実施 ・毎月、市報5日号にごみダイエット通信を掲載 ・ごみリサイクルカレンダーの発行（市内全戸配布） ・ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」81号から83号までを発行（市内全戸配布） ・毎月第2・4月曜日に「調布FM」に出演 ・毎月「テレビ広報ちょうふ」に出演 ・「調布市ごみアプリ」の運用を継続（R2.3.31現在、ダウンロード数 28,496件） ・市内14店舗にて、ごみ減量啓発用「水切りネット」を配布し、ごみ減量キャンペーン（7日間）を実施
	ごみ減量と3Rに関する出前講座及び清掃施設見学の実施	-		・出前講座の開催（全6回） ・クリーンプラザふじみ見学会の開催（全24回、1,239人参加） ・最終処分場見学会の開催（全2回、76人）
	水切りネット活用の普及啓発	-		市内14店舗にて、ごみ減量啓発用「水切りネット」を配布し、ごみ減量キャンペーン（7日間）を実施
市民・事業者の自主的な取組の支援	調布エコ・オフィスの認定	-	ごみ対策課	令和元年度末現在、31事業所の認定を継続
	ごみ減量・リサイクル協力店の拡充	-		令和元年度末現在、17店舗の認定を継続
	マイバッグの利用の推進	-		廃棄物減量及び再利用促進員等にマイバッグを配布し、マイバッグの利用促進及びPRを実施
	生ごみ堆肥化など、家庭での生ごみ減量の取組の支援	-		・生ごみ処理機等補助金の交付（処理剤 16件、堆肥化容器 7件、家庭用減量装置 75件・法人用 3件） ・生ごみたい肥化講習会の開催（初級編：10月18日・26日、アフターフォロー編：11月8日・15日、生ごみたい肥で花や野菜づくり編：11月15日、参加延べ人数26人）
	家庭系ごみの資源化の推進（集団回収等）	-		集団回収実績（令和元年） 第1期（1～3月分）： 917,180kg 第2期（4～6月分）： 962,786kg 第3期（7～9月分）： 869,817kg 第4期（10～12月分）： 905,559kg
	更なるごみの発生抑制の推進	-		・調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第80条の規定に基づき、自治会等の各種団体から推薦された方に廃棄物減量及び再利用促進員を委嘱し、ごみ減量やリサイクルの推進等の指導を依頼（第13期90人） ・海洋プラスチックごみ問題に関する調布市としての取組について、検討を進めた。
	フリーマーケットの開催支援・情報提供	-	文化生涯学習課	・フリーマーケットの開催（7回 725名参加） ・キッズフリマの開催（10回 340組 7,580名参加）

4.⑥ごみの適正処理

【施策（取組）の内容】

■ ごみの安定処理の確保

ふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみ，リサイクルセンターにおいて，ごみの分別区分に応じて，焼却・再利用・資源化・廃熱の有効活用等に向けた処理を進めます。また，クリーンセンターの機能移転による安定的な一般廃棄物の資源化処理施設及びし尿処理施設の整備を進めます。

■ 不法投棄対策の充実

市民意識の高揚，パトロール強化等によって，不法投棄の未然防止，早期発見に努め，排出者に対する適正処理を促します。

【環境指標の達成状況】

表 3.4.17 目標値及び環境指標の推移（循環型まちづくりの推進）

環境指標	最終処分量（埋立量）									
目標値 (R4)	0					担当課	ごみ対策課			
基準値 (H29)	0									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
評価	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	焼却残さ＝4,260 t，焼却灰のエコセメント化量＝4,260 t となった。 適正に処理が行われているため、今後も現状を維持するよう事業を推進していく。									

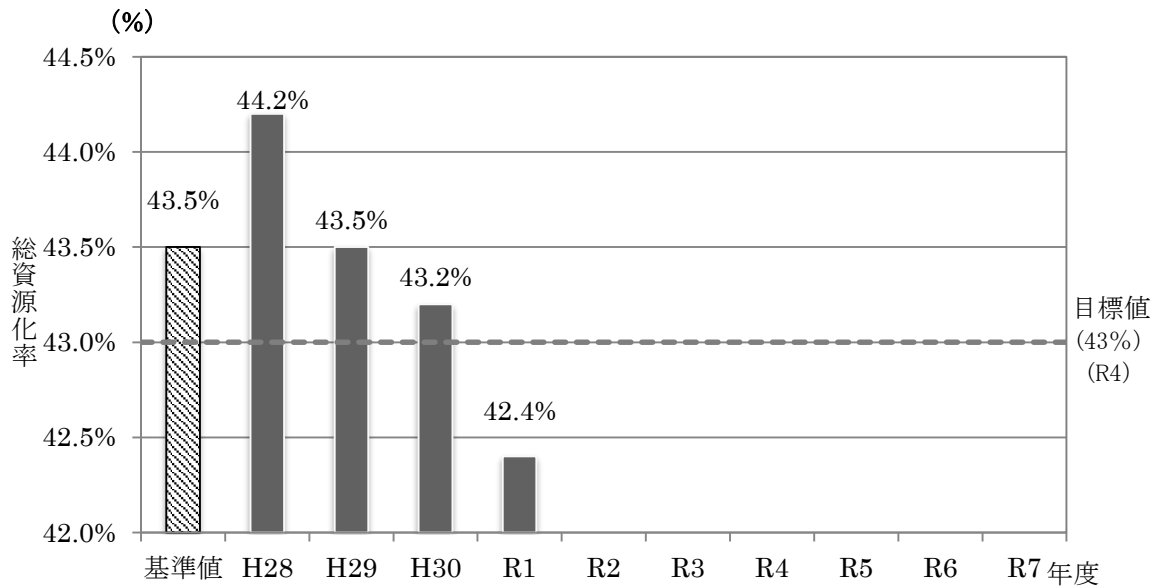
※目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」による。

表 3.4.18 目標値及び環境指標の推移（循環型まちづくりの推進）

環境指標	総資源化率									
目標値 (R4)	43%					担当課	ごみ対策課			
基準値 (H29)	43.5%									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 (%)	44.2	43.5	43.2	42.4	-	-	-	-	-	-
評価	△	△	◎	△	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	令和元年度：総資源化量＝26,021t，総ごみ量＝61,393t 平成30年度：総資源化量＝25,976t，総ごみ量＝60,145t 平成29年度：総資源化量＝26,171t，総ごみ量＝60,159t ※総資源化率＝総資源化量÷総ごみ量 総資源化率が減少した要因としては、古紙の収集量の減少や総ごみ量の増加が考えられる。今後、市民・事業者への広報啓発を強化するなど、資源化を推進していく。									

※目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」による。

図 3.4.12 環境指標の推移（循環型まちづくりの推進）総資源化率



【主な事業の取組状況】

表 3.4.19 主な事業の取組状況（循環型まちづくりの推進）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
ごみの安定処理の確保	ごみ分別排出の表示・広報の改善に向けた検討	-	ごみ対策課	近隣市なども参考にしながら随時検討しており、必要があればその都度改善を実施
	焼却灰のエコセメント化推進	-		適正に処理が行われているため、今後も現状を維持
	資源物の持去り対策の推進	-		資源物の持去り対策を、委託により3回、早朝パトロールとして実施
	粗大ごみの再生利用の推進	-		・利再来留館の来館者数 5,723人 ・粗大ごみの購入者数 1,246人 ・粗大ごみの販売点数 2,070点
	廃家電製品からの有用金属の回収	-		粗大ごみを解体し、40,726kgを回収
	せん定枝資源化支援事業の推進	-		・申込件数 243件 ・処理量 34,273kg
	公園のせん定枝資源化事業の推進	-	緑と公園課	令和元年度は配布実績がなかった。
	ごみの効率的な収集及び運搬の推進	-	ごみ対策課	引き続き、2社に委託し、市内全域の収集を実施
	クリーンセンター機能移転の推進	-		計画どおり機能移転完了
不法投棄対策の充実	ごみの適正排出の啓発・指導	-	ごみ対策課	市ホームページ及び市報にて情報提供を実施
	関係機関との連携による不法投棄パトロールの強化	-		実施なし
	不法投棄防止に向けた市民意識の啓発	-		通報に伴う日常的な監視活動、迅速回収、防止シールの設置、重点地区パトロールを実施

3.5 「みんなの力でより良い環境を目指すまち」の進捗状況

5.(1) 環境情報の整備・共有

5.①環境情報の集約・活用・発信

【施策（取組）の内容】

■ 環境情報の集約・活用

調布市や環境団体等が主体となって実施する環境調査や環境保全活動とそれによって得られた成果や、環境に関するイベント等の情報を収集し、一元的に管理し、活用します。

■ 環境情報の提供

特に若い世代向けなど、情報の受け手に応じた環境情報を、新たに発信・提供します。

■ 環境情報発信の検討

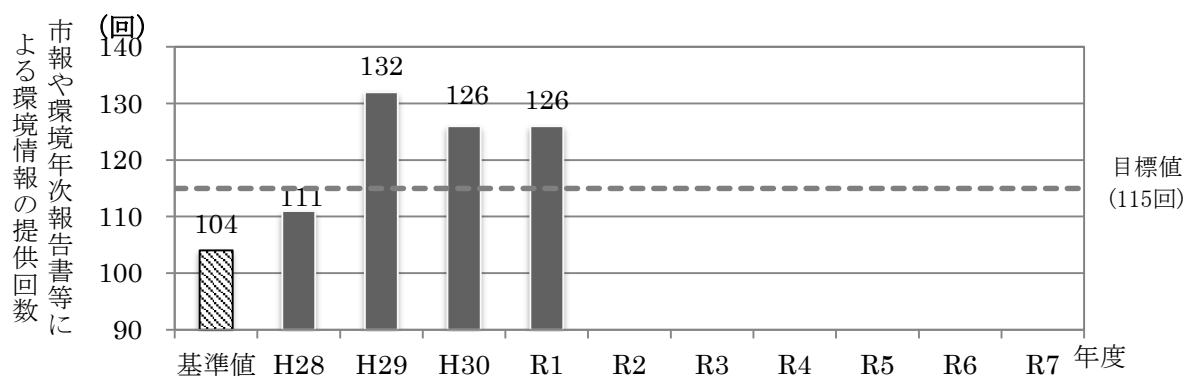
一方通行的な情報発信から、広報・広聴双方向の視点に基づく、環境情報発信方法の検討を行います。

【環境指標の達成状況】

表 3.5.1 目標値及び環境指標の推移（環境情報の整備・共有）

環境指標	市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数									
目標値 (R7)	115回					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	104回									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	111	132	126	126	-	-	-	-	-	-
評価	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-
R1 振り返り	中学生の環境への関心を高めるため、中学生を対象とした広報誌「みらいへつなごう～ちようふのかんきょう～」を発行し、市内公立中学校全8校の生徒全員に配布し、若い世代への環境情報の提供に努めた。また、クール・ネット東京の温暖化対策施策の紹介等を行った。引き続き市報やホームページのほか、ツイッター、フェイスブックといった新たな広報媒体も活用した環境情報の提供による啓発を行っていく。 なお、新型コロナウイルス及び荒天の影響に伴い企画の一部が中止されているため、情報提供回数が減少している。									

図 3.5.1 環境指標の推移（環境情報の整備・共有）



【主な事業の取組状況】

表 3.5.2 主な事業の取組状況（環境情報の整備・共有）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
環境情報の集約・活用	自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討（再掲）	3	環境政策課	市民や市民団体の自然環境情報とするため、平成28年度から毎年度、調布市環境モニター活動で、定点の植物観察を実施しデータを管理
	環境情報の収集・発行（環境年次報告書、ちょうふ環境にゆ〜す等の発行）	-		環境年次報告書を1回、ちょうふ環境にゆ〜すを3回、中学生向け「みらいへつなごう〜ちょうふのかんきょう〜」を1回発行
	庁内連携等による環境情報の収集と発信方法の検討	-		環境年次報告書作成時に、公民館等で実施した環境講座の内容を把握し、本報告書に実施状況を掲載
	市内で実施されている環境学習・環境教育の実態の把握	-		ちょうふ環境市民会議が開催している市民活動交流会において、市民活動団体の活動内容を把握
環境情報の提供	市ホームページ等を利用した環境情報の発信	-	環境政策課	各事業の周知や啓発等のため、市ホームページ・市報・ツイッター・フェイスブック等の活用、チラシ・ポスター等の配架を実施
	中学生版「ちょうふ環境にゆ〜す」の発行	-		「みらいへつなごう〜ちょうふのかんきょう〜」を1回発行し、市立中学校全生徒に配布
環境情報発信の検討	新たな環境情報発信方法の検討	3	環境政策課	市ホームページ、ツイッター及びフェイスブックを活用し、情報提供を行った。また、相互友好協力協定締結大学や市内高等学校に、事業周知のための資料を送付した。この他、ちょうふ環境市民会議の協力により、事業の周知を行った。引き続き、SNSやオンラインを活用した環境情報発信方法についても検討していく。

5.(2) 環境活動を担う人材の育成

5.②活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進

【施策（取組）の内容】

■ 学校での環境教育の推進

学習指導要領に基づき理科・社会科等の教科，総合的な学習の時間の実施により，環境教育の推進に取り組みます。

■ 地域での環境学習の支援

環境学習プログラムや教材等の提供，環境セミナー・出前講座の開催等により，地域の環境学習を支援します。また，多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進を図ります。

■ 環境についての伝承や活動をリードする人材の育成

雑木林の成り立ちや意義，水辺の大切さなどを次世代に伝えて行くため，人材育成講座等を実施し，環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

■ 市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施

環境フェアを始めとする環境関連イベントを開催し，様々な団体と市民との交流を図るほか，環境に配慮したライフスタイルの普及に向けて，キャンペーン等を実施し，市民意識の向上に向けた支援を行います。

■ 小中学生などに適した啓発活動の実施

小中学生向けのイベントや活動プログラムを用意するなど，対象者に適した啓発活動を実施します。

【環境指標の達成状況】

表 3.5.3 目標値及び環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）

環境指標	多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し解説員として登録するボランティア人数						重点プロジェクト指標 3			
目標値 (R7)	40人					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	19人									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	24	25	27	30	－	－	－	－	－	－
評価	◎	△	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	平成 30 年度までのボランティア解説員登録数は 27 人，令和元年度向け(平成 30 年度実施)ボランティア解説員養成講座受講（修了）人数は 3 人で，令和元年度末現在ボランティア解説員は 30 人となった。 引き続き，事業の周知等により，当該講座の受講者・修了人数（登録人数）の増加に努める。									

図 3.5.2 環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し、解説員として登録するボランティア人数

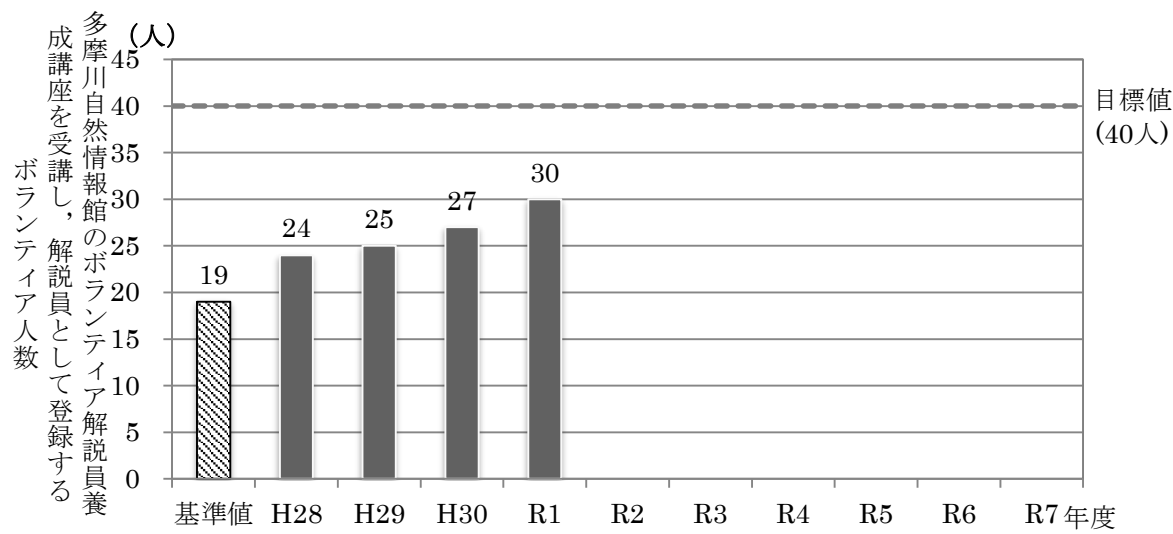


表 3.5.4 目標値及び環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）

環境指標	調布こどもエコクラブ加入者数									
目標値 (R7)	500人※（延べ人数）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)										
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	38	34	24	42	－	－	－	－	－	－
延べ人数	38	72	96	138	－	－	－	－	－	－
評価	△	△	△	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	令和元年度は、会員募集について市報やホームページでの周知、公共施設等での案内のほか、ちょうふ環境にゆ〜すに記事を大きく掲載したことで、加入者数は前年度より増加となった。都立農業高校と連携し、神代農場を活用するプログラム等を実施し、魅力的で充実した内容になった。今後も、会員の増加に向けてより効果的な周知・案内や企画内容の充実に努めていく。									

※年間原則定員は60人。

図 3.5.3 環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）調布こどもエコクラブ加入者数

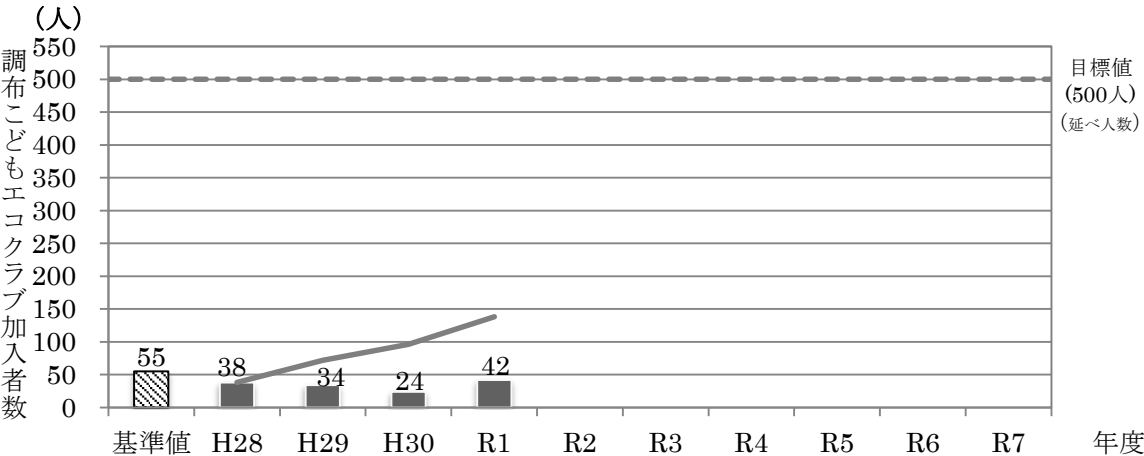
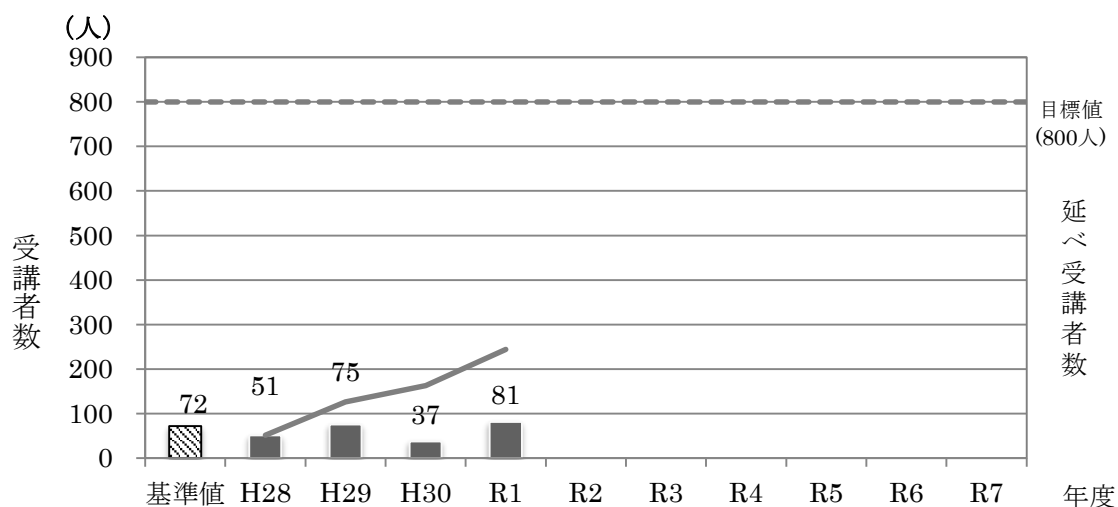


表 3.5.5 目標値及び環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）

環境指標	雑木林ボランティア講座の延べ受講者数 (再掲)						重点プロジェクト指標 3			
目標値 (R7)	800人					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	72人									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(人)	51	75	37	81	－	－	－	－	－	－
延べ人数	51	126	163	244	－	－	－	－	－	－
評価	△	○	○	○	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	雑木林管理に係る人材育成のため、ちょうふ環境市民会議が企画・運営する雑木林ボランティア講座を 6 回開催し、延べ 81 人の参加があった。 令和元年度は同地域から友人同士などの参加が多く、環境への関心の局所的な高まりが、人数増の一因と考えられる。また、本受講者 16 人のうち、環境活動ボランティア人材として登録された 12 人に対し、翌年度末まで、環境活動イベントへの案内送付など、環境活動ボランティア活動への参加支援を継続することとした。今後も、雑木林ボランティアの受講者数の増に努める。									

図 3.5.4 環境指標の推移（環境活動を担う人材の育成）雑木林ボランティア講座の延べ受講者数



【主な事業の取組状況】

表 3.5.6 主な事業の取組状況（環境活動を担う人材の育成）

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
学校での環境教育の推進	学習指導要領に基づく環境教育の推進	-	指導室	布田小学校にて栽培収穫活動を実施 (1, 2年生 野菜作り, 3年生 春に芋の苗植え, 秋に芋掘り, 3年生 6月に梅の実取り, 梅ジュースづくり, 5, 6年生 もみまき, 田植えや稲刈り)
	学校授業への講師派遣 (専門家・市職員・市民ボランティア)	-	環境政策課	多摩川自然情報館学校連携事業として小学校4校の授業へ講師を派遣
	環境教育に関する学校間の連携	-	環境政策課	調布水辺の楽校(年4回の環境教育関連事業)への参加
	自然体験型環境教育の推進	-	指導室	八ヶ岳移動教室 調布市立小学校5年生1,849人による自然体験学習の実施 日光移動教室 調布市立小学校6年生1,853人による自然体験学習の実施
地域での環境学習の支援	多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進	-	環境政策課 公民館	・第5回ふじみまつりに、多摩川自然情報館が出演 ・多摩川自然情報館の月別イベントバスツアーにて、ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ、神代植物公園植物多様性センターを訪問し、市内関連施設と連携を図った環境学習事業を実施 【公民館事業】 ・環境講座「地球温暖化と私たちの未来～脱炭素社会へ向けて今できること」を開催(参加人数26人) ・成人学級 ココラク公開講座「子どもたちの未来は大丈夫？今、環境について考えよう」を開催(参加人数14人) ・高齢者学級 チャレンジクラブ未来共催講座・ちょうふ環境市民会議 共催講演会「海に漂う見えないゴミ マイクロプラスチックを知っていますか」を開催(参加人数78人) ・高齢者学級 チャレンジクラブ未来館内学習「マイクロプラスチックによる環境汚染と対策」を実施。(参加人数14人) ・高齢者学級 チャレンジクラブ未来館外活動「多摩川のプラごみを拾って清掃しよう」を実施。(参加人数14人) ・成人教育市民講座「身近な植物の観察と簡易標本づくり」「植物の観方、楽しみ方」を実施(参加人数17人) ・成人教育市民講座「武蔵野台地と立川断層」「私たちの住む武蔵野台地」「地形と自然災害の関係」を開催(参加人数74人)
	環境学習プログラム・教材の提供	-	環境政策課	多摩川自然情報館学校連携事業として小学校4校の授業へ講師を派遣

【主な事業の取組状況】

表 3.5.7 主な事業の取組状況（環境活動を担う人材の育成）続き

施策 (取組) の内容	主な事業	重点 対象 事業	担当課	R1年度の実施状況
地域での環境学習の支援	幅広い市民を対象とした環境イベントの開催	3	環境政策課 緑と公園課	・ 第47回調布市環境フェアの開催 ・ 多摩川自然情報館夏まじりの開催 ・ 多摩川自然情報館秋まじりの開催 ・ 緑と花の祭典を開催（2回） ・ ガーデニング講座の開催（3回） ・ 樹木せん定入門講座を開催（2日間）
	深大寺・佐須地域の環境資源をテーマにした市民との協働による環境学習事業の推進	-	環境政策課	深大寺・佐須地域の環境資源も含む講座や交流会を開催 ・ 雑木林ボランティア講座（6回） ・ 環境活動交流会（7日間）
環境活動に関する人材の育成	雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施	3	環境政策課	雑木林ボランティア講座の開催（6回）
	多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座の実施	-		令和元年度末現在のボランティア解説員は30人
	環境リーダー等育成のための仕組みづくりの検討	3	環境政策課 緑と公園課	環境に関心のある市民の増加と環境意識の裾野を広げるため、ちょうふ環境市民会議の企画・運営により、2019環境講座「さよなら「使い捨て」生活」を4回開催 花いっぱいサポーター養成講座（全12回）開催。受講生31人
市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施	多摩川自然情報館における夏休みイベント、多摩川自然情報館まつり、月別イベント等の実施	-	環境政策課	多摩川自然情報館におけるイベント等を開催 ・ 多摩川自然情報館夏まつり（参加者数1,045人） ・ 多摩川自然情報館秋まつり（参加者数803人） ・ 月別イベント（8回開催、参加者数138人）
	環境フェアの実施	-		第47回調布市環境フェアを開催（6月1日 来場者数3,900人、出展団体数 25団体）
	緑と花の祭典の実施	-	緑と公園課	調布駅前広場にて緑と花の祭典（草花、植木等の販売や花の種の無料配布）を実施（5日間）（春3日・秋2日）
小中学生などに適した啓発活動の実施	小中学生等への環境活動機会の提供	3		・ 調布こどもエコクラブの開催（5回） ・ エコ・クッキング講座の開催（3回） ・ 多摩川自然情報館の月別イベント開催（中学生以下を対象（8回） ※新型コロナウイルスの影響に伴い企画の一部を中止
	調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践	-	環境政策課	調布こどもエコクラブの開催（5回） ・ デイキャンプとクラフト体験 ・ ストーンペインティング ・ 植物観察と植物画 ・ 水源観察バスツアー ・ 多摩川の鳥観察 ※新型コロナウイルスの影響に伴い企画の一部を中止

5.(3) 連携・協働の基盤づくり

5.③市民・事業者・市等の連携強化

【施策（取組）の内容】

■ 環境保全活動の拠点となる場の提供

環境活動団体等の活動を促進するため、多摩川自然情報館、市民活動支援センター、みんなの広場等の既存の公共施設を活用した場の提供を継続していきます。

■ 活動支援のための制度・仕組みづくり

緑を保全して行くため、協力の呼びかけと効果的な活用について検討していきます。また、各種団体等の環境保全活動を支援する制度を検討していきます。

■ 環境保全活動の環（わ）の拡大

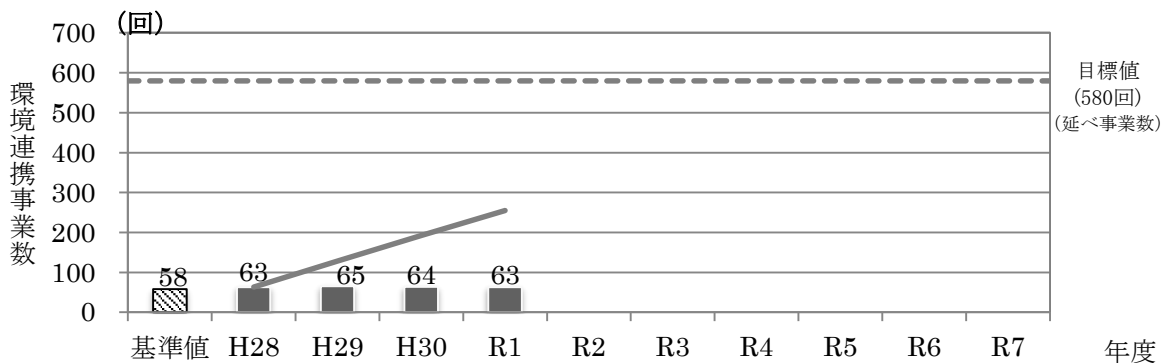
各種協議会、他自治体、学校などとの連携を通じて、市民・市民団体・事業者等への環境保全活動の環（わ）の拡大に向けた取組を推進します。

【環境指標の達成状況】

表 3.5.8 目標値及び環境指標の推移（連携・協働の基盤づくり）

環境指標	環境連携事業数									
目標値 (R7)	580回（延べ事業数）					担当課	環境政策課			
基準値 (H26)	58回									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績(回)	63	65	64	63	－	－	－	－	－	－
延べ事業数	63	128	192	255	－	－	－	－	－	－
評価	◎	◎	◎	◎	－	－	－	－	－	－
R1 振り返り	調布市環境フェア 1 回、調布市環境モニター3 回、水辺の楽校 4 回、調布こどもエコクラブ 5 回、雑木林ボランティア講座 6 回、多摩川自然情報館夏まつり 1 回、多摩川自然情報館秋まつり 1 回、環境活動交流会 1 回、都立農業高校（自然環境教室）5 回、多摩川クリーン作戦（春）1 回、調布駅前クリーン作戦 1 回、喫煙マナーアップキャンペーン 9 回、京王多摩川駅周辺喫煙マナーアップ清掃 9 回、仙川駅周辺喫煙マナーアップ清掃 10 回、特定外来生物（植物）駆除活動 2 回、2019 環境講座「さよなら「使い捨て」生活」4 回開催。引き続き、市民団体や学校、市民、事業者等との環境連携事業を行うことで、環境保全活動の環（わ）を広げていく。 なお、新型コロナウイルス及び荒天の影響に伴い企画の一部が中止されている。									

図 3.5.5 環境指標の推移（連携・協働の基盤づくり）環境連携事業数



【主な事業の取組状況】

表 3.5.9 主な事業の取組状況（連携・協働の基盤づくり）

施策（取組）の内容	主な事業	重点対象事業	担当課	R1年度の実施状況
環境保全活動の拠点となる場の提供	市民団体等への場の提供	-	環境政策課	・文化会館たづくり11階の「みんなの広場」を市民活動場所として提供 ・市民活動支援センターの「活動スペースはばたき」を市民活動場所として提供 ・佐須農（みのり）の家を、深大寺・佐須地域の環境保全活動の拠点となる場として提供
活動支援のための制度・仕組みづくり	調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への協力呼びかけと効果的活用検討（再掲）	-	緑と公園課 環境政策課	緑と花の祭典、環境フェアなどで募金の呼びかけを実施
	環境活動ボランティア支援の仕組みづくりの検討	3	環境政策課	・文化会館たづくり「みんなの広場」、市民活動支援センター「活動スペースはばたき」、佐須農（みのり）の家等を場として提供し、環境活動団体の支援を実施 ・環境に関心のある市民の増加と環境意識の裾野を広げるため、ちょうふ環境市民会議の企画・運営により、2019環境講座「さよなら「使い捨て」生活」を4回開催
環境保全活動の環（わ）の拡大	広域的な環境保全活動に向けた他自治体との連携	-	環境政策課	・多摩川流域協議会への参加（国土交通省主催） ・野川流域連絡会への参加（北多摩南部建設事務所主催） ・野川流域環境保全協議会への参加（流域自治体） ・環境マネジメントシステムの内部環境監査の相互監査を、昭島・府中市・日野市と連携し実施 ・オール東京62「気候変動適応策研究会」や「市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会」への参加
	雑木林連絡会の運営支援	-	緑と公園課	・雑木林連絡会の開催（3回） ・情報交換や意見交換の実施 ・市民ボランティア団体への用具支給 ・安全講習会の実施
	都立農業高校・相互友好協力協定大学との連携による環境学習の推進	-	環境政策課	都立農業高校との協定に基づき、都立農業高校神代農場において、農業高校が主体の自然環境教室を5回開催（延べ72人の参加）
	環境活動交流会の開催	-		・環境活動交流会の開催（7日間） ・交流会、来場者を交えての意見交換会 ・展示会、市内環境団体活動展示 ・ワークショップ、来場者を交えた意見交換会
	市民団体等が主体となって環境活動を実施する仕組みづくりの検討	3		環境に関心のある市民の増加と環境意識の裾野を広げるため、ちょうふ環境市民会議の企画・運営により、2019環境講座「さよなら「使い捨て」生活」を4回開催

第4章 調布市の環境状況

4-1. 大気

4-1-1. 大気汚染に係る環境基準

表 4-1-1 大気汚染に係る環境基準

	環境基準	評価方法（①、②は年間の測定時間が6,000時間未満のもの、③は年間の有効測定日数が250日未満のものは評価することができない。）	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	①年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
光化学 オキシダント (Ox)	昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。		
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。		②年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	③「長期基準に関する評価」及び「短期基準に関する評価」を各々行い、両方を満足した場合に達成されたと評価する。長期基準に関する評価は、1年平均値を環境基準と比較して行う。短期基準に関する評価は、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を、環境基準と比較して評価する。	

資料：「大気汚染常時測定局測定結果報告」東京都環境局

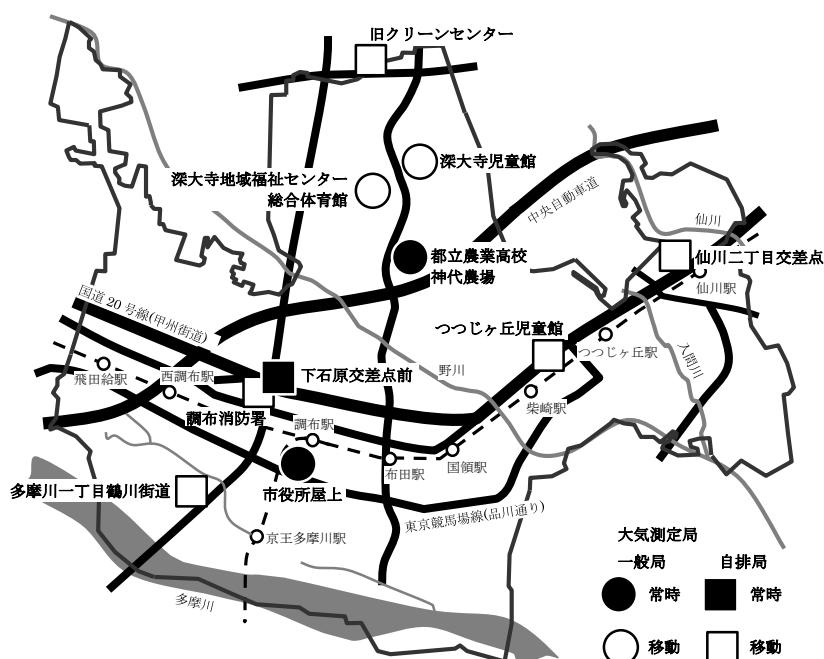


図 4-1-1 大気測定地点図

一般局：一般環境の大気汚染状況を監視する一般環境測定局

自排局：自動車排出ガスの影響を受ける沿道の大気汚染状況を監視する自動車排出ガス測定局

常時：年間6,000時間以上測定

移動：連続7日間測定

深大寺児童館：H24年度まで総合体育館にて測定。H28年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

旧クリーンセンター：H25、27、28、29、令和元年度はつつじヶ丘児童館、H30年度は旧クリーンセンターにて測定

その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

4-1-2. 二酸化硫黄 (SO₂)

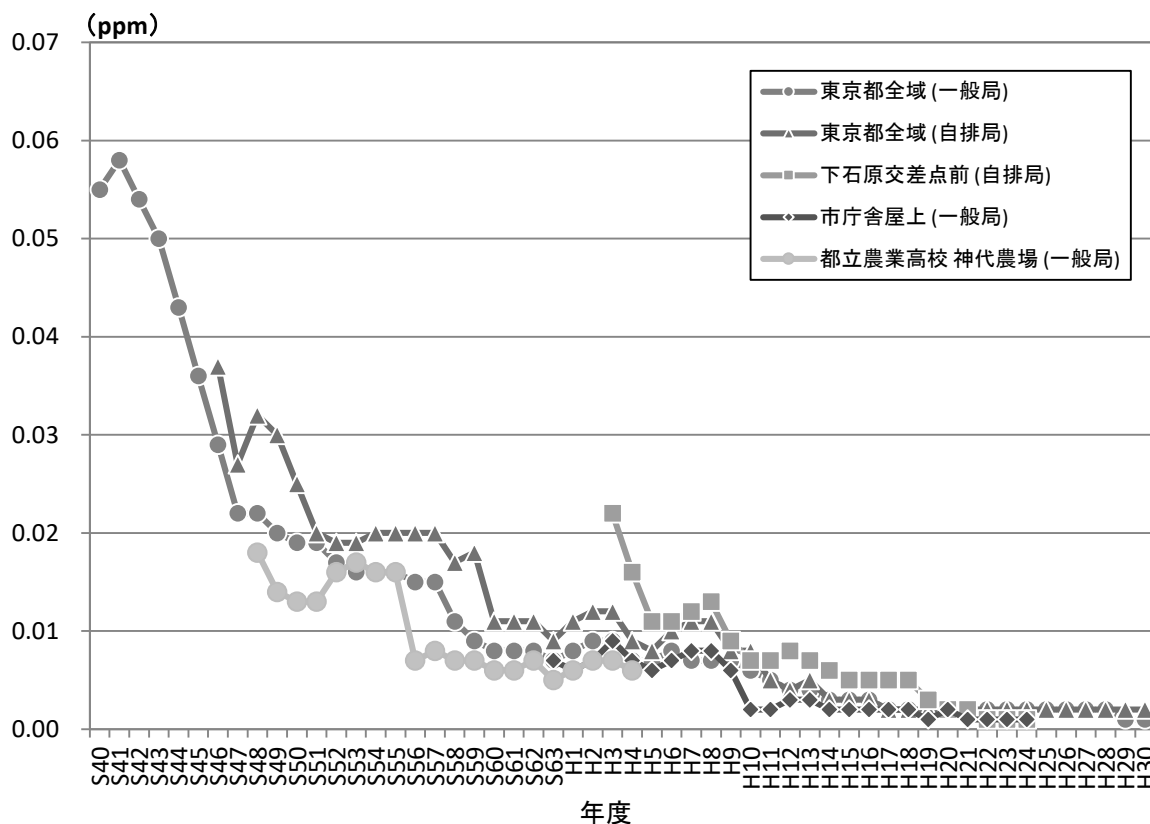
大気中の二酸化硫黄 (SO₂) は、石油等の燃料を燃焼する際に、燃料中に含まれる硫黄が空気中の酸素と反応して生成されます。

この二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの原因になり、酸性雨発生の原因の一つとしても知られています。

昭和 30 年代以降の高度経済成長による産業の大規模化、高度化が進行するとともに、石炭や石油の利用が進み、燃焼による排出ガスに含まれる硫黄酸化物による大気汚染が進みました。

これに対して、昭和 43 年に制定された「大気汚染防止法」に基づいた工場や事業所におけるボイラーや焼却炉から排出されるばい煙に対する規制、燃料の低硫黄化技術、排煙の脱硫化技術の推進などの対策が進み、その汚染濃度は昭和 40 年代から改善されてきました(図 4-1-2)。調布市の SO₂ 濃度についても改善の傾向が見られます。

なお、SO₂ 数値が改善傾向にあること、東京都環境局において都内の SO₂ 測定を行っていることから、平成 25 年度から市役所屋上測定局と下石原交差点前測定局における SO₂ の測定は行っていない。



資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-2 二酸化硫黄の長期推移（時間値の年平均値）

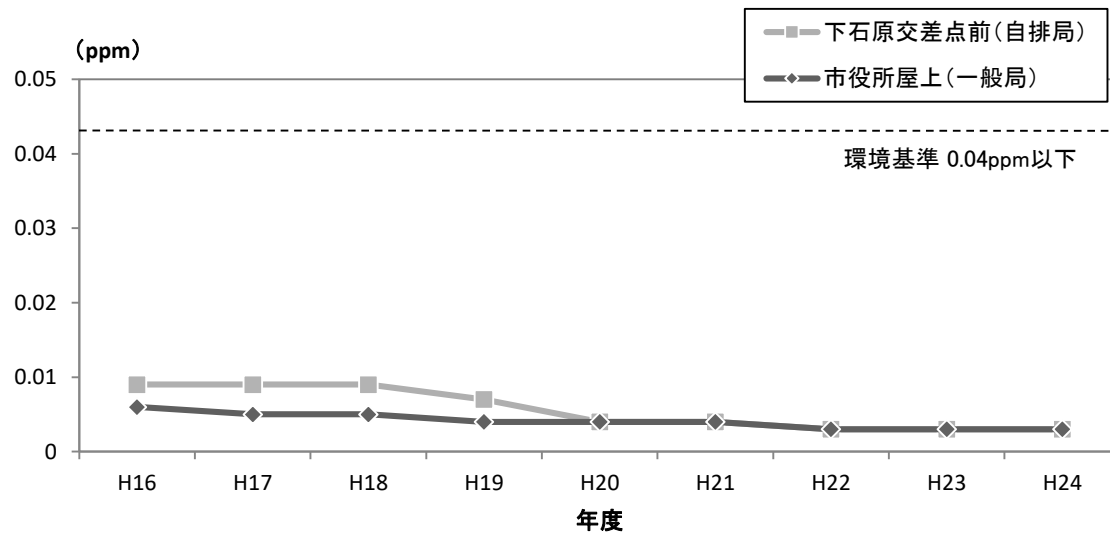
表 4-1-2 二酸化硫黄時間値の年平均値

(単位 : ppm)	都立農業高校 神代農場(一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)	市役所屋上 測定局(一般局)	下石原交差点前 測定局(自排局)
昭和 41 年度	—	0.058	—	—	—
42	—	0.054	—	—	—
43	—	0.050	—	—	—
44	—	0.043	—	—	—
45	—	0.036	—	—	—
46	—	0.029	0.037	—	—
47	—	0.022	0.027	—	—
48	0.018	0.022	0.032	—	—
49	0.014	0.020	0.030	—	—
50	0.013	0.019	0.025	—	—
51	0.013	0.019	0.020	—	—
52	0.016	0.017	0.019	—	—
53	0.017	0.016	0.019	—	—
54	0.016	0.016	0.020	—	—
55	0.016	0.016	0.020	—	—
56	0.007	0.015	0.020	—	—
57	0.008	0.015	0.020	—	—
58	0.007	0.011	0.017	—	—
59	0.007	0.009	0.018	—	—
60	0.006	0.008	0.011	—	—
61	0.006	0.008	0.011	—	—
62	0.007	0.008	0.011	—	—
63	0.005	0.007	0.009	0.007	—
平成元年度	0.006	0.008	0.011	0.006	—
2	0.007	0.009	0.012	0.007	—
3	0.007	0.009	0.012	0.009	0.022
4	0.006	0.007	0.009	0.007	0.016
5	—	0.007	0.008	0.006	0.011
6	—	0.008	0.010	0.007	0.011
7	—	0.007	0.011	0.008	0.012
8	—	0.007	0.011	0.008	0.013
9	—	0.007	0.008	0.006	0.009
10	—	0.006	0.008	0.002	0.007
11	—	0.005	0.005	0.002	0.007
12	—	0.004	0.004	0.003	0.008
13	—	0.004	0.005	0.003	0.007
14	—	0.003	0.003	0.002	0.006
15	—	0.003	0.003	0.002	0.005
16	—	0.003	0.003	0.002	0.005
17	—	0.002	0.002	0.002	0.005
18	—	0.002	0.002	0.002	0.005
19	—	0.002	0.002	0.001	0.003
20	—	0.002	0.002	0.002	0.002
21	—	0.002	0.002	0.001	0.002
22	—	0.002	0.002	0.001	0.001
23	—	0.002	0.002	0.001	0.001
24	—	0.002	0.002	0.001	0.001
25	—	0.002	0.002	—	—
26	—	0.002	0.002	—	—
27	—	0.002	0.002	—	—
28	—	0.002	0.002	—	—
29	—	0.001	0.002	—	—
30	—	0.001	0.002	—	—

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

平成 24 年度までの 10 年間の SO₂ 濃度の推移を見ると、日平均値の 2% 除外値では各計測地点で、全体的に緩やかながら減少する傾向が見られます（図 4-1-3）。

その計測値は一貫して環境基準を達成しています。



資料：環境政策課

図 4-1-3 二酸化硫黄の長期的評価の推移（日平均値の 2% 除外値）

表 4-1-3 二酸化硫黄日平均値の 2% 除外値

(単位：ppm)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 0.04ppm 以下) 適 合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 0.04ppm 以下) 適 合状況
	一般局		自排局	
平成 15 年度	0.005	○	0.009	○
16	0.006	○	0.009	○
17	0.005	○	0.009	○
18	0.005	○	0.009	○
19	0.004	○	0.007	○
20	0.004	○	0.004	○
21	0.004	○	0.004	○
22	0.003	○	0.003	○
23	0.003	○	0.003	○
24	0.003	○	0.003	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。

※平成 25 年度から未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-4 二酸化硫黄 1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数

(単位：時間)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (1 時間値 0.1ppm 以下) 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (1 時間値 0.1ppm 以下) 適合状況
	一般局		自排局	
平成 15 年度	0	○	0	○
16	0	○	0	○
17	1	×	0	○
18	0	○	0	○
19	0	○	0	○
20	0	○	0	○
21	0	○	0	○
22	0	○	0	○
23	0	○	2	×
24	0	○	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。

※平成 25 年度から未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-5 二酸化硫黄日平均値が 0.04ppm を超えた日数

(単位：日)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 0.04ppm 以下) 適 合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 0.04ppm 以下) 適合状況
	一般局		自排局	
平成 15 年度	0	○	0	○
16	0	○	0	○
17	0	○	0	○
18	0	○	0	○
19	0	○	0	○
20	0	○	0	○
21	0	○	0	○
22	0	○	0	○
23	0	○	0	○
24	0	○	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。

※平成 25 年度から未計測。

資料：環境政策課

4-1-3. 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素(CO)は、物の不完全燃焼が原因で発生します。一酸化炭素中毒になると、頭痛・耳鳴・めまい・嘔気などの症状を引き起こします。

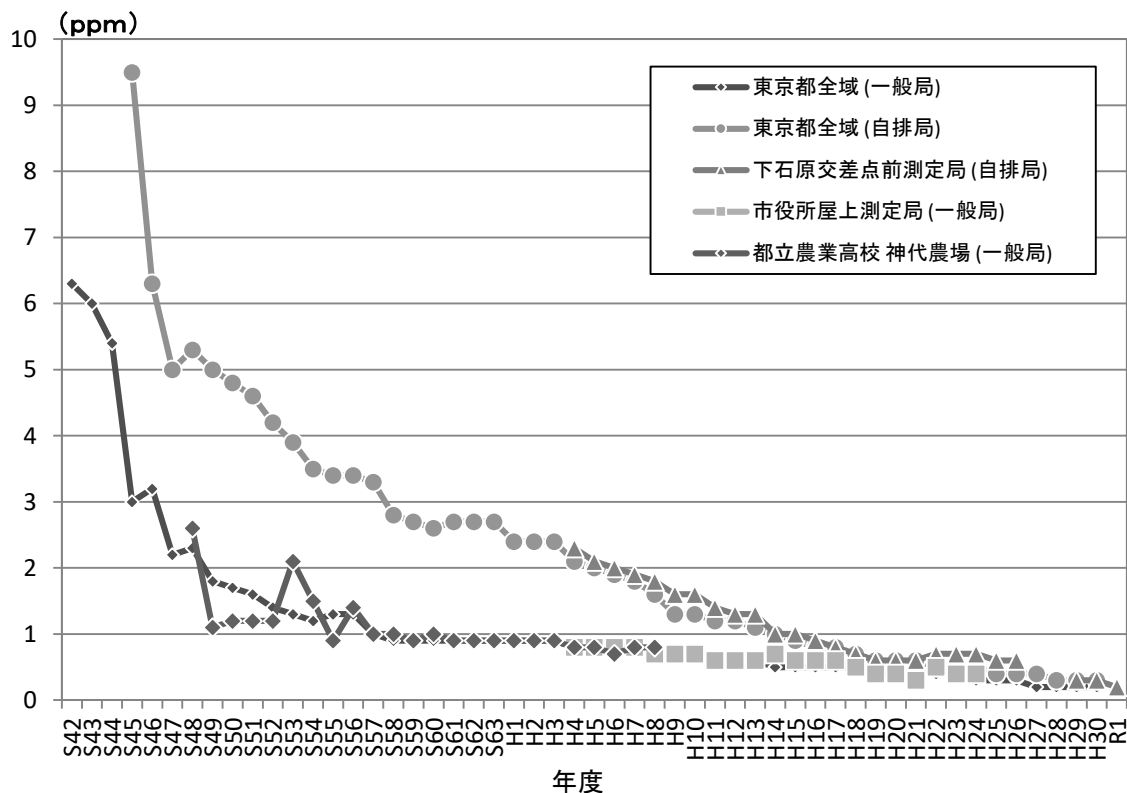
COは、燃焼状態の変動が大きい自動車の排出ガスが主な発生源と考えられており、高度経済成長期のモータリゼーションに伴って大気汚染が進みました。

これに対し、「大気汚染防止法」における許容限度に基づいて、「道路運送車両法」に基づく保安基準による規制(排ガス規制)値が改正されました。また、車両の点検整備体制の充実強化などの対策も進み、その汚染濃度は昭和50年代には大幅に改善されました(資料：東京都環境局、環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図4-1-4)。

なお、CO数値が改善傾向にあること、東京都環境局において都内のCO測定を行っていることから、平成25年度から市役所屋上測定局におけるCOの測定は行っていません。

また、下石原交差点前測定局は、借用地整備工事のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測でしたが、当該工事完了に伴い、平成29年6月1日から供用開始しました(代替措置である年4回の調布消防署付近での測定は平成28年度で終了)。



資料：東京都環境局、環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図4-1-4 一酸化炭素の長期推移(時間値の年平均値)

表 4-1-6 一酸化炭素の時間値の年平均値

(単位 : ppm)

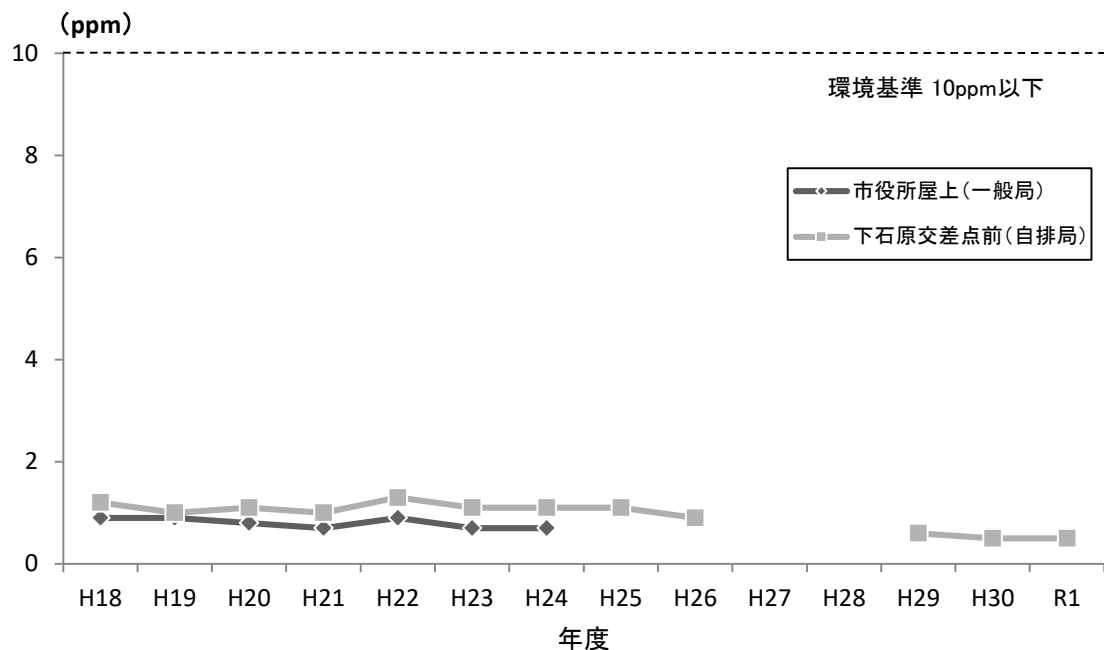
	都立農業高校 神代農場 (一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)	市役所屋上 測定局 (一般局)	下石原交差点前 測定局 (自排局)
昭和 42 年度	—	6.3	—	—	—
43	—	6.0	—	—	—
44	—	5.4	—	—	—
45	—	3.0	9.5	—	—
46	—	3.2	6.3	—	—
47	—	2.2	5.0	—	—
48	2.6	2.3	5.3	—	—
49	1.1	1.8	5.0	—	—
50	1.2	1.7	4.8	—	—
51	1.2	1.6	4.6	—	—
52	1.2	1.4	4.2	—	—
53	2.1	1.3	3.9	—	—
54	1.5	1.2	3.5	—	—
55	0.9	1.3	3.4	—	—
56	1.4	1.3	3.4	—	—
57	1.0	1.0	3.3	—	—
58	1.0	0.9	2.8	—	—
59	0.9	0.9	2.7	—	—
60	1.0	0.9	2.6	—	—
61	0.9	0.9	2.7	—	—
62	0.9	0.9	2.7	—	—
平成元年度	0.9	0.9	2.4	—	—
2	0.9	0.9	2.4	—	—
3	0.9	0.9	2.4	—	—
4	0.8	0.8	2.1	0.8	2.3
5	0.8	0.8	2.0	0.8	2.1
6	0.7	0.8	1.9	0.8	2.0
7	0.8	0.8	1.8	0.8	1.9
8	0.8	0.8	1.6	0.7	1.8
9	—	0.7	1.3	0.7	1.6
10	—	0.7	1.3	0.7	1.6
11	—	0.6	1.2	0.6	1.4
12	—	0.6	1.2	0.6	1.3
13	—	0.6	1.1	0.6	1.3
14	—	0.5	1.0	0.7	1.0
15	—	0.5	0.9	0.6	1.0
16	—	0.5	0.8	0.6	0.9
17	—	0.5	0.8	0.6	0.8
18	—	0.5	0.7	0.5	0.7
19	—	0.4	0.6	0.4	0.6
20	—	0.4	0.6	0.4	0.6
21	—	0.4	0.6	0.3	0.6
22	—	0.4	0.5	0.5	0.7
23	—	0.4	0.5	0.4	0.7
24	—	0.3	0.5	0.4	0.7
25	—	0.3	0.4	—	0.6
26	—	0.3	0.4	—	0.6
27	—	0.2	0.4	—	—
28	—	0.2	0.3	—	—
29	—	0.2	0.3	—	0.3
30	—	0.2	0.3	—	0.3
令和元年度	—	—	—	—	0.2

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表。

過去10年ほどのCO濃度の推移を見ると、日平均値の2%除外値では、一貫して環境基準を下回る数値を示しています（図4-1-5）。平成25年度からは、市役所屋上測定局での測定は行っていません。

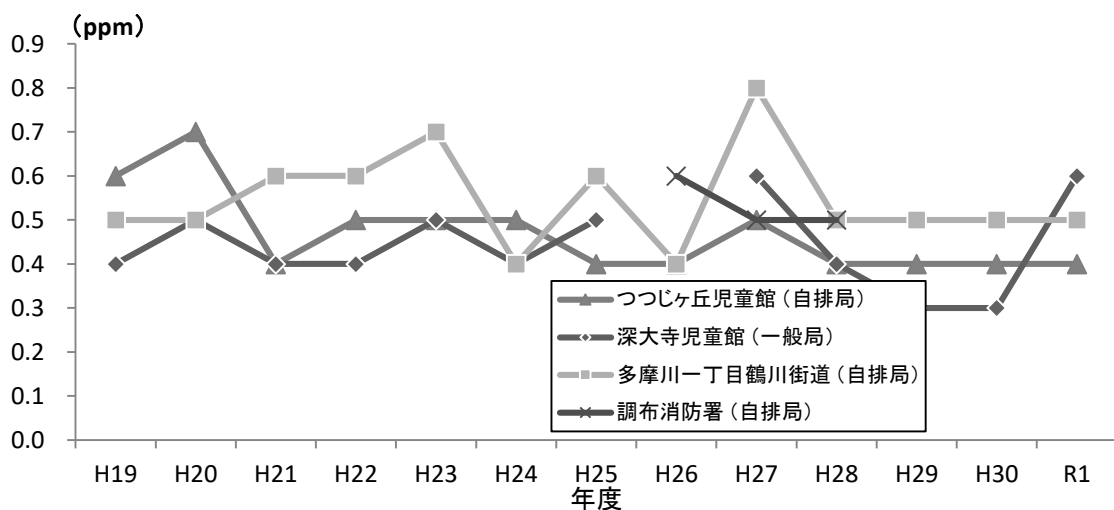
また、下石原交差点前測定局は借用地整備工事のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測となっています。

この他、場所別に見ると、一般局と自排局では、自排局の排出ガスの影響を受けていると考えられます（図4-1-6）。



資料：環境政策課

図4-1-5 一酸化炭素の長期的評価の推移（日平均値の2%除外値）



※深大寺児童館は平成24年度まで総合体育館にて測定。平成26年度は未計測。平成28年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

※平成25、27、28、令和元年度はつつじヶ丘児童館、平成30年度は旧クリーンセンター、その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

※調布消防署での測定は、下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い、平成26年度から平成28年度まで測定。

資料：環境政策課

図4-1-6 仮設測定局の一酸化炭素濃度の推移（年平均値）

表 4-1-7 一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 10ppm 以下)適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 10ppm 以下)適合状況
	一般局		自排局	
平成 21	0.7	○	1.0	○
22	0.9	○	1.3	○
23	0.7	○	1.1	○
24	0.7	○	1.1	○
25	—	—	1.1	○
26	—	—	0.9	○
27	—	—	—	—
28	—	—	—	—
29	—	—	0.6	○
30	—	—	0.5	○
令和元	—	—	0.5	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

表 4-1-8 一酸化炭素の有効 8 時間値が 20ppm を超えた回数 (単位: 回)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (8 時間値が 20ppm 以下)適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (8 時間値が 20ppm 以下)適合状況
	一般局		自排局	
平成 21	0	○	0	○
22	0	○	0	○
23	0	○	0	○
24	0	○	0	○
25	—	—	0	○
26	—	—	0	○
27	—	—	—	—
28	—	—	—	—
29	—	—	0	○
30	—	—	0	○
令和元	—	—	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料: 環境政策課

表 4-1-9 一酸化炭素の日平均値が 10ppm を超えた日数 (単位: 日)

	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 10ppm 以下)適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 10ppm 以下)適合状況
	一般局		自排局	
平成 21	0	○	0	○
22	0	○	0	○
23	0	○	0	○
24	0	○	0	○
25	—	—	0	○
26	—	—	0	○
27	—	—	—	—
28	—	—	—	—
29	—	—	0	○
30	—	—	0	○
令和元	—	—	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料: 環境政策課

表 4-1-10 移動測定 一酸化炭素の1時間値の平均値（旧クリーンセンター）（単位：ppm）

	つつじヶ丘児童館・旧クリーンセンター・仙川二丁目交差点			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 21	—	—	—	0.4
22	—	—	—	0.5
23	—	—	—	0.5
24	—	—	—	0.5
25	—	—	—	0.4
26	—	—	—	0.4
27	—	—	—	0.5
28	—	—	—	0.4
29	—	—	—	0.4
30	—	—	—	0.4
令和元	—	—	—	0.4

※平成 25, 27, 28, 29, 令和元年度はつつじヶ丘児童館, 平成 30 年度は旧クリーンセンター, その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

資料：環境政策課

表 4-1-11 移動測定 一酸化炭素の1時間値の平均値（深大寺児童館・深大寺地域福祉センター・総合体育館）（単位：ppm）

	深大寺児童館・深大寺地域福祉センター・総合体育館			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 21	—	—	—	0.4
22	—	—	—	0.4
23	—	—	—	0.5
24	—	—	—	0.4
25	—	—	—	0.5
26	—	—	—	—
27	—	—	—	0.6
28	—	—	—	0.4
29	—	—	—	0.3
30	—	—	—	0.3
令和元	—	—	—	0.6

※平成 24 年度まで総合体育館にて測定。平成 28 年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

※平成 26 年度は未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-12 移動測定 一酸化炭素の1時間値の平均値（多摩川一丁目鶴川街道）（単位：ppm）

	多摩川一丁目鶴川街道			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 21	—	—	—	0.6
22	—	—	—	0.6
23	—	—	—	0.7
24	—	—	—	0.4
25	—	—	—	0.6
26	—	—	—	0.4
27	—	—	—	0.8
28	—	—	—	0.5
29	—	—	—	0.5
30	—	—	—	0.5
令和元	—	—	—	0.5

資料：環境政策課

表 4-1-13 移動測定 一酸化炭素の1時間値の平均値（調布消防署）

(単位：ppm)

	調布消防署			
	春季	夏季	秋季	冬季
26	—	—	—	0.6
27	0.5	0.2	0.4	0.5
28	0.3	0.3	0.5	0.5

※下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い、平成26年度から平成28年度まで測定。
資料：環境政策課

表 4-1-14 令和元年度の一酸化炭素月別変化（下石原交差点前測定局）

測定地点		下石原交差点前測定局								
測定項目		有効 測定 日数	測定 時間	1時間値 の平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	8時間 平均値 >20ppm 回数	日平均値 >10ppm 日数	日平均値 >10ppm 2日以上 連続有無	長期評価 日平均値 >10ppm 日数
		(日)	(時間)	(0.1ppm)	(0.1ppm)	(0.1ppm)	(回)	(日)		(日)
令和 元年	4月	30	712	0.2	0.7	0.3	0	0	無	0
	5月	31	736	0.2	1.0	0.3	0	0	無	0
	6月	30	713	0.1	0.7	0.2	0	0	無	0
	7月	31	737	0.2	0.9	0.3	0	0	無	0
	8月	31	738	0.1	0.9	0.3	0	0	無	0
	9月	16	404	0.2	0.6	0.2	0	0	無	0
	10月	31	738	0.2	1.0	0.5	0	0	無	0
	11月	30	714	0.3	1.1	0.4	0	0	無	0
	12月	31	737	0.3	1.1	0.5	0	0	無	0
令和 2年	1月	30	728	0.3	1.2	0.5	0	0	無	0
	2月	29	690	0.3	1.1	0.6	0	0	無	0
	3月	31	735	0.2	0.9	0.4	0	0	無	0
年計		351	8382	0.2	1.2	0.6	0	0	無	0

※借用地の整備工事のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：環境政策課

4-1-4. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1m の 100 万分の 1) 以下のものをいいます。

これらの粒子は微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼします。SPM には工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車等の排出ガス中に含まれる黒煙や揮発性有機化合物 (VOC) などによる人為的発生源によるものと、火山灰や土壌の飛散など自然発生源によるものがあります。

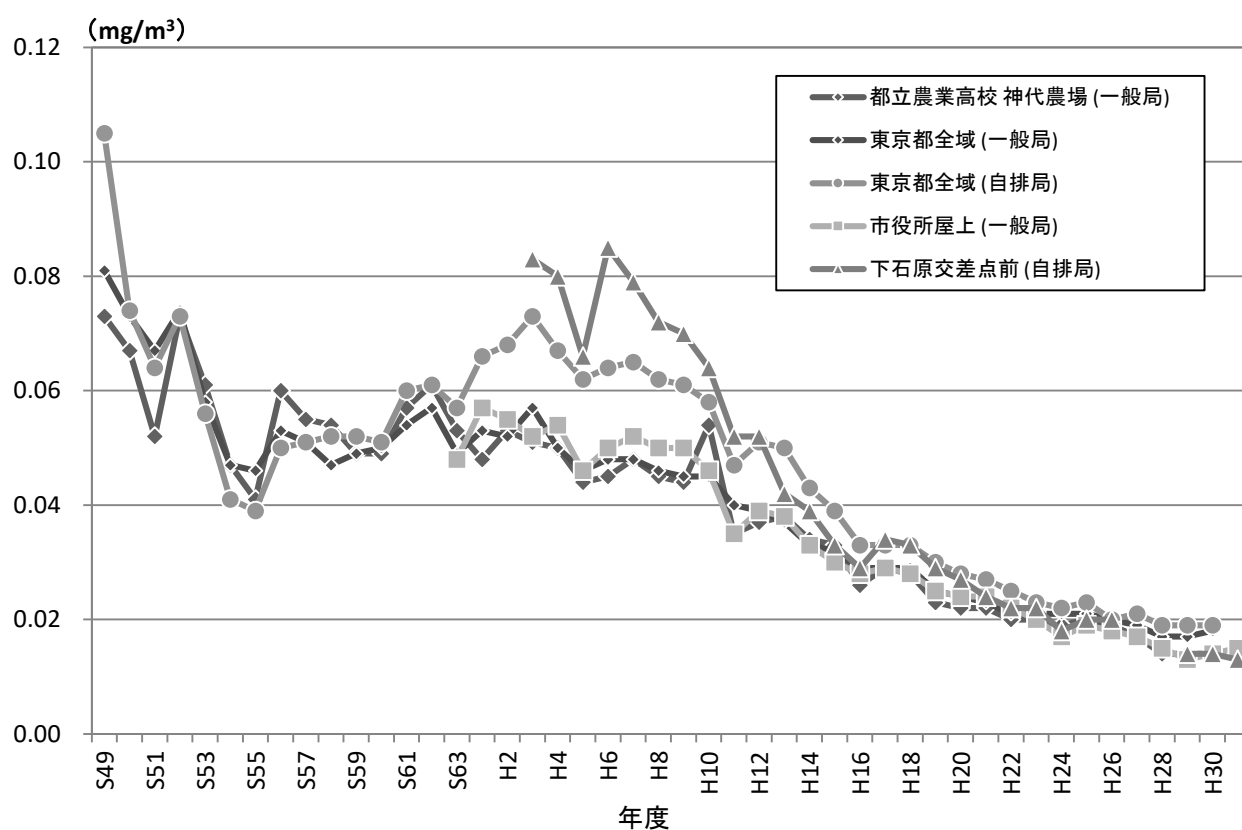
このうちディーゼル車の排出ガスに対し、国は平成 13 年から「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」を「自動車 NOx 法」から改正し、車種規制等を実施しています。また東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に基づき、平成 15 年 10 月から、基準を満たさないディーゼル車走行規制を開始しました(埼玉県、千葉県、神奈川県と同時期に実施)。

さらに、原因物質の一つとされる VOC について、「大気汚染防止法」を平成 16 年に改正し、平成 18 年から排出規制が開始されたほか、事業者の自主的取組による対策も進められています。

調布市の SPM 濃度は、測定開始年度から、全体的には減少傾向です。

また、濃度が高かった下石原交差点前測定局(自排局)の数値も大きく改善しています(図 4-1-7)。

また、下石原交差点前測定局は、借用地整備工事のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測でしたが、当該工事完了に伴い、平成 29 年 6 月 1 日から供用開始しました(代替措置である年 4 回の調布消防署付近での測定は平成 28 年度で終了)。



資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-7 浮遊粒子状物質の長期推移（時間値の年平均値）

表 4-1-15 浮遊粒子状物質の時間値の年平均値

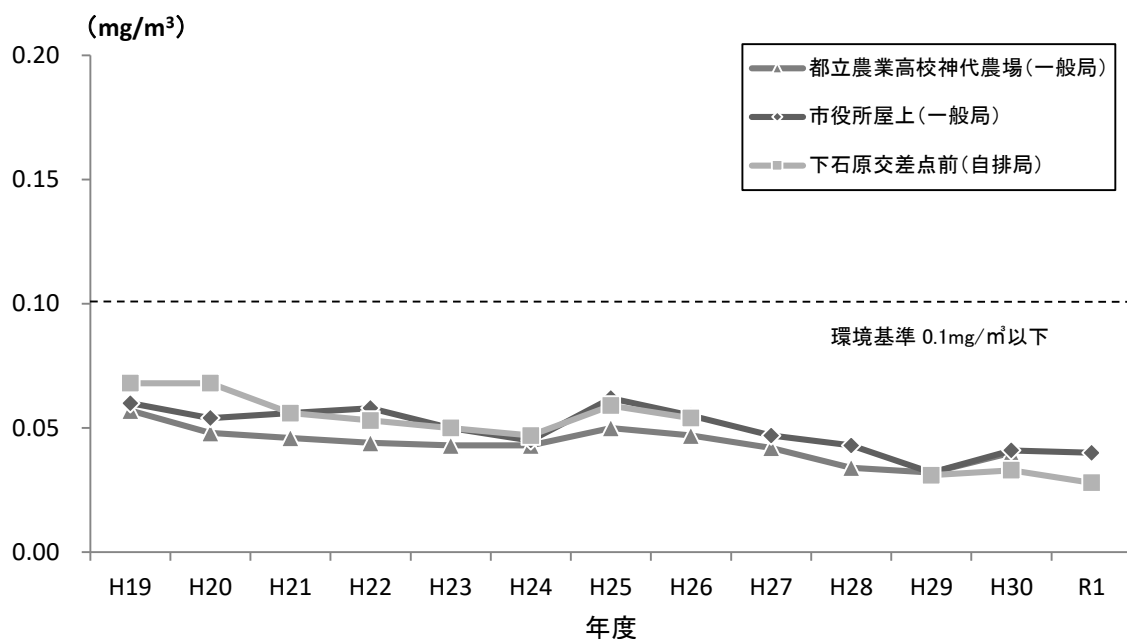
(単位 : mg/m³)

	都立農業高校 神代農場 (一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)	市役所屋上 測定局 (一般局)	下石原交差点前 測定局 (自排局)
昭和 48 年度	0.103	0.101	0.073	—	—
49	0.073	0.081	0.105	—	—
50	0.067	0.073	0.074	—	—
51	0.052	0.067	0.064	—	—
52	0.073	0.074	0.073	—	—
53	0.061	0.058	0.056	—	—
54	0.047	0.047	0.041	—	—
55	0.041	0.046	0.039	—	—
56	0.060	0.053	0.050	—	—
57	0.055	0.051	0.051	—	—
58	0.054	0.047	0.052	—	—
59	0.049	0.049	0.052	—	—
60	0.049	0.050	0.051	—	—
61	0.057	0.054	0.060	—	—
62	0.061	0.057	0.061	—	—
63	0.053	0.049	0.057	0.048	—
平成元年度	0.048	0.053	0.066	0.057	—
2	0.053	0.052	0.068	0.055	—
3	0.051	0.057	0.073	0.052	0.083
4	0.050	0.050	0.067	0.054	0.080
5	0.044	0.046	0.062	0.046	0.066
6	0.045	0.048	0.064	0.050	0.085
7	0.048	0.048	0.065	0.052	0.079
8	0.045	0.046	0.062	0.050	0.072
9	0.044	0.045	0.061	0.050	0.070
10	0.054	0.045	0.058	0.046	0.064
11	0.035	0.040	0.047	0.035	0.052
12	0.037	0.039	0.051	0.039	0.052
13	0.038	0.037	0.050	0.038	0.042
14	0.034	0.033	0.043	0.033	0.039
15	0.033	0.032	0.039	0.030	0.033
16	0.026	0.029	0.033	0.028	0.029
17	0.029	0.029	0.033	0.029	0.034
18	0.028	0.029	0.033	0.028	0.033
19	0.023	0.025	0.030	0.025	0.029
20	0.022	0.024	0.028	0.024	0.027
21	0.022	0.023	0.027	0.024	0.024
22	0.020	0.021	0.025	0.022	0.022
23	0.020	0.021	0.023	0.020	0.022
24	0.019	0.020	0.022	0.017	0.018
25	0.020	0.021	0.023	0.019	0.020
26	0.019	0.020	0.020	0.018	0.020
27	0.017	0.019	0.021	0.017	—
28	0.014	0.017	0.019	0.015	—
29	0.014	0.017	0.019	0.013	0.014
30	0.014	0.018	0.019	0.014	0.014
令和元年度	—	—	—	0.015	0.013

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

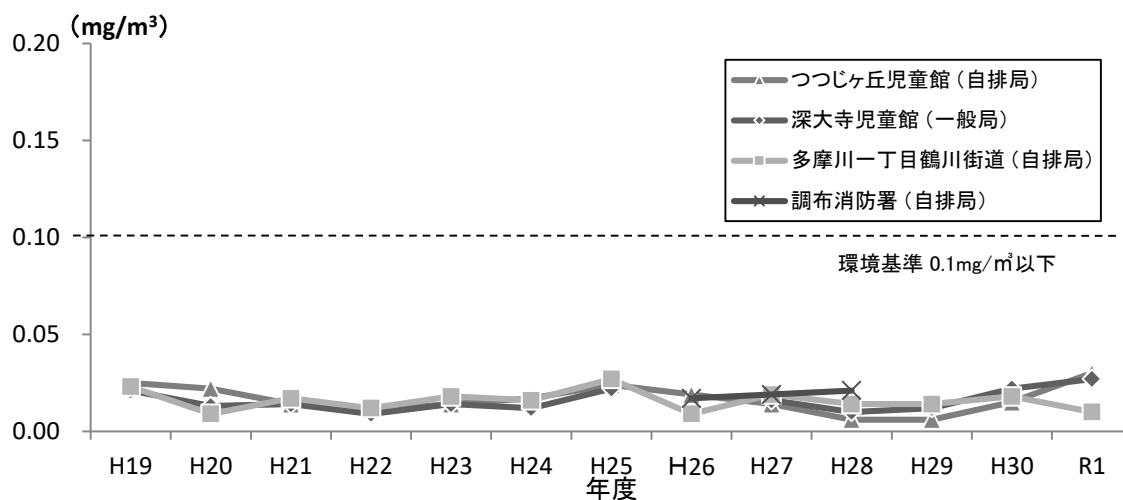
過去 10 年ほどの SPM 濃度の推移を見ると、日平均値の 2%除外値についてはほぼ横ばいで、環境基準を達成しています（図 4-1-8）。

また、場所別に見ると、自排局と一般局にほとんど差はありません（図 4-1-9）。



資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-8 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値の推移



※深大寺児童館は平成 24 年度まで総合体育館にて測定。平成 26 年度は未計測。平成 28 年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

※平成 25, 27, 28, 令和元年度はつつじヶ丘児童館，平成 30 年度は旧クリーンセンター，その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

※調布消防署での測定は，下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い，平成 26 年度から平成 28 年度まで測定。

資料：環境政策課

図 4-1-9 仮設測定局の浮遊粒子状物質の推移（年平均値）

表 4-1-16 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m³)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 (日平均値 0.10mg/m ³ 以下) 適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 0.10mg/m ³ 以下) 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 0.10mg/m ³ 以下) 適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 19	0.057	○	0.060	○	0.068	○
20	0.048	○	0.054	○	0.068	○
21	0.046	○	0.056	○	0.056	○
22	0.044	○	0.058	○	0.053	○
23	0.043	○	0.050	○	0.050	○
24	0.043	○	0.045	○	0.047	○
25	0.050	○	0.062	○	0.059	○
26	0.047	○	0.055	○	0.054	○
27	0.042	○	0.047	○	—	—
28	0.034	○	0.043	○	—	—
29	0.032	○	0.032	○	0.031	○
30	0.040	○	0.041	○	0.033	○
令和元	—	—	0.040	○	0.028	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成25年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-17 浮遊粒子状物質の1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数

(単位: 時間)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 (1時間値 0.20mg/m ³ 以下) 適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 0.20mg/m ³ 以下) 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 0.20mg/m ³ 以下) 適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 19	0	○	0	○	0	○
20	0	○	0	○	0	○
21	0	○	0	○	0	○
22	0	○	0	○	0	○
23	0	○	0	○	1	×
24	1	×	0	○	0	○
25	0	○	0	○	0	○
26	0	○	0	○	0	○
27	0	○	0	○	—	—
28	0	○	0	○	—	—
29	0	○	0	○	0	○
30	0	○	0	○	0	○
令和元	—	—	0	○	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成25年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-18 浮遊粒子状物質の日平均値が0.10mg/m³を超えた日数

(単位：日)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 (日平均値 0.10mg/ m ³ 以下)適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 0.10mg/ m ³ 以下)適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 0.10mg/ m ³ 以下)適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 19	0	○	0	○	0	○
20	0	○	0	○	0	○
21	0	○	0	○	0	○
22	0	○	0	○	0	○
23	0	○	0	○	0	○
24	3	×	0	○	0	○
25	0	○	1	×	0	○
26	0	○	0	○	0	○
27	0	○	0	○	—	—
28	0	○	0	○	—	—
29	0	○	0	○	0	○
30	0	○	0	○	0	○
令和元	—	—	0	○	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

資料：東京都環境局、環境政策課

表 4-1-19 移動測定 浮遊粒子状物質の 1 時間値の平均値（つつじヶ丘児童館・旧クリーンセンター・仙川二丁目交差点）

(単位：mg/m³)

	つつじヶ丘児童館・旧クリーンセンター・仙川二丁目交差点			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 19	0.021	0.025	0.025	0.029
20	—	—	—	0.022
21	—	—	—	0.014
22	—	—	—	0.011
23	—	—	—	0.012
24	—	—	—	0.017
25	—	—	—	0.024
26	—	—	—	0.019
27	—	—	—	0.014
28	—	—	—	0.006
29	—	—	—	0.006
30	—	—	—	0.015
令和元	—	—	—	0.030

※平成 25、27、28、令和元年度はつつじヶ丘児童館、平成 30 年度旧クリーンセンター、その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

資料：環境政策課

表 4-1-20 移動測定 浮遊粒子状物質の 1 時間値の平均値（深大寺児童館）

(単位：mg/m³)

	深大寺児童館・深大寺地域福祉センター・総合体育館			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 19	0.025	0.029	0.019	0.011
20	—	—	—	0.013
21	—	—	—	0.014
22	—	—	—	0.009
23	—	—	—	0.014
24	—	—	—	0.012
25	—	—	—	0.022
26	—	—	—	—
27	—	—	—	0.016
28	—	—	—	0.010
29	—	—	—	0.012
30	—	—	—	0.022
令和元	—	—	—	0.027

※平成 24 年度まで総合体育館にて測定。平成 28 年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

※平成 26 年度は未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-21 移動測定 浮遊粒子状物質の1時間値の平均値(多摩川一丁目鶴川街道)
(単位: mg/m³)

	多摩川一丁目鶴川街道			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 19	0.018	0.039	0.022	0.013
20	—	—	—	0.009
21	—	—	—	0.017
22	—	—	—	0.012
23	—	—	—	0.018
24	—	—	—	0.016
25	—	—	—	0.027
26	—	—	—	0.009
27	—	—	—	0.019
28	—	—	—	0.014
29	—	—	—	0.014
30	—	—	—	0.018
令和元	—	—	—	0.010

資料: 環境政策課

表 4-1-22 移動測定 浮遊粒子状物質の1時間値の平均値(調布消防署)
(単位: mg/m³)

	調布消防署			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 26	—	—	—	0.017
27	0.021	0.020	0.025	0.011
28	0.022	0.030	0.019	0.013

※下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い、平成26年度から平成28年度まで測定。

資料: 環境政策課

表 4-1-23 平成30年度の浮遊粒子状物質の月別変化(都立農業高等学校神代農場)

測定地点		都立農業高等学校神代農場						
測定項目		有効測定日数	測定時間	月平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値>0.2mg/m ³ 時間数	日平均値>0.1mg/m ³ 日数
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)
平成30年	4月	30	716	0.018	0.063	0.040	0	0
	5月	28	691	0.015	0.070	0.047	0	0
	6月	30	716	0.012	0.064	0.027	0	0
	7月	31	739	0.021	0.079	0.047	0	0
	8月	29	720	0.021	0.093	0.049	0	0
	9月	30	715	0.011	0.079	0.026	0	0
	10月	31	739	0.011	0.058	0.026	0	0
	11月	30	715	0.013	0.046	0.029	0	0
	12月	31	729	0.011	0.054	0.032	0	0
平成31年	1月	31	724	0.009	0.039	0.017	0	0
	2月	24	588	0.016	0.130	0.029	0	0
	3月	31	740	0.013	0.059	0.037	0	0
年計		356	8532	0.014	0.069	0.033	0	0

資料: 東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-24 令和元年度の浮遊粒子状物質の月別変化（市役所屋上測定局）

測定地点		市役所屋上測定局						
測定項目		有効 測定 日数	測定 時間	1 時間値 の平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値 >0.2mg/m ³ 時間数	日平均値 >0.1mg/m ³ 日数
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)
令和 元年	4 月	28	691	0.013	0.052	0.034	0	0
	5 月	31	742	0.016	0.076	0.043	0	0
	6 月	30	719	0.016	0.079	0.041	0	0
	7 月	31	743	0.021	0.112	0.045	0	0
	8 月	30	736	0.026	0.084	0.050	0	0
	9 月	30	719	0.017	0.066	0.038	0	0
	10 月	30	734	0.014	0.058	0.036	0	0
	11 月	30	719	0.012	0.054	0.027	0	0
	12 月	31	743	0.014	0.051	0.034	0	0
令和 2 年	1 月	31	743	0.011	0.052	0.030	0	0
	2 月	29	695	0.013	0.078	0.032	0	0
	3 月	31	743	0.011	0.048	0.018	0	0
年計		362	8726	0.015	0.112	0.050	0	0

資料：環境政策課

表 4-1-25 令和元年度の浮遊粒子状物質の月別変化（下石原交差点前測定局）

測定地点		下石原交差点前測定局						
測定項目		有効 測定 日数	測定 時間	1 時間値 の平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値 >0.2mg/m ³ 時間数	日平均値 >0.1mg/m ³ 日数
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)
令和 元年	4 月	30	718	0.012	0.040	0.025	0	0
	5 月	29	716	0.015	0.051	0.038	0	0
	6 月	30	719	0.014	0.051	0.029	0	0
	7 月	31	743	0.015	0.051	0.030	0	0
	8 月	31	743	0.018	0.054	0.032	0	0
	9 月	30	717	0.014	0.037	0.024	0	0
	10 月	31	743	0.012	0.034	0.027	0	0
	11 月	30	716	0.011	0.033	0.021	0	0
	12 月	31	743	0.012	0.037	0.022	0	0
令和 2 年	1 月	31	743	0.010	0.032	0.021	0	0
	2 月	29	695	0.011	0.045	0.023	0	0
	3 月	31	743	0.010	0.028	0.016	0	0
年計		364	8739	0.013	0.054	0.038	0	0

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料：環境政策課

4-1-5. 二酸化窒素(NO_2)

窒素酸化物(NO_x)は、物が燃焼したときに、空気中の窒素と酸素が結びついて発生し、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)等のことをいいます。特に NO_2 は、高濃度で人の呼吸器を刺激し、気管支炎、肺水腫などの原因となります。

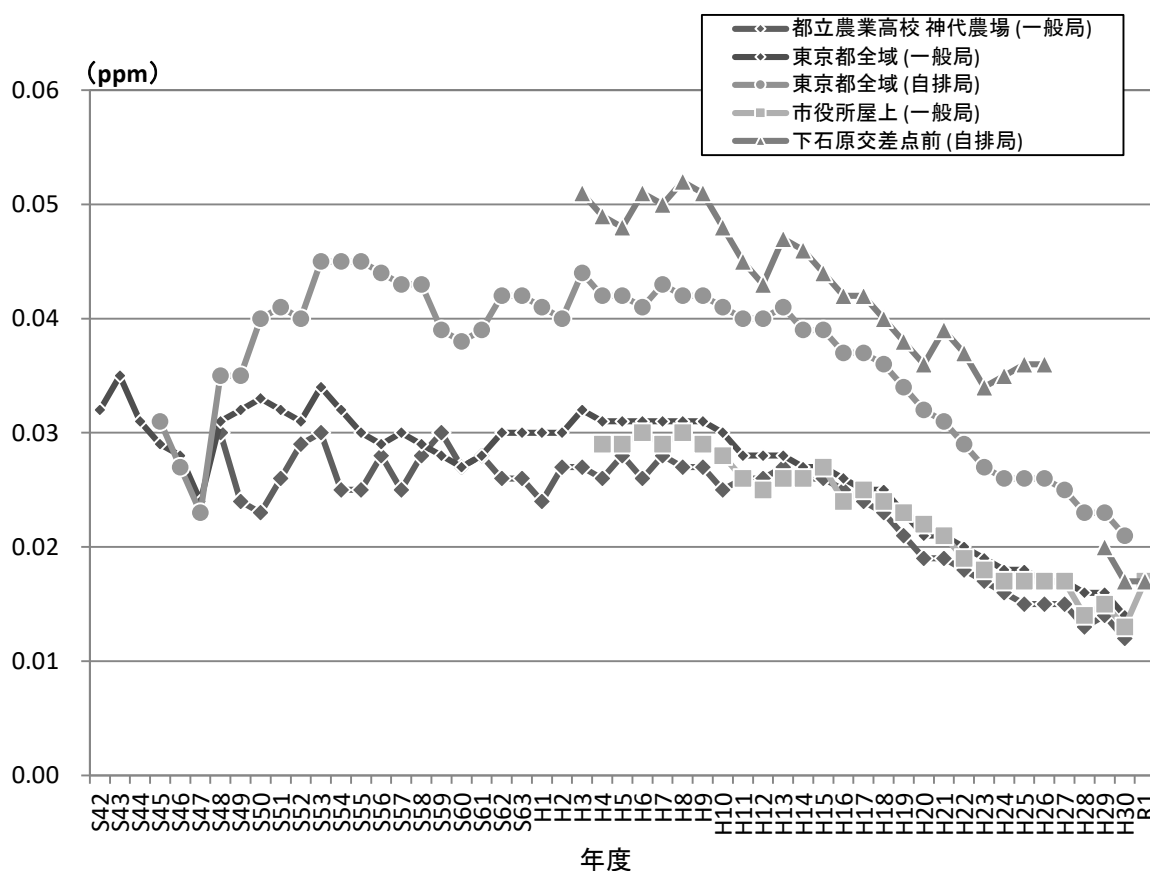
主な排出源は工場や事業所におけるボイラー等から排出されるばい煙、自動車の排出ガスであり、排出時には NO が大部分ですが、紫外線などにより空気中の酸素やオゾンなどと反応して NO_2 へと変化します。

平成5年に制定された「環境基本法」に基づいて定められた環境基準では NO_2 濃度による基準が設定されていますが、「大気汚染防止法」に基づく規制や、「道路運送車両法」に基づく保安基準、「自動車 NO_x ・PM法」における排出基準などでは、 NO_x に対する基準が定められています。

また NO_x は、太陽光線を受けて化学反応を起こし、光化学スモッグを形成する物質の一つである光化学オキシダント(O_x)を生成します。

調布市の NO_2 濃度については、平成10年度以降は緩やかに減少する傾向が見られます(図4-1-10)。

また、下石原交差点前測定局は、借用地整備工事のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測でしたが、当該工事完了に伴い、平成29年6月1日から供用開始しました(代替措置である年4回の調布消防署付近での測定は平成28年度で終了)。



資料：東京都環境局、環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-10 二酸化窒素の長期推移(時間値の年平均値)

表 4-1-26 二酸化窒素の時間値の年平均値

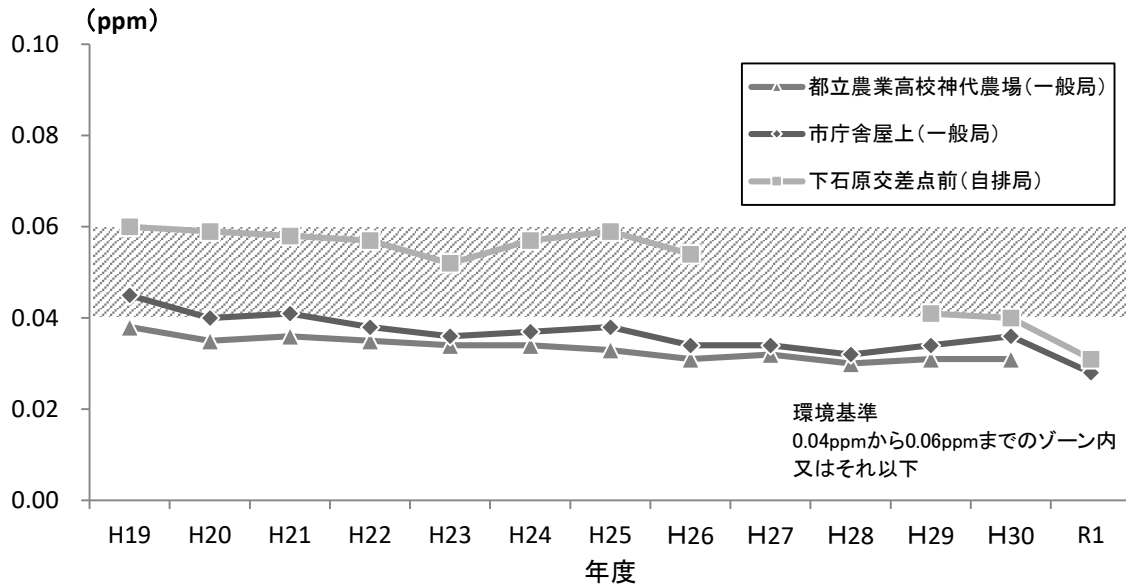
(単位: ppm)

	都立農業高校 神代農場 (一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)	市役所屋上 測定局 (一般局)	下石原交差点前 測定局 (自排局)
昭和 43 年度	—	0.035	—	—	—
44	—	0.031	—	—	—
45	—	0.029	0.031	—	—
46	—	0.028	0.027	—	—
47	—	0.024	0.023	—	—
48	0.030	0.031	0.035	—	—
49	0.024	0.032	0.035	—	—
50	0.023	0.033	0.040	—	—
51	0.026	0.032	0.041	—	—
52	0.029	0.031	0.040	—	—
53	0.030	0.034	0.045	—	—
54	0.025	0.032	0.045	—	—
55	0.025	0.030	0.045	—	—
56	0.028	0.029	0.044	—	—
57	0.025	0.030	0.043	—	—
58	0.028	0.029	0.043	—	—
59	0.030	0.028	0.039	—	—
60	0.027	0.027	0.038	—	—
61	0.028	0.028	0.039	—	—
62	0.026	0.030	0.042	—	—
平成元年度	0.024	0.030	0.041	—	—
2	0.027	0.030	0.040	—	—
3	0.027	0.032	0.044	—	0.051
4	0.026	0.031	0.042	0.029	0.049
5	0.028	0.031	0.042	0.029	0.048
6	0.026	0.031	0.041	0.030	0.051
7	0.028	0.031	0.043	0.029	0.050
8	0.027	0.031	0.042	0.030	0.052
9	0.027	0.031	0.042	0.029	0.051
10	0.025	0.030	0.041	0.028	0.048
11	0.026	0.028	0.040	0.026	0.045
12	0.026	0.028	0.040	0.025	0.043
13	0.027	0.028	0.041	0.026	0.047
14	0.026	0.027	0.039	0.026	0.046
15	0.026	0.027	0.039	0.027	0.044
16	0.025	0.026	0.037	0.024	0.042
17	0.024	0.025	0.037	0.025	0.042
18	0.023	0.025	0.036	0.024	0.040
19	0.021	0.023	0.034	0.023	0.038
20	0.019	0.021	0.032	0.022	0.036
21	0.019	0.021	0.031	0.021	0.039
22	0.018	0.020	0.029	0.019	0.037
23	0.017	0.019	0.027	0.018	0.034
24	0.016	0.018	0.026	0.017	0.035
25	0.015	0.018	0.026	0.017	0.036
26	0.015	0.017	0.026	0.017	0.036
27	0.014	0.017	0.025	0.016	—
28	0.013	0.016	0.023	0.014	—
29	0.014	0.016	0.023	0.015	0.020
30	0.012	0.014	0.021	0.013	0.017
令和元年度	—	—	—	0.012	0.017

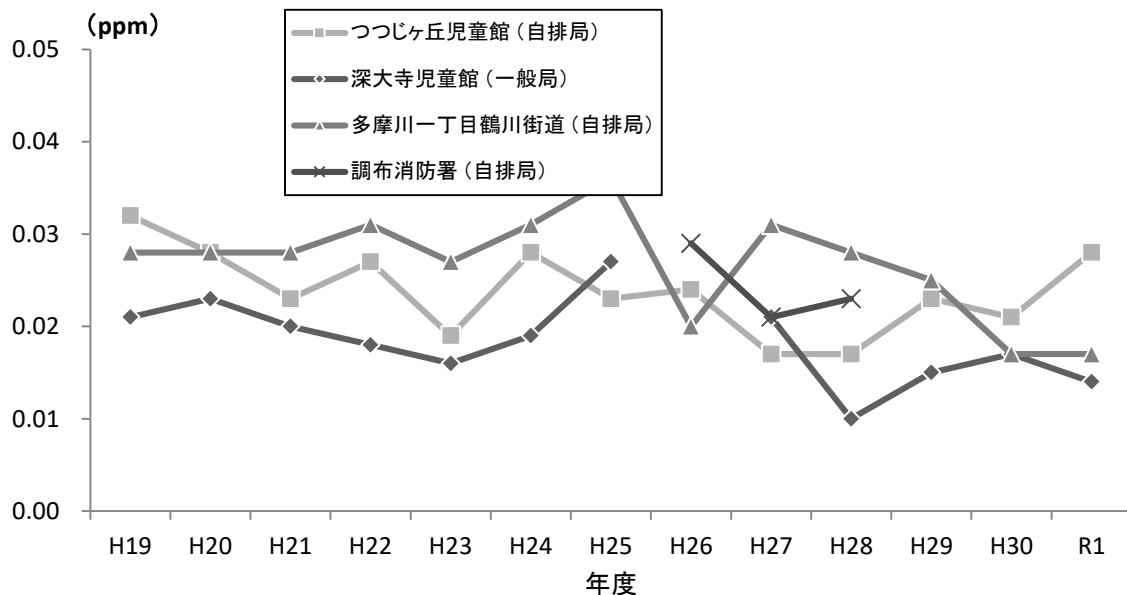
資料: 東京都環境局, 環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

過去10年ほどの NO_2 濃度の推移を見ると、日平均値の98%値については一般局では基準となるゾーン内又はそれ以下を概ね維持しています(図4-1-11)。

また、場所別に見ると、一般局と自排局では自排局の方が比較的高く、自動車の排出ガスの影響を受けていると考えられます(図4-1-12)。



資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表
図4-1-11 二酸化窒素の長期的評価の推移（日平均値の98%値）



※深大寺児童館は平成24年度まで総合体育館にて測定。平成26年度は未計測。平成28年度は深大寺地域福祉センターにて測定。

※平成25, 27, 28, 令和元年度はつつじヶ丘児童館，平成30年度は旧クリーンセンター，その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

※調布消防署での測定は，下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い，平成26年度から平成28年度まで測定。

資料：環境政策課

図4-1-12 仮設測定局の二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

表 4-1-27 二酸化窒素の日平均値の 98%値

(単位：ppm)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 19	0.038	○	0.045	○	0.060	○
20	0.035	○	0.040	○	0.059	○
21	0.036	○	0.041	○	0.058	○
22	0.035	○	0.038	○	0.057	○
23	0.034	○	0.036	○	0.052	○
24	0.034	○	0.037	○	0.057	○
25	0.033	○	0.038	○	0.059	○
26	0.031	○	0.034	○	0.054	○
27	0.032	○	0.034	○	—	—
28	0.030	○	0.032	○	—	—
29	0.031	○	0.034	○	0.041	○
30	0.031	○	0.036	○	0.040	○
令和元	—	—	0.028	○	0.031	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-28 二酸化窒素の日平均値が 0.06ppm を超えた日数

(単位：日)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 (日平均値 が 0.06ppm 以下) 適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 19	0	○	0	○	6	×
20	0	○	0	○	3	×
21	0	○	0	○	4	×
22	0	○	0	○	3	×
23	0	○	0	○	1	×
24	0	○	0	○	5	×
25	0	○	0	○	4	×
26	0	○	0	○	1	×
27	0	○	0	○	—	—
28	0	○	0	○	—	—
29	0	○	0	○	0	○
30	0	○	0	○	0	○
令和元	—	—	0	○	0	○

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。市役所屋上測定局は平成 25 年度から未計測。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-29 移動測定 二酸化窒素の1時間値の平均値（旧クリーンセンター・つつじヶ丘児童館・仙川二丁目交差点）

（単位：ppm）

	つつじヶ丘児童館・旧クリーンセンター・仙川二丁目交差点			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 19	0.033	0.024	0.032	0.037
20	—	—	—	0.028
21	—	—	—	0.023
22	—	—	—	0.027
23	—	—	—	0.019
24	—	—	—	0.028
25	—	—	—	0.023
26	—	—	—	0.024
27	—	—	—	0.017
28	—	—	—	0.017
29	—	—	—	0.023
30	—	—	—	0.021
令和元	—	—	—	0.028

※平成 25, 27, 28, 令和元年度はつつじヶ丘児童館, 平成 30 年度は旧クリーンセンター,
その他の年度は仙川二丁目交差点にて測定。

資料：環境政策課

表 4-1-30 移動測定 二酸化窒素の1時間値の平均値（深大寺児童館・深大寺地域福祉センター・総合体育館）

（単位：ppm）

	深大寺児童館・深大寺地域福祉センター・総合体育館			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 19	0.021	0.017	0.020	0.024
20	—	—	—	0.023
21	—	—	—	0.020
22	—	—	—	0.018
23	—	—	—	0.016
24	—	—	—	0.019
25	—	—	—	0.027
26	—	—	—	—
27	—	—	—	0.021
28	—	—	—	0.010
29	—	—	—	0.015
30	—	—	—	0.017
令和元	—	—	—	0.014

※平成 24 年度まで総合体育館にて測定。平成 28 年度は深大寺地域福祉センターにて測定。
※平成 26 年度は未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-31 移動測定 二酸化窒素の1時間値の平均値（多摩川一丁目鶴川街道）
（単位：ppm）

	多摩川一丁目鶴川街道			
	春季	夏季	秋季	冬季
19	0.032	0.020	0.032	0.028
20	—	—	—	0.028
21	—	—	—	0.028
22	—	—	—	0.031
23	—	—	—	0.027
24	—	—	—	0.031
25	—	—	—	0.036
26	—	—	—	0.020
27	—	—	—	0.031
28	—	—	—	0.028
29	—	—	—	0.025
30	—	—	—	0.017
令和元	—	—	—	0.017

資料：環境政策課

表 4-1-32 移動測定 二酸化窒素の1時間値の平均値（調布消防署）
（単位：ppm）

	調布消防署			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 26	—	—	—	0.029
27	0.023	0.009	0.021	0.021
28	0.017	0.013	0.023	0.023

※下石原交差点前測定局での整備工事完了に伴い、平成 26 年度から平成 28 年度まで測定。

資料：環境政策課

表 4-1-33 平成 30 年度の二酸化窒素月別変化（都立農業高等学校神代農場）

測定地点		都立農業高等学校神代農場								
測定項目		有効測定日数	測定時間	月平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値＞0.2ppm時間数	1時間値が [※] 0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	日平均値＞0.06ppm日数	日平均値が [※] 0.04ppm以上0.06ppm以下の日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(時間)	(日)	(日)
平成 30 年	4 月	30	709	0.010	0.046	0.015	0	0	0	0
	5 月	31	732	0.009	0.043	0.020	0	0	0	0
	6 月	30	709	0.009	0.038	0.016	0	0	0	0
	7 月	31	733	0.007	0.017	0.012	0	0	0	0
	8 月	29	716	0.007	0.031	0.014	0	0	0	0
	9 月	30	710	0.010	0.038	0.018	0	0	0	0
	10 月	31	730	0.012	0.049	0.022	0	0	0	0
	11 月	30	710	0.018	0.070	0.032	0	0	0	0
	12 月	31	732	0.018	0.060	0.036	0	0	0	0
平成 31 年	1 月	28	677	0.018	0.060	0.037	0	0	0	0
	2 月	28	663	0.016	0.064	0.030	0	0	0	0
	3 月	31	735	0.012	0.050	0.028	0	0	0	0
年 計		360	8556	0.014	0.566	0.028	0	0	0	0

資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-34 令和元年度の二酸化窒素月別変化（市役所屋上測定局）

測定地点		市役所屋上測定局								
測定項目		有効測定日数	測定時間	1時間値の平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値＞0.2ppm時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	日平均値＞0.06ppm日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(時間)	(日)	(日)
令和元年	4月	30	712	0.010	0.047	0.010	0	0	0	0
	5月	30	733	0.009	0.036	0.009	0	0	0	0
	6月	30	714	0.009	0.032	0.009	0	0	0	0
	7月	31	737	0.010	0.052	0.010	0	0	0	0
	8月	30	730	0.007	0.029	0.007	0	0	0	0
	9月	30	712	0.010	0.029	0.010	0	0	0	0
	10月	30	730	0.013	0.066	0.012	0	0	0	0
	11月	28	705	0.016	0.058	0.015	0	0	0	0
	12月	31	737	0.018	0.050	0.018	0	0	0	0
令和2年	1月	31	738	0.018	0.056	0.018	0	0	0	0
	2月	29	669	0.017	0.060	0.017	0	0	0	0
	3月	31	735	0.012	0.058	0.012	0	0	0	0
年計		361	8672	0.012	0.066	0.012	0	0	0	0

資料：環境政策課

表 4-1-35 令和元年度の二酸化窒素月別変化（下石原交差点前測定局）

測定地点		下石原交差点前測定局								
測定項目		有効測定日数	測定時間	1時間値の平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値＞0.2ppm時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	日平均値＞0.06ppm日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(時間)	(日)	(日)
令和元年	4月	30	712	0.016	0.053	0.026	0	0	0	0
	5月	31	737	0.015	0.053	0.026	0	0	0	0
	6月	29	706	0.014	0.046	0.022	0	0	0	0
	7月	31	737	0.015	0.057	0.027	0	0	0	0
	8月	31	738	0.011	0.041	0.021	0	0	0	0
	9月	21	527	0.015	0.039	0.023	0	0	0	0
	10月	31	740	0.016	0.077	0.030	0	0	0	0
	11月	30	713	0.019	0.063	0.030	0	0	0	0
	12月	30	734	0.021	0.054	0.032	0	0	0	0
令和2年	1月	31	737	0.021	0.065	0.035	0	0	0	0
	2月	29	690	0.021	0.064	0.043	0	0	0	2
	3月	31	735	0.016	0.064	0.031	0	0	0	0
年計		355	8506	0.017	0.077	0.043	0	0	0	2

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：環境政策課

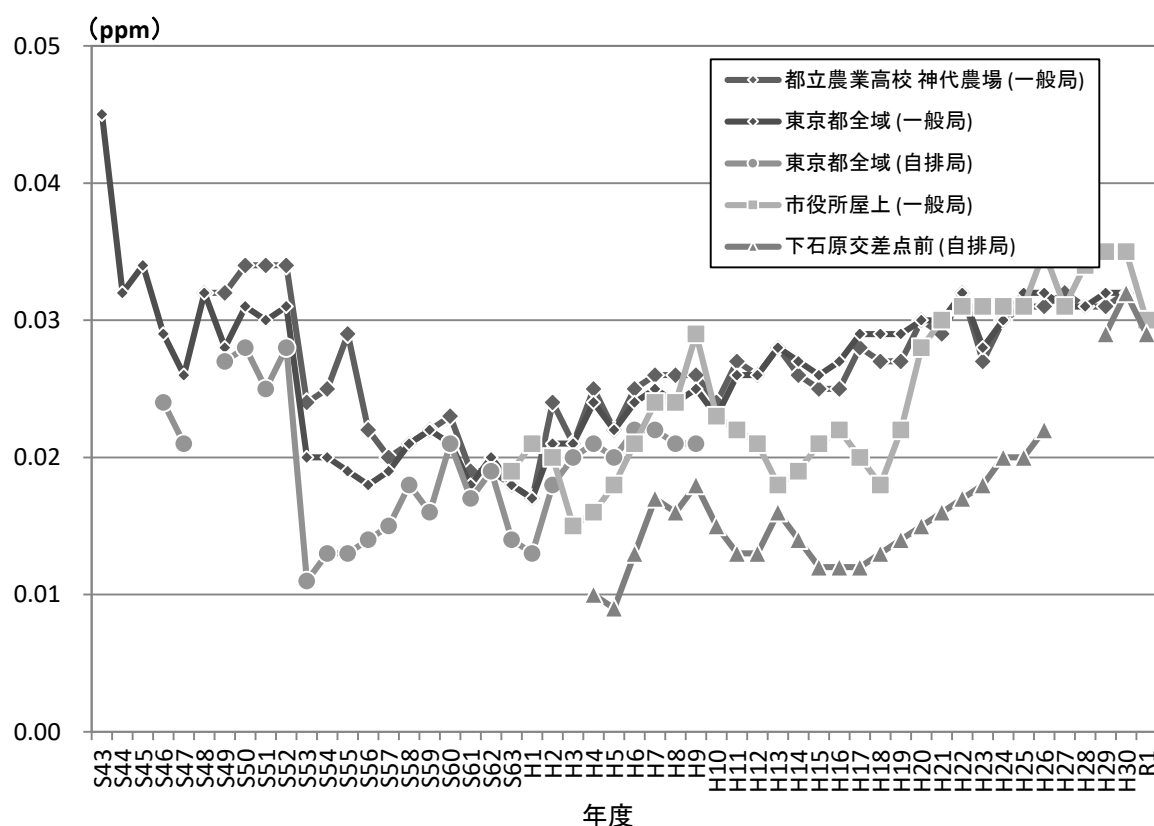
4-1-6. 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダント (Ox) とは、工場や自動車などから排出された窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC)、非メタン炭化水素 (NMHC) 等が、太陽光線により光化学反応を起こして生じるオゾンなどのことをいいます。いわゆる光化学スモッグを形成する物質の一つです。

これに対し、「大気汚染防止法」では Ox の環境基準値を定め、光化学スモッグの注意報、警報の基準として、Ox の時間濃度を用いています。また、Ox の原因物質である NOx や VOC に対する排出規制、VOC に対する事業者の自主的取組による対策なども進められています。

調布市の Ox 濃度については、昭和 50 年代にはやや減少しましたが、平成以降緩やかに上昇する傾向が見られます (図 4-1-13)。

また、下石原交差点前測定局は、借用地整備工事のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測でしたが、当該工事完了に伴い、平成 29 年 6 月 1 日から供用開始しました (代替措置である年 4 回の調布消防署付近での測定は平成 28 年度で終了)。



資料：東京都環境局，環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-13 光化学オキシダントの長期推移 (昼間の 1 時間値の年平均値)

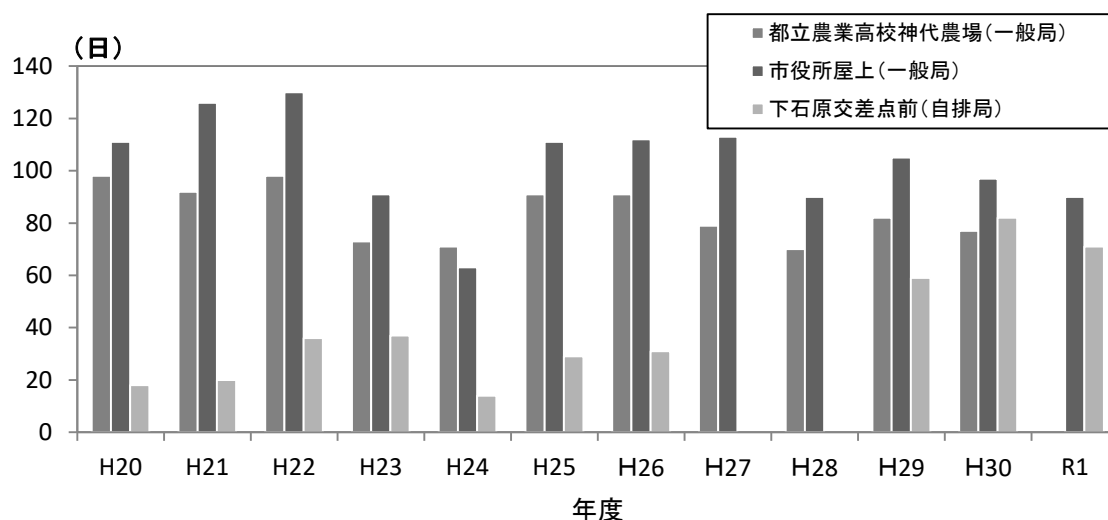
表 4-1-36 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値 (単位: ppm)

	都立農業高校 神代農場 (一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)	市役所屋上 測定局 (一般局)	下石原交差点 前測定局 (自排局)
昭和 43 年度	—	0.045	—	—	—
44	—	0.032	—	—	—
45	—	0.034	—	—	—
46	—	0.029	0.024	—	—
47	—	0.026	0.021	—	—
48	0.032	0.032	—	—	—
49	0.032	0.028	0.027	—	—
50	0.034	0.031	0.028	—	—
51	0.034	0.030	0.025	—	—
52	0.034	0.031	0.028	—	—
53	0.024	0.020	0.011	—	—
54	0.025	0.020	0.013	—	—
55	0.029	0.019	0.013	—	—
56	0.022	0.018	0.014	—	—
57	0.020	0.019	0.015	—	—
58	0.021	0.021	0.018	—	—
59	0.022	0.022	0.016	—	—
60	0.023	0.021	0.021	—	—
61	0.019	0.018	0.017	—	—
62	0.019	0.020	0.019	—	—
平成元年度	0.017	0.017	0.013	0.021	—
2	0.024	0.021	0.018	0.020	—
3	0.021	0.021	0.020	0.015	—
4	0.025	0.024	0.021	0.016	0.010
5	0.022	0.022	0.020	0.018	0.009
6	0.025	0.024	0.022	0.021	0.013
7	0.026	0.025	0.022	0.024	0.017
8	0.026	0.024	0.021	0.024	0.016
9	0.026	0.025	0.021	0.029	0.018
10	0.024	0.023	—	0.023	0.015
11	0.027	0.026	—	0.022	0.013
12	0.026	0.026	—	0.021	0.013
13	0.028	0.028	—	0.018	0.016
14	0.026	0.027	—	0.019	0.014
15	0.025	0.026	—	0.021	0.012
16	0.025	0.027	—	0.022	0.012
17	0.028	0.029	—	0.020	0.012
18	0.027	0.029	—	0.018	0.013
19	0.027	0.029	—	0.022	0.014
20	0.030	0.030	—	0.028	0.015
21	0.029	0.030	—	0.030	0.016
22	0.032	0.032	—	0.031	0.017
23	0.027	0.028	—	0.031	0.018
24	0.030	0.030	—	0.031	0.020
25	0.031	0.032	—	0.031	0.020
26	0.031	0.032	—	0.035	0.022
27	0.030	0.031	—	0.035	—
28	0.031	0.031	—	0.034	—
29	0.031	0.032	—	0.035	0.029
30	0.032	0.032	—	0.035	0.032
令和元	—	—	—	0.033	0.032

資料: 東京都環境局, 環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

過去 10 年ほどの $0x$ 濃度が環境基準を超えた日数の数値を見ると、全ての測定地点で基準を達成しておらず、平成 26 年度までは下石原交差点前測定局よりも、都立農業高校神代農場と市役所屋上測定局の日数が多くなっています（図 4-1-14）。 $0x$ の濃度については、自排局と比較し一般局の方が高くなる傾向があります。これは非メタン炭化水素（NMHC）の濃度が NOx に比べて相対的に高い場合、 $0x$ の一つであるオゾン（ O_3 ）が急速に増加するといわれており、 NOx の濃度が高い自排局の方が O_3 の濃度が低くなっていると考えられます（ NO_2 濃度の一般局、自排局の違いは、図 4-1-11 から図 4-1-12 参照）。

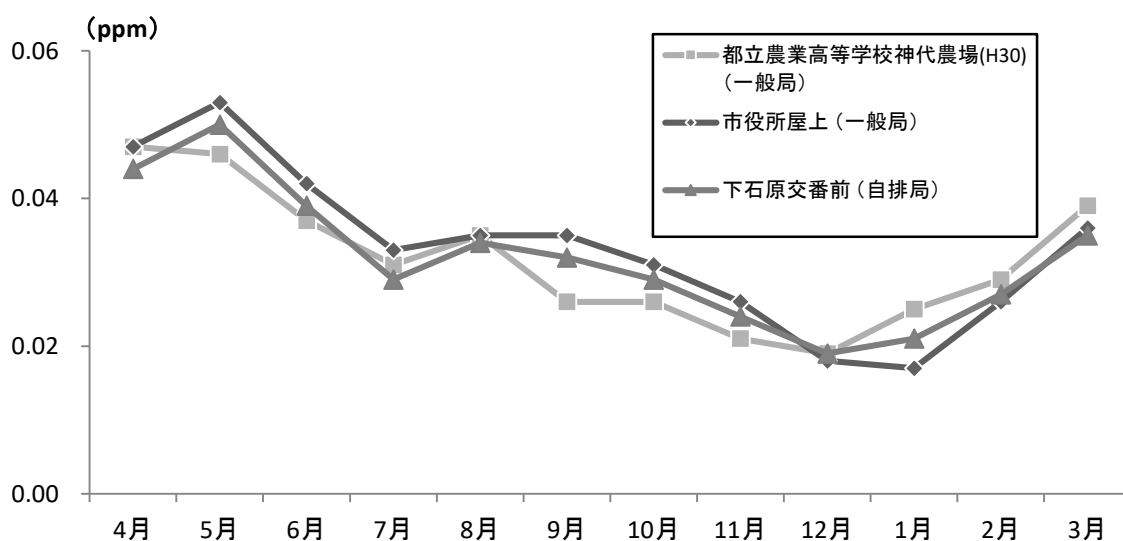
なお、 $0x$ については、平成 25 年度から移動測定を行っていません。



資料：東京都環境局、環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表。

図 4-1-14 光化学オキシダント濃度の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数の推移

月別の記録を見ると、昼間の 1 時間値の月平均値は春から夏が高く、秋から冬は低くなる傾向にあります（図 4-1-15）。



資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

図 4-1-15 令和元年度における光化学オキシダント濃度の推移（昼間の 1 時間値の月平均値）

表 4-1-37 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (単位: 日)

	都立農業高校 神代農場	環境基準 適合状況	市役所屋上 測定局	環境基準 適合状況	下石原交差点前 測定局	環境基準 適合状況
	一般局		一般局		自排局	
平成 20	98	×	111	×	18	×
21	92	×	126	×	20	×
22	98	×	130	×	36	×
23	73	×	91	×	37	×
24	71	×	63	×	14	×
25	91	×	111	×	29	×
26	91	×	112	×	31	×
27	79	×	113	×	—	—
28	70	×	90	×	—	—
29	82	×	105	×	59	×
30	77	—	97	×	82	×
令和元	—	—	90	×	71	×

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-38 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数 (単位: 日)

	都立農業高校神代農場	市役所屋上測定局	下石原交差点前測定局
	一般局	一般局	自排局
平成 20	5	0	0
21	3	9	0
22	10	5	1
23	1	15	1
24	2	1	1
25	11	12	3
26	4	5	0
27	8	10	—
28	2	4	—
29	1	1	1
30	3	5	4
令和元	—	4	3

※表中の○×は環境基準値の適合状況を示す。

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成27年3月から平成29年5月まで未計測。

資料：環境政策課 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-39 移動測定 光化学オキシダントの昼間の1時間値の平均値(仙川二丁目交差点) (単位: ppm)

	仙川二丁目交差点			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 16	0.037	0.023	0.019	0.014
17	0.030	0.020	0.018	0.015
18	0.031	0.023	0.028	0.019
19	0.041	0.015	0.021	0.015
20	—	—	—	0.022
21	—	—	—	0.009
22	—	—	—	0.009
23	—	—	—	0.021
24	—	—	—	0.022

※平成25年度から未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-40 移動測定 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の平均値（総合体育館）
（単位：ppm）

	総合体育館			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 15	0.039	0.018	0.021	0.017
16	0.038	0.046	0.015	0.014
17	0.041	0.040	0.020	0.022
18	0.034	0.029	0.031	0.019
19	0.045	0.028	0.026	0.020
20	—	—	—	0.015
21	—	—	—	0.010
22	—	—	—	0.012
23	—	—	—	0.017
24	—	—	—	0.021

※平成 24 年度まで総合体育館にて測定。平成 25 年度から未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-41 移動測定 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の平均値（多摩川一丁目鶴川街道）
（単位：ppm）

	多摩川一丁目鶴川街道			
	春季	夏季	秋季	冬季
平成 15	0.043	0.019	0.017	0.015
16	0.042	0.028	0.015	0.020
17	0.032	0.023	0.014	0.014
18	0.032	0.020	0.020	0.012
19	0.031	0.024	0.019	0.020
20	—	—	—	0.017
21	—	—	—	0.009
22	—	—	—	0.008
23	—	—	—	0.013
24	—	—	—	0.016

※平成 25 年度から未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-42 令和元年度の光化学オキシダント月別変化（都立農業高等学校神代農場）

測定地点		都立農業高等学校神代農場								
測定項目		昼間の 測定 日数	昼間の 測定 時間	昼間の 1 時間 値の月 平均値	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の 日最高 1 時間値 の月間 平均値	昼間の 1 時間値 >0.06ppm 日数	昼間の 1 時間値 >0.06ppm 時間数	昼間の 1 時間値 ≥0.12ppm 日数	昼間の 1 時間値 ≥0.12ppm 時間数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)
平成 30 年	4 月	30	446	0.047	0.105	0.062	14	92	0	0
	5 月	31	461	0.046	0.107	0.064	18	111	0	0
	6 月	30	446	0.037	0.117	0.058	13	91	0	0
	7 月	31	460	0.031	0.121	0.054	12	48	1	1
	8 月	31	445	0.035	0.129	0.057	12	58	2	3
	9 月	30	446	0.026	0.085	0.041	3	7	0	0
	10 月	31	459	0.026	0.074	0.042	1	5	0	0
	11 月	30	446	0.021	0.048	0.036	0	0	0	0
	12 月	31	461	0.019	0.040	0.030	0	0	0	0
平成 31 年	1 月	30	422	0.025	0.046	0.036	0	0	0	0
	2 月	28	413	0.029	0.057	0.040	0	0	0	0
	3 月	31	461	0.039	0.070	0.052	4	10	0	0
年 計		364	5,366	0.038	0.129	0.057	77	422	3	4

資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-43 令和元年度の光化学オキシダント月別変化（市役所屋上測定局）

測定地点		市役所屋上測定局								
測定項目		測定 日数	測定 時間	1 時間 値の月 平均値	1 時間値の 最高値	日最高 1 時間値 の月間 平均値	1 時間値 >0.06ppm 日数	1 時間値 >0.06ppm 時間数	1 時間値 ≥0.12ppm 日数	1 時間値 ≥0.12ppm 時間数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)
令和 元年	4 月	30	447	0.047	0.97	0.060	16	92	0	0
	5 月	31	462	0.053	0.128	0.070	18	120	1	1
	6 月	29	443	0.042	0.107	0.058	14	58	0	0
	7 月	31	463	0.033	0.088	0.053	11	39	0	0
	8 月	30	456	0.035	0.147	0.062	16	63	2	4
	9 月	30	447	0.035	0.126	0.058	10	38	1	2
	10 月	30	457	0.031	0.096	0.044	3	23	0	0
	11 月	30	447	0.026	0.055	0.040	0	0	0	0
	12 月	29	456	0.018	0.041	0.028	0	0	0	0
令和 2 年	1 月	31	463	0.017	0.033	0.025	0	0	0	0
	2 月	29	433	0.026	0.052	0.039	0	0	0	0
	3 月	31	461	0.036	0.070	0.048	2	11	0	0
年 計		361	5435	0.033	0.147	0.049	90	444	4	7

資料：環境政策課

表 4-1-44 令和元年度の光化学オキシダント月別変化（下石原交差点前測定局）

測定地点		下石原交差点前測定局								
測定項目		測定 日数	測定 時間	1 時間 値の月 平均値	1 時間値の 最高値	日最高 1 時間値 の月間 平均値	1 時間値 > 0.06ppm 日数	1 時間値 > 0.06ppm 時間数	1 時間値 ≥ 0.12ppm 日数	1 時間値 ≥ 0.12ppm 時間数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)
令和 元年	4 月	30	447	0.044	0.085	0.062	15	80	0	0
	5 月	31	459	0.050	0.127	0.077	12	97	1	1
	6 月	30	448	0.039	0.101	0.065	10	47	0	0
	7 月	31	464	0.029	0.078	0.043	7	16	0	0
	8 月	31	463	0.034	0.135	0.073	15	57	2	3
	9 月	30	446	0.032	0.116	0.050	7	30	0	0
	10 月	31	464	0.029	0.090	0.057	3	21	0	0
	11 月	29	445	0.024	0.055	0.035	0	0	0	0
	12 月	31	464	0.019	0.042	0.037	0	0	0	0
令和 2 年	1 月	31	462	0.021	0.043	0.038	0	0	0	0
	2 月	29	434	0.027	0.055	0.039	0	0	0	0
	3 月	31	462	0.035	0.071	0.050	2	11	0	0
年 計		365	5458	0.032	0.135	0.077	71	359	3	4

※下石原交差点前測定局は借用地整備のため、平成 27 年 3 月から平成 29 年 5 月まで未計測。

資料：環境政策課

表 4-1-45 オキシダントが高濃度になる条件

①気温	日最高気温が 25℃以上
②日照時間	日照があること（日射量 13MJ/m ² /日以上）
③海風	東京湾及び相模湾からの海風の進入があること
④安定度	安定であること 館野高層気象台 9 時の状態曲線 0～1000m の気温差が 7℃以下
⑤上空の風	館野高層気象台 9 時の状態曲線で、1000m 以下の風が南よりの風でないこと
⑥天気図	夏型の気圧配置（鯨の尾型） 移動性高気圧又は低気圧や前線の間で気圧傾度が緩い場合

資料：東京都環境局

4-1-7. 光化学スモッグ

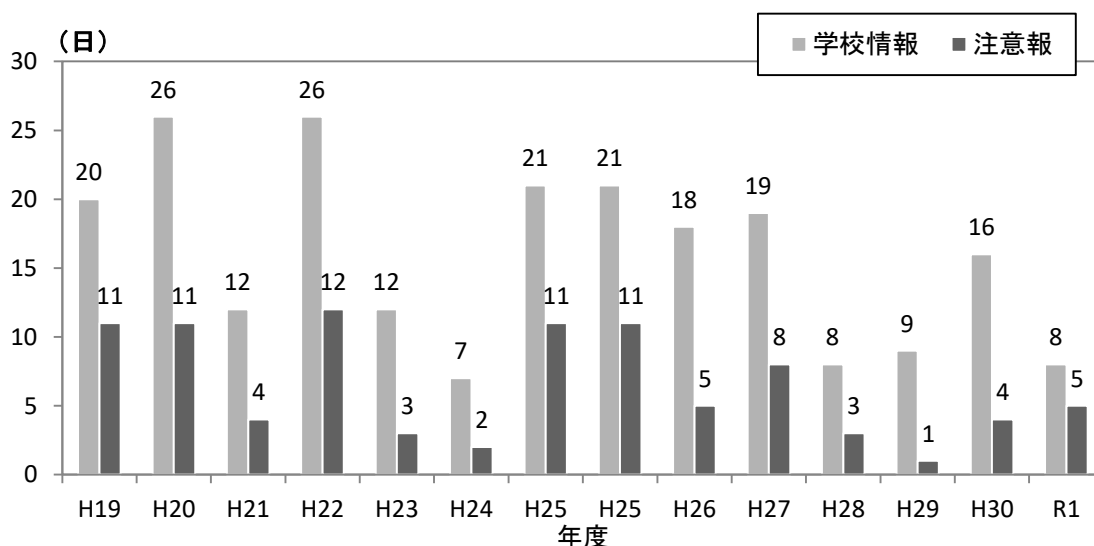
光化学スモッグは、窒素酸化物や炭化水素などの汚染物質が太陽光線（紫外線）を受け、光化学反応により発生します。この化学物質は、目がチカチカする、喉の痛み、咳など、光化学スモッグ障害と呼ばれる症状を引き起こします。

光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いた物質を「光化学オキシダント」と呼んでいます。このオキシダント濃度が高くなり、その状態が継続すると考えられる場合、東京都では光化学スモッグ注意報等を発令し、これを受けて調布市では、市内各公共施設等に発令情報を提供しています。

表 4-1-46 光化学オキシダントの発令基準

段階	発令の基準	措置	
		緊急時協力工場・事業場	一般
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	—	・屋外になるべくでない ・屋外運動は差し控える ・被害にあったときは保健所に届ける
予報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 20% 程度削減勧告	
警報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40% 程度削減勧告	
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40% 以上削減命令	

資料：東京都環境局



資料：東京都環境局

図 4-1-16 都内多摩中部地域における光化学スモッグ発令状況の推移

4-1-8. 炭化水素 (HC)

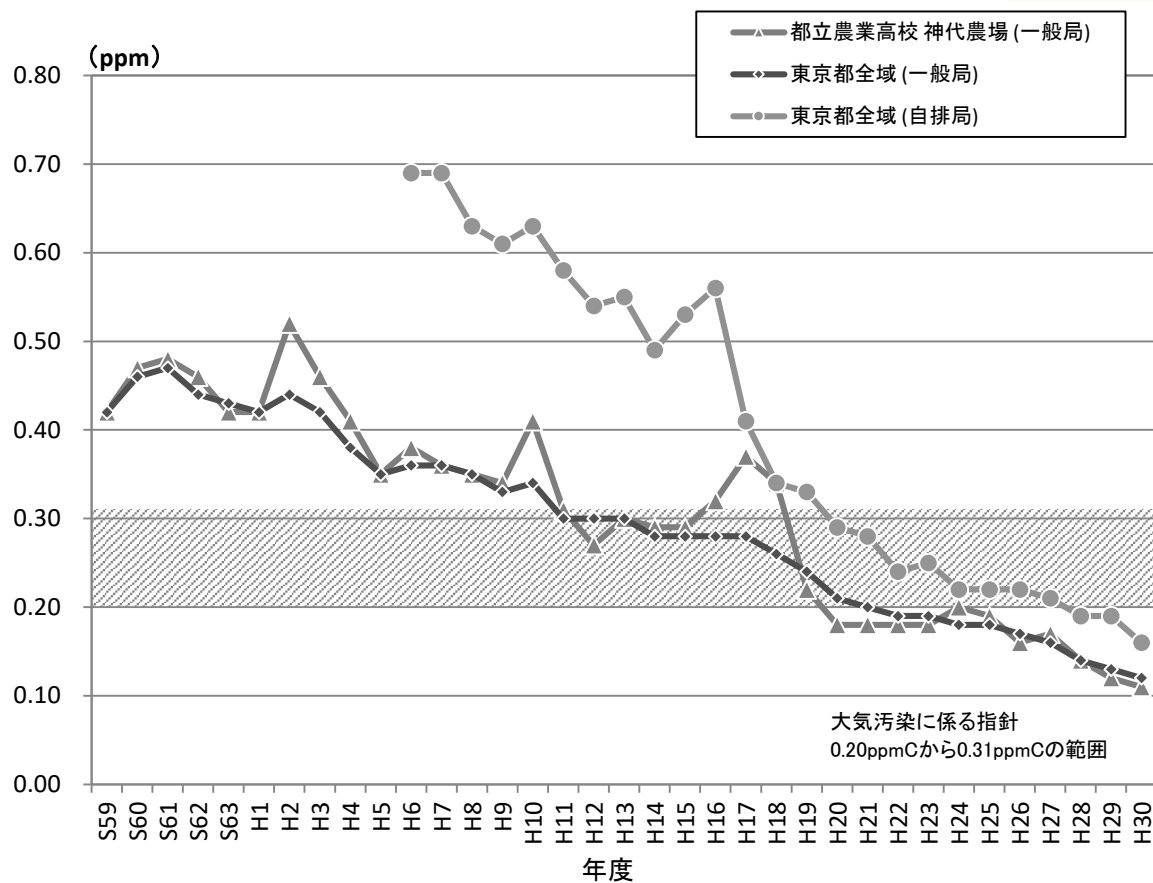
炭化水素 (HC) とは、炭素原子 (C) と水素原子 (H) , あるいはこれらと他の原子から成り立っている化合物のことをいいます。このうち非メタン炭化水素 (NMHC) は揮発性有機化合物 (VOC) に属する一物質であり、自動車や工場などから排出され、光化学オキシダントの原因物質となります。

メタン (CH_4) は天然ガスの主成分であり、廃棄物の最終処分場や下水汚泥などから発生します。 CH_4 は光化学的活性が低いため大気汚染の指標からは除外されることが多いです。一方、気候変動に影響をおよぼす温室効果ガスとして知られており、その効果は二酸化炭素の約 20 倍です。

NMHC については、高度成長期のモータリゼーションに伴った大気汚染を受けて実施された、「道路運送車両法」に基づく保安基準による排出ガス規制によって、炭化水素の規制値が設定（規制値は逐次改正）されています。

また、平成 16 年 5 月に「大気汚染防止法」の一部を改正する法律が公布され、これに基づいて法規制と自主的取組の適切な組み合わせ（ベストミックス）により、VOC の排出抑制が進められています。

調布市の NMHC 濃度については、昭和 60 年代から増減はあるものの緩やかに減少傾向を示しています（図 4-1-17）。



資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表
図 4-1-17 非メタン炭化水素の長期推移（6～9時の年平均値）

大気汚染に係る指針（光化学オキシダントの生成防止のための大気中非メタン炭化水素濃度）
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

表 4-1-47 非メタン炭化水素 (NMHC) 6~9 時の年平均値 (単位 : ppmC)

	都立農業高校 神代農場 (一般局)	東京都全域 (一般局)	東京都全域 (自排局)
昭和 58 年度	0.66	0.49	—
59	0.42	0.42	—
60	0.47	0.46	—
61	0.48	0.47	—
62	0.46	0.44	—
63	0.42	0.43	—
平成元年度	0.42	0.42	—
2	0.52	0.44	—
3	0.46	0.42	—
4	0.41	0.38	—
5	0.35	0.35	—
6	0.38	0.36	0.69
7	0.36	0.36	0.69
8	0.35	0.35	0.63
9	0.34	0.33	0.61
10	0.41	0.34	0.63
11	0.31	0.30	0.58
12	0.27	0.30	0.54
13	0.30	0.30	0.55
14	0.29	0.28	0.49
15	0.29	0.28	0.53
16	0.32	0.28	0.56
17	0.37	0.28	0.41
18	0.34	0.26	0.34
19	0.22	0.24	0.33
20	0.18	0.21	0.29
21	0.18	0.20	0.28
22	0.18	0.19	0.24
23	0.18	0.19	0.25
24	0.20	0.18	0.22
25	0.19	0.18	0.22
26	0.16	0.17	0.22
27	0.17	0.16	0.21
28	0.14	0.14	0.19
29	0.12	0.13	0.19
30	0.11	0.12	0.16

資料 : 東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-48 非メタン炭化水素 (NMHC) 6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数
(単位：日)

	都立農業高校 神代農場	環境基準指針 適合状況
	一般局	
平成 19	57	×
20	31	×
21	32	×
22	31	×
23	35	×
24	27	×
25	39	×
26	15	×
27	9	×
28	9	×
29	8	×
30	5	×

※表中の○×は環境基準指針の適合状況を示す。

資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-49 メタン (CH₄) 濃度の推移 (1 時間値の年平均値)

(単位：ppmC)

	都立農業高校 神代農場	多摩部平均	多摩部平均	都内平均	都内平均
	一般局	一般局	自排局	一般局	自排局
平成 19	1.90	1.87	1.84	1.89	1.89
20	1.90	1.88	1.86	1.90	1.90
21	1.91	1.89	1.87	1.91	1.91
22	1.91	1.91	1.88	1.93	1.92
23	1.94	1.93	1.93	1.95	1.96
24	1.94	1.93	1.93	1.95	1.96
25	1.95	1.94	1.95	1.96	1.97
26	1.92	1.94	1.95	1.96	1.98
27	1.93	1.95	1.96	1.97	1.98
28	1.94	1.95	1.97	1.97	1.99
29	1.94	1.94	1.97	1.96	2.00
30	1.95	1.95	1.94	1.96	1.96

資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

※大気汚染に係る基準値、指針値は無し

4-1-9. アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に存在する繊維状の鉱物のことをいいます。丈夫で変化しにくい特性を活かして建材製品などに多く使用されていましたが、この繊維が肺に突き刺さると、肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになっています。

これに対し、平成元年に行われた「大気汚染防止法」等の一部改正により、隣接する敷地との境界における規制基準を 10 本／リットルと定めると共に、建物の解体作業時などにアスベスト排出作業届を提出することが義務づけられました。

また、平成 17 年より建物解体時における飛散防止対策（作業基準の遵守）の義務づけ、平成 18 年からは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止などの措置がとられています。この他、平成 26 年 6 月からは、解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定粉じん排出等作業に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示することが義務付けられました。

調布市では、平成 24 年度まで、市内アスベスト濃度を測定していましたが、過去 10 年以上いづれの測定地点においても、世界保健機関（WHO）が発表している環境保健クライテリアのアスベスト濃度「1 リットル当たり 1 本から 10 本」までの数値と比較し、十分低い値となっていたため、平成 25 年度からは計測を行っていません。

世界保健機関（WHO）が発表している環境保健クライテリアのアスベスト濃度
「1 リットル当たり 1 本から 10 本」

表 4-1-50 アスベスト濃度の推移

（単位：本／リットル）

		平成 15 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
測定地点数		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
測定結果	最低	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.057	<0.2
	最高	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.057	<0.2
	平均	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.057	<0.2

資料：環境政策課

表 4-1-51 平成 24 年度におけるアスベスト濃度

（単位：本／リットル）

測定地点	住所	濃度
クリーンセンター前交差点	調布市深大寺東町 7-45	<0.2
東部児童館屋上	調布市若葉町 1-29-1	<0.2
多摩川一丁目鶴川街道	調布市多摩川 1-51	<0.2
下石原大気測定局	調布市小島町 1-1-1	<0.2
西町公園	調布市西町 717-5	<0.2
多摩川第一仲よし広場	調布市多摩川 1-36-5	<0.2

資料：環境政策課 ※測定日：10 月 25 日

4-1-10. 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm (1 μm は 1m の 100 万分の 1) 以下のものをいいます。

PM_{2.5} は非常に小さいために、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。PM_{2.5} などの粒子状物質は、生成機構により、発生源から直接粒子として排出される「一次粒子」と、排出された時は気体であるが、大気中で化学反応などによって粒子化する「二次生成粒子」とに大別されます。また、発生源によっても人為起源と自然起源に大別されます。人為起源としては、ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車や船舶等の移動発生源、塗装や印刷等の揮発性有機化合物を発生させるものなど、多種多様な発生源があります。また、自然起源としては、火山活動や黄砂のほか、植物から放出される揮発性有機化合物などもあります。

東京都環境局及び調布市では、平成 25 年度から微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定を行っています。

表 4-1-52 平成 30 年度 都立農業高等学校神代農場 調査結果

測定地点		都立農業高等学校神代農場						
測定項目		有効測定 日数	測定時間	月平均値	日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数	1 時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 98% 値
		(日)	(時間)	(μg/m ³)	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(μg/m ³)
平成 30 年	4 月	30	717	14.6	0	44	31.1	—
	5 月	28	688	12.1	0	38	31.1	—
	6 月	30	718	9.4	0	47	19.6	—
	7 月	31	736	12.2	0	34	25.9	—
	8 月	21	528	13.7	0	39	25.4	—
	9 月	30	718	7.4	0	38	19.4	—
	10 月	31	740	9.3	0	24	15.8	—
	11 月	27	669	12.8	0	35	24.7	—
	12 月	31	742	11.2	0	53	32.8	—
平成 31 年	1 月	31	738	10.4	0	36	18.5	—
	2 月	28	667	15.1	0	64	30.0	—
	3 月	31	741	13.0	0	43	29.8	—
年 計		349	8,462	11.7	0	64	32.4	26.38

資料：東京都環境局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表

表 4-1-53 令和元年度 下石原交差点前測定局 調査結果

測定地点		下石原交差点前測定局						
測定項目		有効測定日数	測定時間	月平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の98%値
		(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
令和元年	4月	30	718	8	0	32	18.2	—
	5月	31	743	10	0	39	29.0	—
	6月	28	690	9	0	36	21.1	—
	7月	31	743	9	0	37	18.7	—
	8月	31	743	11	0	36	20.6	—
	9月	30	717	8	0	58	16.3	—
	10月	31	743	7	0	28	18.9	—
	11月	30	719	7	0	25	15.0	—
	12月	31	739	9	0	34	16.4	—
令和2年	1月	31	742	7	0	25	16.5	—
	2月	29	695	8	0	28	17.2	—
	3月	31	742	7	0	20	11.8	—
年計		364	8734	8	0	58	29.0	19.7

資料：環境政策課

※下石原交差点前測定局は借用地整備完了に伴い、平成29年6月から計測。

表 4-1-54 令和元年度 つつじヶ丘児童館 調査結果

		2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19
最小値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8	5	4	下限値以下	下限値以下	下限値以下	下限値以下
最大値		34	23	29	30	13	9	21
1日平均値		20	15	13	16	5	2	7
環境基準適合状況		○	○	○	○	○	○	○
期間平均値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11						
環境基準適合状況		○						

資料：環境政策課

表 4-1-55 令和元年度 深大寺児童館 調査結果

		2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
最小値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	下限値以下	下限値以下	1	1	4	下限値以下	下限値以下
最大値		11	18	18	18	31	22	8
1日平均値		6	8	7	9	18	10	2
環境基準適合状況		○	○	○	○	○	○	○
期間平均値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9						
環境基準適合状況		○						

資料：環境政策課

表 4-1-56 令和元年度 多摩川一丁目鶴川街道 調査結果

		2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11
最小値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	下限値以下	下限値以下	下限値以下	下限値以下	下限値以下	下限値以下	下限値以下
最大値		13	10	29	29	8	20	24
1日平均値		7	1	10	9	2	7	4
環境基準 適合状況		○	○	○	○	○	○	○
期間平均値	単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	6						
環境基準 適合状況		○						

資料：環境政策課

4-2. 水

4-2-1. 生活環境の保全に関する環境基準（環境基本法）

表 4-2-1(1) 生活環境の保全に関する環境基準（環境基本法）

水域 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級, 自然環境保全, 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級, 水産 1 級, 水浴, 及 び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級, 農業用水, 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級, 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—

<利用目的凡例>

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1(2) 生活環境の保全に関する環境基準（環境基本法）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※多摩川の拝島橋から下流については、平成 18 年 6 月 30 日から、B 類型指定されている。

※平成 25 年に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が項目に追加された。

表 4-2-2 基準項目の解説

項目	解説
pH（水素イオン濃度）	pH は、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数となります。pH が 7 の時中性でそれより大きいときはアルカリ性、小さいとき酸性になります。河川水では通常 7 付近ですが、海水の混入、温泉水の混入、流域の地質（石灰岩地帯など）、人為汚染（工場排水など）、植物プランクトンの光合成（特に夏期）などにより酸性あるいはアルカリ性になることがあります。
BOD（生物化学的酸素要求量）	BOD は Biochemical Oxygen Demand の略称です。溶存酸素（D0）が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、普通 20℃で 5 日間暗所で培養したときの消費量を指します。有機物汚染のおおよその指標になりますが、微生物によって分解されにくい有機物や、毒物による汚染の場合は測定できません。逆にアンモニアや亜硝酸が含まれている場合は微生物によって酸化されるので、測定値が高くなる場合があります。BOD が高いと D0 が欠乏しやすくなり、BOD が 10mg/リットル以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなります。
SS（浮遊物質）	浮遊物質 SS は Suspended Solids の略称です。水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがあります。
D0（溶存酸素量）	D0 は Dissolved Oxygen の略称で、水中に溶けている酸素の量です。酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水温が高くなると小さくなります。D0 は河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠なものです。一般に魚介類が生存するためには 3mg/リットル以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/リットル以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生します。
大腸菌群数	大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいいます。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

資料：「水質用語集」京浜河川事務所

4-2-2. 人の健康の保護に関する環境基準（環境基本法）

表 4-2-3 人の健康の保護に関する環境基準（環境基本法）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下※2
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下※1	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※1 平成 21 年に 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更

※2 平成 26 年に 0.03mg/L から 0.01mg/L に変更

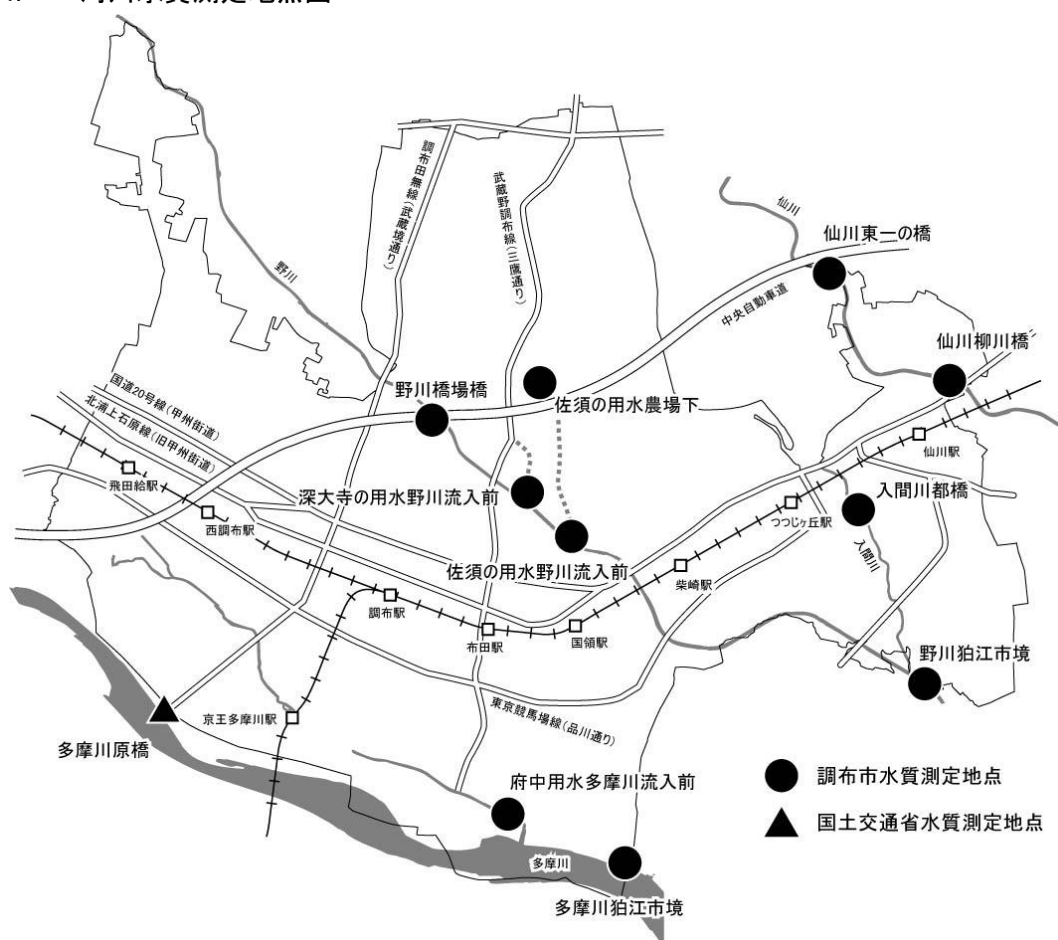
資料：環境省

4-2-3. 要監視項目及び指針値

表 4-2-4 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	フェノール (BPMC)	0.03mg/L 以下
トランス 1, 2-ジクロエチレン	0.04mg/L 以下	イソプロピルベンゼン (IBP)	0.008mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロロニトロフェン (CNP)	—
P-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサゾン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
プロピルサミド	0.008mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
ジクロロメス (DDVP)	0.008mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下

4-2-4. 河川水質測定地点図



4-2-5. 水質：多摩川（類型B）

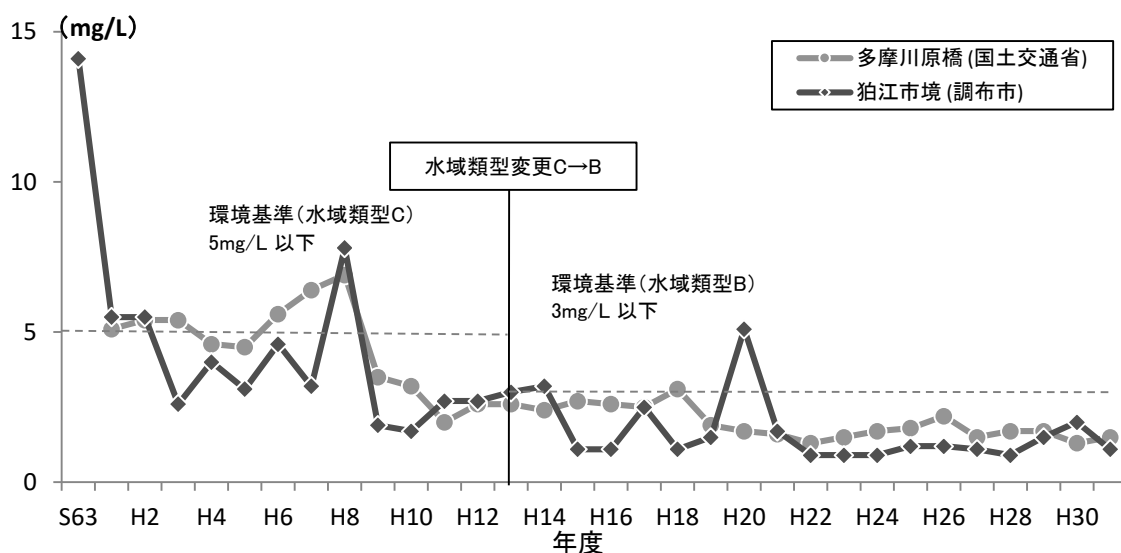
多摩川の水質の推移を見ると、生物化学的酸素要求量（BOD）については、平成9年度から実施している、多摩川流域下水処理場による、アンモニア性窒素等を削減する「硝化促進運転」を始めたことにより、BOD値が大幅に改善されました（図4-2-2）。

溶存酸素量（DO）については、指定された水域類型「B」の環境基準を達成しています（図4-2-3）。

浮遊物質（SS）については、過去10年間においては環境基準を達成しています（図4-2-4）。

また、水域類型が「B」に改定されたことで新たに加わった大腸菌群数については、基準値を超える数値で推移しています（表4-2-7）。大腸菌群数にはふん便性の細菌も含まれますが、その他土壌に含まれる細菌も数値として反映されます。

なお、多摩川原橋上流に位置する、北多摩一号水再生センターから処理後に放流される大腸菌群数については、下水道法施行令に基づく放流水の水質基準内となっています（表4-2-23）。ただし、雨天時の増水により北多摩一号水再生センターに流入できず、下水道の吐口から直接多摩川流域の河川に下水がそのまま流れることもあります。これに対して、平成15年度の下水道法施行令改正により、合流式下水道の改善が進められています。

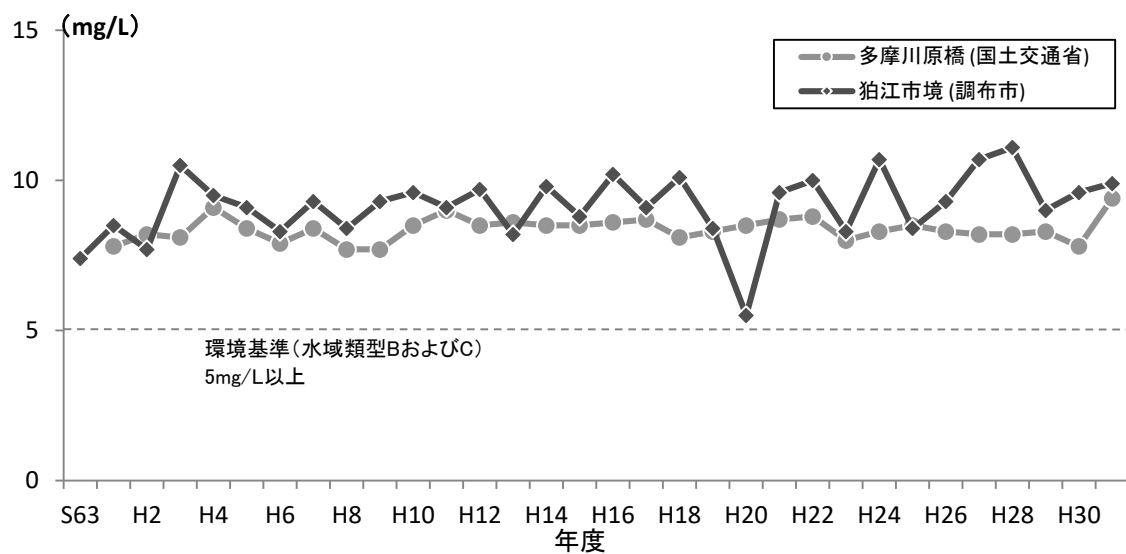


※年2回以上の計測がある2地点（多摩川原橋、狛江市境）のデータのみ使用

資料：○多摩川原橋 京浜河川事務所（速報値）

○狛江市境 環境政策課

図4-2-2 多摩川における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移（年平均値）



※年 2 回以上の計測がある, 2 地点 (多摩川原橋, 狛江市境) のデータのみ使用

資料 : ○多摩川原橋 京浜河川事務所 (速報値)

○狛江市境 環境政策課

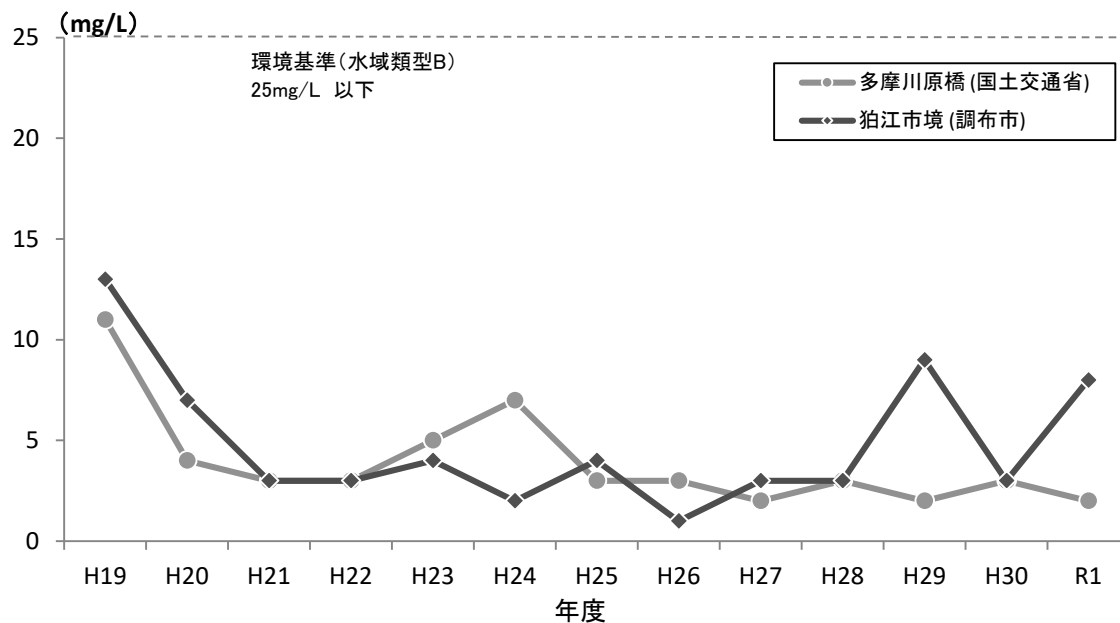
図 4-2-3 多摩川における溶存酸素量 (DO) の推移 (年平均値)

表 4-2-5 生物化学的酸素要求量（BOD）および溶存酸素量（DO）の年平均値

	多摩川原橋(国土交通省)		狛江市境(調布市)	
	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)
昭和 63 年度	—	—	14.1	7.4
平成元年度	5.1	7.8	5.5	8.5
2	5.4	8.2	5.5	7.7
3	5.4	8.1	2.6	10.5
4	4.6	9.1	4.0	9.5
5	4.5	8.4	3.1	9.1
6	5.6	7.9	4.6	8.3
7	6.4	8.4	3.2	9.3
8	6.9	7.7	7.8	8.4
9	3.5	7.7	1.9	9.3
10	3.2	8.5	1.7	9.6
11	2.0	9.0	2.7	9.1
12	2.6	8.5	2.7	9.7
13	2.6	8.6	3.0	8.2
14	2.4	8.5	3.2	9.8
15	2.7	8.5	1.1	8.8
16	2.6	8.6	1.1	10.2
17	2.5	8.7	2.5	9.1
18	3.1	8.1	1.1	10.1
19	1.9	8.3	1.5	8.4
20	1.7	8.5	5.1	5.5
21	1.6	8.7	1.7	9.6
22	1.3	8.8	0.9	10.0
23	1.5	8.0	0.9	8.3
24	1.7	8.3	0.9	10.7
25	1.8	8.5	1.2	8.4
26	2.2	8.3	1.2	9.3
27	1.5	8.2	1.1	10.7
28	1.7	8.2	0.9	11.1
29	1.7	8.3	1.5	9.0
30	1.3	7.8	2.0	9.6
令和元年度	1.5	9.4	1.1	9.9

資料：○多摩川原橋 京浜河川事務所（速報値）

○狛江市境 環境政策課



※年 2 回以上の計測がある 2 地点（多摩川原橋, 狛江市境）のデータのみ使用

資料：○多摩川原橋「京浜河川事務所管内の水質調査データ」京浜河川事務所ホームページより算出

○狛江市境 環境政策課

図 4-2-4 多摩川における浮遊物質量(SS)の推移 (年平均値)

表 4-2-6 浮遊物質量(SS)の年平均値

(単位：mg/L)

	平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元 年度
多摩川原橋	11	4	3	3	5	7	3	3	2	3	2	3	2
狛江市境	13	7	3	3	4	2	4	1	3	3	9	3	8

資料：○多摩川原橋 京浜河川事務所（速報値）

○狛江市境 環境政策課

表 4-2-7 多摩川における大腸菌群数の推移 (年平均値)

(単位：MPN/100mL)

	平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元 年度
多摩川原橋	12,000	99,000	25,700	11,000	16,000	8,000	14,000	19,000	22,900	22,000	18,500	21,000	15,000
狛江市境	35,500	7,450	20,500	12,000	7,050	14,000	8,150	7,200	20,500	15,000	28,450	3,100	2,550

資料：○多摩川原橋 京浜河川事務所（速報値）

○狛江市境 環境政策課

備考：B 類型の基準値 5,000MPN/100mL 以下

大腸菌群数はふん便性の大腸菌も含まれるが、土壌に含まれる細菌も数値として反映される。

表 4-2-8(1) 令和元年度測定結果（多摩川：多摩川原橋）

測定地点名			多摩川原橋													
測定機関			国土交通省													
区分	測定月日	(月/日)	4/17	5/8	6/5	7/3	8/7	9/20	10/2	11/13	12/11	1/15	2/5	3/4	平均	
一般項目	現場測定項目	流量	(m^3/s)	13.35	14.48	15.78	32.09	28.82	43.44	18.47	21.15	20.78	16.91	21.19	13.11	21.63
		全水深		0.59	0.67	0.70	0.89	0.89	1.15	0.80	1.15	0.85	0.82	0.91	0.77	0.85
		気温	($^{\circ}\text{C}$)	15.7	20.8	25.8	32.4	35.2	30.2	29.9	15.2	15.8	8.0	11.8	9.4	20.9
		水温	($^{\circ}\text{C}$)	18.8	18.8	22.6	23.4	28.6	23.0	24.4	16.6	14.2	12.9	12.3	13.2	19.1
		透視度	(cm)	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	>100.0	—
	生活環境項目	pH		7.5	7.5	7.5	7.6	8.3	7.7	7.6	7.5	7.6	7.4	7.4	7.5	7.6
		DO	(mg/L)	9.9	9.4	9.0	9.0	10.0	8.3	9.1	9.3	9.7	9.2	10.0	9.7	9.4
		BOD	(mg/L)	1.3	1.5	2.2	1.8	1.3	0.9	1.2	2.2	1.4	1.5	1.3	1.1	1.5
		COD	(mg/L)	4.6	4.4	4.3	3.6	4.0	2.8	3.5	3.8	3.4	4.0	3.2	3.9	3.8
		SS	(mg/L)	2	2	2	1	2	1	1	2	3	4	1	1	2
		大腸菌群数 (MPN/100mL)			33,000	49,000	22,000	9,400	14,000	7,900	7,900	9,400	7,900	7,900	4,900	2,200

資料：京浜河川事務所（速報値）

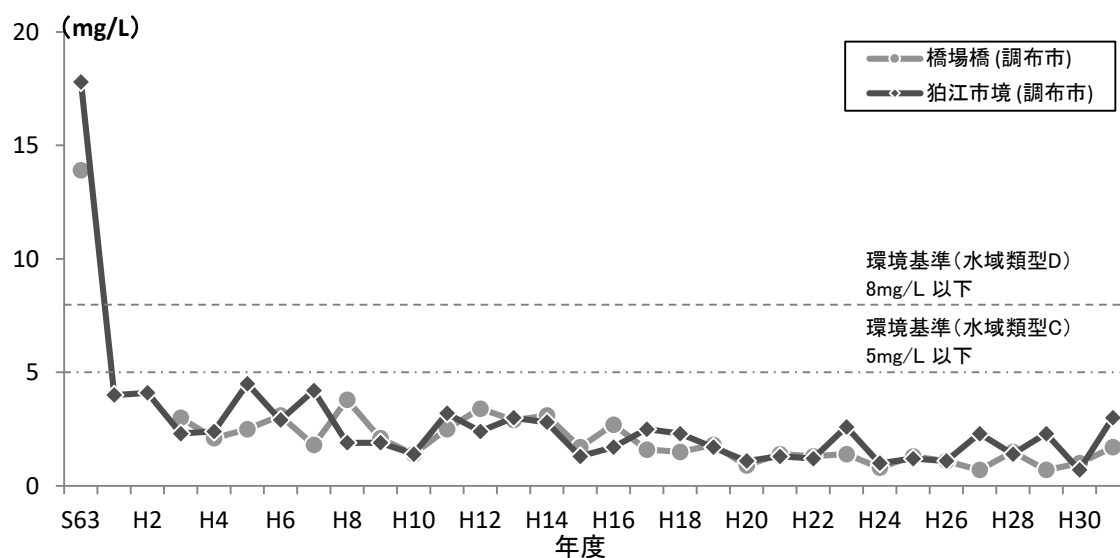
表 4-2-8(2) 令和元年度測定結果（多摩川：狛江市境）

測定地点名		狛江市境				
測定機関		調布市				
区分		採水月日	(月/日)	6/6	11/7	平均
一般項目	現場測定項目	流量	(m³/s)	12.826	増水のため不測	—
		当日天候		晴時々薄曇	晴後曇	—
		前日天候		曇後一時晴	快晴	—
		前々日天候		薄曇	快晴	—
		気温	(℃)	33.8	21.2	27.5
		水温	(℃)	25.5	19.0	22.3
		色相	(m³/s)	淡黄緑色透明	淡灰黄色透明	—
		臭気		弱藻臭	弱藻臭	—
		透視度	(cm)	>50.0	>50.0	—
	生活環境項目	pH		7.9	6.9	7.4
		DO	(mg/L)	10.8	8.9	9.9
		BOD	(mg/L)	0.9	1.3	1.1
		COD	(mg/L)	4.4	2.3	3.4
		SS	(mg/L)	9	7	8
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	2,300	2,800	2,550
		全窒素	(mg/L)	4.37	3.78	4.08
		全りん	(mg/L)	0.384	0.220	0.302
		その他項目	MBAS	(mg/L)	<0.02	<0.02
アンモニア性窒素	(mg/L)		0.01	0.15	0.08	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		3.5	3.0	3.3	
りん酸性りん	(mg/L)		0.340	0.188	0.264	
全シアン	(mg/L)		<0.1	<0.1	—	
鉛	(mg/L)		<0.002	<0.002	—	
全クロム	(mg/L)		<0.01	<0.01	—	
電気伝導率	(mS/m)		38	22	30	

資料：環境政策課

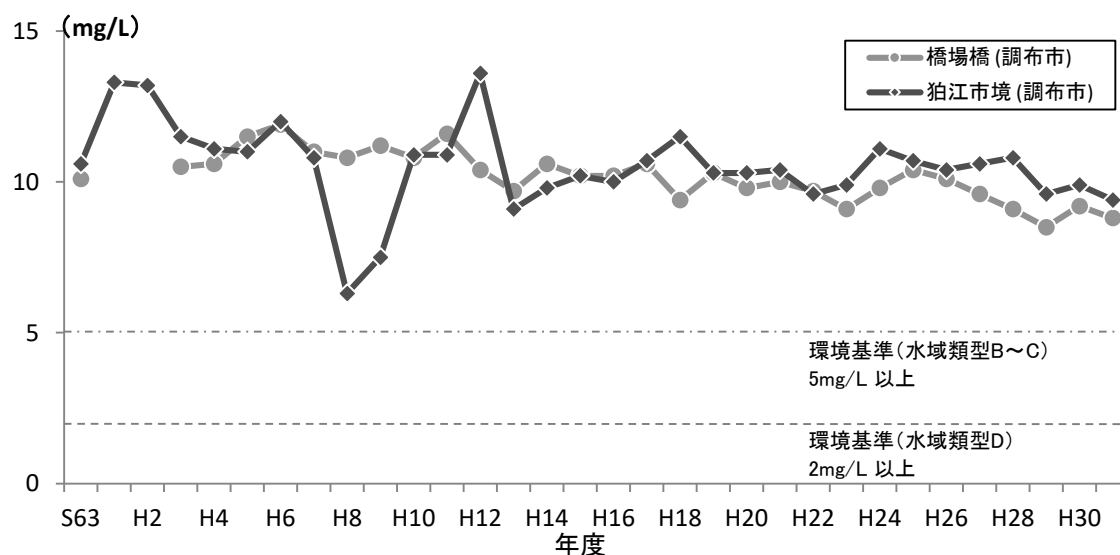
4-2-6. 水質：野川（類型D）

過去の野川の水質の推移を見ると、BODについては、昭和63年に、環境基準を超える数値を確認していますが、その後のBOD値と、DO、SSについては、指定された水域類型「D」の環境基準を達成し、より厳しい水域類型の基準も達成しています（図 4-2-5 から図 4-2-7）。



資料：環境政策課

図 4-2-5 野川における生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移 (年平均値)



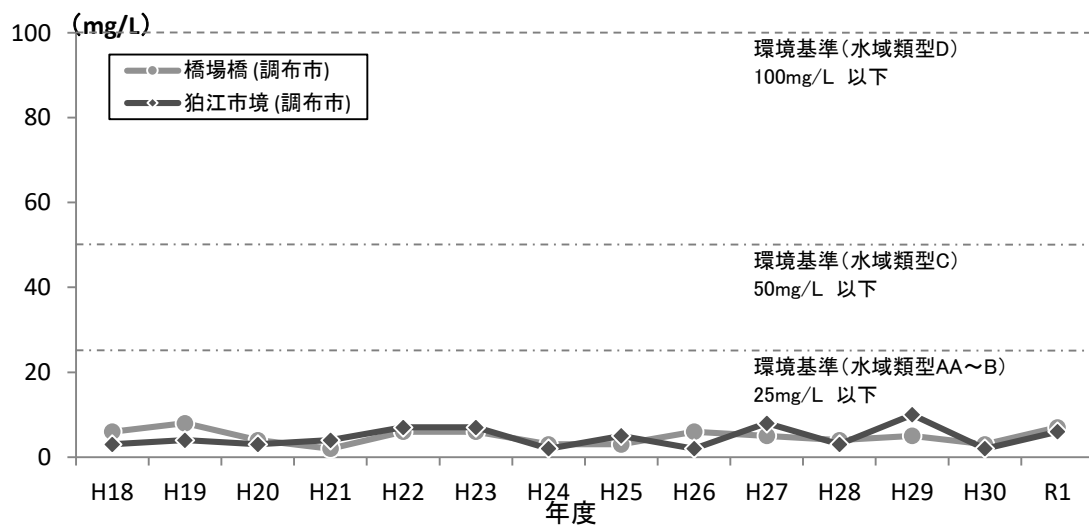
資料：環境政策課

図 4-2-6 野川における溶存酸素量 (DO) の推移 (年平均値)

表 4-2-9 生物化学的酸素要求量 (BOD) および溶存酸素量 (DO) の年平均値

	橋場橋(調布市)		狛江市境(調布市)	
	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)
平成2年度	—	—	4.1	13.2
3	3.0	10.5	2.3	11.5
4	2.1	10.6	2.4	11.1
5	2.5	11.5	4.5	11.0
6	3.1	11.9	2.9	12.0
7	1.8	11.0	4.2	10.8
8	3.8	10.8	1.9	6.3
9	2.1	11.2	1.9	7.5
10	1.4	10.8	1.4	10.9
11	2.5	11.6	3.2	10.9
12	3.4	10.4	2.4	13.6
13	2.9	9.7	3.0	9.1
14	3.1	10.6	2.8	9.8
15	1.7	10.2	1.3	10.2
16	2.7	10.2	1.7	10.0
17	1.6	10.6	2.5	10.7
18	1.5	9.4	2.3	11.5
19	1.8	10.3	1.7	10.3
20	0.9	9.8	1.1	10.3
21	1.4	10.0	1.3	10.4
22	1.3	9.7	1.2	9.6
23	1.4	9.1	2.6	9.9
24	0.8	9.8	1.0	11.1
25	1.3	10.4	1.2	10.7
26	1.1	10.1	1.1	10.4
27	0.7	9.6	2.3	10.6
28	1.5	9.1	1.4	10.8
29	0.7	8.5	2.3	9.6
30	1.0	9.2	0.7	9.9
令和元年度	1.7	8.8	3.0	9.4

資料：環境政策課



資料：環境政策課

図 4-2-7 野川における浮遊物質量(SS)の推移(年平均値)

表 4-2-10 浮遊物質量(SS)の年平均値

(単位: mg/L)

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
橋場橋	6	8	4	2	6	6	3	3	6	5	4	5	3	7
粕江市境	3	4	3	4	7	7	2	5	2	8	3	10	2	6

資料: 環境政策課

表 4-2-11(1) 令和元年度測定結果(野川: 橋場橋)

測定地点名		橋場橋						
測定機関		調布市						
区分		採水月日	(月/日)	7/19	9/24	12/13	3/6	平均
一般項目	現場測定項目	流量	(m³/s)	0.37	0.35	0.68	0.099	0.375
		当日天候		曇一時雨	曇時々晴後一時雨	曇後一時雨	快晴	—
		前日天候		曇	曇時々晴	快晴	晴一時曇	—
		前々日天候		曇後晴	曇後一時雨	晴時々曇後一時雨	雨一時薄曇	—
		気温	(℃)	27.5	28.5	8.2	16.2	20.1
		水温	(℃)	24.4	27.7	11.3	10.3	18.4
		色相		微黄色	微黄色	微黄色	無色	—
		臭気		弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭	—
		透視度	(cm)	40	37	>50	>50	—
	生活環境項目	pH		6.7	7.6	7.0	6.9	7.1
		DO	(mg/L)	5.2	7.9	11.2	10.9	8.8
		BOD	(mg/L)	3.1	1.8	0.9	1.0	1.7
		COD	(mg/L)	—	—	—	—	—
		SS	(mg/L)	9	9	7	2	7
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	280,000	70,000	22,000	1,700	93,000
		全窒素	(mg/L)	2.2	4.3	6.9	4.9	4.6
		全りん	(mg/L)	0.093	0.047	0.029	0.041	0.053
その他項目	MBAS	(mg/L)	<0.02	—	—	—	—	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	4.2	5.7	4.8	4.9	
	電気伝導率	(mS/m)	14.8	18.9	21.0	18.4	18.3	

資料: 環境政策課

表 4-2-11(2) 令和元年度測定結果（野川：狛江市境）

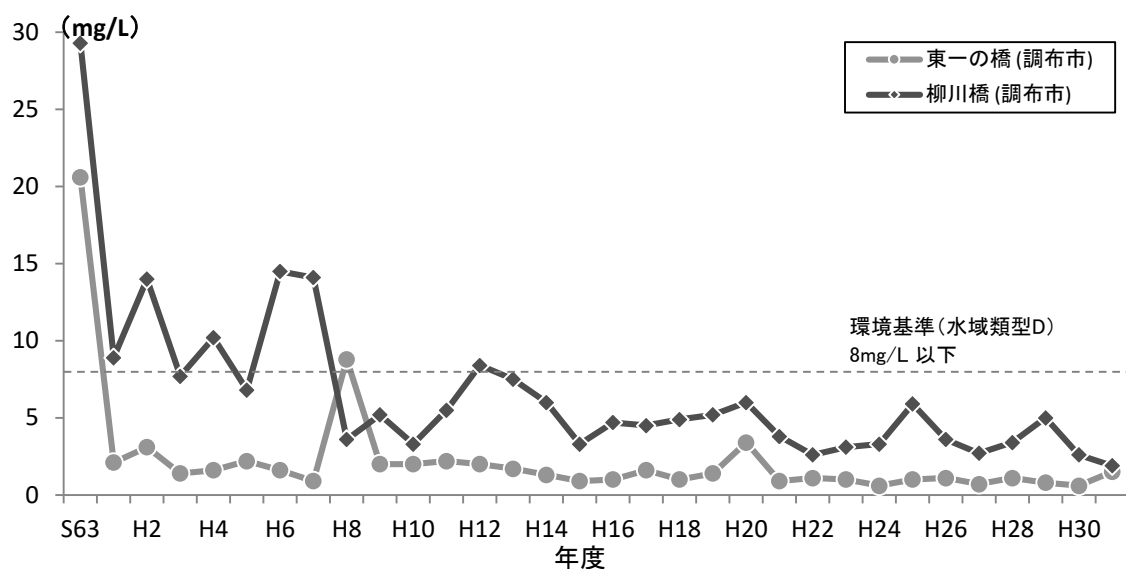
測定地点名		狛江市境							
測定機関		調布市							
区分		採水月日	(月/日)	6/6	9/24	11/7	3/6	平均	
一般項目	現場測定項目	流量	(m³/s)	0.003	0.31	1.220	0.16	0.423	
		当日天候		晴時々薄曇	曇時々晴後一時雨	晴後曇	快晴	—	
		前日天候		曇後一時晴	曇時々晴	快晴	晴一時曇	—	
		前々日天候		薄曇	曇後一時雨	快晴	雨一時薄曇	—	
		気温	(℃)	28.8	29.4	18.9	11.7	22.2	
		水温	(℃)	29.8	24.9	16.5	8.5	19.9	
		色相		淡黄緑色透明	薄黄濁色	淡灰色透明	微黄色	—	
		臭気		弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	—	
		透視度	(cm)	>50	32	93.0	>50	—	
	生活環境項目	pH		7.8	7.6	6.8	6.7	7.2	
		DO	(mg/L)	12.0	6.8	9.8	9.0	9.4	
		BOD	(mg/L)	0.8	1.8	1.0	2.4	3.0	
		COD	(mg/L)	3.7	—	1.9	—	2.8	
		SS	(mg/L)	6	10	8	1	6	
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	4,900	330,000	2,800	1,100	85,000	
		全窒素	(mg/L)	0.35	4.2	4.05	4.5	3.28	
		全りん	(mg/L)	0.036	0.067	0.038	0.015	0.039	
		その他項目	MBAS	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	—	—
			アンモニア性窒素	(mg/L)	0.01	—	<0.01	—	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.024	—	3.8	4.0	2.61
りん酸性りん	(mg/L)		0.003	—	0.010	—	0.007		
全シアン	(mg/L)		<0.1	—	<0.1	—	—		
鉛	(mg/L)		<0.002	—	<0.002	—	—		
フェノール類	(mg/L)		<0.5	—	—	—	—		
全クロム	(mg/L)		<0.01	—	<0.01	—	—		
一般細菌	(個/mL)		0.27	—	—	—	—		
電気伝導率	(mS/m)		51	21.5	20	22.8	28.8		

資料：環境政策課

4-2-7. 水質：仙川（類型D）

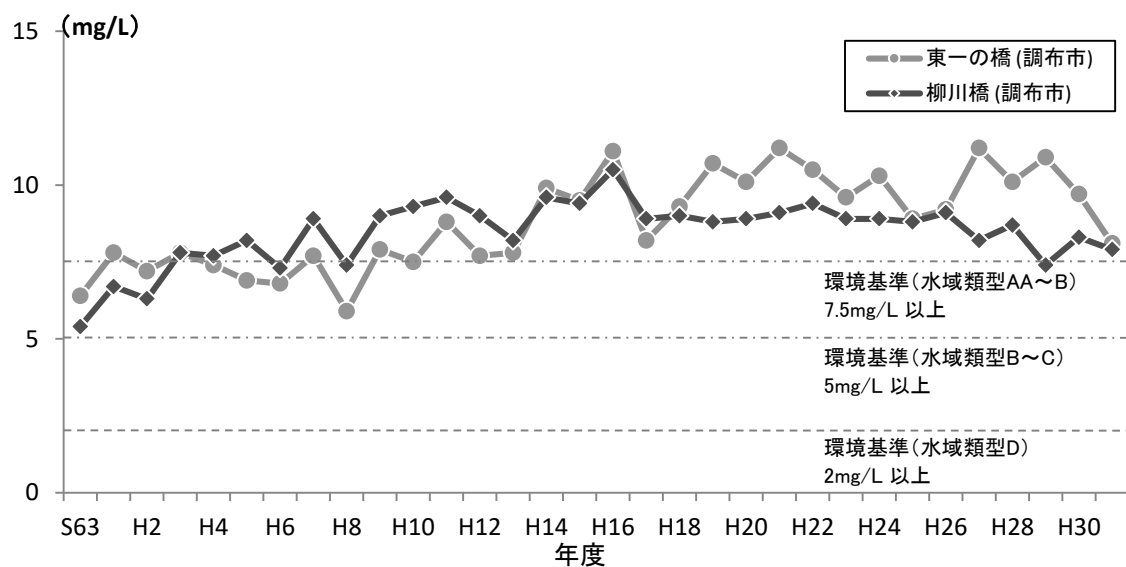
過去の仙川の水質の推移を見ると、BOD については平成 13 年度以降、水域類型「D」基準を達成しています（図 4-2-8）。

DO, SS についても、水域類型「D」の環境基準を達成し、より厳しい水域類型の基準も達成しています（図 4-2-9, 図 4-2-10）。



資料：環境政策課

図 4-2-8 仙川における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移（年平均値）



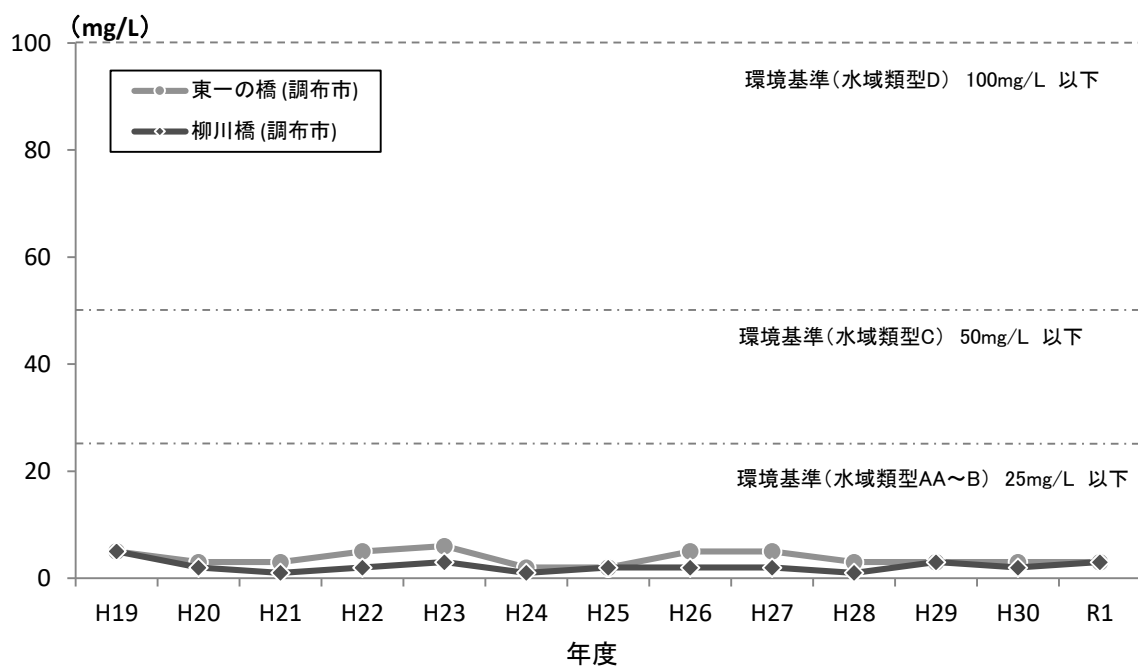
資料：環境政策課

図 4-2-9 仙川における溶存酸素量（DO）の推移（年平均値）

表 4-2-12 生物化学的酸素要求量（BOD）および溶存酸素量（DO）の年平均値

	東一の橋（調布市）		柳川橋（調布市）	
	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)
昭和 63 年度	20.6	6.4	29.3	5.4
平成元年度	2.1	7.8	8.9	6.7
2	3.1	7.2	14.0	6.3
3	1.4	7.8	7.7	7.8
4	1.6	7.4	10.2	7.7
5	2.2	6.9	6.8	8.2
6	1.6	6.8	14.5	7.3
7	0.9	7.7	14.1	8.9
8	8.8	5.9	3.6	7.4
9	2.0	7.9	5.2	9.0
10	2.0	7.5	3.3	9.3
11	2.2	8.8	5.5	9.6
12	2.0	7.7	8.4	9.0
13	1.7	7.8	7.5	8.2
14	1.3	9.9	6.0	9.6
15	0.9	9.5	3.3	9.4
16	1.0	11.1	4.7	10.5
17	1.6	8.2	4.5	8.9
18	1.0	9.3	4.9	9.0
19	1.4	10.7	5.2	8.8
20	3.4	10.1	6.0	8.9
21	0.9	11.2	3.8	9.1
22	1.1	10.5	2.6	9.4
23	1.0	9.6	3.1	8.9
24	0.6	10.3	3.3	8.9
25	1.0	8.9	5.9	8.8
26	1.1	9.2	3.6	9.1
27	0.7	11.2	2.7	8.2
28	1.1	10.1	3.4	8.7
29	0.8	10.9	5.0	7.4
30	0.6	9.7	2.6	8.3
令和元年度	1.5	8.1	1.9	7.9

資料：環境政策課



資料：環境政策課

図 4-2-10 仙川における浮遊物質(SS)の推移 (年平均値)

表 4-2-13 浮遊物質(SS)の年平均値

(単位：mg/L)

	平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
東一の橋	5	3	3	5	6	2	2	5	5	3	3	3	3
柳川橋	5	2	1	2	3	1	2	2	2	1	3	2	3

資料：環境政策課

表 4-2-14(1) 令和元年度測定結果（仙川：東一の橋）

測定地点名		東一の橋							
測定機関		調布市							
区分		採水月日	(月/日)	7/19	9/24	12/13	3/6	平均	
一般項目	現場測定項目	流量	(m³/s)	0.19	0.26	0.15	0.18	0.20	
		当日天候		曇一時雨	曇時々晴後一時雨	曇後一時雨	快晴	—	
		前日天候		曇	曇時々晴	快晴	晴一時曇	—	
		前々日天候		曇後晴	曇後一時雨	晴時々曇後一時雨	雨一時薄曇	—	
		気温	(℃)	32.5	31.5	8.6	16.2	22.2	
		水温	(℃)	24.0	22.8	14.5	14.8	19.0	
		色相		微黄色	無色	微黄色	無色	—	
		臭気		無臭	無臭	弱藻臭	無臭	—	
		透視度	(cm)	>50	>50	>50	>50	—	
	生活環境項目	pH		6.5	7.3	6.9	6.5	6.8	
		DO	(mg/L)	4.0	9.8	8.2	10.3	8.1	
		BOD	(mg/L)	2.4	1.7	0.7	1.2	1.5	
		COD	(mg/L)	—	—	—	—	—	
		SS	(mg/L)	4	4	2	2	3	
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	220,000	79,000	17,000	3,300	80,000	
		全窒素	(mg/L)	4.8	5.1	7.7	6.4	6.0	
		全りん	(mg/L)	0.162	0.022	0.016	0.041	0.060	
		その他項目	MBAS	(mg/L)	<0.02	—	—	—	—
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	4.8	6.4	6.2	5.8
電気伝導率	(mS/m)		19.1	20.7	23.3	21.3	21.1		

資料：環境政策課

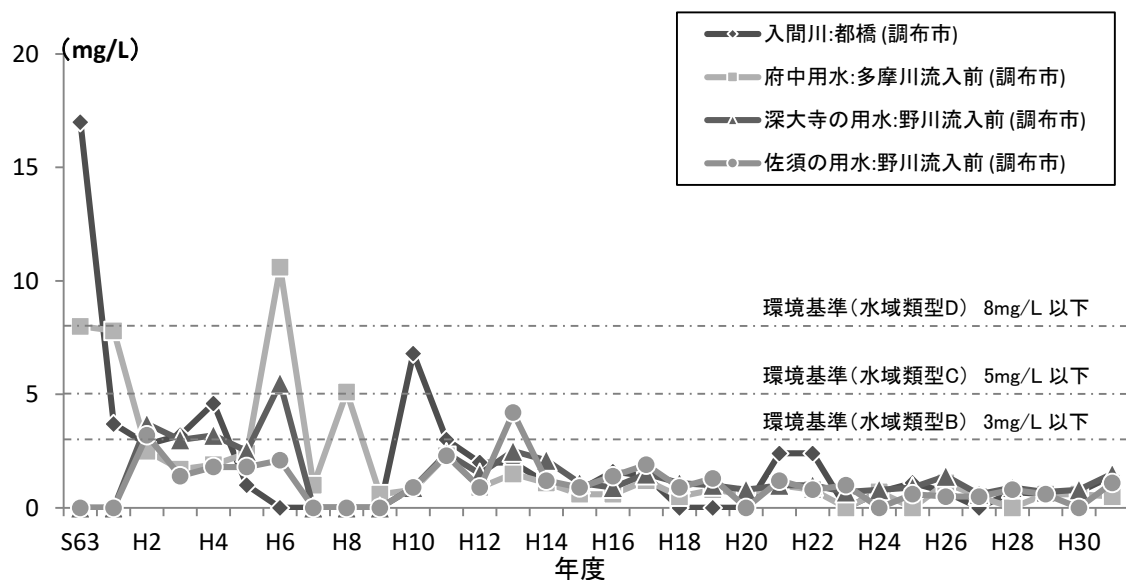
表 4-2-14(2) 令和元年度測定結果（仙川：柳川橋）

測定地点名		柳川橋					
測定機関		調布市					
区分		採水月日	(月/日)	6/6	9/24	11/7	平均
一般項目	現場測定項目	流量	(m³/s)	0.386	0.43	0.544	0.680
		当日天候		晴時々薄曇	曇時々晴後一時雨	晴後曇	—
		前日天候		曇後一時晴	曇時々晴	快晴	—
		前々日天候		薄曇	曇後一時雨	快晴	—
		気温	(℃)	29.4	29.2	15.6	24.7
		水温	(℃)	25.9	24.7	19.0	23.2
		色相		淡黄緑色透明	微黄色	淡灰色透明	—
		臭気		弱藻臭	弱下水臭	弱藻臭	—
		透視度	(cm)	>50	>50	>100	—
	生活環境項目	pH		7.3	7.7	6.8	7.3
		DO	(mg/L)	7.8	7.5	8.3	7.9
		BOD	(mg/L)	1.8	2.9	1.0	1.9
		COD	(mg/L)	7.2	—	3.7	5.5
		SS	(mg/L)	3	2	4	3
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	2	7,900	4.5	2,635
		全窒素	(mg/L)	9.79	—	8.05	8.92
		全りん	(mg/L)	0.145	0.082	0.072	0.100
		その他項目	MBAS	(mg/L)	<0.02	—	<0.02
アンモニア性窒素	(mg/L)		6.83	—	0.25	3.54	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		2.9	—	4.7	3.8	
りん酸性りん	(mg/L)		0.076	—	0.034	0.055	
全シアン	(mg/L)		<0.1	—	<0.1	—	
鉛	(mg/L)		<0.002	—	<0.002	—	
全クロム	(mg/L)		<0.01	—	<0.01	—	
電気伝導率	(mS/m)		40	29.4	30	33.1	

資料：環境政策課

4-2-8. 水質：その他の河川等（類型なし）

その他の河川，用水については，水域類系の指定がないため，調布市の調査も環境基準で示された項目全ての調査を行っているわけではありません。参考までに，過去のBODの水質の推移を見ると，平成14年度以降は水域類型「B」の基準を達成しています。



資料：環境政策課

図 4-2-11 その他の河川等における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移（年平均値）

表 4-2-15 生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均値

	都橋 (入間川)	多摩川流入前 (府中用水)	野川流入前 (深大寺の用水)	野川流入前 (佐須の用水)
	BOD (mg/L)			
昭和 63 年度	17.0	8.0	—	—
平成元年度	3.7	7.8	—	—
2	2.8	2.5	3.7	3.2
3	3.2	1.7	3.0	1.4
4	4.6	1.9	3.2	1.8
5	1.0	2.4	2.5	1.8
6	—	10.6	5.5	2.1
7	—	1.0	—	—
8	—	5.1	—	—
9	—	0.6	—	—
10	6.8	0.8	0.9	0.9
11	3.0	2.3	2.4	2.3
12	2.0	0.9	1.5	0.9
13	2.0	1.5	2.5	4.2
14	1.1	1.1	2.1	1.2
15	0.8	0.6	1.1	0.9
16	1.6	0.6	0.9	1.4
17	1.4	1.2	1.5	1.9
18	<0.5	0.5	1.1	0.9
19	—	0.8	1.0	1.3
20	<0.5	0.6	0.8	<0.5
21	2.4	1.0	1.0	1.2
22	2.4	0.8	1.0	0.8
23	<0.5	<0.5	0.7	1.0
24	0.7	0.7	0.8	<0.5
25	1.1	<0.5	0.9	0.6
26	0.7	1.1	1.4	0.5
27	<0.5	0.5	0.6	0.5
28	0.7	<0.5	0.9	0.8
29	0.6	0.6	0.7	0.6
30	0.7	0.6	0.8	<0.5
令和元年度	1.4	0.5	1.5	1.1

資料：環境政策課

表 4-2-16(1) 令和元年度測定結果（入間川、府中用水、深大寺の用水）

区分	採水月日	河川名	入間川	府中用水			深大寺の用水		
		測定地点名	都橋	多摩川流入前			野川流入前		
		測定機関	調布市	調布市			調布市		
		(月/日)	9/24	6/6	11/7	平均	7/19	9/24	平均
現場測定項目	流量	(m ³ /s)	0.013	0.217	0.215	0.216	0.036	0.039	0.035
	当日天候		曇時々晴後一時雨	晴時々薄曇	晴後曇	—	曇一時雨	曇時々晴後一時雨	—
	前日天候		曇時々晴	曇後一時晴	快晴	—	曇	曇時々晴	—
	前々日天候		曇後一時雨	薄曇	快晴	—	曇後晴	曇後一時雨	—
	気温	(℃)	30.2	29.8	22.0	25.9	28.5	29.1	22.3
	水温	(℃)	22.3	22.4	19.6	21.0	23.0	23.0	19.6
	色相		無色	淡黄緑色透明	無色透明	—	薄黄濁色	微茶色	—
	臭気		無臭	弱藻臭	無臭	—	弱土臭	無臭	—
	透視度	(cm)	>50	>50	>100	—	35	>50	—
	pH		8.0	7.8	6.9	7.4	6.9	8.0	7.5
	DO	(mg/L)	9.5	13.9	8.8	11.4	8.8	8.5	8.7
	BOD	(mg/L)	1.4	0.5	0.5	0.5	1.4	1.6	1.5
	COD	(mg/L)	—	1.2	0.6	0.9	—	—	—
	SS	(mg/L)	—	<1	<1	<1	—	—	—
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	(MPN/100mL)	—	1,300	2,300	1,800	—	—	—
	全窒素	(mg/L)	—	3.46	4.21	3.84	3.2	—	—
その他項目	全りん	(mg/L)	—	0.084	0.075	0.080	0.057	—	—
	MBAS	(mg/L)	—	<0.02	<0.02	—	<0.02	—	—
	アンモニア性窒素	(mg/L)	—	0.01	<0.01	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	3.4	4.1	3.8	—	—	—
	りん酸性りん	(mg/L)	—	0.078	0.071	0.075	—	—	—
	全シアン	(mg/L)	—	<0.1	<0.1	—	—	—	—
	鉛	(mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	—	—
	全クロム	(mg/L)	—	<0.01	<0.01	—	—	—	—
	ホウ素	(mg/L)	—	—	0.02	—	—	—	—
	電気伝導率	(mS/m)	25.5	33	26	30	19.9	19.7	19.8

資料：環境政策課

表 4-2-16(2) 令和元年度測定結果（佐須の用水）

区分	採水月日	河川名	佐須の用水			佐須の用水		
		測定地点名	野川流入前			農場下		
		測定機関	調布市			調布市		
		(月/日)	7/19	9/24	平均	7/19	9/24	平均
一般項目	流量	(m ³ /s)	0.035	0.044	0.040	0.065	0.033	0.049
	当日天候		曇一時雨	曇時々晴後一時雨	—	曇一時雨	曇時々晴後一時雨	—
	前日天候		曇	曇時々晴	—	曇	曇時々晴	—
	前々日天候		曇後晴	曇後一時雨	—	曇後晴	曇後一時雨	—
	気温	(℃)	30.0	30.6	30.3	30.0	27.0	28.5
	水温	(℃)	22.7	21.1	21.9	21.7	20.5	21.1
	色相		微黄色	無色	—	微黄色	微茶色	—
	臭気		無臭	無臭	—	無臭	無臭	—
	透視度	(cm)	>50	>50	—	>50	>50	—
	pH		7.2	8.1	7.7	6.8	7.5	7.2
	DO	(mg/L)	9.5	9.4	9.7	8.4	8.4	8.4
	BOD	(mg/L)	0.7	1.4	1.1	0.8	1.8	1.3
	COD	(mg/L)	—	—	—	—	—	—
	SS	(mg/L)	—	—	—	—	—	—
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	(MPN/100mL)	—	—	—	—	—	—
	全窒素	(mg/L)	6.0	—	—	5.5	—	—
その他項目	全りん	(mg/L)	0.019	—	—	0.013	—	—
	MBAS	(mg/L)	<0.02	—	—	<0.02	—	—
	電気伝導率	(mS/m)	19.4	19.9	19.7	19.2	19.0	19.1

資料：環境政策課

表 4-2-17 令和元年度における「人の健康の保護に関する環境基準」項目調査結果

(単位：mg/L)	採水日	多摩川	府中用水	野川	仙川
		狛江市境	多摩川流入前	狛江市境	柳川橋
カドミウム	6/6	<0.0003	—	<0.0003	—
全シアン	6/6	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	11/7	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	6/6	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	11/7	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
六価クロム	6/6	<0.01	—	<0.01	—
砒素	6/6	<0.005	—	<0.005	—
総水銀	6/6	<0.0005	—	<0.0005	—
アルキル水銀	6/6	<0.0005	—	<0.0005	—
P C B	6/6	<0.0005	—	<0.0005	—
トリクロエチレン	6/6	<0.001	—	<0.001	—
テトラクロエチレン	6/6	0.0003	—	<0.0002	—
四塩化炭素	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
1,1,1-トリクロエタン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
ジクロロメタン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
1,2-ジクロエタン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
1,1,2-トリクロエタン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
1,1-ジクロエチレン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
シス-1,2-ジクロエチレン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
1,3-ジクロプロペン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
ベンゼン	6/6	<0.0002	—	<0.0002	—
チウラム	6/6	<0.0006	—	<0.0006	—
セレン	6/6	<0.002	—	<0.002	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	6/6	3.5	3.4	0.024	2.9
	11/7	3.0	4.1	3.8	4.7
ふっ素	6/6	0.05	—	0.05	—
ホウ素	6/6	0.04	—	—	—
	11/7	—	0.02	—	—
1,4-ジクロベンゼン	6/6	<0.005	—	<0.005	—
ノニルフェノール	6/6	<0.00006	—	—	—
L A S	6/6	0.0006	—	—	—
全亜鉛	6/6	0.010	—	—	—
シマジン	6/6	<0.0003	—	—	—
チオベンカルブ	6/6	<0.0003	—	—	—

資料：環境政策課

4-2-9. 自治体合同水質調査

1) 令和元年度の各河川等の流域における水質

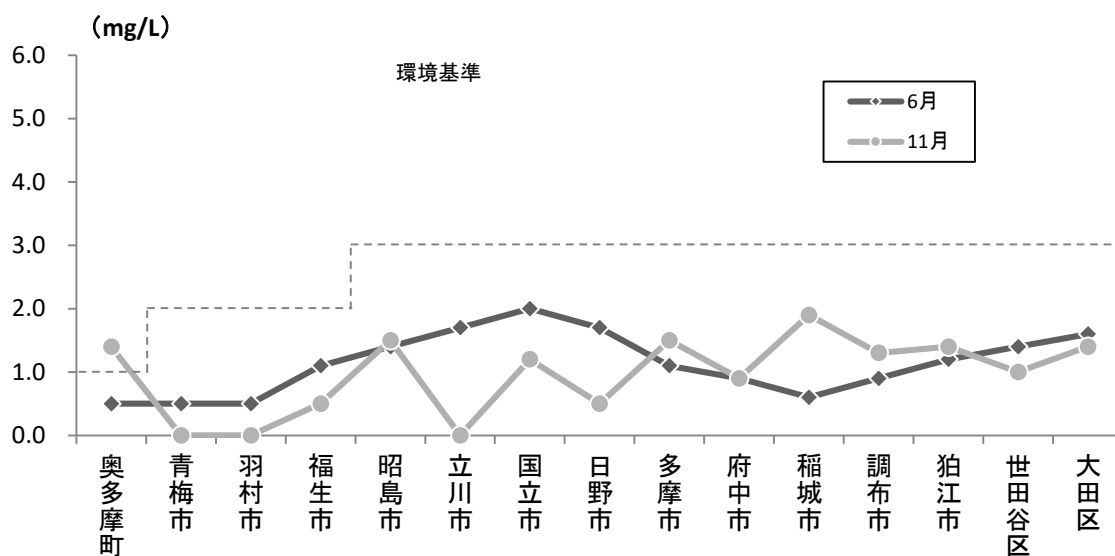
令和元年度調査の結果、多摩川全体の BOD については、各観測地点において指定された環境基準を一部達成できませんでした（図 4-2-13）。

大腸菌群数については、基準を達成していない地点が複数ありました（図 4-2-14）。

なお、多摩川、野川、仙川、府中用水の水質データについては、表 4-2-18(1) から表 4-2-18(4)に掲載しています。

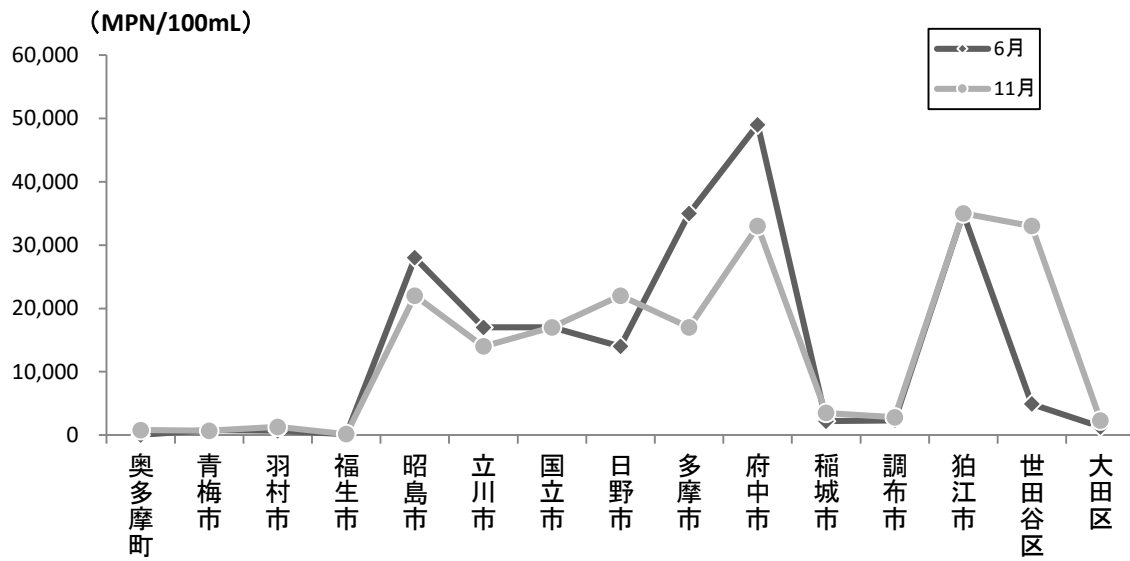


図 4-2-12 多摩川における調査地点図



資料：「令和元年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協議会

図 4-2-13 多摩川における生物化学的酸素要求量 (BOD)



資料：「令和元年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協議会
図 4-2-14 多摩川における大腸菌群数

表 4-2-18(1) 令和元年度の各河川等の流域における水質（多摩川）

区分 区市名	採水位置	採水 月日	DO	BOD	SS	大腸菌群数
			mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
奥多摩町	梅沢橋	6/14	10.4	0.5	<1	23
		11/7	10.9	1.4	10	790
青梅市	多摩川橋	6/6	9.6	0.5	2	790
		11/7	10.6	<0.5	22	700
羽村市	羽村地区 最下流	6/6	10.2	0.5	1	700
		11/7	9.9	<0.5	52	1,300
福生市	つくし保育 園下流心	6/6	10.3	1.1	4	140
		11/7	10.2	0.5	10	170
昭島市	立川市境	6/6	10.1	1.4	2	28,000
		11/7	9.6	1.5	10	22,000
立川市	日野橋下流	6/6	10.4	1.7	4	17,000
		11/7	9.9	<0.5	7	14,000
国立市	中央高速道 路高架下下 流	6/6	9.3	2.0	8	17,000
		11/7	8.6	1.2	6	17,000
日野市	日野市 下流端	6/6	12.9	1.7	7	14,000
		11/7	9.9	0.5	81	22,000
多摩市	稲城市境	6/6	17.6	1.1	3	35,000
		11/7	11.6	1.5	9	17,000
府中市	稲城大橋 上流	6/6	11.2	0.9	3	49,000
		11/7	9.1	0.9	6	33,000
稲城市	多摩川原橋	6/6	11.1	0.6	2	2,200
		11/7	8.9	1.9	10	3,500
調布市	狛江市境	6/6	10.8	0.9	9	2,300
		11/7	8.9	1.3	7	2,800
狛江市	世田谷区境	6/6	13.4	1.2	5	35,000
		11/7	9.8	1.4	8	35,000
世田谷区	丸子橋	6/6	11.0	1.4	4	4,900
		11/7	9.6	1.0	8	33,000
大田区	多摩川大橋	6/6	6.9	1.6	2	1,300
		11/7	8.5	1.4	5	2,300

資料：「平成 30 年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協議会

表 4-2-18(2) 令和元年度の各河川等の流域における水質（野川）

区分 区市名	採水位置	採水月日	DO mg/L	BOD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
国分寺市	鞍尾根橋	6/6	12.7	1.0	1	24,000
		11/7	9.5	<0.5	2	1,700
小金井市	柳橋	6/6	8.6	0.5	6	7,000
		11/7	9.1	0.5	8	14,000
三鷹市	御塔坂橋	6/6	12.2	1.9	3	49,000
		11/7	9.3	0.9	6	220,000
調布市	狛江市境	6/6	12.0	0.8	6	4,900
		11/7	9.8	1.0	8	2,800
狛江市	谷戸橋	6/6	13.3	0.7	7	14,000
		11/7	6.8	<0.5	7	17,000
世田谷区	兵庫橋	6/6	9.4	3.6	5	3,300
		11/7	10.5	1.1	3	4,900

資料：「令和元年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協会

表 4-2-18(3) 令和元年度の各河川等の流域における水質（仙川）

区分 区市名	採水位置	採水月日	DO mg/L	BOD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
三鷹市	中条橋	6/6	7.9	6.0	4	3,100
		11/7	8.1	2.5	1	3,300
調布市	柳川橋	6/6	7.8	1.8	3	2
		11/7	8.3	1.0	4	4.5
世田谷区	鎌田橋	6/6	9.9	9.9	6	17,000
		11/7	11.1	2.3	1	1,700

資料：「令和元年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協議会

表 4-2-18(4) 令和元年度の各河川等の流域における水質（府中用水）

区分 区市名	採水位置	採水月日	DO mg/L	BOD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
立川市	多摩川 取水後	6/6	10.3	1.4	3	7,000
		11/7	—	—	—	—
国立市	寿流通(株)脇 付近	6/6	10.5	1.4	1	46,000
		11/7	10.4	0.8	6	26,000
調布市	多摩川前	6/6	13.9	0.5	<1	1,300
		11/7	8.8	0.5	<1	2,300

資料：「令和元年度多摩川及び関連河川水質合同調査結果」多摩川水系水質監視連絡協議会

2) 水生生物調査

水生生物による水質調査の結果，調査年度で多少の変動はありますが，各調査地点での水質に大きな変化は見られません（表 4-2-20）。

魚類調査では，「オイカワ」「モツゴ」「コイ」「タモロコ」「メダカ」などがよく観察されています（表 4-2-21, 表 4-2-22）。

表 4-2-19 生物学的な水質判定の目安

生物学的 水質等級	底生生物（例）	付着藻類（例）	相当する水域類型 （参考）
O s ・貧腐水性 ・きれい	ヒラタカゲロウ類 カワゲラ ナガレトビゲラ ヘビトンボ サワガニ プラナリア	↑ コンポウランソウ ↑ ↑ マガリケイソウ ↑ ↑ クチビルケイソウ ↑	A A
			A
β m ・β-中腐水性 ・わりあいきれい	コカゲロウ コガタシマトビゲラ ヒラタドROMシ シジミ モノアライガイ ヌマエビ	↑ カタサヤユレモ ↓ ↑ ユレモ ↓ ↑ コバンケイソウ ↓ ↑ オビケイソウ ↓ ↑ キヌミドロ ↓	B
			C
α m ・α-中腐水性 ・汚れている	サホコカゲロウ ミズムシ シマイシビル ヒメタニシ	↑ カタサヤユレモ ↓ ↑ ユレモ ↓ ↑ コバンケイソウ ↓ ↑ オビケイソウ ↓ ↑ キヌミドロ ↓	D
			E
P s ・超腐水性 ・とても汚れている	イトミミズ 赤色ユスリカ ホシチョウバエ サカマキガイ	↑ カタサヤユレモ ↓ ↑ ユレモ ↓ ↑ コバンケイソウ ↓ ↑ オビケイソウ ↓ ↑ キヌミドロ ↓	該当する 類型無し

※生物学的な水質の判定方法として，調布市では優先種法，Beck-Tsuda 法，Kolkwits 法及び汚濁指数法の 4 つから総合的な判定を行っている。

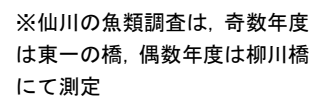


図 4-2-15 水生生物調査地点図

表 4-2-20 水生生物による河川の生物学的な水質判定の推移

調査年度	調査日	調査項目	多摩川	野川		仙川		佐須の用水	
			狛江市境	中耕地橋 (橋場橋)	狛江市境	東一の橋	柳川橋	野草園	野川 流入前
16	8/20	底生生物	βm	—	—	αm	αm	Ps	—
		付着藻類	αm	—	—	βm	—	αm	—
17	9/14	底生生物	βm	βm	αm	αm	Ps	βm	αm
		付着藻類	αm	βm	βm	$O s \sim \beta m$	αm	βm	βm
18	9/15	底生生物	βm	$\beta m \sim \alpha m$	$\beta m \sim \alpha m$	βm	αm	Os	βm
		付着藻類	βm	$O s \sim \beta m$	βm	βm	βm	βm	$O s \sim \beta m$
19	9/21 11/16	底生生物	βm	βm	βm	βm	αm	$O s \sim \beta m$	βm
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$
20	9/5 10/11	底生生物	Os	βm	βm	$\beta m \sim \alpha m$	αm	Os	αm
		付着藻類	βm	βm	βm	$\beta m \sim \alpha m$	αm	αm	βm
21	9/15	底生生物	βm	βm	βm	βm	αm	Os	Os
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	βm
22	8/26	底生生物	βm	βm	βm	$\beta m \sim \alpha m$	αm	Os	—
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	—
23	10/13	底生生物	$O s \sim \beta m$	$\beta m \sim \alpha m$	$\beta m \sim \alpha m$	αm	αm	$O s \sim \beta m$	βm
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	βm
24	10/19	底生生物	αm	$\beta m \sim \alpha m$	$\beta m \sim \alpha m$	αm	αm	αm	αm
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	Os
25	10/3	底生生物	$\beta m \sim \alpha m$	αm	αm	αm	$\alpha m \sim ps$	—	$\beta m \sim \alpha m$
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	αm	—	Os
26	9/30	底生生物	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$	βm	αm	—	$O s \sim \beta m$
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	βm
27	10/5	底生生物	$O s \sim \beta m$	αm	βm	αm	αm	—	Os
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	βm
28	10/12	底生生物	αm	βm	βm	αm	αm	—	$O s \sim \beta m$
		付着藻類	βm	βm	βm	$\beta m \sim \alpha m$	βm	βm	βm
29	10/12	底生生物	βm	βm	βm	$\beta m \sim \alpha m$	Ps	—	αm
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	Ps	$O s \sim \beta m$	Os
30	10/30	底生生物	$O s \sim \beta m$	βm	Os	βm	αm	—	$O s \sim \beta m$
		付着藻類	βm	βm	βm	βm	βm	βm	βm
令和 元 年度	12/5	底生生物	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$	$\beta m \sim \alpha m$	αm	—	Os
		付着藻類	βm	$O s \sim \beta m$	βm	βm	βm	$O s \sim \beta m$	$O s \sim \beta m$

※平成 19、20 年度については、多摩川の濁りのため、多摩川狛江市境調査のみ、各調査日の下段の日程に調査を実施
 ※Os：きれいな水域、 βm ：わりあいきれいな水域、 αm ：汚れている水域、Ps：とても汚れている水域（水質判定の目安を参照）

※平成 22 年度の佐須の用水野川流入前については、濁水のため欠測

※平成 21 年度から調査箇所を野川の中耕地橋から橋場橋に変更

資料：環境政策課

表 4-2-21 魚類調査結果の推移（仙川）

生物名			平成 19 年度	20	21	22	23	24	26	27	28	29	30	令和 元 年度
コイ目	コイ科	オイカワ	○	○										
		モツゴ	○	○			○		○	○		○	○	○
		タモロコ					○		○			○	○	○
		コイ	○	○			○		○	○	○	○	○	○
		ギンブナ												
		フナ属										○		
	ドジョウ科	ドジョウ							○					
		シマドジョウ	○	○										
ダツ目	メダカ科	メダカ	○	○	○	○		○					○	○

※令和元年度調査日：令和元年 12 月 5 日

※当日調査で確認された魚類に○を付けている（確認できなかった魚類が存在していないというわけではない）。

※東一の橋にて調査（平成 21, 23, 26 年度は柳川橋にて調査）

※平成 25 年度は未調査

資料：環境政策課

表 4-2-22 魚類調査結果の推移（野川：狛江市境）

生物名			平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元 年度
コイ目	コイ科	オイカワ	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		シマドジョウ		○											
		モツゴ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		タモロコ	○		○	○			○	○		○	○	○	
		コイ	○	○		○			○		○	○	○		
		ギンブナ	○			○			○						
		カマツカ								○					
		ウグイ						○	○		○			○	
		ニゴイ												○	○
		フナ属													
ダツ目	メダカ科	メダカ	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
サケ目	アユ科	アユ								○					
スズキ目	ハゼ科	スミウキゴリ						○							○
		ヨシノボリ属							○						
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ									○			○	

※令和元年度調査日：令和元年 12 月 5 日

※当日調査で確認された魚類に○を付けている（確認できなかった魚類が存在していないというわけではない）。

資料：環境政策課

3) 北多摩一号水再生センターの放流水水質（抜粋）通日試験平均値

北多摩一号水再生センターの放流水水質は、継続して基準を達成しています。

表 4-2-23 北多摩一号水再生センターの放流水水質（抜粋）通日試験平均値

	基準値	平成 22 年度	23	24	25	26	27	28	29	30
BOD (mg/L)	25 以下	1	1	6	6	5	6	5	7	4
COD (mg/L)	—	8	8	8	8	8	7	7	7	7
全窒素 (mg/L)	30 以下	10	9	8.8	9.9	8.7	8.3	8.6	8.7	7.8
全磷 (mg/L)	3 以下	0.6	0.9	0.7	0.7	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	24	51	65	71	260	300	180	380	170

資料：東京都下水道局 ※令和元年度分データの東京都データは作成時未公表



資料：「地域で育む水環境 北多摩一号水再生センター」リーフレット 東京都下水道局
図 4-2-16 北多摩一号水再生センター位置図

4-2-10. 地下水質

1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 4-2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準と調布市の調査対象項目（環境基本法）

分類	項目	基準値	主な毒性※1	調布市調査
VOC (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	意識喪失、慢性脳障害、発ガン性の疑い（IARC2B）	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	肺炎・肝障害、発ガン性の疑い（IARC2B）	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下※2	肺炎、肝障害、変異原性	
	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	意識低下、皮膚脱脂	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	皮膚・気道刺激、発ガン性の疑い（IARC2B）	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	肺炎、肝障害、発ガン性の疑い（IARC2B）	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	肝臓・腎臓への影響、人の発ガン性の疑い（IARC2A）	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	呼吸困難、意識喪失、肝障害	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	肝腎障害	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下※3	神経障害、肝腎障害、変異原性、人の発ガン性の疑い（IARC2A）	○
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	肺炎、意識喪失、人の発ガン性（IARC1）	

重金属	カドミウム	0.003mg/L 以下	嘔吐、めまい、腎不全、人の発ガン性（IARC1）	
	六価クロム	0.05mg/L 以下	嘔吐、下痢、肝炎、人の発ガン性（IARC1）	
	全シアン	検出されないこと	呼吸麻痺、失神、痙攣	
	総水銀	0.0005mg/L 以下	手指の震え、腎障害	
	アルキル水銀	検出されないこと	知覚言語障害、運動障害	
	セレン	0.01mg/L 以下	嘔吐、胃腸障害、貧血	
	鉛	0.01mg/L 以下	嘔吐、下痢、感覚障害、発ガン性の疑い（IARC2B）	
	砒素	0.01mg/L 以下	嘔吐、下痢、黒皮症、人の発ガン性（IARC1）	
	ふっ素	0.8mg/L 以下	呼吸器障害、歯骨への影響	
	ほう素	1mg/L 以下	嘔吐、神経障害、下痢	
	シマジン	0.003mg/L 以下	頭痛、神経障害	
	チウラム	0.006mg/L 以下	頭痛、咳、肝肺への影響	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	急性毒性あり	
	PCB	検出されないこと	手足のしびれ、肝臓障害、人の発ガン性の疑い（IARC2A）	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	メトヘモグロビン血症	

※1 IARC1：人への発ガン性データが充分ある。 IARC2A：人への発ガン性が疑われる物質 IARC2B：発ガン性の可能性のある物質 ともに国際ガン研究機関による発ガン性評価

※2 平成 21 年に 0.02mg/L から 0.1mg/L 以下に変更 ※3 平成 26 年に 0.03mg/L から 0.01mg/L 以下に変更
備考

1. 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。

参考：環境省 揮発性有機化合物による地下水汚染対策に関するパンフレット「地下水をきれいにするために」

2) 地下水調査結果の推移

過去10年間の地下水調査結果の推移を見ると、対象物質を検出した井戸は10か所前後で推移していますが、そのうち基準に適合しなかった井戸はありませんでした。(表 4-2-25)。

環境基準不適合の井戸については、できる限り翌年度も調査を実施し、経過観察を行っています。

表 4-2-25 地下水調査結果の推移

	調査井戸数	有機塩素系化学物質検出井戸数	地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数	環境基準不適合井戸の町丁目
平成19年度	20	11	1	染地2丁目
20	20	8	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
21	16	0	1	緑ヶ丘2丁目
22	20	7	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
23	17	12	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
24	18	13	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
25	12	9	1	染地2丁目
26	20	14	1	染地2丁目
27	18	15	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
28	14	12	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
29	15	6	2	染地2丁目, 緑ヶ丘2丁目
30	13	10	1	染地2丁目
令和元年度	14	7	0	—

資料：環境政策課

3) 地下水原水濃度測定結果の推移

東京都が実施した調査により、多摩川3丁目付近の井戸から環境基準値を大幅に超える有機塩素系化学物質が検出され、東京都は汚染機構解明調査を行い、除去手法研究を行いました。その後、平成12年に東京都と調布市で協議の上、浄化対策を市が行うこととなり、平成13年に浄化計画を立て、平成14年6月から、本格的な浄化作業に着手しています。

浄化対策を実施してから、地下水の化学物質濃度は減少する傾向が見られます(表 4-2-26)。

表 4-2-26 多摩川3丁目付近井戸における地下水揚水原水濃度の推移

		テトラクロロエチレン (mg/L)	トリクロロエチレン (mg/L)	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	クロロエチレン (mg/L)
地下水の水質汚濁に係る環境基準		0.01 未満	0.03 未満	0.04 未満	0.002 未満
平成15年度	平成16年1月8日	12	7.0	1.0	—
16	平成17年2月9日	8.1	5.0	0.89	—
17	平成18年1月10日	6.3	4.8	1.0	—
18	平成19年2月7日	3.8	3.0	0.72	—
19	平成20年2月5日	3.8	3.1	0.94	—
20	平成21年2月12日	2.5	2.7	1.3	—
21	平成22年3月17日	2.1	1.9	0.74	—
22	平成23年3月11日	1.7	1.8	1.0	—
23	平成24年3月1日	0.72	1.3	1.2	—
24	平成25年3月13日	0.77	1.3	1.3	—
25	平成26年3月10日	0.55	1.1	1.3	—
26	平成27年3月9日	0.38	0.87	1.2	—
27	平成28年3月7日	0.22	0.63	0.98	—
28	平成29年3月6日	0.16	0.59	1.1	—
29	平成30年3月9日	0.10	0.47	1.0	—
30	平成31年3月20日	0.093	0.47	1.1	0.0011
令和元年度	令和2年3月10日	0.061	0.36	1.0	0.0010

※地下水浄化後の数値は定量未満となっている。測定は公定法による。

※平成30年度よりクロロエチレンを調査項目に追加。

資料：環境政策課

4-2-11. 湧水

1) 湧水調査

市内の湧水に関する情報・事例を収集し、実態を把握することによって、減少傾向にあるとされる市内の湧水の保全及び回復の具体的な方策を検討するため、湧水調査を行いました。

調査は豊水期と渇水期に、市内 54 か所（図 4-2-17）を調査しました。平成 30 年度調査の結果では、豊水期 29 か所、渇水期 22 か所において湧水が確認されました（表 4-2-27）。

湧水箇所数は、前回調査（平成 26 年度比）とほぼ同様でした。

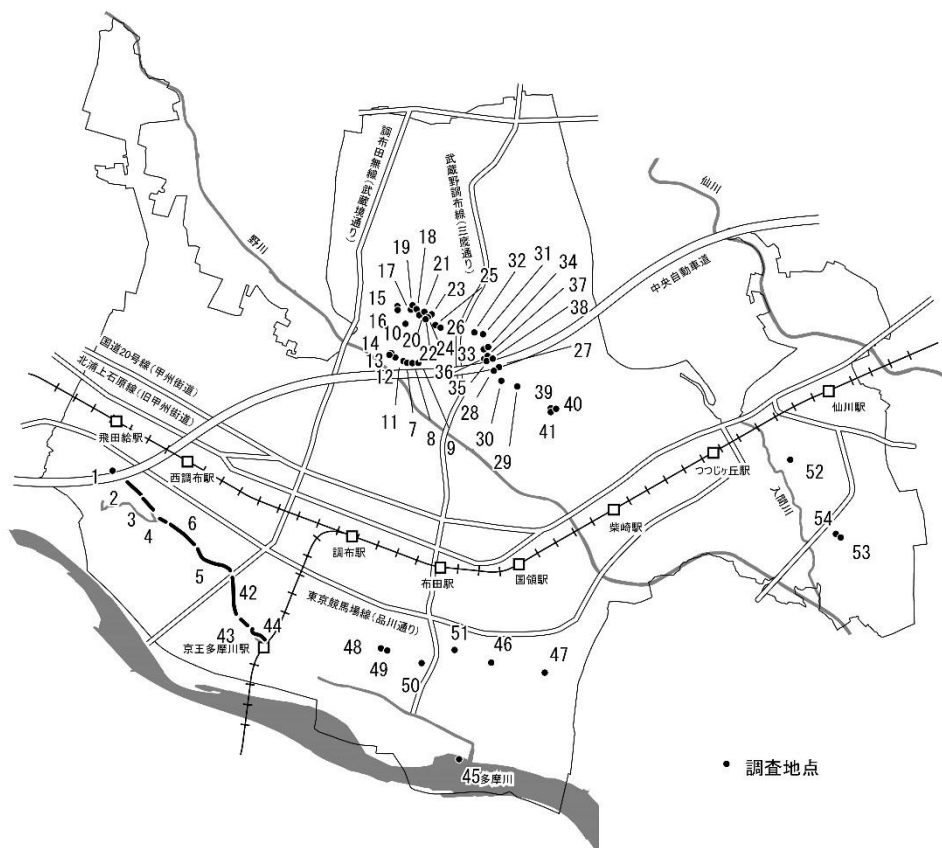


図 4-2-17 湧水調査地点図

表 4-2-27 湧水調査結果

No	住所	名称等	湧水状況調査結果						
			湧水を確認 できなくな った年度	平成23年度		平成26年度		平成30年度	
				豊水 期	渇水 期	豊水 期	渇水 期	豊水 期	渇水 期
1	飛田給2-29	布田崖線下	平成19年度	—	—	—	—	—	—
2	上石原2-18	旧警察庁第七機動隊北側（府中用水）		○	○	○	○	○	○
3	上石原2-19	市立第三小学校南側（府中用水）		○	○	○	○	○	○
4	上石原2-47	社会教育施設用地南側（府中用水）		—	—	—	—	○	—
5	下石原3-23	石原橋上流部（府中用水）		○	○	○	○	○	○
6	下石原3-5	若宮八幡神社南側（府中用水）		○	○	○	○	○	○
7	深大寺元町2	民家	平成10年度	—	—	—	—	—	—
8	深大寺元町2	民家	平成10年度	—	—	—	—	—	—
9	深大寺元町2	民家	平成19年度	—	—	—	—	—	—
10	深大寺元町2-12	池上院北側		○	○	○	○	○	○
11	深大寺元町2-33	深大寺通り民家周辺	平成12年度	—	—	—	—	—	—
12	深大寺元町3	民家	平成19年度	—	—	—	—	—	—
13	深大寺元町3	民家	平成12年度	—	—	—	—	—	—
14	深大寺元町3	民家	平成10年度	—	—	—	—	—	—
15	深大寺元町5-9	水神苑大師茶屋北側駐車場擁壁	平成19年度	—	—	—	—	—	—
16	深大寺元町5-9	そば処湧水北側		○	○	○	○	○	○
17	深大寺元町5-10	水神苑北西側水路		○	○	○	○	○	○
18	深大寺元町5-11	深大寺深沙大王堂北側		○	○	○	○	○	—
19	深大寺元町5-11	深大寺深沙大王堂北側	平成19年度	—	—	—	—	—	—
20	深大寺元町5-11	境内水路		○	○	○	○	○	○
21	深大寺元町5-11	深大寺延命観音堂南側		○	○	○	○	○	○
22	深大寺元町5-14	深大寺境内	平成12年度	—	—	—	—	—	—
23	深大寺元町5-15	深大寺本堂		—	—	—	—	○	—
24	深大寺元町5-15	深大寺釈迦堂階段下		○	—	○	○	○	—
25	深大寺元町5-15	深大寺本坊通用門東側		○	○	○	○	○	—
26	深大寺元町5-15	深大寺不動堂滝口		○	○	○	○	○	○
27	深大寺南町1-25	深大寺自然広場野草園		○	○	○	○	○	○
28	深大寺南町1-25	深大寺自然広場カタクリ群生地下	平成19年度	—	—	—	—	—	—
29	深大寺南町2-17	カニ山キャンプ場広場	平成19年度	—	—	—	—	—	—
30	深大寺南町2-18	カニ山キャンプ場西側	平成19年度	—	—	—	—	—	—
31	深大寺南町4-16	神代農場ワサビ田		○	○	○	○	○	○
32	深大寺南町4-16	神代農場上部流入		○	○	○	○	○	○
33	深大寺南町4-16	神代農場養鱒池下流		○	○	○	○	○	○
34	深大寺南町4-16	神代農場左岸池		○	○	○	○	○	—

表 4-2-27 湧水調査結果（続き）

No	住所	名称等	湧水状況調査結果						
			湧水を確認 できなくな った年度	平成23年度		平成26年度		平成30年度	
				豊水 期	渇水 期	豊水 期	渇水 期	豊水 期	渇水 期
35	深大寺南町4-17	深大寺自然広場西斜面	平成19年度	—	—	—	—	—	—
36	深大寺南町4-17	深大寺自然広場農場境界		○	○	○	○	○	○
37	深大寺南町4-17	深大寺自然広場東斜面		○	○	○	○	○	○
38	深大寺南町4-17	神代農場	平成19年度	—	—	—	—	—	—
39	佐須町5	民家		—	—	○	○	○	○
40	佐須町5	民家	平成19年度	—	—	—	—	—	—
41	佐須町5	民家		○	○	○	○	○	○
42	多摩川1-29	石原橋下流		○	○	○	○	○	○
43	多摩川4-7	京王加-うわ-びんがに西側水底（府中用水）		○	○	○	○	○	○
44	多摩川4-38	京王加-うわ-びんがに内水底（府中用水）		○	○	○	○	○	○
45	上布田町	多摩川府中用水合流点上流ワンド		○	○	○	○	○	不明
46	国領町6	民家	平成19年度	—	—	—	—	—	—
47	国領町7	マンション南側（府中用水）	平成19年度	—	—	—	—	—	—
48	染地1-2	布田崖線下水①	平成19年度	—	—	—	—	—	—
49	染地1-14	布田崖線下水②	平成12年度	—	—	—	—	—	—
50	染地1-15	布田崖線下水③	平成19年度	—	—	—	—	—	—
51	染地2-19	布田崖線下水④	平成12年度	—	—	—	—	—	—
52	若葉町1-23	実篤公園		○	○	○	○	○	○
53	入間町1-8	NTT入間樹林①	昭和60年度	—	—	—	—	—	—
54	入間町1-9	NTT入間樹林②	昭和60年度	—	—	—	—	—	—
		湧水確認箇所数	—	26	25	27	27	29	22

※調査時期

平成23年度（豊水期）平成23年11月18, 21, 22日,（渇水期）平成24年2月15, 16日

平成26年度（豊水期）平成26年9月16, 17, 18日,（渇水期）平成27年2月3, 4, 10日

平成30年度（豊水期）平成30年10月9, 10, 11日,（渇水期）平成31年2月2, 5, 7日

※表中の「○」は、湧水が確認された箇所を示す。

資料：環境政策課

4-3. 騒音

4-3-1. 騒音に係る環境基準

表 4-3-1 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	当てはめ地域	基準値（ L_{Aeq} ）	
		昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下

表 4-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基準値（ L_{Aeq} ）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

表 4-3-3 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（ L_{Aeq} ）	
昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれるとみとめられるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※ 幹線交通を担う道路：高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料：環境省「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン（別添）」

4-3-2. 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

表 4-3-4 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の 区分	当 て は め 地 域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
区域の 区分	当 て は め 地 域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。			

備考 1 測定評価の地点

- (1)道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2)道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として、全時間を通じてエネルギーに平均した値とする。

資料：東京都環境局ホームページ

4-3-3. 道路交通騒音レベルの測定結果

令和元年度は、道路交通騒音レベルの測定を市内5か所で行いました(図 4-3-1)。昼間の環境基準を達成できなかった地点は2か所、夜間の環境基準を達成できなかった地点は2か所でした。また、要請限度を達成できなかった地点はありませんでした。

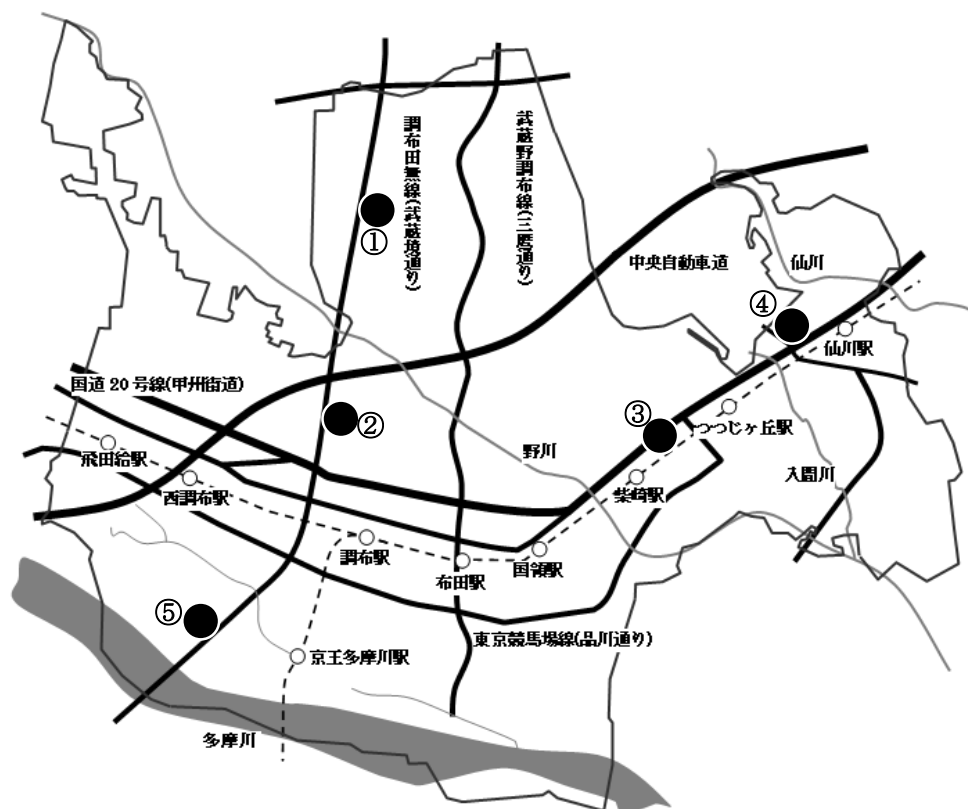


図 4-3-1 騒音測定地点図

表 4-3-5 測定地点の道路交通騒音に係る環境基準値と要請限度

(単位：デシベル)

測定地点	環境基準 類型	要請 限度	路線名(通称名)	車線数	環境基準		要請限度	
					昼間	夜間	昼間	夜間
①深大寺北町 1-1 地先	A	a	都道調布田無線 (武蔵境通り)	4	70	65	75	70
②富士見町 2-16-33 地先	A	a	都道調布田無線 (武蔵境通り)	2				
③西つつじヶ丘 3-19-1 地先	B	b	国道 20 号線 (甲州街道)	4	70	65	75	70
④仙川町 2-6 地先	C	c	国道 20 号線 (甲州街道)	4				
⑤多摩川 2-26 地先	C	c	都道町田調布線 (鶴川街道)	4				

資料：環境政策課

表 4-3-6 測定結果（令和元年度）

測定地点	測定日	昼					夜				
		測定結果	環境基準	環境基準	要請限度	要請限度	測定結果	環境基準	環境基準	要請限度	要請限度
		単位：dB		達成状況	単位：dB	達成状況	単位：dB		達成状況	単位：dB	達成状況
①深大寺北町 1-1 地先	1/15-1/16	58	70	○	75	○	54	65	○	70	○
②富士見町 2-16-33 地先	1/15-1/16	66	70	○	75	○	65	65	○	70	○
③西つつじヶ丘 3-19-1 地先	1/15-1/16	72	70	×	75	○	69	65	×	70	○
④仙川町 2-6 地先	1/15-1/16	72	70	×	75	○	70	65	×	70	○
⑤多摩川 2-26 地先	1/15-1/16	65	70	○	75	○	60	65	○	70	○

表 4-3-7 測定結果（過年度）

（単位：デシベル）

	①深大寺北町 7-6-10 先		②富士見町 2-16-33		③西つつじヶ丘 3-19-1		④仙川町 2-6 先		⑤多摩川 1-51 先	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成 19 年度	61	60	66	64	68	65	73	72	68	65
20	61	60	66	64	68	65	72	71	70	66
21	60	57	65	62	66	66	74	73	67	64
22	63	57	62	62	67	63	71	70	64	60
23	61	56	66	64	66	64	70	68	68	64
24	61	57	67	65	69	65	72	70	69	65
25	63	65	67	66	72	70	71	69	69	65
26	63	60	67	65	72	69	74	72	70	66
27	61	58	68	68	71	69	72	71	70	65
28	63	61	68	67	73	70	74	73	69	65
29	57	52	67	66	72	68	71	71	68	64
30	57	53	66	64	72	69	72	71	67	62
令和元年度	58	54	66	65	72	69	72	70	65	60

資料：環境政策課

1) 道路交通騒音の常時監視結果

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音対策を計画的総合的に行うために、地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、地方自治法第 245 条の 9 の規定に基づき、都道府県及び市が行う法定受託事務です。常時監視は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として通知された「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成 23 年 7 月改正)」により実施しています。

なお、自動車騒音の状況の常時監視とは、状況把握を継続的に行うことであり、365 日 24 時間連続的に監視するというものではありません。

調布市では、道路周辺地域の環境改善を図るため、市内の主要幹線道路を対象として、環境省の面的評価支援システム（一定の住居範囲におけるある 1 点（A）で測定した騒音から、当該居住範囲の全戸（B）の騒音を推計する新たな騒音の計測方法）により、計画的に自動車騒音を測定しています。

表 4-3-8 各区間の評価結果（令和元年度）

道路名 (通称名)	評価区間番号	基準点騒音 レベル(dB)※A		残留騒音 レベル(dB)※A		環境基準 達成率(%)		環境基準 達成戸数(戸)		全戸数(戸) ※B
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
中央自動車道 富士吉田線	90	63	59	43	40	85.4	82.0	1,231	1,181	1,141
中央自動車道 富士吉田線	100	58	54	48	47	99.7	99.7	867	867	870
一般国道 20 号	17010	72	69	43	37	92.3	84.8	6,057	6,057	6,561
調布田無線	40680	58	54	44	37	100.0	100.0	717	717	717
調布田無線	40720	66	65	47	42	96.1	91.4	639	608	665
町田調布線	41180	65	60	46	42	99.3	98.4	1,327	1,315	1,336
町田調布線	41230	62	55	37	34	96.9	100.0	314	324	324

資料：環境政策課

4-4. 振動

4-4-1. 道路交通振動に係る要請限度

表 4-4-1 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法）

（単位：デシベル）

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	基準値
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域・用途地域の定めのない地域	昼間（8時～19時）	65
		夜間（19時～翌日8時）	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間（8時～20時）	70
		夜間（20時～翌日8時）	65

- 備考
- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
 - 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
 - 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている固い場所。
 - ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所。
 - ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所。
 - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいいます。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定対象とする振動に係る指示値から次の表の上覧に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差(デシベル)	3	4	5	6	7	8	9
補正値(デシベル)	3	2		1			

- 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料：「道路交通騒音振動調査報告書」東京都環境局

4-4-2. 測定結果

市内 3 か所で測定を行っています（図 4-4-1）。測定地点ごとの要請限度区分は表 4-4-2 のとおりです。

振動の推移を見ると、過去 10 年間を通して要請限度の数値を達成しています（表 4-4-4）。

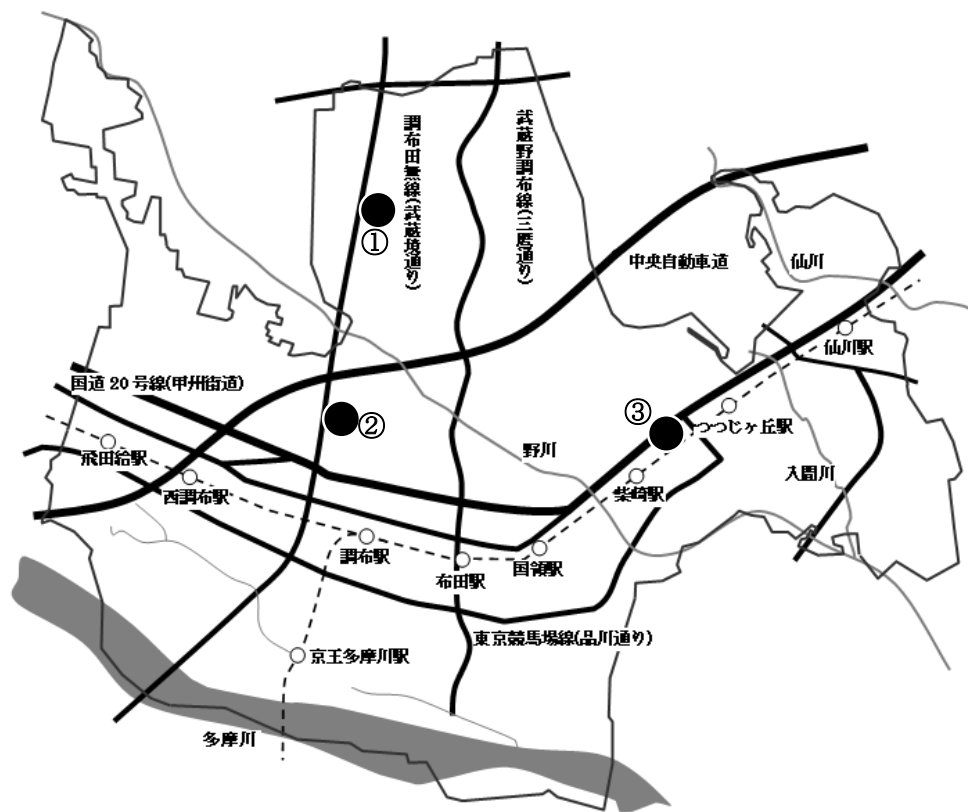


図 4-4-1 振動測定地点図

表 4-4-2 測定地点の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

測定地点	区域の区分	要請限度	
		昼間	夜間
①深大寺北町 1-1 地先	第 1 種区域	65	60
②富士見町 2-16-33 地先			
③西つつじヶ丘 3-19-1 地先			

資料：環境政策課

表 4-4-3 測定結果（令和元年度）

測定地点	測定日	昼			夜		
		測定結果	要請限度	要請限度達成状況	測定結果	要請限度	要請限度達成状況
		単位：dB	単位：dB		単位：dB	単位：dB	
①深大寺北町 1-1 地先	1/15-1/16	45	65	○	40	60	○
②富士見町 2-16-33 地先	1/15-1/16	50	65	○	46	60	○
③西つつじヶ丘 3-19-1 地先	1/15-1/16	51	65	○	47	60	○

表 4-4-4 測定結果（過年度）

（単位：デシベル）

	つつじヶ丘児童館付近		希望の家授産場前		神代植物公園前駐在所付近		仙川キューポート付近	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成 19 年度	48	47	55	51	37	33	—	—
20	50	48	51	50	38	32	—	—
21	47	45	53	50	37	32	—	—
22	40	34	44	47	35	31	—	—
23	45	42	54	49	36	30	—	—
24	43	41	55	50	37	30	—	—
25	53	50	52	50	43	38	—	—
26	43	41	54	50	46	41	—	—
27	41	40	53	51	47	42	—	—
28	44	41	56	51	47	42	—	—
29	—	—	48	44	46	40	54	52
30	46	40	48	44	43	40	—	—

※平成 29 年度について、つつじヶ丘児童館付近は現地踏査の結果により測定せず、仙川キューポート付近を測定地点とした。

資料：環境政策課

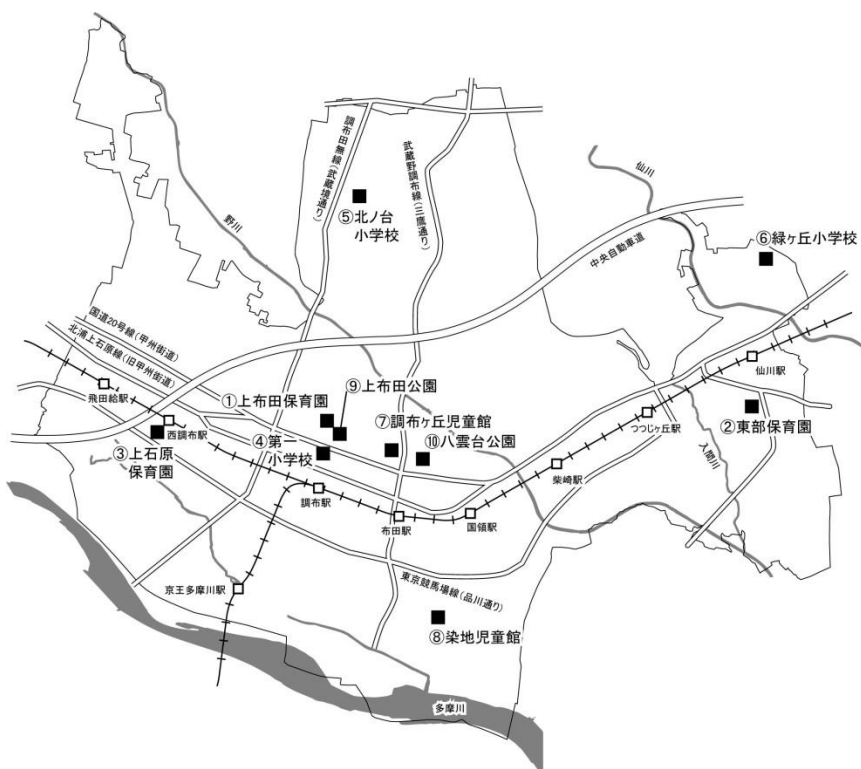
4-5. 放射線

4-5-1. 測定の背景

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能拡散の影響が懸念され、各地で放射線量が測定されています。東京都内における放射線量については、東京都健康安全研究センターが、モニタリングポストによる測定を実施し、結果が公表されています。

調布市の取組として、こうした各専門機関が公表する情報について、市のホームページで紹介するほか、安心安全を確保する観点から、平成 23 年 6 月 3 日から簡易測定器により、市独自の空間放射線量の測定を開始しました。

定点測定場所は、子どもが利用する施設のうち、市内の地域のバランスを考え、10 箇所選定しました（図 4-5-1）。



なお、その他の場所における測定結果等詳細は、市のホームページに掲載しています。

図 4-5-1 定点測定場所

4-5-2. 測定方法等

- 1) 測定器：堀場製作所製 PA-1000Radi（環境放射線モニタ）（図 4-5-2）
- 2) 測定方法：60 秒ごと 5 回の繰り返しによる平均
- 3) 測定高さ：地表から 5cm, 50cm, 100cm をそれぞれ測定（電気通信大学放射能専任教授の指導，助言による）
- 4) 測定器の特徴
 - ① γ （ガンマ）線のみを測定
 - ② 環境放射線（人工放射線だけでなく、宇宙や岩石等から放出される自然放射線を含む）を測定
 - ③ 雨天時には測定値が高くなる傾向がある



図 4-5-2 測定器

4-5-3. 測定結果等

環境省の「除染関係ガイドライン」では、地表から 50cm～1m の高さで放射線量を測定し、1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルト（ μ SV）以上の地域について除染を必要としています。調布市では、これを超える測定値が確認された場合、このガイドラインに沿って除染措置を取り、再測定を行い、経過及び結果については、市のホームページにおいて公表することとしています。

調布市では令和元年度末現在において、除染関係ガイドラインで示す値を超える測定値は確認されませんでした。

なお、空間放射線量の測定結果（市報掲載分）については、表 4-5-1 のとおりです。

表 4-5-1 空間放射線量の測定結果（市報掲載分）

（単位：μSV/時間）

	地点名	測定 高さ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
①	上布田 保育園	5cm	0.068	0.057	0.071	0.063	0.061	0.071	0.070	0.068	0.065	0.054	0.064	0.067
		50cm	0.050	0.057	0.050	0.051	0.055	0.060	0.053	0.060	0.054	0.054	0.071	0.072
		100cm	0.056	0.050	0.044	0.047	0.049	0.058	0.062	0.060	0.056	0.044	0.073	0.079
②	東部保育園	5cm	0.088	0.080	0.075	0.076	0.076	0.077	0.074	0.080	0.078	0.079	0.080	0.077
		50cm	0.078	0.071	0.072	0.066	0.075	0.076	0.072	0.073	0.071	0.074	0.067	0.067
		100cm	0.071	0.065	0.064	0.061	0.069	0.062	0.066	0.068	0.067	0.069	0.065	0.061
③	上石原 保育園	5cm	0.070	0.057	0.058	0.060	0.069	0.061	0.058	0.061	0.070	0.069	0.061	0.069
		50cm	0.067	0.062	0.056	0.051	0.060	0.054	0.055	0.070	0.066	0.074	0.072	0.069
		100cm	0.067	0.053	0.058	0.047	0.058	0.050	0.051	0.072	0.068	0.067	0.067	0.072
④	第一小学校	5cm	0.065	0.068	0.057	0.053	0.052	0.065	0.062	0.057	0.060	0.070	0.062	0.052
		50cm	0.062	0.064	0.055	0.053	0.053	0.060	0.058	0.053	0.062	0.066	0.060	0.055
		100cm	0.059	0.063	0.053	0.053	0.048	0.058	0.058	0.054	0.061	0.067	0.062	0.050
⑤	北ノ台 小学校	5cm	0.060	0.056	0.041	0.049	0.055	0.061	0.056	0.049	0.059	0.071	0.048	0.037
		50cm	0.056	0.059	0.040	0.045	0.051	0.054	0.056	0.049	0.059	0.063	0.051	0.038
		100cm	0.058	0.048	0.037	0.044	0.053	0.056	0.054	0.042	0.062	0.065	0.048	0.040
⑥	緑ヶ丘 小学校	5cm	0.047	0.060	0.047	0.045	0.045	0.046	0.065	0.054	0.049	0.047	0.047	0.045
		50cm	0.046	0.058	0.041	0.045	0.046	0.041	0.059	0.051	0.052	0.046	0.049	0.044
		100cm	0.042	0.053	0.040	0.042	0.041	0.037	0.053	0.045	0.046	0.046	0.045	0.042
⑦	調布ヶ丘 児童館	5cm	0.067	0.054	0.057	0.057	0.079	0.060	0.082	0.059	0.084	0.049	0.078	0.086
		50cm	0.061	0.037	0.050	0.045	0.068	0.046	0.069	0.058	0.082	0.034	0.085	0.089
		100cm	0.063	0.042	0.046	0.037	0.064	0.052	0.066	0.060	0.083	0.056	0.068	0.068
⑧	染地児童館	5cm	0.061	0.050	0.043	0.046	0.067	0.049	0.044	0.049	0.046	0.045	0.041	0.055
		50cm	0.049	0.044	0.045	0.042	0.055	0.058	0.041	0.044	0.040	0.042	0.043	0.064
		100cm	0.044	0.041	0.040	0.041	0.056	0.059	0.043	0.039	0.036	0.039	0.040	0.063
⑨	上布田公園	5cm	0.054	0.053	0.069	0.053	0.049	0.053	0.057	0.065	0.065	0.079	0.066	0.058
		50cm	0.051	0.057	0.051	0.052	0.051	0.050	0.058	0.053	0.056	0.059	0.055	0.058
		100cm	0.051	0.054	0.045	0.059	0.043	0.046	0.050	0.053	0.051	0.055	0.050	0.053
⑩	八雲台公園	5cm	0.040	0.039	0.043	0.045	0.048	0.040	0.047	0.045	0.045	0.041	0.046	0.042
		50cm	0.039	0.038	0.038	0.043	0.041	0.037	0.039	0.045	0.040	0.044	0.042	0.039
		100cm	0.037	0.038	0.036	0.060	0.033	0.036	0.037	0.039	0.039	0.040	0.038	0.041

※各回の測定日は以下の通り。

- (1)：平成31年4月 ※市報ちょうふ令和元年5月5日号
- (2)：令和元年5月 ※市報ちょうふ令和元年6月5日号
- (3)：令和元年6月 ※市報ちょうふ令和元年7月5日号
- (4)：令和元年7月 ※市報ちょうふ令和元年8月5日号
- (5)：令和元年8月 ※市報ちょうふ令和元年9月5日号
- (6)：令和元年9月 ※市報ちょうふ令和元年10月5日号
- (7)：令和元年10月 ※市報ちょうふ令和元年11月5日号
- (8)：令和元年11月 ※市報ちょうふ令和元年12月5日号
- (9)：令和元年12月 ※市報ちょうふ令和2年1月20日号
- (10)：令和2年1月 ※市報ちょうふ令和2年2月5日号
- (11)：令和2年2月 ※市報ちょうふ令和2年3月5日号
- (12)：令和2年3月 ※市報ちょうふ令和2年4月5日号

資料：環境政策課

4-6. 調布市環境モニターの植生調査結果

4-6-1. 調布市環境モニターの概要

市民と市が協働で調布の自然を見守り、自然環境の保全に役立てるため、植物観察を中心に、調布の地形、鳥、昆虫などの自然観察を行っている活動です。この活動の一つとして、多摩川の河川敷の植生調査を行っています。

4-6-2. 植生調査結果の総括

令和元年度の調布市環境モニターにおける植生調査（夏、秋の2回実施）では、2地点の定点調査地点で合計29種の植物の生息を確認することができました。内訳は、低茎草地（観察ポイント①）では16種、高茎草地（観察ポイント②）では13種でした。両地点で共通して生息が確認された種はマメグンバイナズナの1種のみでした。外来種と在来種という観点から両地点を比較すると、両地点とも外来種の構成割合が60～70%となり在来種の生息を外来種が凌いでいることが分かりました。

なお、高茎草地（観察ポイント②）は令和元年9月の台風被害により流失し、今後同等の比較調査が困難です。

4-6-3. 調査結果の詳細

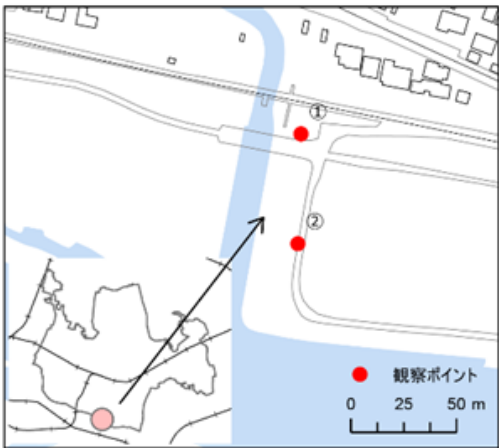


図 4-6-1 調査地位置図

表 4-6-1 調査日と調査地の特徴

観察ポイント①の特徴						観察ポイント②の特徴							
用水に隣接する堤防の裏面下部の平地で、遮蔽物がないため日当たりがよく、風当たりが強い地点である。本地点は定期的な草刈が行われているため、植生環境が安定しない地点となっている。						高茎草地である当該地点は草刈が行われず、安定した草地と考えられる。本年は前年観察されたアレチウリの生息は調査時点では確認されなかった。							
回数	調査日	地形	郡系	草		面積 m×m	2×2	地形	平地	郡系	草	面積 m×m	1×3
第1回	2019/7/6	風当	強	日当	陽	土湿	適	風当	中	日当	陽	土湿	適
第2回	2019/11/10	〃	強	〃	陽	〃	適	〃	中	〃	陽	〃	適

表 4-6-2 観察ポイント① 土手上刈込草地確認種の比較結果

	平成 29 年 5 月 1 日	30 年 7 月 1 日	令和 元年 7 月 1 日
メヒシバ		○	○
キンエノコロ	○		
シマスズメノヒエ		○	○
コセンダングサ		○	○
ヘラオオバコ		○	○
シロツメクサ		○	○
オッタチカタバミ	○		
チカラシバ	○		
カゼクサ		○	○
カラスノエンドウ	○		
ヒメジョオン		○	○
アカツメクサ	○	○	○
カタバミ		○	○
マメグンバイナズナ		○	○
セイバンモロコシ		○	○
ヤハズノエンドウ		○	○
アオカモジグサ		○	○
ネズミムギ		○	○
エノコログサ sp.		○	○
コメツブツメクサ		○	○
種数合計	5	16	16

表 4-6-3 観察ポイント② 河原高茎草地確認種の比較結果

	平成 29 年 5 月 1 日	30 年 7 月 1 日	令和 元年 7 月 1 日
コセンダングサ	○		
メヒシバ	○		
キンエノコロ	○		
シマスズメノヒエ	○		
ヘラオオバコ	○		
シロツメクサ	○		
オッタチカタバミ	○		
チカラシバ	○		
カゼクサ	○		
カラスノエンドウ	○		
アカツメクサ	○		
アレチノハナガサ		○	○
オギ		○	○
ヨモギ		○	○
クイモ		○	○
ハルシャギク		○	○
オカブジラミ		○	○
ナガバギシギシ		○	○
マメグンバイナズナ		○	○
ユウゲシヨウ		○	○
コマツヨイグサ		○	○
クスダマツメクサ		○	○
シナダレスズメガヤ		○	○
コセンダングサ		○	○
種数合計	11	13	13

4-7. 用語集

アスベスト（大気）

天然の繊維状鉱物の総称で、石綿ともいいます。絶縁性、保温・断熱性、耐磨性、耐熱性にすぐれているため、電気製品、自動車部品、建築内装材を中心に幅広く使用されてきました。アスベストの粉じんは針状であり、肺に達すると肺繊維症、悪性中皮腫、肺ガンなど呼吸器系障害を引き起こします。

アルキル水銀（水）

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物といいますが、そのうち、水銀がメチル基（CH₃）、エチル基（C₂H₅）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀といいますが、アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器特に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされています。アルキル水銀は無機水銀に比べて生物による濃縮率が高く、汚染地区では魚介類に高濃度に蓄積されているといわれています。

一酸化炭素（CO）（大気）

無色無臭のきわめて有害な気体です。約9割が自動車から排出され、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、頭痛、吐き気などの症状が現れます。中毒症状になると、呼吸障害から死に至ることもあります。排出ガス規制の強化により、昭和44年をピークに減少傾向にあります。

カドミウム（水）

カドミウムは、青白色の光沢を持つ柔らかい金属です。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかですが、亜鉛と共存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量（約0.1～0.5μg/リットル）が含まれているといわれています。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等があります。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もあります。公害病として有名なイタイイタイ病は、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされています。

光化学オキシダント（Ox）（大気）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光線中の紫外線によって光化学反応を起こして発生する酸化性気体（オキシダント）の総称です。光化学オキシダントの成分はほとんどがオゾンであり、光化学スモッグの原因となります。紫外線の強い初夏から夏にかけて高濃度になり、目や喉が刺激されるだけでなく、呼吸器障害などの人体影響を引き起こすほか、植物にも被害を与えます。

シアン（水）

水中のシアンは、シアンイオン（CN⁻）、シアン化水素（HCN）、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在します。主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品、医薬品製造の中間体等があります。シアンは、青酸カリ（KCN）に代表されるように、毒性が強く成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mg/人といわれています。また、微量でも水生生物に障害を与えます。

四塩化炭素（水）

四塩化炭素は、揮発性有機化合物のひとつで、無色透明の液体で不燃性です。主な用途としては、不燃性の溶剤、ドライクリーニング用等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。また、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書（「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール

ール議定書」) にリストアップされています。

1, 4-ジオキサン（水）

1, 4-ジオキサンは、常圧常温において無色透明の液体で、抽出・精製・反应用溶剤として広く用いられている有機化合物で、弱いエーテル臭を有します。水質への排出は相対的に少ないものの、公共用水域や地下水から検出される事例がありました。このため、1, 4-ジオキサンは公共用水域及び地下水の水質基準に追加されました（2009 年 11 月）。

1, 2-ジクロロエタン（水）

1, 2-ジクロロエタンは、揮発性有機塩素化合物のひとつで、無色透明の液体です。主な用途としては塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。

1, 1-ジクロロエチレン（水）

1, 1-ジクロロエチレンは、揮発性有機塩素化合物のひとつで、無色透明の液体です。主な用途としては、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用が知られています。

シス-1, 2-ジクロロエチレン（水）

シス-1, 2-ジクロロエチレンは、有機塩素化合物のひとつで、無色透明の液体です。主に用途としては、合成樹脂の原料、溶剤等があります。また、シス-1, 2-ジクロロエチレンは、環境中においてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物から脱塩素化により生成されます。人体への影響としては、麻酔作用が知られています。

1, 3-ジクロロプロペン（水）

1, 3-ジクロロプロペンは有機塩素系の農薬で、無色透明の液体です。農薬としては、土壌線虫専用の殺虫剤 D-D 剤（農薬の総称）の有効成分として使用されます。この物質は、土壌に散布するため、地下水汚染の進行が懸念されています。

ジクロロメタン（水）

ジクロロメタンは揮発性有機化合物のひとつで、甘い臭いをもつ無色透明の液体で水に溶けやすい性質があります。主な用途としては、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。廃液等による地下水汚染が懸念されています。

シマジン（水）

シマジンは農薬で白色の固体です。野菜、果樹、芝生に除草剤として用いられます。散布時期は、春秋の雑草発生前で、安定性が高い分、残留性が高くなっています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（水）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とは、硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素のことです。いずれも多量に人体に摂取された場合、メトヘモグロビン血症などの障害を起こすことが知られています。

生活環境の保全に関する環境基準・人の健康の保護に関する環境基準（水）

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の 2 つがあります。健康項目は全国一律の基準ですが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、

農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値が定められており、具体的な水域への類型あてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物学的水質判定（水）

生物学的水質判定の特徴としては、測定時までの数週～数ヶ月間の平均的な汚濁変動を把握できること、生物への有害度を把握できること、汚濁度の示教性を現地である程度把握できることなどが挙げられ、物理化学的水質判定方法（計器や分析による水質判定）を補う方法として採用されています。生物学的水質判定にも様々な判定方法があり、本市では、優先種法、Beck-Tsuda 法、Kolkwits 法及び汚濁指数法の4つから総合的な判定を行っています。

セレン（水）

セレンは灰色の光沢のある固体の物質です。地殻中の存在量は約 0.05mg/kg とわずかですが、自然界に広く存在します。セラミックス、半導体、光電池、整流器等広い用途に使用されています。セレンは生体必須元素ですが、過剰に摂取すると、中毒症状を示します。急性中毒症状としては、粘膜刺激、頭痛や呼吸不全、慢性中毒症状としては、皮膚や胃腸への障害、神経障害等が知られています。

総水銀（水）

総水銀は無機水銀と次項で述べる有機水銀をあわせたものです。水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属です。地殻中の存在量は約 0.08mg/kg で主に赤色硫化物である辰砂（HgS）として産出します。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等に使用されてきました。また金鉱山での金の精錬にも使用されてきました。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されています。水銀化合物中には昇こう（HgCl₂）のように強い毒性を持つものがあります。また慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。

炭化水素(HC)（大気）

炭化水素は炭素と水素だけをもつあらゆる種類の有機化合物の総称であり、気体、液体、固体の三相を呈します。主な発生源は、石油精製工程、自動車、ガソリンスタンド、塗装工場、クリーニングなどであり、石炭から石油へのエネルギー転換、モータリゼーションの進展に伴い、炭化水素による大気汚染が重要視されるようになりました。大気汚染で問題になるのは非メタン炭化水素(NMHC)などのオレフィン族と発ガン性を有する多環芳香族です。非メタン炭化水素は強い活性をもち、太陽光線中の紫外線の下で二酸化窒素と反応して光化学スモッグを発生させる原因物質となっています。

チウラム（水）

チウラムは農薬で白色の固体です。チオカーバメート系の殺菌剤として、種子消毒、茎葉散布剤として単独で、あるいは他剤と混合し使用されています。この物質は、分解が早い環境中での寿命は短いと考えられます。

チオベンカルブ（水）

チオベンカルブは農薬で無色の液体です。水田除草剤として用いられ、雑草の発芽期ないし生育初期に散布します。

テトラクロロエチレン（水）

テトラクロロエチレンは、揮発性有機塩素系化合物のひとつで、無色透明の液体です。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。また、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されています。

1, 1, 1-トリクロロエタン（水）

1, 1, 1-トリクロロエタンは、有機塩素化合物のひとつで、甘い臭いを持つ無色透明の液体です。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等があります。人体への影響としては中枢神経障害が知られています。廃液等による地下水汚染が懸念されています。四塩化炭素と同様に、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされています。

1, 1, 2-トリクロロエタン（水）

1, 1, 2-トリクロロエタンは、有機塩素化合物のひとつで、甘い臭いを持つ無色透明の液体です。主な用途としては、油脂、ワックス、溶剤等があります。人体への影響としては、中枢神経障害と肝障害が知られています。

トリクロロエチレン（水）

トリクロロエチレンは、揮発性有機塩素化合物のひとつで、無色透明の液体です。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。また、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されています。

鉛（水）

鉛は、蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約 13mg/kg です。古くから人類に利用されてきた金属の 1 つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響があります。

二酸化硫黄(SO₂)（大気）

刺激臭を有する赤褐色の気体です。主として重油や石炭などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して発生するガスで、主な発生源は工場からのばい煙や自動車の排出ガスです。空気中の濃度が高くなると呼吸器を冒し、特に昭和30年代後半から40年代の高度経済成長期にはぜん息の患者が増加して大きな問題となりました。また、二酸化硫黄は、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質となっています。

二酸化窒素(NO₂)（大気）

刺激臭を有する赤褐色の気体。主として物が燃焼する時に空気中の窒素と酸素が反応することで発生し、燃焼時は大部分が一酸化窒素ですが、空気中に拡散しながら二酸化窒素に変化します。都内における主な発生源は自動車ですが、そのほかに、工場や家庭からも排出され、呼吸器系疾患の原因ともなっています。

PCB（水）

PCB は粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成有機塩素化合物です。熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、PCB は脂肪組織への蓄積系が高いため、症状は長期にわたるといわれています。また、胎盤透過性があり、乳汁中にも排泄されるため、胎児や乳児にも障害が及ぶとされています。昭和43年に西日本を中心として発生したカネミ油症事件は、米ぬか油の製造過程でPCBが混入したことが原因とされています。

ppm（大気）

百万分率を表す単位です。1ppmは、体積でいえば1立方メートル（100万立方センチメートル）の中に1立

方センチメートルのものが含まれている割合を、重量でいえば1トン（1000kg=1000000g）の中に1グラムのも
のが含まれている割合を示します。

ppmC（大気）

炭素の量として表した ppm。複数の化合物の総量を表すとき、その化合物の中に含まれる炭素の量を ppm で
表す。

砒素（水）

砒素の地殻中の存在量は1.8mg/kgで多くは硫化物として産出します。海水中には2 μ g/リットル程度含まれ
ていますが、一般河川にはあまり含まれていません。しかし、温泉水など火山地帯の地下水には数十 mg/リッ
トルの高濃度で含まれていることがあります。砒素は昔から毒薬として知られてきましたが、現在では半導体
の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されています。人体への影響としては、皮膚の色素沈着、下痢や
便秘等があります。砒素中毒による事故としては、乳分の安定剤への砒素混入が原因とされる森永砒素ミルク
事件（昭和30年）があります。また、鉱山操業時の環境汚染が原因とされる慢性砒素中毒が宮崎県土呂久鉱山
及び島根県笹ヶ谷鉱山の周辺地区で発生しています。

ふっ素（水）

ふっ素は淡黄色の気体で、天然には単体として存在せず、ふっ化物イオン(F⁻)として広く存在しています。
地殻中に約625mg/kg、海水中には約1.4mg/リットル含まれています。主に用途としては、フッ素系樹脂等の製
造原料、侵食作用を利用したガラスのつや消し等があります。人体への影響としては、中枢神経障害が知られ
ています。

浮遊粒子物質（SPM）（大気）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル）以下の物質のことを指します。主な
発生源としてディーゼル車からの排出ガス、焼却施設からのばい煙のほか、土ぼこりなどの自然物質も挙げら
れます。細かい粒子は肺の奥まで吸引されるため呼吸器系疾患を引き起こし、特にディーゼル車の排出ガスは
ベンゾピレン等の発ガン性物質や花粉症への複合影響物質として注目されています。

ベンゼン（水）

ベンゼンは揮発性有機化合物のひとつで、無色透明の液体です。染料・医薬品・農薬等の様々な化学品の合
成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があり
ます。ベンゼンによる事故では、昭和32年から35年にかけて大阪でビニール履物製造作業従事者に発生した中
毒事件がよく知られています。

放射線（大気）

X線や γ 線のような電磁波の放射線と α 線や β 線のような粒子の放射線がありますが、いずれも物質中で
直接あるいは間接的に原子を電離する能力をもつものをいいます。放射線は、放射線源から出てくる、様々な
動きをする目に見えない無味無臭のものです（紫外線より波長が短い電磁波、光に近い高速で動く粒子、中性子
などです）。物質を構成する原子の中を尽かしたり、原子にぶつかって壊れやすくしたりする物質を持っていま
す。

ほう素（水）

ほう素は主にほう酸塩として存在し、地殻中に約10mg/kg、海水中には約4.5mg/リットル含まれています。
植物及び動物にとって必須元素です。主な用途としては、鉄合金等の硬さ増加剤、原子炉の中性子吸収剤、ガ

ラスや陶器のエナメル合成，着火防止剤，燃料合成等があります。人体への影響としては，中枢神経障害が知られています。

要監視項目（水）

要監視項目とは，平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け，「人の健康の保護に関連する物質ではあるが，公共用水域等における検出状況等からみて，直ちに環境基準とはせず，引き続き知見の集積に努めるべき物質」として，平成5年3月に設定したものです。その後，平成11年2月及び平成16年3月に改定が行われ，現在は27項目が設定されています。

六価クロム（水）

クロムは，銀白色の硬くて脆い金属で，地殻中の存在量は，約100mg/リットルです。水中のクロムは通常3価と6価の形で存在し，6価クロムは主にクロム酸（ CrO_4^{2-} ）や重クロム酸（ $\text{Cr}_2\text{O}_7^{2-}$ ）の形をとり，特にpHが酸性のときは酸化力が強く，有毒です。主な用途としては，顔料，電気メッキ等があり，これらの廃液や，クロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されています。人体への影響としては，皮膚潰瘍，鼻中隔穿孔，肺がん等があります。

未来へつなぐ調布の環境
～令和元年度 環境年次報告書～

発行：東京都調布市 令和2年12月

所管：環境部環境政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042(481)7086

印刷：庁内印刷

登録番号
(刊行物番号)

2020-148